

平成 20 年度（2008 年度）

皇 學 館 大 学
自己点検・評価報告書

皇 學 館 大 学

全学自己点検・評価委員会

目 次

刊行にあたって

序 章	3
第1章 理念・目的	
1-A 理念・目的等	13
1) 理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的	13
ア) 建学の精神の確認と大学の目標	13
イ) 各学部学科の教育研究上の目的	14
ウ) 専攻科の目的	15
エ) 大学院研究科の教育研究上の目的	15
オ) 本学が目標とする学生像	16
2) 理念・目的・教育目標等の周知の方法	17
ア) 日常的な場面における浸透	17
イ) 大学行事等を通じた浸透	17
ウ) 学部行事を通じた浸透	18
エ) 教育課程における浸透	18
第2章 教育研究組織	
2-A 教育研究組織	23
第3章 教育内容・方法	
(1) 学士課程の教育内容・方法	
①教育課程等	
3-(1)-①-A 学部・学科等の教育課程	29
<文学部・教育学部>	30
1) 一般教養的科目について	31
2) 基礎・教養教育の実施・運営体制	35
3) 専門的科目について	36
<文学部>	36
<教育学部>	42
4) 専門・一般教養・外国語科目等ならびに必修・選択の量的配分について	44
<文学部>	44
<教育学部>	46
<社会福祉学部>	47
1) 一般教養的科目について	49
2) 基礎・教養教育の実施・運営体制	51
3) 専門的科目について	52
4) 専門・一般教養・外国語科目等ならびに必修・選択の量的配分について	53
3-(1)-①-B カリキュラムにおける高・大の接続	55
<文学部・教育学部>	55

<社会福祉学部>	57
3-(1)-①-C カリキュラムと国家試験	
<社会福祉学部>	59
3-(1)-①-D インターンシップ、ボランティア	
<文学部・教育学部>	60
<社会福祉学部>	61
3-(1)-①-E 授業形態と単位の関係	
<文学部・教育学部>	62
<社会福祉学部>	63
3-(1)-①-F 単位互換・単位認定等	
<全学部>	64
3-(1)-①-G 開設授業科目における専・兼比率等	
<文学部>	65
<社会福祉学部>	66
<教育学部>	67
3-(1)-①-H 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
<全学部>	67
②教育方法	
3-(1)-②-A 教育効果の測定	
1) 教育効果の測定方法について	
<全学部>	68
<文学部・教育学部>	68
<社会福祉学部>	69
2) 卒業生の進路状況について	
<文学部>	70
<社会福祉学部>	72
<教育学部>	74
3-(1)-②-B 成績評価法	
<文学部・教育学部>	74
<社会福祉学部>	76
3-(1)-②-C 履修指導	
<文学部・教育学部>	77
<社会福祉学部>	78
3-(1)-②-D 教育改善への組織的な取り組み	
1) FD活動	
<全学部>	80
2) シラバスの作成と活用状況	
<全学部>	80
3) 学生による授業評価の活用状況について	
<文学部・教育学部>	81
<社会福祉学部>	82
3-(1)-②-E 授業形態と授業方法の関係	
1) 授業形態と授業方法について	
<全学部>	83

2) メディアを活用した授業の導入状況とその運用	
<全学部>	84
③国内外における教育研究交流	
3-(1)-③-A 国内外における教育研究交流	
<全学部>	84
(2) 修士課程・博士課程の教育内容・方法	
①教育課程等	
3-(2)-①-A 大学院研究科の教育課程	
<文学研究科>	
1) 教育課程と研究科の理念・目的との関係	86
2) 修士課程の教育課程	87
3) 博士後期課程の教育課程	89
<社会福祉学研究科>	
1) 教育課程と研究科の理念・目的との関係	91
2) 修士課程の教育課程	92
3-(2)-①-B 授業形態と単位の関係	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	93
3-(2)-①-C 単位互換、単位認定等	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	94
3-(2)-①-D 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	95
②教育方法等	
3-(2)-②-A 教育効果の測定	
1) 教育効果測定方法の適切性	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	96
2) 大学院修了者の進路状況	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	97
3-(2)-②-B 成績評価法	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	98
3-(2)-②-C 研究指導等	
1) 大学院としての組織的研究指導	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	98
2) 履修指導	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	99
3) 指導教員による研究指導	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	100
4) 複数指導制	
<社会福祉学研究科>	100
3-(2)-②-D 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み	
1) ファカルティ・ディベロップメント (FD)	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	101
2) シラバスの作成と活用	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	102
3) 授業評価の活用	

<文学研究科・社会福祉学研究科>	102
4) 修了生による授業評価	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	103
③国内外における教育・研究交流	
3-(2)-③-A 国内外における教育・研究交流	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	103
④学位授与・課程修了の認定	
3-(2)-④-A 学位授与	
1) 学位授与の状況	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	104
2) 学位審査の透明性・客観性	
<文学研究科・社会福祉学研究科>	105
(3) 神道学専攻科の教育内容・方法	
①教育課程等	
1) 教育課程と専攻科の理念・目的との関係	106
②教育方法等	
1) 教育効果の測定	108

第4章 学生の受け入れ

(1) 学部等における学生の受け入れについて	
4-(1)-A 学生募集方法、入学者選抜方法	
1) 学生募集方法	113
2) 入学者選抜方法	114
4-(1)-B 入学者受け入れ方針等	119
4-(1)-C 入学者選抜の仕組み	120
4-(1)-D 入学者選抜方法の検証	122
4-(1)-E アドミッションズ・オフィス入試	122
4-(1)-F 入学者選抜における高・大の連携	123
4-(1)-G 科目等履修生・聴講生等	124
4-(1)-H 外国人留学生の受け入れ	125
4-(1)-I 定員管理	126
4-(1)-J 編入学者、退学者	127
(2) 大学院研究科における学生の受け入れ	
4-(2)-A 学生募集方法、入学者選抜方法	129
4-(2)-B 学内推薦制度	130
4-(2)-C 門戸開放	130
4-(2)-D 社会人の受け入れ	131
4-(2)-E 科目等履修生・聴講生等	132
4-(2)-F 外国人留学生の受け入れ	133
4-(2)-G 定員管理	133

第5章 学生生活

5-A 学生への経済的支援	
1) 奨学金による経済的支援	137

2) その他の経済的支援について	139
5-B 学生の研究活動への支援（大学院）	
<文学研究科>	140
<社会福祉学研究科>	141
5-C 生活相談等	
1) 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生のための相談担当部署	
ア) 指導教員制	142
イ) 保健室・学生相談室について	143
<文学部・教育学部（伊勢学舎）>	144
<社会福祉学部（名張学舎）>	145
ウ) 学生生活意識調査について	146
2) キャンパス・ハラスメント防止等の対策について	147
5-D 就職指導	
<文学部・教育学部（伊勢学舎）>	148
<社会福祉学部>	151
5-E 課外活動	
1) 学生の課外活動	155
2) 資格取得を目的とする課外授業	158
3) 学生代表との意見交換	158

第6章 研究環境

6-A 研究活動	
1) 論文等研究成果の発表状況	
ア) 研究活動の検証システム	163
イ) 論文等の発表状況	164
2) 附置研究所等の活動状況	167
3) 研究助成を得て行われる研究プログラム	174
6-B 教育研究組織単位間の研究上の連携	175
6-C 経常的な研究条件の整備	
1) 個人研究費、研究旅費の額	176
2) 教員個室等の教員研究室	177
3) 教員の研究時間の確保	177
4) 研究活動に必要な研修機会の確保	178
5) 共同研究費の制度化の状況	179
6-D 競争的な研究環境創出のための措置	180
6-E 研究上の成果の公表、発信・受信等	181

第7章 社会貢献

7-A 社会への貢献（生涯学習）	
1) 教育研究の成果の社会への還元など地域社会との交流について	
<伊勢学舎（文学部・教育学部・附置研究所）>	185
<名張学舎（社会福祉学部・附置研究所）>	191
2) 国や地方公共団体等の政策形成への寄与について	194
3) 大学の施設・設備の社会への開放について	196

第8章 教員組織

(1) 学部等の教員組織	
8-(1)-A 教員組織	
1) 学部・学科等の理念・目的等との関係における当該学部の教員組織	201
<文学部>	203
<社会福祉学部>	203
<教育学部>	203
2) 主要な授業科目への専任教員の配置状況	205
3) 専任教員の年齢構成	206
4) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整	207
8-(1)-B 教育研究支援職員	208
8-(1)-C 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	209
8-(1)-D 教育・研究活動の評価	212
(2) 大学院研究科の教員組織	
8-(2)-A 教員組織	
1) 教員組織の適切性、妥当性	214
<文学研究科>	214
<社会福祉学研究科>	214
2) 組織的な教育のための教員の適切な役割分担および連携体制	215
8-(2)-B 教育研究支援職員	216
8-(2)-C 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	217
8-(2)-D 教育・研究活動の評価	218
8-(2)-E 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	219

第9章 事務組織

9-A 事務組織の構成	223
9-B 事務組織と教学組織との関係	225
9-C 事務組織の役割	
1) 教学に関わる企画・立案・補佐機能、意思決定・伝達システムについて	227
2) 専門業務（国際交流・入試・就職）について	228
3) 経営面に関する事務機能について	229
9-D 大学院の事務組織	220
9-E スタッフ・ディベロップメント（SD）	
1) 研修機会の確保について	230
2) 専門性の向上、効率化について	232
9-F 事務組織と学校法人理事会との関係	232

第10章 施設・設備

10-A 施設・設備等の整備	
1) 大学・学部、大学院研究科の施設・設備	
<大学全体>	237
<文学部・教育学部（伊勢学舎）>	238
<社会福祉学部（名張学舎）>	242

2) 情報処理機器などの配備状況	
<大学全体>	244
<文学部・教育学部（伊勢学舎）>	245
<社会福祉学部（名張学舎）>	246
10-B キャンパス・アメニティ等	
<大学全体>	247
<文学部・教育学部（伊勢学舎）>	248
<社会福祉学部（名張学舎）>	250
10-C 利用上の配慮	
1) キャンパス間の移動について	
<大学全体>	250
2) 施設・設備面における障がい者への配慮	
<文学部・教育学部（伊勢学舎）>	251
<社会福祉学部（名張学舎）>	252
3) 各設備の利用時間について	
<文学部・教育学部（伊勢学舎）>	254
<社会福祉学部（名張学舎）>	255
10-D 組織・管理体制	256

第11章 図書・電子媒体等

11-A 図書、図書館の整備	261
11-B 情報インフラ	
1) 学術情報の整備状況や他大学との協力状況について	266
2) 資料の記録・保管について	267

第12章 管理運営

12-A 教授会、研究科委員会	
1) 学部教授会	273
2) 大学院研究科委員会	274
12-B 学長、学部長、研究科長の権限と選任手続	
1) 学長、学部長、研究科長の選任手続	276
2) 学長、学部長、研究科長の権限	277
3) 学長補佐体制	277
12-C 意思決定	278
12-D 評議会、大学協議会などの全学的審議機関	
<大学評議会>	279
<大学委員会>	280
12-E 教学組織と学校法人理事会との関係	280
12-F 法令遵守等	
1) 教員倫理綱領	281
2) 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組み	282

第13章 財務

13-A 中・長期的な財務計画	287
-----------------------	-----

13-B	教育研究と財政	290
13-C	外部資金等	
1)	文部科学省科学研究費	296
2)	特別寄付金（奨学寄付・その他特別寄付）	296
3)	受託研究費など	297
4)	資産運用益等	297
13-D	予算編成と執行	
1)	予算の編成	299
2)	予算の執行	299
3)	予算の管理	300
13-E	財務監査	301
13-F	私立大学財政の財務比率	302

第14章 自己点検・評価

14-A	自己点検・評価	
1)	恒常的な自己点検・評価システムについて	307
2)	自己点検・評価の結果などにより改善・改革を行うための 制度システムについて	309
14-B	自己点検・評価に対する学外者による検証	310
14-C	大学に対する指摘事項および勧告に対する対応	
	〈 文部科学省からの指摘事項に対する対応 〉	311
	〈 大学基準協会による相互評価の助言・勧告への対応 〉	316
	〈 大学基準協会による「改善報告書」に対する 再度報告を求める事項への対応 〉	321

第15章 情報公開・説明責任

15-A	財政公開	327
15-B	情報公開請求への対応	328
15-C	点検・評価結果の発信	329

終	章	333
---	---	-----

刊行にあたって

学長 伴 五十嗣郎

皇學館大学では、平成 3 年に発足させた「教学体制検討特別委員会」において、自己点検・評価のことをテーマとして取り上げて以降、次第に本格的な点検・評価の必要が理解され、その機運が醸成されることとなった。その結果、平成 7 年度より本格的な自己点検・評価に着手し、平成 8 年 6 月、まず『皇學館大學研究要覧 平成 7 年度版』を刊行し、翌 7 月には『皇學館大學自己点検・評価報告書－現状と課題－ 平成 7 年度』を、また、2 ヶ年を費やして、平成 9 年 12 月に『皇學館大學自己点検・評価報告書－学生生活と就職－ 平成 7・8 年度』を刊行することとなった。

その一方、本学は平成元年 9 月より財団法人大学基準協会の賛助会員となり、同 7 年 3 月からは維持会員として加入・登録されて、その相互評価の受審のため、平成 11 年 5 月以来、学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会を頂点に、教育研究委員会・管理運営委員会をはじめ、合計 13 の作業部会を設けて学内組織を整備し、2 年に亘り受審のための点検・評価作業を実施した。

そうした努力によって、平成 13 年 6 月、『皇學館大学自己点検・評価報告書－大学基準協会相互評価報告書－（平成 13 年度）』が完成し、同年 8 月提出となったが、大学基準協会からは、平成 14 年 3 月 8 日付で相互評価に関する認定が承認された。当該報告書は同年 7 月、認定書と合冊して発行され、その評価結果に就いての改善報告書も、平成 17 年 7 月に提出されている。

その後の平成 16 年の学校教育法・大学設置基準の改正に伴い、大学における自己点検・評価の実施と結果の公表が明示されたことにより、文部科学省の認める認証評価機関による大学評価を 7 年以内毎に受審することが義務付けられた。本学は、平成 20 年 5 月 1 日現在での自己点検・評価報告書を大学基準協会へ提出して、平成 21 年度中の認証評価を申請することとなった。本書が、そのための点検・評価と編集作業を終えた報告書である。

本学は、平成 24 年に創立 130 周年・再興 50 周年を迎える。それを記念して平成 15 年以降、学生寮・教育研究棟・総合体育館などの建設や、諸種の研究出版事業の推進等に努めてきた。しかし、すべてが順風満帆ということでは勿論なく、少子化の進行や経済不況、学生の修学力低下等々、取りまく環境は極めて厳しく困難である。このような時こそ、果敢に独自性を表明して、教育研究上でも大学財政上でも有効な改革を施し、社会の要請に応えながら、使命と責任を果していかなばならないと思う。この報告書が、本学の現状と課題を冷静に指摘し、将来に向け、為すべき改革の在り方を示唆するものとなることを、心から願うものである。

この報告書を手にする時、御多忙の中、作成に従事された教職員の皆様の御労苦が偲ばれ、深く感謝申し上げる次第である。御関係の方々に、衷心より敬意を表したい。

I 序 章

序 章

1. 大学基準協会の相互評価を受けるために行った点検・評価の組織体制と実施経緯

本学は、平成7年4月、整備された自己点検・評価に関する諸規程に基づき3つの委員会(全学自己点検・評価委員会、教育研究自己点検・評価委員会、管理運営自己点検・評価委員会)が中心となって、10年を周期とした法人全体に及ぶ自己点検・評価を実施し、結果を公表するとともに、それを本学の教育・研究の水準向上、活性化に生かす姿勢を明確にした。そして、大学基準協会の賛助会員の資格を得、「相互評価」による第三者評価を積極的に受ける体制を整えた。

その後、平成13年に相互評価を申請、平成14年に評価を受けて、維持会員の認定を受けている。また、その助言・勧告に対し学内で3年をかけて改善活動を進め、対応策を含めた「大学基準協会相互評価 改善報告書」を平成17年に提出している。

一方、平成16年にすべての大学が7年ごとに認証評価機関による認証評価を受けることが法的に義務付けられたのに伴い、本学は自己点検・評価について7年を周期として実施する方針に改めた。この方針から平成20年度に大学基準協会に認証評価を受けることをめざして、自己点検・評価の取り組みを推進し、報告書を作成するために平成19年4月25日に全学自己点検評価委員会が開かれ、委員会組織および自己点検・評価のスケジュールが決定された。

(A) 組織体制

点検・評価の組織体制は、「学校法人皇學館大学自己点検・評価規程」(平成7年4月施行)に基づき3種類の委員会(全学自己点検・評価委員会、教育研究自己点検・評価委員会、管理運営自己点検・評価委員会)が中核となった。それぞれの任務は、下記の通りである。

(1) 全学自己点検・評価委員会〔略称「全学委員会(Z委員会)」〕

理事長、常務理事、学長、各研究科長、各学部長、学生部長、附属図書館長、情報処理センター長、各学科主任、神道研究所長、史料編纂所長、神道博物館長、地域福祉文化研究所長、高等学校長、中学校長、事務局長、総合企画室部長で構成され、理事長が委員長をつとめた。この委員会の下に作業部会(Z1作業部会)が設けられ、大学基準協会の相互評価申請書類の調整を担当した。

(2) 教育研究自己点検・評価委員会〔略称「教育研究委員会(KK委員会)」〕

学長、各研究科長、各学部長、学生部長、附属図書館長、情報処理センター長、選出教員(学部・附置研究機関の教員と大学院担当の教員から選出される)、総合企画室部長、各学部の事務部長で構成され、学長が委員長をつとめた。教育研究委員会は3つの個別委員会(KKA委員会、KKB委員会、KKC委員会)を設け、それぞれ以下のように大学基準協会の主要点検評価項目を担当した。KKA委員会は「第1章 理念・目的」、「第2章 教育研究

組織」、「第3章 教育内容・方法」、「第4章 学生の受け入れ」、「第6章 研究環境」、「第8章 教員組織」の項目を担当した。KKB 委員会は「第5章 学生生活」を担当した。KKC 委員会は「第11章 図書・電子媒体等」の項目を担当した。なお、具体的な作業に際して、KKA 委員会は、文学部・教育学部および社会福祉学部に関してそれぞれ2つの作業部会を設けた。

(3) 管理運営自己点検・評価委員会 [略称「管理運営委員会 (KU 委員会) 」]

常務理事、学長、各研究科長、各学部長、学生部長、附属図書館長、情報処理センター長、教育研究委員会選出教員、高等学校長、中学校長、事務局長、総合企画室部長、各学部事務部長、総務部長、財務部長、学校事務部長で構成された。管理運営委員会は2つの作業部会(KU1、KU2)を設け、KU1 作業部会は「第7章 社会への貢献」、「第10章 施設・設備」、「第12章 管理運営」、「第14章 自己点検・評価」を担当し、KU2 作業部会は「第9章 事務組織」、「第13章 財務」、「第15章 情報公開・説明責任」を担当した。

(B) 開催と審議・作業記録 (自己点検評価委員会開催一覧)

①全学自己点検・評価委員会

平成 19. 4. 25

- ・委員会組織について審議
- ・自己点検評価のスケジュールについて審議
- ・全学自己点検・評価委員会委員、教育研究自己点検・評価委員会委員、管理運営自己点検・評価委員会委員について報告
- ・全学自己点検・評価委員会副委員長の指名について報告
- ・管理運営自己点検・評価委員会委員長の指名について報告
- ・点検・評価の大項目の再確認

平成 20. 4. 2

- ・第1次草稿について審議
- ・平成20年度スケジュールについて審議
- ・「刊行にあたって」、「序章」、「終章」の担当者について審議
- ・第1次草稿の現状について報告
- ・Z1 作業部会の現状について報告

平成 20. 12. 12

- ・草案について審議
- ・「評価結果」の公表方法について審議
- ・大学評価の行程について報告
- ・提出資料について報告

②教育研究自己点検・評価委員会

平成 19. 4. 25

- ・管理運営自己点検・評価委員会委員の選出
- ・委員会組織について審議
- ・全学自己点検・評価委員会委員、教育研究自己点検・評価委員会委員、管理運営自己点検・評価委員会委員について報告
- ・副委員長の指名について報告
- ・自己点検・評価のスケジュールについて報告
- ・点検・評価の大項目の確認

平成 20. 4. 2

- ・第1次草稿（教育研究）について審議
- ・平成20年度スケジュールについて報告
- ・第1次草稿の現状について報告
- ・Z1作業部会の現状について報告

③管理運営自己点検・評価委員会

平成 19. 5. 23

- ・委員会組織について審議
- ・全学自己点検・評価委員会委員、教育研究自己点検・評価委員会委員、管理運営自己点検・評価委員会委員について報告
- ・委員長の指名について報告
- ・副委員長の指名について報告
- ・自己点検・評価のスケジュールについて報告
- ・点検・評価の大項目の確認

平成 20. 4. 2

- ・第1次草稿（管理運営）について審議
- ・平成20年度スケジュールについて報告
- ・第1次草稿の現状について報告
- ・Z1作業部会の現状について報告

④KKA 委員会

平成 19. 5. 30

- ・今後の点検の進め方について審議

平成 19. 7. 4

- ・分担担当者の決定
- ・点検項目の確認・峻別
- ・スケジュールの確認

平成 19. 10. 31

- ・各点検項目草案（骨子）について審議

平成 20. 3. 10

- ・第1次草稿について審議

⑤KKB 委員会

平成 19. 5. 25

- ・今後の点検の進め方について審議

平成 19. 7. 11

- ・分担担当者の決定
- ・点検項目の確認・峻別
- ・スケジュールの確認

平成 19. 8. 28

- ・到達目標について審議
- ・各点検項目（中間報告）について審議

平成 19. 9. 26

- ・学生生活への配慮（大項目）の到達目標について審議
- ・各点検項目について審議

平成 19. 11. 22

- ・報告書草案（骨子）について審議

平成 19. 12. 21

- ・報告書（第1次草案）について審議

⑥KKC 委員会

平成 19. 5. 31

- ・今後の点検の進め方

平成 19. 7. 30

- ・各学部図書館提出資料について審議
- ・アンケート項目について審議

⑦KU1 部会

平成 19. 6. 11

- ・今後の点検の進め方について審議

平成 19. 7. 31

- ・分担担当者の決定
- ・点検項目の確認・峻別
- ・スケジュールの確認

平成 19. 11. 16

- ・報告書（第1次草案）について審議

⑧KU2 部会

平成 19. 5. 25

- ・今後の点検の進め方について審議

平成 19. 6. 22

- ・今後の点検の進め方について審議
- ・「財務」、「情報公開・説明責任」、「事務組織」の担当について審議

平成 19. 8. 20

・報告書（骨子）作成の中間報告について審議
平成 19. 9. 28

・報告書（骨子）作成の中間報告について審議
平成 19. 11. 6

・報告書草案について審議

⑨Z1 作業部会

平成 20. 2. 27

・第 1 次草稿について審議

平成 20. 4. 2

・第 1 次草稿点検分担について審議

平成 20. 5. 14

・第 1 次草稿点検結果の返却について審議

平成 20. 8. 22

・第 2 次草稿点検結果の確認・返却について審議

平成 20. 9. 12

・第 3 次草稿点検について審議

・今後のスケジュールについて審議

2. 大学基準協会の相互評価を受けるために作成した「点検・評価報告書」の編集体制・編集方針

KKA 委員会、KKB 委員会、KKC 委員会、KU1 作業部会、KU2 作業部会が各々担当部分の原稿を執筆し、その原稿を Z1 作業部会が点検し、これを各担当委員会あるいは部会に修正・加筆を求め、これをさらに Z1 作業部会が点検して調整する編集体制をとった。各章の点検・評価および執筆担当委員会ないし部会は以下のとおりである。

KKA 委員会：「第 1 章 理念・目的」、「第 2 章 教育研究組織」、「第 3 章 教育内容・方法」、「第 4 章 学生の受け入れ」、「第 6 章 研究環境」、「第 8 章 教員組織」

KKB 委員会：「第 5 章 学生生活」

KKC 委員会：「第 11 章 図書・電子媒体等」

KU1 作業部会：「第 7 章 社会への貢献」、「第 10 章 施設・設備」、「第 12 章 管理運営」、「第 14 章 自己点検・評価」

KU2 作業部会：「第 9 章 事務組織」、「第 13 章 財務」、「第 15 章 情報公開・説明責任」

編集は、次のような基本の方針のもとで行った。

- 1) 大学基準協会の提示する「各分科会が評価する点検・評価項目」に従って点検・評価し、可能な限り主要・点検評価項目の中項目ごとに、「現状の説明」、「点検・評価」、「改善方策」の順序で記述する。また、到達目標については大項目ごとに記述する。

2) 記述は、大学基礎データ調書に基づき、客観的かつ簡潔な文章を心がける。

II 本章

第1章 理念・目的

第1章 理念・目的

1-A. 理念・目的等

皇學館大学の理念・目的・教育目標は、次に掲げる学校法人皇學館の設置目的に基づいている。

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従った学校教育を行い、神道の精神に則り、わが国の歴史・伝統に基づく文化を究明し、祖国を愛する心を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを目的とする。（学校法人皇學館寄附行為第3条）

1) 理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的

・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明】

ア) 建学の精神の確認と大学の目標

本学は、明治15年(1882)4月30日、神宮祭主久邇宮朝彦親王の令達により林崎文庫(伊勢市)に設置された「皇學館」を直接の淵源とする。そして、明治33年(1900)2月18日に本館総裁・神宮祭主賀陽宮邦憲王より賜った令旨に示された皇學館教育の旨趣を、以降、立館の本旨、建学の旨趣・精神・使命として受け継ぐところである。その令旨は、次のとおりである。

神宮皇學館教育ノ旨趣ハ、皇国ノ道義ヲ講ジ、皇国ノ文学ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ倫常ヲ厚ウシ、文明ヲ補ハントスルニ在リ。夫レ業勤メザレバ精ナラズ、事習ハザレバ達セズ。況ンヤ本館期スル所ノ学ノ重且ツ大ナルニ於テヲヤ。本館学生深ク此旨ヲ体シ、常ニ師長ヲ敬重シ、館則ヲ遵守シ、黽勉努力、以テ他日ノ成業ヲ期シ、夙夜肯テ怠ルコト勿レ。

本学は、明治36年に内務省所管の官立専門学校となり、昭和15年文部省所管の官立大学として展開をみてきたが、昭和20年(1945)12月15日の連合軍総司令部(GHQ)発令の神道指令により、昭和21年(1946)3月31日に「神宮皇學館大學官制」が廃止され廃学となった。

しかしながら、卒業生が中心となって再興を図り、昭和37年私立大学として文学部の2学科(国文・国史)をもって再スタートをきった。再興された本学は、先に掲げた神宮皇學館・神宮皇學館大学以来の建学の精神を継承しつつ、以下に掲げるように、

本学はわが国民族の歴史と伝統とに基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする。（皇學館大学学則第1条）

を大学の理念・目的・使命としている。

再興後の本学は、大学院の設置、学科の増設、研究所の開設など教育研究の充実につとめてきたが、平成10年4月には三重県及び名張市との公私協力方式により社会福祉学部を開設(名張市)、さらに20年4月には文学部教育学科の発展形態として教育学部(伊勢市)を設置し現在にいたっている。

こうしたなかで、本学では開学時の学則を踏まえ、平成17年12月に第1次中期計画答申において、明治33年の賀陽宮邦憲王令旨に示された皇學館教育の旨趣に基づく建学の「精神の基本」と「大学の目標」が確認され、それを大学構成員の共有するところとして位置づけるに至った。それぞれは、次のとおりである。

精神の基本

日本の神々を祀る神道を基盤として、皇室や神宮を崇め、祖先を敬い、国を愛し、歴史・伝統・文化を尊ぶ心を育む。この精神を中核として、学生は国家社会に貢献できる人物に努力し、教員は世界に通用する学問と教育成果をあげられるように努める。この原点を忘れないと同時に、時代状況に応じて国家社会を適切に導いて行くための柔軟な精神もまた尊重される。

大学の目標

- ①わが国の歴史・伝統を継承・究明・応用して社会の要請に応える学園の創造
- ②神道精神に基づく人間性豊かな立派な日本人の育成
- ③自立心に富み、社会の各領域においてリーダーとして貢献できる人材の養成

イ) 各学部学科の教育研究上の目的

平成20年4月より、本学は文学部・社会福祉学部・教育学部の3学部体制となり、文学部・教育学部は伊勢学舎(三重県伊勢市)、社会福祉学部は名張学舎(三重県名張市)の両キャンパスにおいて教育研究の展開が図られているが、いずれも「大学の目標」を踏まえて、各学部学科の「教育研究上の目的」を学則上(第3条の2)に明記(平成19年4月1日施行)しており、それらは次に掲げるとおりである。なお、学部における「教育上の目標」は各学部の項において述べることとする。

学部名	学科名	教育研究上の目的
文学部	神道学科	日本人が守り伝えた民族固有の信仰であり日本文化の根源である神道を、祭祀学・古典研究・神道史学・神道神学・宗教学などの分野を通して教育・研究するとともに、将来、神職をはじめ各界において指導的な役割を果たす人材を育成する。

	国文学科	日本文化の中核を成す国語と国文学を教育・研究することにより、豊かな感受性、柔軟な思考力、的確な表現力を身につけ、日本文化の担い手としての自覚を有しつつ、現代社会の諸課題にも積極的に対処し得る自立した人材を育成する。
	国史学科	日本の歴史と伝統に根ざした祖国愛の精神を基軸とし、史料主義・原典主義にたつて、バランスのとれた中正なる歴史認識を確立することによって、日本人として多様な現代社会を冷静に読み解き、将来を展望する見識ある人材を育成する。
	コミュニケーション学科	現代の日本社会で必要とされるコミュニケーションの能力と、英語力を実践的に身につけ、あわせてその背景となる知識や理論また伝統文化の教育・研究によって、現代社会の多彩なコミュニケーションの場を担いうる、すぐれた人材を育成する。
社会福祉学部	社会福祉学科	主体的な学びを通して知性を豊かにし、高い倫理観と豊かな感性を養い、社会福祉の基礎と実践力を身につけた専門的素養のある人材を育成する。
教育学部	教育学科	日本の伝統と文化に根ざした豊かな人間性を備え、教育諸科学に係る専門的知識や技能を活用して、現代の教育課題の解決に向けて実践的に即応する能力を有する人材を育成する。

ウ) 専攻科の目的

本学は文学部神道学科の基礎のうえに、修業年限1年を基本とする神道学専攻科を設置しており、次の目的をもって教育展開を行っている。

専攻科は、学部学科の基礎のうえに、精深な程度において専門の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。(専攻科規程第2条)

エ) 大学院研究科の教育研究上の目的

本学大学院は、文学研究科(伊勢学舎)と社会福祉学研究科(名張学舎)の2研究科をおいている。大学院学則に掲げる各研究科専攻・課程とその「教育研究上の目的」は以下に掲げるとおりである。

研究科名	専攻名	課程名	教育研究上の目的
文学研究科	神道学専攻	博士課程	神道精神を身につけ、日本文化の歴史と伝統を研究することにより、神道に関わる深い造詣を有する神職及び広い視野から神道を研究する能力を有する人材を育成する。
	国文学専攻		国語や国文学の文献・現象を適切かつ深く解釈する能力と、広い視野から独自の問題を見出してその研究を行う能力を有する人材を育成する。
	国史学専攻		国史に関する史資料の正確な読解能力を鍛えとともに、中正な歴史観の養成を通して、高度な研究能力と、深い歴史的洞察力を有する人材を養成する。
	教育学専攻	修士課程	現代の教育課題を正確に理解し、教育学や心理学等の専門的知識を活用することによって、実践的に即応することのできる、高度専門職業人を育成する。
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士課程	現代社会の福祉課題を考察し、社会福祉理論の究明をはかり、実践的能力を開発するとともに、福祉の諸領域で高度の専門性を発揮しうる人材を育成する。

オ) 本学が目標とする学生像

平成7年度の『皇學館大學自己点検・評価報告書－現状と課題－』において指摘されているように、約8割の教員は建学の精神が本学の教育に生かされていると認識している。その後、建学の精神に関する本格的な調査は行われていないが、このような認識の主要な根拠は、神社界・教育界をはじめ公務員、企業などに送り出した卒業生が、厚い信頼と高い評価を得て活躍していることにある。社会的には、責任感が強く、礼儀正しく、誠実に職務を遂行し、親切で明るい豊かな人間性を備えた人材を輩出しているという評価が定着していることによる判断からである。

また、在学生にあっては、言語対応に礼節があり、学問的躰ができていくという声が外部から聞かれ、さらに日本の歴史・伝統を尊重する姿勢や神宮・神社への敬虔な態度が見られる。これらは、建学の精神が人材養成に大いに生かされていることを示していよう。そしてこの事は本学の大きな長所といえる。

このような卒業生及び在学生への内外の評価を、大学の組織展開、学部学科再編のなかで如何に生かして行くかが本学においては重要な問題意識として常に留意される所であり、後述するようにさまざまな形でその取り組みを行っている。特に、近年は全体として、入学生の質的变化にともない、全学的に従来の長所をそのまま維持することが難しい状況に直面していることも事実である。現代の若者の一般的な傾向からすれば、本学学生の資質は建学の精神をふまえた総合的な人間教育によってなお上記のような長所を備えた

学生が過半を占めるものの、その数が減少傾向にあることは否めない。その変化に対する危機感は教職員間に共有されており、具体的な改善策が毎年検討され、従来の本学独自の教育諸行事に加えて、改めて本学の建学の精神と大学の目標を学生に示すと共に、導入教育の充実、教養教育のカリキュラム改革や教育内容の検討をはじめとするFD活動の推進が計られている。

専攻科・大学院における学生像も学部におけるそれと基本的に共通するところであるが、専攻科学生は、基本的な履修年限が1年であり、短期的に本学学生としての自覚を高めるために担当の教員を置き、専攻科として独自にまとまりながら、大学行事・学部行事への積極的な参加を促している。院生については、各研究科・専攻の教育目的と人材育成を目指す上で、研究素質や能力、研究者としての姿勢を確実なものとするため、また高度職業人としての資質を高めるために指導教員による個別指導に力を注ぎ、さらに大学院のFD活動として本学修了の院生としてふさわしい育成が図られている。

2) 理念・目的・教育目標等の周知の方法

・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状説明】

本学では、建学の精神・大学の目標・教育の目的等の浸透のために、日常的な場面や大学行事・学部行事等を通してそれを図るとともに、教育課程においてその共通理解に向けた取り組みを次のように行っている。

ア) 日常的な場面における浸透

学生が学ぶ両キャンパスにおいては、教室・図書館をはじめ重要施設の各所に建学の精神・大学の目標・教育の目的等を記したパネルを掲出し普段にそれを見る機会を設けている。また、伊勢学舎では大学附置の神道博物館並びに教室施設である記念館に大学史にかかるコーナーが設けられ、また名張キャンパスでは大学会館の一廊に写真やパネルなどの方法により大学史関係の資料を示し、理解を深める取り組みを行なっている。

また、全学生に配布する『学生便覧』『シラバス・履修要項』、大学公式ホームページを活用してそれらを示している。

専攻科及び大学院学生についても学部学生と同様に情報を提供し浸透を図っている。

イ) 大学行事等を通じた浸透

本学では諸行事を、大学行事と学部行事とに大別しており、それら行事を通して理解を深めることとしている。大学行事として、入学式・卒業式に建学の精神が示された「賀陽宮邦憲王令旨」を学長が冒頭で拝読し、また伊勢神宮の大祭である「神嘗祭」(10月17日)には教職員が学生を引率し神宮参拝を実施するとともに、大学発祥の地である「林崎文庫」(史跡)を訪問し、そこでは大学の歴史及び建学の精神にかかる説明を行い、体験的に理解を進めることを図っている。

また、伊勢キャンパスにおいては、月例参拝として毎月17日を原則として伊勢神宮への

参拝行事を行い、名張キャンパスは伊勢神宮より距離的に隔たっている関係上、校地内に伊勢神宮の神々を奉斎する「名張学舎鎮守 神明宮」を設け、月例参拝が行なえるように開放し、特に4月の神明宮例祭は伊勢キャンパスの教員・学生の祭典奉仕の協力を得て、教職員・学生参列のもと斎行している。

専攻科・大学院学生については、入学式・卒業式など大学行事は学部学生と同様に実施している。

ウ) 学部行事を通じた浸透

伊勢キャンパスにおいては、大学再興以来の伝統行事として春季に1日を参拝見学旅行にあて、近隣の神宮施設、神社を含む博物館、史跡訪問を実施し、間接的に建学の精神にふれる機会を設けている。また、両キャンパスでの大学祭においても、その開始にあたっては学生を中心に祭典儀式を斎行し、さらに、他にも祭典儀式が行なわれる場合は、学友会総務部の学生代表が参列する慣例をとるなど学生リーダーが本学の性格を認識する機会としている。

エ) 教育課程における浸透

両学部ともにオリエンテーションにおいて、学長・学部長が建学の精神、各学部の教育目標などを講話するプログラムを設定しているとともに、授業科目においてその浸透を図ることとしている。伊勢キャンパスにおいては、文学部・教育学部共通科目として「皇学」を必修単位として学ぶ機会を設け、名張キャンパスでは1年次のキャンパスセミナーのプログラムにおいてそれを展開している。それぞれの内容は各学部の教育内容において述べることにする。

【今後の留意点】

本学建学の精神は、その基礎に神道精神を置くところに特徴がある。しかしながらそれは神道以外の歴史、文化、価値観を排除するものではない。大学における真理探究をめざす学問研究は高邁な動機に基づき、公正中立、その自由は尊重されるという立場である。

一方、教育の場面においては、大学の目標、学部学科・専攻科・大学院の教育目的を実現する上での達成状況を検証する必要がある。そのためには大学構成員がその理解につとめ、相互に確認する機会が必要である。前述のように本学では、日常的に、また諸行事等を通してその機会を有しており、その浸透を図ることにつとめている。

しかしながら、浸透へ向けた取り組みのためには、その内容が一方向的に提示されるだけでは効果的とはいえない。そのためには、双方向的な理解を促す方策の開発も必要であろう。多様な学生が学ぶ今日の状況において、本学で学ぶ意義への理解を深めることには不断の努力が求められ、また各学部学科・専攻科・大学院の教育目的にそった人材育成は、本学のFD活動と密接に連動させながら展開することに留意が必要である。

これを受けて、学内での具体的な方策として実施されたのが、学部におけるカリキュラム改革と導入教育である。また、神道学専攻科においては、多様な学びを経験してきた学

生を短期的な教育課程のなかで、大学院においては社会人入学生や留学生、長期履修生(修士課程においては最長4年間)への浸透を図るための工夫はさらなる開発が必要となっている。

さらに、多様な学生が入学してくるなかで、本学の建学の精神、教育目標などについて密度の濃い教育を実現していくためには、教職員の資質の向上、不断の研鑽をもととする教育の質の向上を目指さねばならない。そのために、平成18年に教員の倫理綱領にあたる「皇學館大学教員の心得」を明文化して周知をはかり、また平成19年度から「学長補佐」を新設し、教学上の諸課題について学長の諮問をうけて施策立案する体制強化をはかり、新入職員(教育職員・事務職員)へは、新学期開始期に研修を実施して皇學館の目指す教育についての理解を進め、平成20年度から「教育開発センター」を設置し、教育力の向上を総合的に検討具現する体制を整えた。

このような体制強化と方策とが効果をあげるべく、不断の検証と改善への取り組みが、学長のリーダーシップのもと組織的に、また個々の大学構成員が主体的に行なえるよう今後とも留意すべき点である。

第 2 章 教育研究組織

第2章 教育研究組織

【到達目標】

- ア 大学の目標に対応するため、定期的に教育研究組織を点検し評価する。
- イ 組織間の十分な連携を図る。

2-A 教育研究組織

・当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連

【現状説明】

本学は昭和37年4月、旧神宮皇學館及び神宮皇學館大學の建学の精神を継承し、文学部のみで発足した。神宮皇學館は明治15年（1882）に創立され、その建学の精神の趣旨は、わが国の歴史に根ざした正しい道を講述し、日本の文化を習得し、これを実践し健全な道徳生活を確立して、文明を進展せしめようとするところにある。この建学の精神は昭和15年官立大学に昇格した神宮皇學館大學の建学の精神として受け継がれ、さらに昭和37年、私学として再興した本学もまたこれを継承している。

教育研究組織は、平成20年4月現在、3学部（文学、教育学、社会福祉学）と2研究科（文学、社会福祉学研究科）を開設しており、他に神道学専攻科がある。また、大学附置機関として、2研究所（神道研究所、史料編纂所）と佐川記念神道博物館を、社会福祉学部附置機関として、地域福祉文化研究所を開設している。

文学部は、昭和37年4月の再興時には国文学科、国史学科の2学科であったが、昭和50年4月には地域社会の要望に応じて教育学科を増設し、教育学の研究とともに、小学校及び幼稚園の教員養成に努めてその実績をあげてきた。また、昭和52年4月には建学の精神を具現化するために神道学科を増設した。平成12年4月には、コミュニケーション学科を増設し、日本文化と異文化理解に関する教育を行っている。

社会福祉学部は、福祉に貢献する実践的人材の養成を目的として平成10年4月に名張市に設置した。社会福祉学部は社会福祉学科1学科より成り、同学科には、「社会福祉学」「こども福祉学」の2専攻を置き、さらに社会福祉学専攻には、「福祉支援」「保健福祉」「社会情報」「特別支援教育」「介護福祉」の5コースを設けている。

教育学部は、平成20年4月に文学部教育学科を母体として設置した。教育学部も教育学科1学科から成り、「学校教育」「幼児教育」「スポーツ健康科学」の3コースを設けている。

大学院は、わが国の伝統文化の究明とその発揚を目的とし、昭和41年4月に大学院修士課程文学研究科国文学専攻、国史学専攻を開設し、さらに同48年には同博士課程を開設、以来それぞれの専門の分野において教育・研究機関としての役割を果たしてきた。平成2年4月には同研究科に神道学専攻修士課程を開設した。平成16年4月には、神道学専攻博士後期課程を、また教育学専攻修士課程を増設した。また平成14年4月には高度な専門知識と実践的な臨床技術を兼ね備えた人材育成を目的とした社会福祉学研究科社会福祉学専

攻修士課程を開設した。

神道学専攻科は、昭和 56 年 4 月に学部学科の基礎の上に精深な神道学を教授し、その研究を指導することを目的として設置した。

研究所については、神道研究の一層の充実を目指して昭和 48 年 4 月に文学部附置研究所として神道研究所を、また、わが国の歴史と文化を究明するための史料の蒐集・研究及び編纂をおこなう研究機関として昭和 50 年 2 月に文学部国史学科に史料編纂室を設置した。いずれも昭和 53 年 4 月には大学附置機関に位置づけ直し、史料編纂室は名称も「史料編纂所」と改めて現在に至っている。神道研究所は、大嘗祭の研究・伊勢神宮の総合的研究等の神道に関する高度の学術研究を行い、史料編纂所は、六国史編年史料・神宮史料等の編纂をおこなって、斯界の発展に貢献している。

佐川記念神道博物館は、平成元年 4 月に、わが国の歴史・文化の源泉である神道並びに神社の紹介を通じ、現在に至るまでの連綿として培われ受け継がれてきた日本の文化及び歴史・伝統・信仰・思想等の様子を正しく伝えることを目的とし設置した。

平成 15 年 4 月には、社会福祉学部の附置研究所として地域福祉文化研究所を設置し、「大学の知」の地域社会への還元、自治体の諸福祉計画策定への参画、国際的な異文化との交流・比較文化研究、神道的福祉の可能性の研究などの活動により、時代と地域社会の要請に答えている。平成 17 年 4 月には、近鉄名張駅前に「まちなか研究室」を開設し、「まなび塾」「ちょっとちょっと講義」と名付けた講義など、市民向け発信プログラムを実施している。

平成 20 年度における本学の教育研究組織は [表 2-1] の通りである。

表 2-1 教育研究組織

学部	大学院
文学部	文学研究科
神道学科	神道学専攻(博士前期・博士後期)
国文学科	国文学専攻(博士前期・博士後期)
国史学科	国史学専攻(博士前期・博士後期)
教育学科(学生募集停止)	教育学専攻(修士課程)
コミュニケーション学科	社会福祉学研究科
教育学部	社会福祉学専攻(修士課程)
教育学科	
社会福祉学部	専攻科
社会福祉学科	神道学専攻科
・地域福祉文化研究所	神道学専攻
	附置研究所等
	神道研究所
	史料編纂所

【点検・評価】

現在の教育研究組織は、人文・社会科学系の大学として構築され、「大学の目標」を達成するため適切に整備されているが、現状に安住することなく、これからの変動の激しい時代の社会状況に柔軟に対応すべく、常に学部学科のあり方を点検・評価することが必要である。今後も「大学の目標」を実現していくための課題として次のものがある。

- ① 教育研究組織が適切に整備されているかの点検・評価が不十分である。社会状況に対応した教育研究組織として機能を発揮できる組織であるかどうか、定期的に点検・評価を実施することが重要であり、そのための組織の整備が必要である。
- ② 平成 20 年 4 月に、教育改革・経営革新プロジェクト会議を結成し、文学部、教育学部、社会福祉学部の学部構成が大学の目標を達成するための教育研究組織として適切であるかについて、現状分析並びに将来構想の検討を行っているが、このような教育研究組織の点検評価を恒常的に実施し、全学的な将来構想を計画策定する組織の構築を図る必要がある。
- ③ 本学の文学部・教育学部と社会福祉学部は、伊勢学舎と名張学舎の 2 箇所地理的に分れていることから、教育・研究資源の相互利用、教育研究組織上の両学舎間の交流が課題として存在する。
- ④ 建学の精神の体得を目的とした初年次導入教育は両学舎で実施されており、また兼担により両学舎における教育内容の連関が一部分で図られているが、基礎・教養教育は各学舎で構築されており、大学の目標達成に向けて一体となった活動という点で不十分である。建学の精神の涵養に関連する科目に関しては、全学部・学科が最低限修得させるべき全学部共通の講義科目の設定を検討する必要がある。
- ⑤ 教育研究組織上の各学部教育と大学院教育の連携が十分に行われているかの点検評価が必要である。本学では、学部の上に大学院を置いていることから、ほぼ学部教育との連携は実施されているが、定期的な点検評価は行われていないことから点検評価を行う組織の充実を図る必要がある。
- ⑥ 附置機関等としての研究所、博物館はそれぞれの特色を生かしており、基本的にそれらの目標を達成している。しかし、社会的環境の変化に対応するため、研究所のあり方を検討する必要がある。

【改善方策】

「建学の精神」「大学の目標」と各学部・学科の目標との有機的な関連を保つため、次のような改善と改革に取り組む。

- ① 教育研究組織の整備の適切性について、定期的に点検評価を行う。
- ② 教育研究組織の長期計画に基づく整備を行う組織として、全学的な将来構想を計画策定する組織(大学評議会の専門部会等)を構築する。
- ③ 平成 20 年 6 月に開設した教育開発センターが中心となって、両学舎間の連携や大学と

しての統一性を高める教育研究を構築する。

- ④ 建学の精神の涵養に関連する科目に関しては、全学部共通科目の講義科目として設定する。
- ⑤ 大学院教育と学部教育の連携について、定期的な点検評価を実施する組織を検討する。
- ⑥ 研究所、博物館は、より一層の研究成果を発信するための組織として適切であるかを点検・評価し、研究所のあり方を再検討する。

第3章 教育内容・方法

第3章 教育内容・方法

(1) 学士課程の教育内容・方法

<全学部>

【到達目標】

- ア 「中期計画策定委員会」答申の「今後の大学の目標」を達成するための組織的教育課程を編成する。
- イ 入学生の多様化および学生の成長に応じたきめ細やかな教育を実践する。
- ウ 教育効果を高めるために、不断に教育内容・方法の改善に努める。
- エ 厳格な成績評価や教育効果の的確な検証等によって、卒業時の学生の質の保証をめざす。

①教育課程等

3-(1)-①-A 学部・学科等の教育課程

- ・ 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

第1章に既述のとおり、平成17年12月の中期計画策定委員会の第一次答申において「今後の大学の目標」（以下、「中期計画第一次答申」）が定められ、同時に教養教育と専門教育とについても次のような提言がなされた。

- ① 教養教育は「建学の精神」に照らして本学に相応しいものに再編成することを考えるべきである。本学に相応しい基礎的教養教育の充実こそ、社会から期待されている本学独自の学生の質を向上させるきっかけとなるのではあるまいか。そのためには、幅広い知識の獲得もさることながら、内面の充実、人間性の向上に資する科目設定ということが重視されるべきであろう。
- ② 専門教育は、教養教育の基礎の上に立って、具体的な専門的な知識や技能の獲得に力が注がれるべきであろう。
- ③ めざされるべき日本人像とは、徳性と知性を兼ね備えた存在でなければならない。その一手段として、全学に共通する徳性を教養科目や学校行事で養い、その徳性を土台として応用的な知性・技能の修得を専門科目で養うという役割分担が考えられるのではないか。

要するに、明確化された「建学の精神」と「大学の目標」に照らして、本学学生が共通に身に付けるべき徳性と基本的な知識を共通科目で養い、その基礎の上に、各学科がその理念と目的に沿った専門科目を配置することによって応用的な知性と技能を身に付けさせるといった役割分担が提示されたのである。

この「中期計画第一次答申」で示された方針に基づいて、各学部において、それぞれ特徴ある教育を進めている。以下、学部ごとに記述をする。

なお、教育学部は、従来文学部・教育学科であったものが、平成20年度から新たに学部として発足したものであり、また、一般教養的科目は文学部・教育学部に共通しているの
で、特に断らない限りは、この両学部に関しては一括して述べる。教育学部の専門科目に
ついては、平成19年度以前の文学部・教育学科のそれに引き続き記述する。

<文学部・教育学部>

【到達目標】

文学部

- | |
|---|
| ア 平成20年度から発足したカリキュラムを確実に運営する。
イ 多様な学習履歴の入学生に応じた基礎的教育の方法・体制を整備する。
ウ 各学科の人材養成の目標に応じた組織的な教育方法・体制を確立する。
エ 確かな国語力の確保等に関して、厳格な成績評価をおこなう。 |
|---|

教育学部

- | |
|---|
| ア 教員や保育士として必要な専門的な知識と問題解決能力と、社会性、対人関係能力、
コミュニケーション能力を兼ね備えた人材を育成するために、教育学関係科目と教
科教育関係科目、児童福祉関係科目さらには実習関係科目をバランスよく配置した
教育課程を編成する。
イ 入学生の学士課程への円滑な移行を図るために、入学前の準備教育、1年次の導入教
育および2年次の「教育研究基礎演習」(ゼミ)によって、学問的関心や学修意欲を
育成する。
ウ 専門性と得意分野および課題解決能力をもつ個性豊かな人材を育成するために、学
生の興味・関心に応じて自ら設定した研究テーマに応じた「教育研究演習」(ゼミ)
を選択して3年次、4年次に継続的に学び、卒業研究を作成する。
エ 本学の建学の精神に対応して、日本の伝統文化を教育に展開する能力を育成する。 |
|---|

平成13年8月作成の『皇學館大学自己点検・評価報告書—大学基準協会相互評価報告書—』以後、平成16年度に教育課程の改訂がおこなわれ、19年度までそれが実施されてきたが、前記「中期計画第一次答申」で示された方針に従って、文学部・教育学部では平成20年度に教育課程の改訂が行われることとなった。

その際、以下の点が方針とされた。

[共通教育]

- ① 建学の精神を具現化する。
- ② カリキュラムを精選する。
- ③ 多様な入学生に対応して基礎学力の向上をめざす。
- ④ キャリアに対する意識づけをする。

[専門教育]

- ① 研究者養成型の過度な専門的教育に偏らない。

- ② 専門教育を通して教養ある社会人のための汎用的能力を養う。
- ③ 神職・教職・司書・学芸員等の専門職業人養成の目標を明確にして、その専門性と実践力を養成する。

このような方針が定められた経緯を明らかにするために、以下、まず平成 16 年度から 19 年度までの教育課程について略述し、それをふまえて、平成 20 年度改訂の課程（以下、「平成 20 年度教育課程」）について述べる。

最初に文学部・教育学部に共通する一般教養的科目（「教養科目」、「共通科目」）について記述し、その後に、学部・学科別に専門教育的科目について記述する。

1) 一般教養的科目について

- ・ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- ・ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明】

平成 16 年度改訂の教育課程（以下「平成 16 年度教育課程」）において最も重視されたのは、学部全体の教育を広い意味での教養と捉えて、教養科目や資格科目と専門科目とを密接に関連させることであった。この観点から、「平成 16 年度教育課程」の教養科目は、以下の三つの区分にしたがって構成されることになった。

①基礎教養科目

各学科の専門教育を効果的に学修するために必要とされる科目群である。文学部の教育理念の理解、学修上に望まれる基礎的な姿勢や学力・技能などを身に付けることを目的として、「総合基礎」「国語」「東洋古典語」「外国語」「スポーツ」「情報処理」という分類にしたがって各科目が配置された。

「外国語」については、次のような比較的大きな変更がなされた。

- i) 「独語」「仏語」「中国語」について、従来「Ⅰ～Ⅳ」の 4 科目が設定されていたが、実際の受講者はごく少数であったため、「Ⅲ・Ⅳ」は廃止された。
- ii) 1 年生担当の「英語Ⅰ・Ⅱ」は、学習効率を考慮して、能力別クラス編成とした。
- iii) 平成 12 年度から実施された教育課程においては、「外国語（英会話を除く）」については 2 か国語にわたり、英語 4 単位を含めて、8 単位以上」を修得することが卒業要件とされていたが、「平成 16 年度教育課程」では、「外国語」という区分と並んで「東洋古典語」（「古文」「漢文」）という区分が設けられ、「外国語（英会話を除く）」は、英語 4 単位以上を含め 2 か国語以上にわたり、8 単位以上を必修とする。ただし、英語以外の外国語のうち 2 単位を東洋古典語のうち 2 単位に代えることができる」とした。
- iv) 国際語としての英語の重要性に鑑みて、学生の自主的な学習意欲を高めるために、英語について認定単位を設定した。

②一般教養科目

伝統的な知識教養の学修を目的として、各学科の専門教育の基礎となる知識と問題意識の修得を目指して設けられた科目群である。従来の「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」の3区分に従って、各科目が「文化」「社会」「自然」に分類されている。

③専門教養科目

「神道」「国文」「国史」「教育」「コミュニケーション」という分類で、各学科の専門科目から、それぞれ16単位を切り出し、学生には、自学科科目の16単位のほかに、6単位を他学科の科目から修得することを義務づけた。これによって、共通教育科目の必修単位数は従来の40単位以上から62単位以上に引き上げられ、卒業に必要な単位数が共通科目と専門科目とで同等になった。

この「平成16年度教育課程」は、教養教育の「広さ」「多様性」「体系性」「専門教育や資格教育との関連性」などを追求した点において、その志は高く評価できるものであった。

ところが、実施してみると、以下のような問題点が浮かび上がってきた。

- i) 「平成16年度教育課程」の目玉であった「専門教養科目」は、自学科の学生の他に他学科の学生も受講するようになったために、受講生の人数が増えすぎて、専門教育や資格教育としての教育効果が上がりにくくなってしまった。
- ii) 科目が増えすぎて、時間割が窮屈となり、必修科目や資格科目が重ならないようにすることが困難になった。
- iii) 多様・多数の科目設定は、今日の学生のニーズや学力に必ずしも対応しておらず、教育効果にも疑問が出てきた。
- iv) 大学全体の教育目的が曖昧であったために、外形的な体系性とは裏腹に、建学の精神と各教養科目の教育内容、専門科目との内的な関連が希薄であった。しかもそれは教養教育を担当する部門だけで解決できる問題ではなかった。
- v) 資格を取りやすくするために資格関連科目を教養科目に組み入れ、卒業単位に含めることにしたところ、受講生が多くなりすぎて、教員の負担が過重になるとともに、資格に必要な学力を養うことが難しくなってしまった。

「平成16年度教育課程」改革の検討は、平成18年度から始められたが、その際の問題意識は以下のようなものであった。

- i) 「中期計画第一次答申」に則って、「建学の精神の基本」と「大学の目標」を具現化するという視点で教育課程の見直しを行う。
- ii) 学生の満足度を高める。
- iii) 過密なカリキュラムを是正し、スリム化する。
- iv) 受講生が多すぎて、教育効果が上がりにくい科目については、その状態を是正する。
- v) 多様化した入学生に対応するために基礎学力向上のための科目を設定する。
- vi) 就職に対する意欲や技能を修得する科目を設ける。

このような問題意識に沿って、平成20年度以降の入学生に適用される共通教育課程は、

「皇学」「総合基礎」「外国語」「日本と世界」「現代と生活」「自然と科学」「伝統の心と技」「人生と仕事」の8分野に区分されることになった。この新区分に込められた狙いは以下のようなものである。

①「皇学」

「建学の精神の基本」と「大学の目標」をいっそう具現化するために設けられた科目群である。従来からオムニバス形式で行われていた「日本学」「地域文化論」を「皇学」という名称で括り、「日本学」は「皇学」と改名して、内容を一層建学の精神に沿ったものに充実させ、「地域文化論」は「伊勢学」と改名して、内容をいっそう地域の文化伝統に則したものに充実させた。

②「伝統の心と技」

「建学の精神の基本」と「大学の目標」をいっそう具現化するために設けられた科目群である点は「皇学」と同じであるが、より実践的に、日本人としての徳性と基本的な振る舞いを身に付けさせることを目指して、講義・演習・実技の三要素を含んだ科目群（カテゴリー）となっている。

具体的内容は「礼法とマナー」「茶道」「能」「伝統建築」「雅楽」「伝統工芸」「落語」「伝統教育」「和歌」「お蔭参り体験」で、それぞれその道のプロである一流の外来講師を招いて開講されることになっている。なお、従来他の科目群に配されていた「武道」と「書道」もここに含められた。

③「総合基礎」「外国語」

「平成16年度教育課程」の「基礎教養科目」は「総合基礎」「国語」「東洋古典語」「外国語」「スポーツ」「情報処理」と区分され、さらにその下に具体的な科目が配置されるという構造になっており、区分が複雑で学生にとって理解しにくいものであった。そこで、「総合基礎」に含まれていた「日本学」「地域文化論」を「皇学」として独立させた後、残った科目を、「総合基礎」と「外国語」の二つの区分に整理し直した。

新たな「総合基礎」では、(1) 大学生として必要な基礎学力を養うこと、(2) 大学での学習へのすみやかな適応、(3) 本学への帰属意識を養うこと目的として、(1) (2) については「文章入門」「古文」「漢文」「総合演習」「情報処理」といった科目を配置し、(3) については「初（うい）学び」という演習科目を新たに加えることにした。

「外国語」については次のような変更がなされた。

- i) 三重県における外国人労働者の子弟の増加という事態に対応するために、「ポルトガル語Ⅰ」「ポルトガル語Ⅱ」を新設する。
- ii) 語学における実践力や海外経験を重視するという観点から、留学経験を単位化する「外国語Ⅰ」（英語圏の協定校への留学）、「外国語Ⅱ」（中国の協定校への留学）、各2単位の科目を新設する。
- iii) 責任ある指導を徹底するために、「英語資格A・B・C」「外国語Ⅰ・Ⅱ」に担当教員を配置する。
- iv) 修得単位は、「英語Ⅰ～Ⅳ」及び「英語資格A～C」より4単位必修、「英会話Ⅰ」「英会話Ⅱ」「ドイツ語Ⅰ」「ドイツ語Ⅱ」「フランス語Ⅰ」「フランス語Ⅱ」「ポルトガル

語Ⅰ」「ポルトガル語Ⅱ」「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」「外国語Ⅰ」「外国語Ⅱ」より2単位以上必修とした。これは、英語だけを十分に学びたいという学生と、多くの言葉を学びたいという学生の両方の要望を満たすための改正である。

④「日本と世界」「現代と生活」「自然と科学」

「平成16年度教育課程」の「一般教養科目」は「文化」「社会」「自然」に分けられ、62科目（各2単位）が配置されて、それぞれの区分から8単位以上が必修とされていた。この分野の開講科目数の多さが時間割を窮屈にしていた。このために、平成20年度教育課程の区分においては、「日本と世界」は「広い視野から日本の歴史・伝統・文化の基礎を学ぶ」、「現代と生活」は「今日の日本の状態への理解力を養う」、「自然と科学」は「現代人として必要な科学的思考力を養う」と、その分野の学習目的を明確にした上で、科目の整理を行い、全体として28科目に圧縮した。その上で、1科目当たりの受講生の数を抑えるために、各区分の必修単位を4単位に下げ、同一区分の科目は Semester を同じにし、さらに1年生についてのみ、教養科目の履修に最高40単位のキヤップを課すことにした。

⑤「人生と仕事」

「平成16年度教育課程」にはなかった科目群で、就職への意識を高めることと、キャリア教育を目的として設けた。「人生と仕事」「生涯学習論」「インターンシップ」「ボランティア」といった科目を配置した。

【点検・評価】

平成17年12月策定の第一次中期計画答申に基づく平成20年度改訂の教育課程においては、「建学の精神」と「大学の目標」に照らして、本学学生が共通に身に付けるべき徳性と基本的な知識を共通科目で養い、その基礎の上に、各学科がその理念と目的に沿った専門科目を配置することによって応用的な知性と技能を身に付けさせるという教育体系が明確になったと言えよう。

共通教育においては、特に、本学学生が共通して身につけるべき倫理性（徳性）を養う科目として「皇学」と「伊勢学」を必修としたことは意義深いと考える。

外国語については、英語のほかドイツ語・フランス語・ポルトガル語・中国語を設置している点は、選択の幅も広く、評価できよう。ただし、外国語全体で必修単位数が6単位であるのは、本学学生の実態に即した措置ではあるが、やや少ない感は否めない。また、外国語能力の育成について、これまでは情報の吸収能力という視点が主であったが、これからは情報の発信能力という視点も加えて、本学独自の教育の可能性を考える必要もある。

一般教養的授業科目として設置している「日本文化と世界」・「現代と生活」・「自然と科学」という3分野の科目は、従来の課程の延長線上にあるものではあるが、内容を精選することによって、学生がバランス良く履修できることをめざしており、その効果が期待される。

「平成20年度教育課程」の一般教養的授業科目の中で、本学の特色をよく発揮するものとして重視しているのは「伝統の心と技」の分野である。これによって幅広く深い日本的

教養・豊かな人間性を養うことをめざしている。

【改善方策】

「平成 20 年度教育課程」が実施されたばかりなので、その結果をこれから見極める中で、問題点を抽出し、いっそうの改善を加えてゆく。

2) 基礎・教養教育の実施・運営体制

・ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状説明】

「平成 16 年度教育課程」の教養科目の実施にあたっては、それを運営する組織として、基本構想及びそれに伴うカリキュラムの大綱の立案を担当する「文学部教養教育基本構想委員会」と、教養教育のカリキュラムの編成や人事・予算・施設及び設備などについて審議する「文学部教養教育運営・実施委員会」と、分野ごとの教育に直接的に携わる「文学部教養教育専門部会」とがそれぞれ設置された。しかし、これらは、必ずしも有効に機能しなかった。3 層にわたる組織であったために、組織が硬直化しがちで、課題に対して機動的に対処することが難しいという問題があった。また、中心的な組織であった「文学部教養教育運営・実施委員会」の委員は、教務委員会の委員が兼務することが原則であったために、実質的には教務委員会がその運営を担うこととなっていた。

そこで、平成 20 年度に新たな教育課程が発足するのに併せて、この 3 組織を廃止して、教務委員会が直接、運営を担当することとした。なお、同年に教育学部が新たに発足したが、共通教育は両学部共通であり、また教務委員会も合同で運営されているので、この合同教務委員会が両学部の共通教育の実施・運営を担っている。

また、同年 6 月に教育開発センターが設置され、基礎・教養教育の企画及び実施・運営がその業務に含まれることとなった。

したがって、平成 20 年 6 月以降は、教育開発センターと文学部・教育学部合同教務委員会とが協力して実施・運営することとなる。

【点検・評価】

新体制が発足したばかりで、実際にどのように機能するかはまだ明らかになっていない。ただし、2 つの組織が連携して実施してゆくというのは、一般的に言って、責任の所在や機動性の面において問題が生じがちである。その点に十分留意してゆく必要がある。

教育開発センターの設置趣旨からするならば、こちらが主体となってゆくべきかと思われるが、現時点においては専任スタッフも配置されていないため、センターが企画を担当し、教務委員会ならびに学務課が実務を担当する形にならざるを得ない。

【改善方策】

将来的には教育開発センターの人的充実も視野に入れながら、当面は教育開発センター

と教務委員会の連携を密にして実施してゆく。

3) 専門的科目について

- ・ 「専攻に係る専門学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性

<文学部>

文学部については、学科ごとに記述する。

[神道学科]

【現状説明】

神道学科は昭和 52 年の学科創設以来、神道学を皇室・神宮史、祭祀、神道古典、神道史及び神社史、神道神学、宗教学の主たる六体系で捉え、それぞれに属する科目を配置した。

1 年次では教養科目であるが「神道学」などによって神道学の基礎を学び、2 年次からは専門の神道学に関する講義・講読が多くなり、3 年次には神道学の精髓を究めるべく演習が加わり、4 年次の卒論作成へと段階的に履修する。これに並行して、神道学科の学生の多くが望んでいる神職資格の取得に必要な祭式の実技、神社での実習が段階的に加わり、座学として神道を理解すると共に、体験を通して神道の深みを体験できるよう、養成カリキュラムが作られている。

平成 16 年度のカリキュラム改訂では、専門である神道学にできるだけ早く触れさせるという意図から、2、3 年次に配当されていた専門科目のうち、「神道学概論」「神道史」「祭祀概論」「宗教学講義」を専門教養科目（必修）として 2 年次配当とするとともに、4 年次における負担軽減を図るため、「古典講読Ⅲ」「宗教学概論」「日本宗教史」を 3 年次から 2 年次配当へ、「古典講読Ⅱ」「祝詞作文」「世界宗教史」を 4 年次から 3 年次配当へとスライドさせた。4 年次の負担軽減の目的は卒業論文作成にかける時間を確保することもあるが、明階という神職の階位を得るコース（明階総合課程）が 4 年次配当というかたちで新設されたためである。

平成 20 年度のカリキュラム改訂では、全学的に専門教養科目が廃止されたのに連動し、必修科目と選択科目に分類された。また、学科内に神道学コースと日本学コースを設けたことに関連する変更やセメスター制対応のための変更が一部で行われ、全体的に開講科目のスリム化が図られた。

必修科目は従来からの「神道神学」「宗教学概論」に加えて、専門教養科目から「神道概論」（もと「神道学概論」）「神道史」「祭祀概論」を移し、更に「皇室概説」を新たに設定した。選択科目としては 1 年次秋学期に「日本学」を、3・4 年次に「日本学演習Ⅰ」・「同Ⅱ」を開講することとなった。

開講科目のスリム化、学生の負担減を図るため、通年の「神道学講義Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」をそれぞれ半期の科目とし、科目名も内実がよく伝わるように「神社概説」「神道思想史」「近代神道史」と改めた。「神道文献」と「日本宗教史」は科目名をそのまま、通年科目から半期の科目に変更された。

【点検・評価】

カリキュラムが他学科に比べ大変簡素化されていることは評価してよい。

平成 16 年度改訂で行われたに 2 年次への専門科目の導入は、神道学科に入学してきた学生にできるだけ早いうちに神道学の諸分野に触れさせることによって学生の学習意欲を高める一方で、2、3 年次に十分に時間をかけて広く神道学を学び、ひいては 4 年次に希望者のみではあるが明階総合課程の選択を容易にし、また全員に課せられる卒業論文作成の時間を確保するためのものであり、その意図は実現されている。

しかし、大学生としての学力の伸長を考えた場合、2 年次で学ぶには時期尚早とも考えられる科目があり、学生の理解が追いつかない科目が生じていることも事実である。専門科目の基礎には古文・漢文の力を含む国語基礎力が必要であるが、1 年次の教養教育のみでは十分に基礎力を身につけさせることは困難である。それは神道史についても同様なことがいえ、日本史の各時代の順序や特徴など日本の歴史に関する基礎知識が欠如しているため、学習した事柄が有機的に関連づけられることなく、総合されていない。

平成 20 年度改訂において日本学のコースが設置されたが、設置についての神道学科内での議論については見切り発車的な感が否めない。神道学科が従来、維持してきた 6 分野との整合性などと考えあわせた場合、その位置づけが不明瞭である。

【改善方策】

開講科目ごとの学生の到達度を考慮し、特に引き下げられた科目について最も適当な配当年次を検討し、次回のカリキュラム改訂で改正する必要がある。

学生が専門科目を学習するのに必要な基礎知識を習得させるべく、1 年次より国語、歴史などの基礎力の涵養に努める必要がある。このためには学科教員が分担して学生をきめ細かく指導できるための体制を築かなければならない。

神道学科内の議論を深め、神道学科内において維持されてきた 6 分野と日本学コースの関係を明確に示す必要がある。

[国文学科]

【現状説明】

文学部のカリキュラムは、平成 12 年度・平成 16 年度・平成 20 年度と、4 年ごとに改訂されているが、国文学科・専門科目のカリキュラムは、いずれの場合も、原則的に以下のような科目群から成る。

- i) 国語・国文学の概論的科目
- ii) 分野別の「講読」「講義」「演習」
- iii) 国語・国文学の背景にかかわる科目や隣接する学問の科目、あるいは応用科目
- iv) 国語・書道教員や司書の資格取得にかかわる科目

1 年次から 3 年次まで分散して開設されている概論的科目によって、国語・国文学についての総論的知識を徐々に得るのと並行して、1、2 年次に「講読」、3 年次に「講義」「演習」と段階的に履修して、4 年次の卒業論文作成に至るとというのが、国文学科のカリキュ

ラムの中核であり、それに加えて、各自の興味・必要に応じて、隣接学問の科目や資格科目を学ぶという形になっている。

平成16年度改訂のカリキュラムは、従来専門科目であった国語・国文学の概論的科目を、すべて教養科目の「専門教養科目」の中に位置づけ直した点に、大きな特徴がある。これは、教養教育重視という文学部全体の方針に沿ったもので、国文学科学生にとっては、「教養的な専門科目」として、他学科学生にとっては、「専門的な教養科目」として学修することを期待しての措置である。国文学科の専門科目については、国語・国文学の知識を習得することよりも、ナマの文学作品・文献を読む力を身につけることを重視した科目設定をしている点に特徴がある。「古典文学基礎講読」「近代文学基礎講読」をそれぞれ2分割して、その全てを必修科目としたことや、各分野の「講読」科目を半期の科目にして、多種類の「講読」の履修を義務づけたことなどは、いずれも、多種多様な作品に接することを目的とするものである。

「平成20年度教育課程」は、平成19年度に学則に明示した国文学科の教育目的・目標のうち、「感性」「思考力」「表現力」等の汎用的能力や、現代の諸課題に対応できる人材を育てる等の、新たに明文化した部分を具体化したものである。「国語・国文学」「書道」「司書・文化行政」の3つの履修モデルは、人材養成の目標を明確にして、それに向けて学ぶべき道筋を明示したものであり、学生の動機付けという面の強化を目指している。

この「平成20年度教育課程」の第一の特徴は、書道・図書館司書関係の科目の多くを国文学科の専門科目と位置づけた点である。これは、学科内に「国語・国文学」「書道」「司書・文化行政」の3つの履修モデルを設定したことに伴う措置で、「書道」「司書・文化行政」の履修モデルに必要な科目を国文学科の専門科目とした。第二は、国文学科の中核的科目である「講読」「講義」科目を、従来の「上代文学講読」「上代文学講義」という時代別の名称から、「国語・国文学講読Ⅰ」「国語・国文学講義Ⅰ」という概括的な名称に変更した点である。これは、時代別区分にとらわれず、ジャンル別等、新たな観点からの幅広い内容の教育をおこなうことができるように科目名称を変えたものである。

【点検・評価】

人材養成の目標を強く意識した科目設定は、学生の動機付けという面で効果が期待できよう。また、国文学科の中核科目について、時代別名称を廃し、「国語・国文学」という概括的な名称に変更したのは、時代別という観点をカリキュラム編成の基本とすることは学士課程のそれとしてはいささか専門的に過ぎると考えられるからであり、このように名称変更することによって、新たな観点からの幅広い内容の教育が可能になると期待される。

一方で時代別区分を廃して幅広い教育内容を目指しながら、その一方で履修モデルを設定して学習内容を限定してゆこうとしているのは、教養の「広さ」と専門の「深さ」を両立させようとのねらいによる。しかし、幅広さをめざしたために、専門性が希薄化される可能性があることは否定できない。また、履修モデルを設定したために、学生がこのモデルに囚われて、主体的にさまざまな科目を選択・履修することが少なくなる恐れもある。

開設科目が従来よりも多くなっていることも、大きな問題である。これには、新たに「書

道」「司書・文化行政」の履修モデルを設定したという、やむを得ない事情もあるが、国語・国文学関係の科目に関しても、従来の「講読」を「講読Ⅰ」「講読Ⅱ」と倍増させるといったことがあり、その大きな要因となっている。学生にとっては選択の幅が増えているというプラス面もあるが、一方で教員の負担や時間割の設定の難しさ、あるいは、学生にとっても学習が表面的なものになりかねない等のマイナス面も少なくない。

【改善方策】

新カリキュラムは始まったばかりで、その成果も問題点も十分に判断するに至っていない。今後の動向を見ながら、長所と問題点を明らかにして、カリキュラムの修正を図ってゆく必要があると考える。また、学生に対して、各自の目標を明確に自覚して、それにふさわしい履修をおこなうことを指導してゆくことも必要である。

また、学生の動向を見ながら、科目の精選をおこなうことも今後の課題である。特に、「国語・国文学講義」「国語・国文学講読」については、「Ⅰ」「Ⅱ」の二科目が本当に必要かどうか、学科の教育目的・目標との整合性を不断に反省しつつ、学科内で検討を加えてゆく。

[国史学科]

【現状説明】

国史学科専門科目のカリキュラムは、伝統的に以下のような科目群から成っている。

- i) 国史の概説的科目
- ii) 時代別の「講読」「演習」「特講」
- iii) 国史学の背景にかかわる科目や隣接する学問の科目、あるいは応用科目
- iv) 中学社会・高校地歴科教員や学芸員の資格取得にかかわる科目

1年次から2年次に開設されている国史概説Ⅰ～Ⅳによって、古代から近現代に至る日本史の概説的知識を得るのと並行して、2年次に「講読」、3年次に「演習」「特講」を履修し、4年次の卒業論文作成に至るとというのが、国史学科のカリキュラムの中核であり、それに加えて、各自の興味・必要に応じて、隣接学問の科目や資格科目を学ぶという形になっている。

平成16年度改訂のカリキュラムでは、他学科同様、従来専門科目であった国史の概説的科目を、すべて教養科目の「専門教養科目」の中に位置づけ直した。また従来、3年次に必修となっていた「古文書学演習」を廃止し、新たに4年次必修科目として「国史学特殊演習」(卒論ゼミ)を置いた。それに合わせて従来、4年次必修であった「特講」科目を3年次に下ろしたことなどがあげられる。これは、卒業後さまざまな進路を選ぶ学生たちに対して、「くずし字を読む」などといった研究者養成型の専門的授業を施すよりも、正確な「卒業論文を書く」という目的に沿った授業に重点を移し、教養ある社会人として養成しようとする意図に基づくものであり、平成19年度に設定した国史学科の教育目的・目標のうち、「日本人として多様な現代社会を冷静に読み解き、将来を展望する見識ある学生を育成する」という、新たに明文化した部分を具体化したものとなっている。

平成 20 年度のカリキュラムでは、従来 1 年次選択必修であった「基礎史料講読」を廃止して共通科目の「文章入門」に振り替えたこと、「概説」科目の一つとして必修となっていた「古文書学概説」を「古文書学」と改めて選択科目に移したこと、3 年次必修の「特講」を通年から半期とし、より多くの「特講」を履修できるようにしたことなどの改訂を加えた。これはいずれも、研究者養成型の専門的授業から教養ある社会人養成型の授業へという流れを加速させるという意図に基づいている。

【点検・評価】

平成 16 年度・20 年度のカリキュラム改訂は、基本的に研究者養成型の専門的授業から教養ある社会人養成型の授業へという流れに沿ったものとなっている。しかし、国史学科が単なる「教養の日本史」学科になってしまっは意味がない。同じく国史学科の教育目的・目標の中で、「史料主義・原典主義にたって、バランスのとれた中正なる歴史認識を確立すること」を明文化している通り、国史学科では、伝統的な「史料主義・原典主義」を守り続けていく必要がある。2 年次の「講読」と、3 年次の「演習」は、そのための根幹の授業として、今後も機能し続けていくべきであろう。

平成 21 年度に導入が予定されている「歴史教育」「文化財」の 2 つの履修モデルは、人材養成の目標を明確にして、それに向けて学ぶべき道筋を明示したものであり、学生の動機付けという面において大きな効果が期待できる。しかしその反面、この 2 つの履修モデルは、国史学科が伝統的に採用してきた時代別の「演習」（ゼミ）と連動していないという欠陥を有しており、学科内の議論についても、見切り発車的な感が否めないというのは問題である。

【改善方策】

新カリキュラムは始まったばかりで、その成果も問題点も十分に判断するに至っていない。今後の動向を見ながら、長所と問題点を明らかにして、カリキュラムの修正を図ってゆく。特に「歴史教育」「文化財」という二つの履修モデルについては、演習（ゼミ）と連動させるのか否か、それぞれ教員免許や学芸員資格の取得を義務付けるのか否かなど、具体化に向けた学科内での議論を深めていく。

[コミュニケーション学科]

【現状説明】

コミュニケーション学科は平成12年に設置され、カリキュラムはその後、平成16年、平成20年に改訂を行った。開設以来コミュニケーション学科では、現代社会が求めるコミュニケーション能力を、「日本語能力」「英語を中心とした外国語能力」「社会情報力、コミュニケーションスキル」と考え、受け手としての理解力を基盤としながら、送り手としての表現力や議論する力、問題解決能力に重点を置き、日本社会と国際社会のコミュニケーションの場を実践的に担いうる優れた人材の育成を目指した教育課程を編成している。

平成16年のカリキュラム改訂では、文学部全体の教養教育重視の方針に従い、それまで

専門科目であった「コミュニケーション概論Ⅰ・Ⅱ」「日本語コミュニケーション概論」「英語学概論Ⅰ・Ⅱ」「日本文化概論」を教養科目の専門教養科目とし、専門的に学ぶ前提としての科目と位置づけた。これらの科目は、現代社会が求めるコミュニケーション能力の育成の基礎となる科目群で、それを踏まえて必修科目として「英語コミュニケーション」「異文化間コミュニケーション」「表現演習」などの科目を置き、さらに専門科目として英語関係では「英文法」「英語音声学」「実用英語」「英会話」、さらには教員免許取得者を主な受講対象とした英米文学関係の科目を設け、コミュニケーションスキルに関係する科目として「ビジネス情報論」「社会調査法」「情報社会論」等を設けた。この他選択科目として、本学の建学の精神に深く関わる科目として「神道とコミュニケーション」「日本文化史」等の科目を配置し、建学の精神に基づく本学科の教育目標を達成するカリキュラム設定を行った。卒業研究につながる科目としては、2年次の「コミュニケーション基礎演習」、3年次の「コミュニケーション専門演習Ⅰ」、4年次の「コミュニケーション専門演習Ⅱ」を開設し、2年生という早い段階から卒業研究を意識したカリキュラムを設けている。

平成20年度カリキュラム改訂においては、履修モデルとして「人間関係モデル」と「英語コミュニケーションモデル」を設定した。これは、従来から学科教育目標としていた「日本語能力」「英語を中心とした外国語能力」「社会情報力、コミュニケーションスキル」をさらに明確にカリキュラムに反映させることを目的としたものである。これに伴い、教養科目の専門教養科目となっていた「コミュニケーション概論Ⅰ・Ⅱ」「日本語コミュニケーション概論」「英語学概論Ⅰ・Ⅱ」を専門科目の必修とし、「日本文化概論」を選択必修科目の「国際日本学Ⅰ・Ⅱ」とした。これは国際社会の中での日本の役割をより明確に意識した科目変更である。なお、「国際日本学Ⅰ」では人間関係を主題とし、「国際日本学Ⅱ」では社会文化を主題としている。また、これまでの「表現演習Ⅰ・Ⅱ」に加えて「表現演習Ⅲ」を設け、Ⅰは文章、Ⅱは話し方、Ⅲは自己アピールという内容で、現代社会において必要とされる日本語表現能力を的確に身につけられるようにした。この他、従来は必修科目となっていた「英語コミュニケーション」「異文化間コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、教養科目で必修であった「メディア論Ⅰ・Ⅱ」、専門教養科目で必修であった「英語学概論Ⅱ」を選択必修とし、学生の自由選択の幅を広げることとした。選択科目についてはほぼ従来通りの科目展開で、講義内容をよりの確に表すように科目名を変更したものがいくつかあるのみである。このように、平成20年度カリキュラム改訂では、「人間関係」と「英語」の2つの履修モデルに沿った体系的な学習をより早い段階から実現させるための編成となっている。

【点検・評価】

平成20年度カリキュラムでは、「人間関係」と「英語」という2つの履修モデルに沿った体系的な学習をより早い段階から実現させるための編成となっている。「人間関係モデル」は必修科目に「コミュニケーション概論Ⅰ・Ⅱ」「表現演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、選択必修科目として「人間関係論」「社会心理論」、選択科目として「社会調査法Ⅰ・Ⅱ」「情報社会論」「現代家族論」「社会言語学」「スポーツとコミュニケーション」を開設し、「英語

モデル」は、必修科目として「英語学概論Ⅰ」、選択必修科目として「英語コミュニケーション」「異文化間コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「英語学概論Ⅱ」を、選択科目として「英文法Ⅰ・Ⅱ」「英語音声学Ⅰ・Ⅱ」「英米文学概論」「実用英語Ⅰ・Ⅱ」「海外事情Ⅰ・Ⅱ」「英米文学講読Ⅰ・Ⅱ」「英会話中級」「英会話上級」「時事英語」を開設している。また、基盤となる伝統文化を重視した科目として「国際日本学Ⅰ・Ⅱ」「神道とコミュニケーション」「芸能論」「文化交流論」「日本文化史Ⅰ・Ⅱ」を開設し、2つの履修モデルに沿った幅広い科目を低学年から自由選択できる体制が整っている。また、大学での勉学の集大成である卒業研究に向けては、「コミュニケーション専門演習Ⅰ・Ⅱ」において担当教員のきめ細かな指導が受けられるようになっている。なお、「コミュニケーション基礎演習」については、専門の研究領域に入るための前段階として文献収集や発表資料の作成の方法、まとまった文章を書く訓練の場として平成12年の学科開設以来位置づけられてきたが、今回の改訂ではその役割を「表現演習Ⅰ」と新設の「日本語文献講読」に担わせることとして発展的に解消した。

このように、平成20年度カリキュラムは以前のものに比べてより明確に学科の教育目標を反映し、学生が早期に目標を明確化し、その目標に照準を合わせた履修を可能としたものであるが、やはりいくつかの課題は残されている。「英語モデル」においては、主に英語関係のゼミを選択した学生が、過去4年間連続して中学校・高等学校や塾の英語教員、さらに英語を常時必要とする企業に就職していることなどから一応の目的は達成しているとはいえ、問題点としては専任教員が担当する科目の少なさがあげられる。「英語学概論Ⅰ」、「英語音声学Ⅰ・Ⅱ」を除く英語学関係科目と英米文学関係のすべての科目が本学科専任教員以外の他学部兼任教員と非常勤講師による担当である。教員免許課程申請上は問題ないとされているが、専任教員の充実が望まれる。今後履修モデルが「コース」に移行した際には、教育指導の充実のために英語学、英文学を担当できる専任教員が必要とされるであろう。また、「人間関係モデル」については、これに相当する従来の科目群で学んだ内容が企業や公務員への就職に大いに役立っていることが一定の評価を得ているが、科目間の系統性をさらに整理する必要があるであろう。

【改善方策】

平成20年度カリキュラムは、「人間関係モデル」と「英語モデル」という2つの履修モデルに沿って系統的に勉学を進めることを可能にしたものであるが、今後学年進行とともに生じるであろう問題点に対して改善を加えていくことが必要となるであろう。また、今後高等学校までの学習内容を理解していない学生が増えることが予測され、その復習をかねた導入教育の充実も課題となるであろう。

<教育学部>

教育学部については、平成19年度までは文学部の1学科であったので、まず文学部教育学部の教育課程の説明と点検・評価を述べた後、教育学部の現状について記述する。

[文学部・教育学科]

【現状説明】

教育学科の教育目標は、建学の精神に基づいて、豊かな人間性を備え、教育諸科学に係る専門的知識や技能を活用して、現代の教育課題の解決に向けて実践的に即応する能力を有する人材を育成することにある。教育学科は、この教育目標の達成をめざして、共通科目における基礎教育と教養教育を踏まえ、必要な専門科目が体系的に学べるように配慮した教育課程を編成してきた。

具体的には、教育理論に関する基礎的な知識を学ぶ授業科目として「教育哲学」「教育史」「児童心理学」「教育社会学」「教育行政学」「教職論」を含む11科目を必修科目として配置し、その上に学生の興味・関心に基づいて選択して学ぶ選択科目を配置してきた。選択科目の事例をあげれば、「教育法規」「環境教育」「特別活動の研究」、各教科教育法や各教科内容論に関する科目などである。

その他に、学生の興味や関心に応じた主体的、発展的な学習を可能にし、アカデミックスキルや専門的知識を研究し体得させる目的から、教育学等の演習科目を選択必修科目として配置するとともに、「教育研究演習」や「卒業研究」といった演習科目を必修科目として3、4年次に配置している。

平成16年度にこれを部分的に改定し、必修科目の「教育社会学」に代えて教育心理学や社会教育学関係の授業科目を講義科目や演習科目に配置した。また、学生の興味や関心に応じた主体的、発展的な学習を可能にし、アカデミックスキルや専門的知識を研究し体得させる教育を一層強化する方針から、演習科目として「特別研究演習」を4年次に配置した。

【点検・評価】

教育学科の教育目標に照らして、体系的な教育課程を編成していると考えられる。

また、学生の興味や関心に応じた主体的、発展的な学習を可能にし、アカデミックスキルや専門的知識を研究し体得する目的から、教育学等の演習科目を選択必修科目として配置するとともに、「教育研究演習」「特別研究演習」や卒業研究といった演習科目を必修科目として3、4年次に配置していることは、現代の教育課題の解決に向けて実践的に即応する能力を有する人材を育成するという目標を達成するための試みとして優れている点と評価できる。

【改善方策】

平成20年4月に文学部教育学科を改組して教育学部教育学科を創設した。これに伴い文学部教育学科は学生募集を停止したので、教育課程の改編は行えない。今後は、現行の教育課程について問題が生じた場合は、現行の教育課程の範囲内で問題の解消のための工夫を行っていきたい。

[教育学部・教育学科]

【現状説明】

教育学部教育学科は、その理念や目的・教育目標の実現をめざして、専門教育科目の編成において、授業科目間の関係や履修の順序に留意しつつ、専門教育を体系的に履修することが可能になるように配慮した教育課程を編成している。具体的には、専門教育を体系的に学習する上で導入科目としての基礎科目、基礎科目を受けて学習する専門教育の幹となる基幹科目、基幹科目を受けての展開科目、建学の精神を直截的に具現した授業科目群としての「伝統文化教育」から編成している。

各授業科目群の授業科目を例示すれば、基礎科目として「教育学概論」「教育哲学」「教育史」「教育社会学」「生涯学習論」「教育心理学」を配置し、基幹科目として「教職論」「教育方法学」「教育課程論」「児童心理学」「学校心理学」「保育内容総論」「保育原理」、各教科教育法、各教科内容論を配置するとともに、展開科目として、「教育法規」「教育行政学」「学校経営学」「教育相談」「生徒進路指導論」などを配置することにより編成している。また、伝統文化教育科目としては、「神話教育」「日本伝統文化教育」「伝統音楽と教育」などを配置している。

また、教育学分野における基礎理論に基づく実践能力を身に付けさせるための体験的学習に力点を置くことから、教育現場を实地体験する実習科目を充実して配置するとともに、学生の興味と関心に応じた主体的な学修を可能にし、アカデミックスキルや専門的知識を研究し体得させる目的から、教育研究演習や卒業研究などの演習科目を必修科目として2年次から4年次まで継続的に配置している。

【点検・評価】

平成20年4月に設置したため、点検・評価等はすべて今後の課題である。

4) 専門・一般教養・外国語科目等ならびに必修・選択の量的配分について

- ・ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・ カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

<文学部>

【現状説明】

本学部における教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分及び必修・選択の量的配分は、表3-1、表3-2の通りである。

表3-1 文学部（各学科）の開設授業科目に占める各科目の量的配分表

共通科目	必修科目	6科目（英語 2科目）	計78科目
	選択科目	72科目（外国語17科目）	（外国語19科目）
専門科目	必修科目	7～10科目（英語計1科目）	計38～85科目

	選択科目	31～76科目 (外国語計16科目)	(外国語計17科目)
合	計	116～163科目 (外国語計36科目)	

専門科目に関する開設授業科目数は学科によって異なっている。学科別の科目数は以下のとおり。

神道学科	必修 7	選択 31	計 38 科目
国文学科	必修 9	選択 76	計 85 科目
国史学科	必修 8	選択 50	計 58 科目
コミ学科	必修 10	選択 45	計 55 科目

表 3-2 文学部 (各学科) の卒業所要総単位に占める各科目の量的配分表

共通科目	必修科目	11単位	計40単位以上
	選択科目	136単位	
専門科目	必修科目	16～28単位	計62単位以上
	選択科目	90～200単位	
合	計	124単位以上	

卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目と一般教養的授業科目の量的配分については、平成 16 年度教育課程においては、「専門教養科目」が設定されていたために、専門教育的授業科目が 62 単位以上、一般教養的授業科目が 62 単位以上 (外国語 8 単位以上を含む) と両者が半々となっていた。平成 20 年度教育課程においては、「専門教養科目」を廃止したが、専門教育的授業科目 62 単位以上はそのまま維持し、一般教養的授業科目は 40 単位以上 (外国語単位以上を含む) にして、両者の間に、専門・一般どちらからとつてもよい 22 単位以上を設定した。

共通科目中の必修単位は、「皇学」「伊勢学」「初学び (入門演習)」「文章入門」の 7 単位、そのほか、外国語については、「英語」「英語資格」から 4 単位、その他の外国語から 2 単位が必修、さらに、「日本文化と世界」「現代と生活」「自然と科学」の各分野から 4 単位ずつが必修となっている。また、コミュニケーション学科においては、情報処理科目からの 2 単位も必修となっている。

専門科目の必修単位数は、文学部の神道学科が 22 単位、国文学科が 16 単位、国史学科が 18 単位、コミュニケーション学科が 24 単位を設定し、教育学部においては 12 単位が設定されている。

卒業論文または卒業研究については必修として 4 単位を設定している。

【点検・評価】

平成 20 年度から共通科目と専門科目のどちらからとつてもよい単位を 22 単位以上設定したことにより、自主的・積極的に選択する機会を学生に提供するための措置として、有効に機能することが期待される。

共通科目に関しては、大学の理念に関する科目を必修としている点に意義がある。また、共通科目・専門科目とも選択科目に比重を置くことで、学生の自由な選択ができるように量的配分がなされている。全体として、本学部の教育理念と目的や大学教育の意義に対して、必修・選択という観点から見た場合には、過不足のない量的配分になっていると考え

る。

【改善方策】

現行教育課程は施行されたばかりなので、今後、4年間の推移を見守って判断する必要がある。

<教育学部>

【現状説明】

本学部における教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分及び必修・選択の量的配分は、表3-3、表3-4の通りである。

表3-3 教育学部の開設授業科目に占める各科目の量的配分表

共通科目	必修科目	6科目 (英語 2科目)	計78科目 (外国語計19科目)
	選択科目	72科目 (外国語計17科目)	
専門科目	必修科目	10科目	計123科目
	選択科目	113科目	
合計		201科目 (外国語19科目)	

表3-4 教育学部の卒業所要総単位に占める各科目の量的配分表

共通科目	必修科目	11単位	計30単位以上
	選択科目	136単位	
専門科目	必修科目	28単位	計80単位以上
	選択科目	235単位	
合計		124単位以上	

教育学部教育学科の専門教育的授業科目は教育諸科学に関する授業科目のほかに幼稚園、小学校、中学校・高校保健体育の教員免許状や保育士資格にかかわる授業科目を開設している。それらの総数は単位数で示せば265単位である。一般教養的授業科目および外国語科目は文学部との共通科目として開設しており、開設数は一般教養科目が108単位、外国語科目が38単位である。一方、卒業所要総単位(124単位)に占める割合は、学生が4年間で複数の資格を取得できるようにするために専門教育的授業科目が80単位(64.5%)以上と多くなっており、一般教養的科目を24単位(19.4%)以上、外国語科目を6単位(2.3%)以上としている。

共通科目(一般教養的科目および外国語科目)における必修・選択の量的配分は文学部と共通である。教育学部教育学科の専門科目においては、「教育学概論」「教育哲学」「教育史」「教育社会学」「生涯学習論」「教育心理学」(各2単位)を教育学に関する基礎的な知

識を獲得させるための科目と位置づけていることから必修科目とするほか、アカデミックスキルや専門的知識を修得させる目的から教育研究演習や卒業研究などの演習科目（各 4 単位）を必修科目として 2 年次から 4 年次に配置しており、合計 28 単位を必修科目としている。その他は、学生がその興味・関心から選択して学べるようにするための授業科目や卒業後の進路に対応した資格等に関する授業科目であることから選択科目としている。

【点検・評価】

教育学部の教育課程に開設している授業科目および卒業所要総単位数に占める専門的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分は、本学部の理念・目的に照らして基本的に適切で妥当なものと評価できる。

特に、教育学部教育学部の専門科目においては、教育学に関する基礎的な知識を獲得させるために「教育学概論」などの教育学関係科目を必修科目とするほか、教育諸科学の学修に必要なアカデミックスキルや専門的知識を修得させる目的から教育研究演習や卒業研究などの演習科目（各 4 単位）を必修科目として 2 年次から 4 年次に配置しており、合計 28 単位(卒業単位に占める割合は 22.6%)を必修科目としていることは長所である。また、そのほかの専門科目については選択科目としているが、教員免許状や保育士資格取得のための科目であり事実上、必修科目であることから、学生の自主的な履修を可能にするために関連科目として 11 科目を選択科目としていることも評価できる。

【改善方策】

教育学部はまだ始まったばかりであり、その成果を見極めるところまでに至っていないので、今後 4 年間の教育の展開を見守って、展開の中で生じた問題や社会的要請や学生の希望などを調査しつつ改善を行っていききたい。

<社会福祉学部>

【到達目標】

- | |
|--|
| <p>ア 初年次導入教育を徹底し、基礎・教養教育や専門教育への確実なソフトランディングを実現する。</p> <p>イ 専攻・コース制の趣旨を活かし、学生の進路に応じて適切な資格を取得させる。</p> <p>ウ 社会福祉士・精神保健福祉士カリキュラムの教育内容を充実させる。</p> <p>エ 建学の精神や大学・学部の教育理念を身につけた社会福祉の人材を社会に送り出す。</p> |
|--|

本学部は、1998（平成 10）年 4 月、わが国最初の神道系社会福祉学部として三重県名張市に設立された。また三重県伊賀地域に設立された初の大学機関であり、地域文化の発展および地域福祉の充実の核心拠点として、地元より大きな期待が寄せられている。

本学部は、21 世紀を見通した本学の自己改革・発展の課題であり、建学の精神と福祉の基盤となる人間教育と、地域に密着した社会福祉の専門的な教育研究の推進により、福祉に貢献する実践的人材の養成を目的に、鋭意完成に向けての努力を行っている。

本学部は、以下のような教育方針より、教育課程を編成している。

- i) 建学の精神を発展的に捉え、広い視野に立つ教育であること
- ii) 教養豊かな人間性と社会性を身につけた人材を養成すること
- iii) 社会福祉の理論や多岐にわたる社会福祉援助技術を習得して実践力を養うこと

これらの実現のため、まず、とりわけ演習科目における少人数制クラス編成を重視し、教員と学生の相互関係からもたらされる人間形成を基盤に据えている。また、教養教育と専門教育という2つの柱を立て、それぞれの科目群を系統づけ、両科目群の有機的結合をはかり、諸資格の取得に向けた教育を行っている。さらに、 Semester制の採用により、集中的かつ段階的な学習を進め、教育効果を高めることとしている。

また、教育目標として、以下の4点を掲げている。

- i) 主体的に学ぶ知性豊かな人間を育てる
 - ・自ら学ぶ態度を養いコミュニケーション能力、情報活用力、科学的な思考方法などを身につけて、大学での学びに適応し、自立的学習の基盤をつくる。
 - ・多様な文化・歴史への理解を深めるとともに、幅広く学問分野の基礎的な知識を習得し、豊かな教養と見識を持った人間をめざす。
- ii) 人と人、人と自然との共生にもとづく高い倫理観を培う
 - ・あらゆる人との共生に基づく協調と連帯による共同体づくりと、あらゆる存在に生命を感受するという神道のこころを継承し、この文化のもつ寛容性と主体性を自覚して現代的に発展させる。
 - ・人間と社会との共生と、人間と自然との共生をともに大切にする倫理観を深め、これを身をもって具体化していく。
- iii) 人の優しさを感じ、人の痛みを分かち合える豊かな感性を養う
 - ・全ての人の基本的人権を尊重し、互いの優しさを感じあい、他の人の心身の痛みに共感する感性を育む。
 - ・人と人が互いに支えあう社会の実現に向けたさまざまな試みを学び、複合的な目で現代社会の諸問題を理解する。
- iv) 専門性と実践力を身につけた、社会に役立つ人材を育てる
 - ・基礎的な素養を基盤にして、社会福祉の専門的な知識と技術を習得するとともに、その応用力を高める。
 - ・専門性・実践力をそなえ、創造性豊かな人間を目指してたゆまず自らを磨き、広く社会に貢献していく。

これら目標を実現させるために、基礎・教養教育と専門教育を2本柱とし、それぞれの中でのより具体的な目標を立て、カリキュラム構成に反映させている。

一方、専門教育では、「社会福祉に関する専門知識と技術および関連領域の知識・技術の習得をとおして、福祉実践者として必要な資質を形成し、国際的視野に立った専門職の担い手を養成する」を目標として掲げ、学年進行とコース特性に配慮したカリキュラム体系としている。

1) 一般教養的科目について

- ・ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- ・ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明】

基礎・教養教育では、①建学の精神を理解し豊かな人間性を育てること、②広い視野に立った望ましい社会人、職業人としての自己実現をはかる基礎的能力を養うこと、との目標を立て、さらに具体的指針として次の2点をあげている。

- i) 人間の根源的理解：建学の精神から導き出される、「人」と「人」「自然と人間」が相互に関係し合い共生をはかることを基本に、人間を社会や文化および自然環境との関わりにおいて理解していくこと
- ii) コミュニケーション能力の養成：人間相互の理解を高めるため、特に、コミュニケーション能力の育成を重視し、福祉主体としての自己表現をはかること

① 基礎科目

基礎教育を、社会人・職業人として求められる教養的知識および専門的知識・技術習得の基盤として求められる多様な領域からの人間的理解と捉えるならば、まさに、上記教養教育方針の「職業人としての自己実現をはかる基礎的能力を養うこと」が該当するといえる。本学部では、関連する科目として「現代英語Ⅰ～Ⅳ」「情報処理Ⅰ」「基礎演習（教養）」「基礎演習（表現）」等を卒業必修科目とし、1および2セメスターに開講している。

平成20年度の新カリキュラムでは、さらに基礎学力を強化するために、半期の科目であった「基礎演習（教養）」「基礎演習（表現）」を、1年間を通して段階を追って学ぶことができるように、それぞれ「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」、「日本語基礎Ⅰ」「日本語基礎Ⅱ」とし、前者は、本の読み方からレポートの書き方・発表の仕方を養い、後者は日本語表現の基礎から応用的実力をつけることを目標とした。一方、必修科目であった「情報処理Ⅰ」は、高等学校で基礎的な情報の知識を学んでいる学生が多くなったことから、選択科目に変更した。また、英語に関しては、後ほど述べるが、学生の多様な習熟レベルに対応するため、基本となる「現代英語Ⅰ」「現代英語Ⅱ」のみを必修科目とし、自分のレベルに合った学習ができるように選択科目を充実させることとした。

次に、倫理性を培う教育として、一般的な社会倫理については、上記教養教育方針の「建学の精神を理解し豊かな人間性を育てること」が関連し、具体的には、「日本文化と神道」（必修）「人間関係理解」「現代社会論」「生命と倫理」「地域文化論」「民俗学」等を該当科目として配置している。これらは、各コースに分かれ、より専門的な倫理を学ぶ基礎となる科目であるため、主に1および2セメスターに開講される。

社会福祉援助職における専門的な職業倫理については、専門科目における「社会福祉原

論」「社会福祉援助技術論Ⅰ」「社会福祉援助技術論Ⅱ」「精神保健福祉論」「医学概論」「介護概論」等の講義科目で理論的把握を行い、「社会福祉援助技術演習Ⅰ」「社会福祉援助技術演習Ⅱ」「社会福祉援助技術現場実習」「精神保健福祉援助演習」「精神保健福祉援助実習」「児童福祉施設実習」「介護技術Ⅰ～Ⅳ」「介護福祉実習Ⅰ～Ⅲ」等の演習・実習科目において、専門的職業倫理を具体的実践の中で体現・応用できる技術を習得するようにしている。

② 一般教養科目

本学部は教養教育の具体的な指針として「人間の根源的理解」と「コミュニケーション能力の養成」を掲げている。

前者「人間の根源的理解」とは、すなわち、建学の精神を理解したうえで、人間、社会、自然に関する総合的な関係理解によって、豊かな人間性を育てることである。そこで、本学の建学の精神の中核にある“自然と人間の共生”を理解するための科目として、「自然科学と人間」「地球環境論」「国際理解」「健康・スポーツ」「教養の数学」等を教養選択科目として開講している。

また後者「コミュニケーション能力の育成」とは、より良き社会人、職業人としての自己実現をはかる基礎として、言語表現能力と情報処理能力の育成を目指すことにある。すなわち、言語表現や情報処理の方法を修得することによって、「コミュニケーション能力」を高め、実際の社会において「人間の根源的理解」に基づいた相互理解の能力を身に付けるとともに、福祉主体としての自己実現を図ることが目標である。よって、言語表現能力として「表現論（言語・文章）Ⅰ」「表現論（言語・文章）Ⅱ」、「英語演習Ⅰ」「英語演習Ⅱ」、および情報処理能力として「情報科学」「情報処理Ⅱ」「情報通信ネットワーク」等の科目を選択科目として用意し、必修科目である基礎科目で養った力の向上を目指している。

③ 外国語科目

外国語教育については、従来「現代英語Ⅰ」「現代英語Ⅱ」「現代英語Ⅲ」「現代英語Ⅳ」をセメスター1～4の必修科目としていた。「現代英語Ⅰ」「現代英語Ⅱ」は、対面授業とコンピュータを利用した個別学習からなる授業形態をとり、週2時間の学習により、コミュニケーションのための基礎的な英語力を総合的に強化することを目的としている。対面授業では、リーディングを中心とした英語理解力の育成をし、コンピュータを利用した学習では、マルチメディアソフトを利用して、学生が自分のレベルとスピードに応じて行うセルフ・ラーニングシステムをとり、リスニング、ライティングを中心とした学習を通して、語彙力、文法力の定着を図っている。クラスは、プレースメントテストにより習熟度別に編成をし、各学生の英語力に応じた授業内容を展開することで、全学生が習熟度に応じた語学力を身につけることを保証している。「現代英語Ⅲ」「現代英語Ⅳ」は、週1回の英語会話を中心とした授業で、基礎的な英語力を利用したコミュニケーション能力の育成に焦点をあてている。選択科目としては、「英語演習Ⅰ」「英語演習Ⅱ」を設け、いわゆる英会話でなく、英語文化圏の生活や文化などテーマをもった学習によりコミュニケーション能力の育成を目指している。この授業は全て英語で行われる。

平成 20 年度のカリキュラムでは、このうち「現代英語Ⅲ」「現代英語Ⅳ」を選択科目に変更し、複数クラスを設けることで従来の「英語演習Ⅰ」「英語演習Ⅱ」の内容を組み込み、自分に合った英語学習を選択できるようにした。更に、英語を基礎から学びなおしたい学生のために「リフレッシュ・イングリッシュⅠ」「リフレッシュ・イングリッシュⅡ」を新しく開講した。また、英検 2 級以上と TOEIC470 点以上の資格取得による単位認定を認めることとした。

このほか、専門科目群ではあるが、「文献講読（英書）」において、社会福祉関連領域の文献の読解能力の育成および英語圏の社会福祉理論研究をすすめている。

【点検・評価】

本学部の教養教育は、具体的指針を立て、それに基づいた科目系としている点において評価できると考える。

社会倫理を培う教育としての教養教育は適切に配置されていると思われるが、専門援助職に必要な専門的職業倫理を集中して教育する科目が欠けていると思われる。

平成 20 年度より基礎科目を強化したことは、昨今の学生の学力から判断しても適切である。英語については、十分配慮がなされていると評価できる。習熟度レベルに応じた英語学習を可能とし、コミュニケーション能力育成の一層の効果が期待できる。ただし、英語以外の語学能力の育成がなされていないことは、本学部のさらなる発展という見地からすれば、問題点として挙げられる。とりわけ中国河南大学との提携を果たした現在において、中国語の語学力育成は本学部においても重要な課題となる。

【改善方策】

中国河南大学との提携を承け、中国語教育をはじめとして、中国文化や福祉政策を教授する科目の設定を検討する。その他、一般教養的授業科目については、平成 20 年 6 月に設置した教育開発センターで全学的に検討していく。

倫理教育に関して、専門援助職に必要な専門的職業倫理については、平成 21 年度発足の新教育課程における新規科目「相談援助の基盤と専門職」で扱うことになる。シラバス上、漏れがないように留意する。

2) 基礎・教養教育の実施・運営体制

- | |
|-------------------------------------|
| ・ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況 |
|-------------------------------------|

【現状説明】

教養教育科目を担当する教員は本学部教養科に所属し、それを統括する責任者として教養科主任を置いている（皇學館大学役職選考規則第 1 条、社会福祉学部人事委員会規程第 3 条第 2 号等）。教養科主任が議事進行を努める教養科会議によって、i) 教養教育に関する新規科目の設置、ii) 「現代英語」「情報処理」の習熟度別クラス編成等、教養科目を受講するにあたっての手続き、iii) 教養科目担当者の配置等、を審議する。

また、導入教育として設けている「キャンパス・セミナー」の具体的内容については、学部長、将来構想委員長、FD推進委員長、教務委員長、就職委員長、学科主任、教養科主任等で構成される教学関係者合同会議で、学部長による議事進行のもと、審議する。

【点検・評価】

教養科主任を中心に、上記項目が審議され、実施される現体制については、合理的であり、継続すべきであると考えている。また「キャンパス・セミナー」の内容についても、教学関係者合同会議で、各部署の責任者が本学部教育目標等を踏まえながら議論を重ね、決定していくという体制は、あらゆる側面での学生支援につながるという点において評価できる。

【改善方策】

今後も上記体制を維持・継続していく。

3) 専門的科目について

「専攻に係る専門学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

【現状説明】

本学部教育方針には、「iii)社会福祉の理論や多岐にわたる社会福祉援助技術を習得して実践力を養うこと」とあり、また本学部教育目標には「iv)専門性と実践力を身につけた、社会に役立つ人材を育てる」とある。これらを実現するため、専門科目は、以下のように体系化している。

まず、全てのコースの基底的・根幹的科目として「第Ⅰ群 共通基礎科目群」、卒業研究等の「第Ⅱ群 共通基幹科目群」及び社会福祉士国家試験受験資格取得のための「第Ⅲ群 共通実践基礎科目群」が社会福祉学専攻及びこども福祉学専攻の両専攻に共通の必修および選択科目群となっている。

社会福祉学専攻の5コースにおいては、社会福祉における多様な分野について学ぶ「第Ⅳ群 実践関連科目群」、社会福祉の周辺領域の分野について学ぶ「第Ⅴ群 展開科目群」が共通の選択科目群となっている。さらに、社会福祉学専攻内の各コース独自の科目群として、保健福祉コースにおける精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための「第Ⅵ群 精神医学ソーシャルワーク科目群」、社会情報コースにおける社会調査士資格取得のための「第Ⅶ群 社会情報科目群」、特別支援教育コースにおける特別支援学校教諭免許取得のための「第Ⅷ群 特別支援教育科目群」、介護福祉コースにおける介護福祉士資格取得のための「第Ⅸ群 ケアワーク科目群」が設定されている。

一方、こども福祉学専攻においては、こども福祉学コースにおける保育士資格取得および幼稚園教諭免許取得のための「第Ⅹ群 基幹科目群」を設定している。本学部の専門科目は、以上10の科目群に体系化されている。

1年次においては、「第Ⅰ群 共通基礎科目群」での「人権理解」、「社会福祉入門」、「第Ⅱ群 共通基幹科目群」における「社会福祉原論」、等を受講し、社会福祉の概念、理念、目的、領域等、基礎的な把握を行う。学生は、こうした科目の受講を通じ、自らの適性や将来の職種等をイメージし、2年次でのコース選択に臨む。2年次以降は、継続して社会福祉の基盤的知識・技術を「第Ⅲ群 共通実践基礎科目群」等で習得すると同時に、各コースにおかれた科目群（第Ⅵ群から第Ⅹ群）にある専門科目修得を通じ、各資格取得を目指す。

2年次以降の科目履修に関しては、学生の卒業後の進路別に以下のような履修モデルを履修要項に掲載し、学生の主体的・積極的な履修意欲を引き出すとともに、将来のビジョンを描けるよう支援している。

社会福祉学専攻

福祉支援コース	社会福祉援助職のための履修モデル 社会福祉行政職のための履修モデル
保健福祉コース	精神保健福祉援助職のための履修モデル
社会情報コース	企業人・一般行政職（公務員）のための履修モデル 福祉情報管理エキスパートのための履修モデル
特別支援教育コース	特別支援学校教諭のための履修モデル
介護福祉コース	介護福祉士資格取得のための履修モデル 介護福祉士・社会福祉士国家試験受験資格取得のための履修モデル

こども福祉学専攻

こども福祉学コース	保育士+幼稚園教諭取得のための履修モデル 保育士+幼稚園教諭+社会福祉士国家試験受験資格取得のための履修モデル
-----------	--

こうした専門科目群の取得過程および履修における学生支援は、「広く知識を授ける」とともに、「深く専門の学芸を教授研究し」、「応用的能力を展開させる」とする、学校教育法第83条に基づく。

【点検・評価】

本学部の専門科目の学問体系は、本学部教育目標および専門的な知識・技術の習得という点からみて、合理的かつ整合性あるものとして評価できる。

【改善方策】

社会福祉士指定科目の新カリキュラムに対応するため、平成21年度より開設科目を増やすが、学問体系としての合理性・整合性はこれまで通り保持したい。

4) 専門・一般教養・外国語科目等ならびに必修・選択の量的配分について

- ・ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・ カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状説明】

本学部における教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分及び必修・選択の量的配分は、表 3-5、表 3-6 の通りである。

表 3-5 社会福祉学部の開設授業科目に占める各科目の量的配分表

基礎・教養科目	必修科目	8科目 (英語2科目)	計46科目 (英語9科目)
	選択科目	38科目 (英語7科目)	
専門科目	必修科目	11科目 (英語2科目)	計172科目 (英語2科目)
	選択科目	161科目	
合 計		218科目	

表 3-6 社会福祉学部の卒業所要総単位に占める各科目の量的配分表

基礎・教養科目	必修科目	11単位	計30単位以上
	選択科目	4主題から各4単位以上	
専門科目	必修科目	25単位	計84単位以上
	選択科目	59単位以上	
合 計		124単位以上	

本学部では平成 10 年度の開学部以来、卒業要件として、教養科目を 40 単位以上、専門科目を 84 単位以上、合わせて 124 単位以上としてきた。社会福祉領域の多様性に応じて、何度かカリキュラム改正を行ってきたが、とくに専門科目群を充実させ、進路に応じた資格取得をさせることができるようになってきた。しかし、複数の資格取得の組み合わせによっては教養科目 40 単位以上、専門科目 84 単位以上という卒業要件が履修計画の妨げとなるが生じ始めた。そこで、平成 20 年度のカリキュラム改正の際、教養科目と専門科目のバランスを見直すことになり、基礎・教養科目を 30 単位以上に減らして、10 単位は基礎・教養科目と専門科目のいずれを修得してもよいことにした。複数の資格取得を目指す学生はこの 10 単位を専門科目から選び、教養を深めたい学生は基礎・教養科目から選べるように、弾力性をもたせることにした。

以上のような経緯で、現在の本学部の教育課程の卒業要件は、基礎・教養科目を合わせて 30 単位以上（うち外国語科目必修 4 単位）、専門科目を 84 単位以上、基礎・教養科目及び専門科目を合わせて 124 単位以上取得することである。開講科目数は基礎・教養科目 46 科目、専門科目 172 科目である。基礎・教養科目のうち、外国語科目は 9 科目である。

基礎科目は8科目11単位がすべて必修である。教養科目は4主題「社会と文化」「人間と環境」「言語と表現」「情報処理」からそれぞれ4単位以上の選択必修である。専門科目は必修25単位、選択59単位以上である。

【点検・評価】

履修要件に比べて専門科目数がかかなり多いが、これは2専攻6コースごとに設置された科目があるためであり、実際に学生が履修できる科目は限定される。コースによって若干の多寡はあるが科目選択の余地も残しているので適切な設定である。

今後の課題としては、コース変更の可否、およびそれを可能とした場合、どの学年まで許容するのか、また各コース内で定められている卒業要件をそのまま適用するのか否かについて、検討することが求められよう。

卒業要件における必修・選択の量的配分については、本学部の教育理念と目的や大学教育の意義に対して妥当なものと思われる。基礎・教養科目、専門科目ともに選択科目に比重を置くことで、また、10単位は基礎・教養科目からでも専門科目からでもよいことにしたことで、学生の自由な選択ができるように量的配分がなされている。コース制を導入することにより、学生の自由度と主体性を重視する中にも科目履修の一定のモデルを示すことで、将来の進路選択への確実な導きを意識している点も評価できよう。

選択科目を増やすことで学生の主体的な履修を促進しているが、一方で国家資格取得学生は、その関連科目への半ば必修化傾向が強まっているのも事実である。

【改善方策】

コース変更に関する教育効果について検討する。また、資格取得関連科目以外での学生ニーズをくみ取りながら、開講時間の工夫などを進めることで多彩な履修希望に添うための方策を検討する。

3-(1)-①-B カリキュラムにおける高・大の接続

・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

<文学部・教育学部>

【現状説明】

導入教育は入学前と入学後の2段階に分けて実施している。

入学前の導入教育は、AO入試・推薦入試で早期に入学が決定した学生を対象に行われる「入学準備プログラム」である。その趣旨は、入学までのモチベーションの持続、学部・学科の学生生活への円滑な移行、学部・学科の専門教育への導入、および学生の基礎学力の把握などを目的に行っている。

その方法・内容は学部・学科によって異なる。

i) 文学部・神道学科

第一次として課題図書を与え概要をまとめたレポートを作成、提出(郵送)させる。

第二次に課題図書を熟読し要約したもののレポートを作成、提出（郵送）させる。

ii) 文学部・国文学科

第一次として、入学に当たり、学習に必要な本を自分で探し購入する経験をさせるという意味から、指定した課題図書を各自で入手させ、それを熟読し、入学後、指定した本の内容から出題する実力テストを実施する。

第二次に、合格後の近況を報告する手紙を書いて提出（郵送）させる。

第三次に、いくつかの課題図書の中から一つを選び、レポート作成、提出（郵送）させる。

iii) 文学部・国史学科

第一次として、各自が高校で使用している『日本史B』の教科書を改めて熟読するよう指示し、日本史Bのテストを後日郵送し提出（郵送）させる。

第二次として、指定した日本史関係概説書の中から1冊を選び、内容と感想のレポート作成、提出（郵送）させる。

iv) 文学部・コミュニケーション学科

いくつかの課題図書から一つ選びレポート作成、提出（郵送）するか、あるいは指定したワークブック（ヒヤリング含む）を2回に分けて提出（郵送）するか、いずれかを選択させる。

v) 教育学部・教育学科

教育学部教育学科が教員養成を主たる人材養成の目標にしていることから、学生が描く理想の教師像についてのレポート作成・提出を課題として与えている。また、そのレポートを持参して所定の日時に登学させ、レポートを基に在学の大学生を交えて意見交換をさせる方法を併せてとっている。これは、在学生との交流を通して大学・学部・学科の学風などについて体験的に理解し、入学後の学生生活に関する不安の解消や入学へのモチベーションの向上に資することを目標に行っているものである。入学前の導入教育としてはその他に、課題図書を選定して与え、それについての感想などのレポートを作成、提出（郵送）させ、それを教育学科教員が意見をそえて返却するというプログラムも併せて行っている。

入学後の導入教育としては、平成20年度から、「総合基礎」の必修科目として「初学び（入門演習）」1単位と「文章入門」2単位が設定された。

「初学び（入門演習）」は平成18年11月3日の中期計画「二次答申」において初年次導入教育の必要性が指摘されたことを承けて設けられた科目である。この中で、大学の施設について説明され、授業を受ける上での基本的な心構えや技術が指導される。

「文章入門」は、平成16年度教育課程においては「文書表現」という名称の選択科目であった。各学科教員1名の選択科目であったために、教育効果の面で不十分であった。そこで、各学科の担当教員数を増やし、必修化することによって、レポートや答案を書く能力を中心として、文学部・教育学部の学生に相応しい文章力が身に付くように配慮した。

【点検・評価】

「入学準備プログラム」については、文学部各学科においてそれぞれの専門分野に関わる課題を設定しているが、文学部全体に共通した基礎力を復習させるような課題があっても良いかも知れない。また、入学予定者が大学あるいは大学生活に慣れるための行事を設定するのも効果的であろうと考えられる。

「初学び」にしても「文章入門」にしても、平成20年度実施の教育課程で設けられた科目なので、その長所や問題点については、これから検討していかなければならないだろう。特に「文章入門」については、今のところ、その内容を各学科の自主性に任せているが、そのままでよいのか、それとも文学部・教育学部で共通する内容にするのか、この点についての検証が必要となる。

【改善方策】

「入学準備プログラム」については、従来AO入試実施委員会が主体となって実施してきたが、平成20年度に新たに発足した教育開発センターが、導入教育の一環としてこれを担当することになっている。

「文章入門」についても、教育開発センターが担当する導入教育の問題として、検討がはじまっている。

「初学び」については、今後、効果の程度を見守ってゆく。

<社会福祉学部>

【現状説明】

社会福祉学部では、平成16年度より、入学までの学習意欲の持続と学力の維持・向上を目標にAO・推薦入試での合格学生を対象に入学準備プログラムを実施している。対象者は、AO選抜、指定校・附属校推薦、一般公募推薦、館友特別・資格取得者推薦など、12月初旬までに入学が決定した学生である。特にAO入試合格学生に対しては全員義務化している。

実施内容は、まず12月下旬に大学にてi)講話(大学での勉学方法について)の聴講、ii)福祉関連のビデオ鑑賞とそれについてのレポート作成、iii)1月から3月上旬までの課題内容の説明を行う。iii)の課題内容は、「福祉専門用語集作成」(50語について調べ、オリジナルの用語集を作る)と「新聞切り抜きレポート」である。特に「新聞切り抜きレポート」は、2ヶ月間各自のテーマを持って毎週1つ新聞記事を集め、それについての毎週の小レポートと、2ヶ月間の8つの記事を題材にした総括レポートの提出を課すものである。それらの課題に対しては、AO入試委員が記述内容について添削指導を行ったうえで入学前に返却している。入学前の基礎学力の向上と、社会福祉への関心を高める意図を持って実施している。

また、平成18年度より、導入教育として「キャンパス・セミナー」を1年生対象に実施している。大学での授業に円滑に適応できるように、学部所属教員全員が5名~6名の学生を担当し、授業の受け方や学修・研究方法を学び、またクラブやボランティアの課外活

動を含めた学生生活への適応を促している。さらに名張市の旧市街地を学生と教員が一緒に探訪をし、指導学生間の交流促進を含めた学生生活全般についての支援を行っている。

さらに、平成19年の秋より、地元の名張高校と高大連携プログラムを実施し、本学教員が高校で授業枠（週1コマ90分）を確保してもらい、社会福祉に関する入門講座を開講している。この授業は、同高校の単位となると同時に、本学社会福祉学部に入学者の場合は、既習単位「社会福祉入門」として認定をし、高校と大学との授業の連続性の確保と同プログラム修得学生の入学後の高度な福祉研究を促すためのものである。

【点検・評価】

「入学準備プログラム」は、入学前に社会福祉に対する興味を持たせ、大学入学までのモチベーションを維持する意味では有効である。また、入学後の福祉関連科目を学修する場合にも授業内容の理解を円滑にするものといえる。ただし、その課題遂行については、入学生の自主性に任せているので、達成度についてはかなりの相違がある。また、学習分野が社会福祉を中心としているが、基礎学力向上という視点で見た場合、「読み書き」を基本とした学習に比重を置くべきであるかを考える必要がある。

「キャンパス・セミナー」は、毎週1回水曜日に学生と教員が一堂に会し諸活動をする場を設定することで、相互の親睦と信頼関係の醸成につながり、お互いに「顔の見える関係」を築くことでキャンパス全体に活気を与えているという点で評価できる。ただし、各セミナーグループ間の横の交流が不十分な場面もあり、プログラムとして明確に交流機会を設定する必要がある。また、学習面のサポートへの時間配分の多寡についても考える必要がある。時間設定についても通年の週1回が適切であるのか、あるいは半期の週2回、一定期間の集中方式が適切かどうかを検討する必要がある。

「高大連携プログラム」は、事業が現在進行中のため評価は差し控えるが、受講する高校生からは福祉の可能性と新たな知識を得られたことに対する満足感と好奇心の高まりが見られ、充実した授業が展開されていると担当者からの報告がある。

【改善方策】

入学前教育である「入学準備プログラム」については、以下の3点についてAO入試委員間で検討を進めている。

- i) 実施対象学生の範囲拡大については、現在はAO選抜と附属高校のみ必須であるが、それを一般公募や協定校等の推薦関連入試全般、さらには一般入試の合格者にまで拡大の可能性。
- ii) プログラム内容の変更については、福祉分野を学習するための基礎となる国語や英語力向上の部分から取り組むという内容変更。
- iii) 入学者の学力差拡大に対するプログラムの柔軟な対応については、学習達成度に応じたグレード別のプログラム導入。

導入教育では、平成20年度より「ユニット・ティーチング」方式を導入する。従来は一人の教員が1年を通じて学生指導してきたが、新たな方式では3人の教員がチームを組み、

春秋の各学期を3クールに分割して学生間を各教員が移動しながら多面的な指導を行う。同時に、学習支援や生活指導等複数教員で担当することで、目の行き届いた指導体制を確立する。

3-(1)-①-C カリキュラムと国家試験

・国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

<社会福祉学部>

【現状説明】

本学部の国家試験に関するカリキュラムとしては、社会福祉士と精神保健福祉士に関するものがある。社会福祉士と精神保健福祉士は、科目履修により受験資格を得るのみで、卒業時以降に国家試験に合格する必要がある。

本学学生の社会福祉士受験は、平成13年度(第14回試験)より実施しているが、その合格者数は大学基礎データ表9にあるように、他校と比較して決して誇れる数値ではない。特に、現役合格者数は第1期生が卒業した平成13年度の45名を最高に減少傾向が続き、昨年度は13名に留まっている。受験者数は166名なので合格率は7.8%となる。既卒者については、218名が受験して合格が26名なので合格率は11.9%となり、現役と既卒を合わせた全体の合格率は10.2%となり、合格率ランクでは下位に甘んじている。

本学学生の精神保健福祉士受験は平成20年度からであるため、点検・評価以降は省略する。

【点検・評価】

本学の社会福祉士合格率10.2%(現役7.8%)は、全国大学全体の平均合格率33.3%からみると、極めて低い数値であるといえる。大学としても、4年生の夏期休業時から直前までの半年間に及ぶ国家試験対策講座を開講し、週1回を基本に特別講座を開講してきた。また、平成18年度より国家試験対策委員会を設置し、受験科目の講義担当者が集まり、効果的な受験指導の方法について議論を深めてきた。さらに卒業研究担当教員を中心に受験に向けたサポートを非公式の形ではあるが行うなど対応してきた。

しかしながら十分な成果をあげることができず、特に現役合格者の一貫した低落傾向は大きな問題点と指摘できる。今までの受験指導体制の不十分な点が表出した結果であるといえる。また、大学全入時代に入り本学部学生の基礎学力水準の低下傾向も見られるが、それに適応した入学時からの教育指導が十分であったのか再検証する必要がある。

社会福祉士の平成18年度試験より、大学別の合格率ランキングが公表されることになり、従来の合格者数中心から合格率へと、大学を評価する指標が変化した。大規模校と小規模校を同じ土俵にて比較する合理的な方法ではあるが、それは受験指導の質を問う傾向を一層強め、本学部においても大幅な受験指導体制の見直しを迫るものである。

【改善方策】

合格者数と合格率の向上は、入学時からの基礎学力向上が何よりも必要である。他所でも述べているが、平成 18 年度よりキャンパス・セミナーを導入し、大学での学びに円滑に適應できるように、指導教員が懇切丁寧に指導するようにしている。また、平成 19 年度からは学習支援室を開設し、授業に関する解決できなかった疑問点や国家試験に向けた勉強方法等について、個人指導にて完全解決へと導く補習制度を導入した。同時に国家試験対策委員会においては、受験指導体制の大幅刷新に向けて議論を鋭意重ねている。

何よりも国家試験受験者にとって試験前の集中した受験勉強時間の確保が重要である。現在、卒業必修単位である卒業論文の提出時期は 12 月下旬であるが、国家試験日の 1 ヶ月前ということで、2 つの勉強の両立に悩む学生が多いのも事実である。そこで、予定では平成 20 年度より卒業論文の提出時期を 2 ヶ月前倒しとする計画をしており、国家試験時受験指導に準拠した指導体制へと組み替える予定である。

さらに今後、精神保健福祉士の受験指導も増えてくることから、本学部の威信をかけて国家試験対策委員会を中心とした受験指導体制の確立を進める。

3 - (1) - ① - D インターンシップ、ボランティア

- ・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性
- ・ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

<文学部・教育学部>

【現状説明】

インターンシップについては、平成 20 年度以降の入学生に適用する教育課程の共通の教養科目群に「インターンシップ」(演習 1 単位)を設置し、官公庁や企業での就労体験等を単位として認定することとしている。

ボランティアについては、平成 20 年度以降の入学生に適用する教育課程の教養科目群に、教育アシスタント等体験を単位として認定する「ボランティアⅠ」(演習 1 単位)と、その他勤労奉仕活動を単位として認定する「ボランティアⅡ」(演習 1 単位)を設置することとしている。ただし、その具体的な実施形態は現在検討中である。

【点検・評価】

「インターンシップ」1 単位を設定し、担当教員を就職委員長にすること以外は決まっていない。

「ボランティアⅠ」(教育アシスタント等)、「ボランティアⅡ」(上記以外の勤労奉仕等)、各 1 単位を配当し、「ボランティアⅠ」は教職課程委員長、「ボランティアⅡ」は神道学科教員を担当者にすること以外は決まっていない。

【改善方策】

平成 20 年度の教務委員会において、内容を決定する予定である。

<社会福祉学部>

【現状説明】

全国的に大学生でも卒業後全体の 3 割強が 3 年以内に離職・転職する現在において、キャリア教育の重要性が指摘されている。在学中に自らが「本当に就きたい仕事」を探し当て、それに向けた努力を続けることが重要である。就業体験を通じて自らの「適職」を見つけ出す教育プログラムとして、社会福祉学部では、平成 18 年度より単位化授業としてインターンシップを導入した。

インターンシップのプログラムは、まず「インターンシップ実習指導」(2 単位)を通年にわたり受講することを義務づける。そこで、事前に社会人としてのマナー講座、業界研究、IT 研修、プレゼン演習等を行い、研修先での実習に耐えうる最低限のビジネススキルを修得する。何よりも「働く意義」を考えることに注力して指導が行われている。また、実習後は、反省を踏まえた総括や経験を生かしたビジネスプラン作成講習など、企業(組織)人としての実践力を高めるプログラムを構築している。

夏期休業中に行われる現場実習は 2 週間を基本として、「インターンシップ実習Ⅰ」(2 単位)と「インターンシップ実習Ⅱ」(2 単位)が段階的に取得可能であり、インターンシップ関連で最大 6 単位を付与している。実習先は、民間企業、行政(県庁、市町村役場)、NPO にて行っている。なお、社会福祉施設での実習については社会福祉士の現場実習にて行われるので、あえてその対象施設からは除外している。

ボランティアについては、「ボランティア論」(講義 2 単位)を設置しているが、ボランティア活動そのものについては単位認定していない。

【点検・評価】

社会福祉士現場実習(3 年生中心)、教育実習(4 年生)とならんで、インターンシップ実習(2 年生中心)を単位化授業として用意していることは、福祉職、教育職だけでなく、一般企業や公務員志望の学生ニーズに対応した実習教育プログラムを確立している点で評価できる。特にインターンシップは、若年者が学校生活から職業生活へのスムーズな移行のために必要な教育プログラムとして社会的認識が高まっており、今後さらなる充実が求められる。

また実習後教育にて、(財)三重県産業支援センターとの共同事業であるベンチャーセミナーに学生を参加させて、企業経営者の生の声を聞かせたり、ビジネスプラン作成を行うなど、インターンシップで部分的ではあるが体得した企業運営のスキルやノウハウを確認する機会を設けているのは画期的であるといえる。

課題としては、特に企業実習の場合、学生の希望する実習業種と、大学が用意している実習受け入れ先とのミスマッチがあり、受講生の希望通りの実習先ではない場合がみられる。インターンシップは卒業後の進路選択の指標ともなりうるので、積極的な実習先開拓

を急ぐべきであろう。

ボランティアに関しては、3年次に社会福祉援助技術現場実習を受講する学生が多いが、いきなり現場である福祉施設に実習に入るのではなく、1年次からボランティア等で経験を積んでおくように指導している。そのためもあって、学生はボランティア活動に積極的に取り組んでおり、現時点では単位化の必要性はないと判断している。

【改善方策】

本年度の企業の実習受け入れ先については、就職課との連携のもと、早い段階で三重県内の事業所に受け入れ依頼の開拓を行って成果をあげた。次年度以降も、新規開拓を進めることと、他府県での実習実施の可能性について科目担当で検討が進んでいる。

ボランティアに関しては、当面、現状を維持する。

3 - (1) - ① - E 授業形態と単位の関係

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

<文学部・教育学部>

【現状説明】

文学部・教育学部の授業運営形態の基本は Semester 制を採用し、1年間の授業を2 Semester（春学期・秋学期）に区分している。ただし、平成12年度～14年度において、講義・演習の4単位科目について週2回授業をおこなったところ、さまざまな問題が生じたため、このような形の授業は廃止して、4単位の講義・演習科目については、原則的に春学期・秋学期通して週1回授業をおこなうこととした。したがって、実質的には、講義科目通年4単位、演習科目通年4単位、語学通年2単位、実技科目通年2単位という旧来の基準にしたがって単位計算をしている。

講義、演習、語学、実技科目は履修形態の違いに応じ、1単位の授業時間数・単位数は下記の通り定めている。

講義科目：15時間の授業をもって1単位とする。

演習科目：15時間の授業をもって1単位とする。

語学科目・実技科目：30時間の授業をもって1単位とする。

また、資格による単位認定として、平成16年度以降の入学生に適用された教育課程から、「英語資格A」（英検1級合格またはTOEIC800点以上）、「英語資格B」（英検準1級合格またはTOEIC700～799点）、「英語資格C」（英検2級合格またはTOEIC470～699点）各2単位を認めている。この認定については、本人の申請書類を文学部教務委員会で審査して、書類に間違いがなければ認定するという手続きをとっている。

卒業論文または卒業研究は4単位としている。

留学については、「外国語Ⅰ」（英語圏）・「外国語Ⅱ」（中国語圏）という名称で、各2単位を認定している。

表 3-7 履修形態別単位計算方法

授業方法	1週間の授業時間	1セメスターの 授業期間	1セメスターの 授業時間	1セメスタ ーの単位数	通年の 単位数
講 義	2時間 (週1講時)	15週	30時間	2単位	4単位
演 習	2時間 (週1講時)	15週	30時間	2単位	4単位
実習・実技	2時間 (週1講時)	15週	30時間	1単位	2単位

*授業の1講時を2時間と数える。

【点検・評価】

セメスター制については、単に4年間を8期に分割しているのみであり、実質的には機能していない。3年間実施した結果として、そのもたらす弊害の大きさゆえに、現行の形になっているのであるが、周囲の状況の変化もあり、改めてセメスター制の実質化を考える必要があると思われる。

【改善方策】

セメスター制の問題については、教務委員会と教育開発センターとで協議していく。

<社会福祉学部>

【現状説明】

本学部では授業形態を講義科目・演習科目・実習科目の3形態を設定している。講義科目は1セメスター15週2単位、演習科目と実習科目は1セメスター15週1単位としている。「卒業研究」は上記と別に、4年次通年4単位としている。また、20年度カリキュラムから導入した「ライセンス・イングリッシュⅠ・Ⅱ・Ⅲ」「ライセンス・コンピュータⅠ・Ⅱ」の5科目は資格取得による単位認定で各2単位である。「異文化コミュニケーションⅠ・Ⅱ」の2科目は国際交流協定等に基づく単位認定で各2単位である(図表3-8)。

表 3-8 社会福祉学部 履修形態別単位計算方法

授業方法	1週間の授業時間	1セメスターの 授業期間	1セメスターの 授業時間	単位数
講 義	2時間 (週1講時)	15週	30時間	2単位
	4時間 (週2講時)	15週	60時間	4単位
演 習	4時間 (週2講時)	15週	60時間	2単位
実習・実技	4時間 (週2講時)	15週	60時間	2単位

*授業の1講時を2時間と数える。

【点検・評価】

講義・演習・実習の3形態の単位計算方法は従来一般的なものであり、本学部でもとくに問題ないと考えている。「卒業研究」4単位は卒業必修の重みを与えるため、適切である。資格取得や国際交流協定等に関する単位認定は始めたところであり、今後の検討が必要である。

【改善方策】

当面は現状を維持する。

3 - (1) - ① - F 単位互換・単位認定等

・国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

<全学部>

【現状説明】

国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定については、「皇學館大学学則」の規定に基づいて実施している。

この中で特に事例の多い国内の大学・短大からの編入学生等については、平成20年度から「文学部・教育学部編入学生等の既修得単位の認定に関する規程」を制定し、これに基づいて単位認定を行っている。

また、国外の大学については、平成20年度から「河南大学日本語学科留学生履修規程」を制定して、協定校からの留学生受け入れを容易にした。まず、日本語の力を増し、日本の伝統文化の基礎を学びたいという留学生の目的を尊重して、卒業要件を一般教養的授業科目40単位以上、専門的授業科目40単位以上、合計124単位以上とし、一般教養的授業科目についても専門的授業科目についても日本人学生に課せられている必修の縛りを適用せず、受講科目は指導教員の指導によって決めることにした。このような規程整備に続いて、文学部国文学科とコミュニケーション学科、社会福祉学部で、協定校である中国の河南大学からの留学生を受け入れることとし、留学生用の履修モデルを考えた。そこにおいては、河南大学で取得した単位について、一般教養的授業科目について40単位、専門的授業科目については22単位を包括認定し、残りの62単位以上を本学において修得することにした。

単位互換については、現在実施していない。

【点検・評価】

国内の大学・短大からの編入生についての単位認定について、新たに規定が制定されたことは評価できよう。

国外の協定校の留学生の単位認定については、その実施が平成20年度の秋学期からとなる。その単位認定が合理的なものであるのかどうかは、今後の学生の学修状況から判断する必要があるだろう。

単位互換については、周囲に大学が少ない等、本学の置かれた地理的立場から、従来は検討すらほとんどなされていない。国立・私立等の設置主体の違いを超えた単位互換をも視野に入れるならば、検討の余地はあろう。

【改善方策】

国外の協定校の留学生の単位認定については、平成20年度入学学生の卒業が平成22年春学期終了時点となるので、この間に実態をよく把握して、必要に応じて規定を見直す。

3-(1)-①-G 開設授業科目における専・兼比率等

- ・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与状況

<文学部>

【現状説明】

本学部の全授業科目において専任教員が担当する授業科目の割合は、各学科専門科目及び教育学部との共通教養科目については、大学基礎データ表3の通りである。

この表3を基に積算すると、専門科目全体では83.1%となり、必修科目に限定した場合、86.8%と割合が高くなる。共通教養科目を含めた学部開設科目全体としては、77.6%となり、必修科目に限定した場合、91.3%となる。

共通科目については、開講科目数が多いうえ、必修科目以外の広範な内容にわたる科目に兼任講師を採用したり、本学部独自の建学の精神に結びつく科目に著名な講師を招いたりすることで専任比率は下がっている。専門科目については、共通科目より専任比率がかなり高くなっている。

兼任教員に対しては担当依頼の際に、教育課程における担当科目の位置づけを説明するほか、シラバス作成時に記載内容について説明する。一方、兼任教員等からの講義内容に関する要望がある場合には申し出てもらい、学部・学科において審議し、可能なものは採用する方法をとっている。ただし、組織的に教育課程の編成に関わってもらえる体制はとっていない。

【点検・評価】

全体的には専任教員が担当する科目が多く、問題はない。特に専門科目、中でも必修科目については、そのほとんどを専任教員が担当しており、責任ある一貫した指導体制が整えられている点は評価できる。

共通科目については、兼任講師に依存する部分が多いと言わざるを得ない。特に外国語科目については、その大部分を兼任講師が担当している。また、情報リテラシー関係の科目についても同様の事が言える。ただし、これらの科目については、クラス編成の関係上、専任教員だけでは対応できないという事情もあり、やむを得ない面もある。

兼任教員に対する授業評価アンケートについては、これを実施したことにより、学生の

満足度が著しく低い兼任教員の担当科目はなくなってきた。

【改善方策】

共通科目については、開講科目の精選や科目内容の見直し等によって、できるだけ専任教員が担当できるようにしていく。

新学期当初に、専任教員から科目運営についての基本方針を伝達したり、定期的な話し合いをしたりするルール作りをする。

<社会福祉学部>

【現状説明】

大学基礎データ表3の通りである。

学部全体では、春学期は83.3%、秋学期は83.0%となる。詳細を見ると、専門科目全体では春学期78.4%、秋学期79.3%となり、必修科目に限定した場合、春学期92.6%、秋学期94.8%と割合が高くなる。次に教養科目を見ると、全体としては春学期93.0%、秋学期91.2%となり、必修科目に限定した場合、春学期94.8%、秋学期93.0%となる。

専門科目は開講科目数が教養科目の2倍で、特に資格関係の分野（特に医学系、芸術系）の科目担当者を用意する必要から、教養科目と比較して専門科目の専任比率が低くなる傾向にある。

兼任教員の教育課程への参加については、新学期当初に、科目担当や当該領域の専任教員が科目運営の基本方針を伝達し、また複数クラスが開設されており一部を兼任教員に依存する場合は、授業進捗の確認や学生の学習状況把握のための話し合いを持つなど、非公式な部分での関与は実施されている。

【点検・評価】

全体を通して（特に必修部分については）、ほぼ専任教員が科目担当を行っており、また兼任教員にしても文学部からの派遣も含めてであり、学内教員により責任性・一貫性を持った指導体制が確立されていることは評価できる。

ただ、社会福祉士、保育士、精神保健福祉士、介護福祉士の資格科目で兼任講師に依存する部分が多いのが課題であろう。確かに4つの福祉関連国家資格に対応させるためには、非常に広範な開講科目分野を実現する必要があるので、学部単独で教員を揃えるには限界がある。特に、大学全体で3学部しかない文系小規模校である本学にとっては、特に医学系分野の依存傾向は不可避で、兼任教員への依存は現実的・合理的選択ともいえる。

兼任教員が教育課程に関与する科目担当者連絡会議等の公式のシステムは存在していない。科目担当者に占める兼任教員の比率が低く、その必要性が無かったためである。しかしながら、複数担当者が存在する科目の場合は、使用教科書の統一や進捗の調整・確認など、担当者間での協議は比較的密に行われており、非公式ながらも全教員が一つの目標に向かう体制が維持されていることは評価できる。

【改善方策】

資格科目の特定分野への兼任講師依存の解消策で、平成 20 年度からの「こども福祉学専攻」開設に併せて、音楽（ピアノ）関係の実技指導を中心とした専任教員（特命教員）を採用した。さらに教職課程科目担当の専任教員も採用した。

兼任教員を含めた科目担当者連絡会議等のあり方については、今後検討する。

<教育学部>

【現状説明】

教養科目（共通科目）については文学部と共通であるので省略する。本学部専門科目については、開設（予定）している授業科目数は 123 科目で、そのうち 96 科目（78%強）を専任教員が担当しており、27 科目（22%弱）を兼任教員ないし兼任（非常勤）教員が担当している。

【点検・評価】

専門科目については、ほぼ専任教員が担当しており、問題はない。

【改善方策】

現在の水準を維持していく。

3 - (1) - ① - H 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮
--

<全学部>

【現状説明】

1) 外国人留学生について

協定校である中国河南大学の日本語学科の学生に限って、教育課程編成上、教育指導上の特別の配慮を行っている。具体的には、河南大学の推薦と本学教員による面接試験の結果、本学での勉学に耐えられる学力があると認められた学生には、文学部（国文学科とコミュニケーション学科）または社会福祉学部の 3 年生への編入学を認め、特別なカリキュラムを定めて、ダブル・ディグリーでの卒業を可能にしている。そのカリキュラムは、各学科専門科目と、共通科目のうち各学科の教育を受けるために必要と考えられる科目を選んだ内容となっている。

しかし、河南大学の学生を除いては、特段の配慮はしていない。

2) 社会人学生について

従来、文学部神道学科については社会人学生が少なくなかった。しかし、それについて、特別な配慮はおこなっていない。

社会福祉学部について、社会人学生は、科目等履修生の形で若干名を受け入れてきている。それに加えて、平成 19 年度より推薦入試において社会人枠を設定した。しかし、教育

指導上の配慮はとくにしていない。

【点検・評価】

外国人留学生に対するカリキュラムは、留学生の日本語能力や専門に関する学力を考慮したものではあるが、既存の科目の中から選んだものであるために、必ずしもすべてが留学生の学力に合ったものとはなっていない可能性がある。また、日本語能力についても、大学の専門教育を受ける水準には達していない学生がいるのも事実であり、そのサポートが必要と考えられる。

社会人学生に対してこれまで教育指導上の配慮はしていないが、とくに問題はなかった。

【改善方策】

協定校からの外国人留学生に対しては、日本語能力の充実や専門科目受講の円滑化のために、学友による支援、いわゆるピアサポートの体制を整えることを検討する。

社会人学生については、対応の要望があり次第、検討する。

②教育方法

3-（1）-②-A 教育効果の測定

1) 教育効果の測定方法について

・教育上の効果を測定するための方法の適切性

【現状説明】

<全学部>

教育効果を測定するための方法として、ひとつには学生の理解度や達成度を測り、担当者自身が設定した目標値と比較する方法があり、もう一方には、学生からの授業アンケートによる学生の主体的評価により、理解度や達成度そして満足度という視点から教育効果を検証する方法がある。

前者については、授業内容の理解度を測定するという意味で、試験（定期試験・小テスト）やレポート、授業中の質疑応答による確認などを通じて、成績評価の過程にて測定する。その際には、平均点や偏差値、最高点・最低点、得点分布状況などの多面的な数値データにより教育効果を検証することになる。時には、学生の出席率や授業への取り組み態度も教育効果をみるための指標となりうる。

後者の授業アンケートについては、春と秋の各学期末に、授業科目のすべての科目について行っている。アンケートの集計結果は、「授業アンケート報告書」として集約・公開し、教育効果を測定するための判断材料となる。

授業アンケートの実施内容・方法については、文学部・教育学部（伊勢学舎）と社会福祉学部（名張学舎）において相違する点があるので、以下、個別に述べる。

<文学部・教育学部>

学生による授業評価は、各セメスターの試験前に全科目を対象に実施している。学生が

自由に回答できるように、アンケートには教員はかかわらず、すべて学生と学務課員だけで実施している。アンケートの内容は、「イエスかノーか」の二者択一方式で、質問項目は、「授業の速度」「授業内容のレベル」「授業中の教室の様子」など10項目である。また、授業改善につながる具体的な意見を書く自由記述欄が設けられている。

アンケートは、授業担当教員の退出後、学生が回答を記入し、予め教員によって指名された受講学生がそれを回収し、学務課に届け、集計される。集計結果は教員に報告され、教育上の効果を測定する材料とされる。集計結果は学内ホームページで「授業評価アンケート集計表」というかたちで公開されている。また、自由記述欄に記述のあるアンケート用紙は担当教員のもとに戻され、授業方法を修正する際の参考資料とされる。

<社会福祉学部>

学生による授業評価は、各semester後半にさしかかる時点で、全科目を対象に実施している。授業評価アンケート用紙は、No.1とNo.2に分かれており、No.1は、項目ごとに学生が該当する選択肢にマークする。項目は、「授業の速度」「授業内容のレベル」「授業中の教室の様子」「授業中の説明や指導の適切性」「授業に刺激を受け、興味が持てたか」「授業中の学生の参加を促したか」「授業中に集中できる環境、雰囲気を作ったか」「シラバスに沿った授業であったか」「授業に対する総合評価」の計11項目である。それぞれの項目ごとに、3～5つの選択が設けられている。この質問項目は、数年で見直し、新たな課題を盛り込みながら作り込んでいる。No.2には、学生の自由記述欄を設け、教員の学生への質問に対する回答やその他気付いた点を文章にて記述する。

No.1は、受講学生の代表者が回収し授業担当教員同行のもと学務課に届け集計される。No.2は教員が回収して目を通し、後半残りの授業および次年度以降の授業内容・計画、方法について修正する際の視点としていく。

【点検・評価】

教育効果の測定の第一の方法として学生の成績評価があるが、その評価基準や方法について教員間に共通認識は存在せず、組織的な取り組みとはなっていない。

一方、教育効果を測定する方法としての授業アンケートは長年実施されており、教育方法の改善を行うためのシステムとして全教員に定着している。しかし、すべての科目においてアンケート項目が一律であり、項目によっては演習科目や実習科目において該当しないものや不適切なものがある。講義科目においても、受講学生規模別にアンケート項目を変更する等、アンケート項目を多様化し、学習効果、学生の評価・ニーズをよりの確に汲み取る工夫が望まれる。さらに、文学部・教育学部では「イエスかノー」の二者択一形式であることも問題である。

アンケート結果が次年度からの授業にどのように活かされるかは、すべて担当者の裁量にまかされており、改善結果を検証するシステムが存在しないのも問題である。

【改善方策】

平成 20 年度に新たに設置された教育開発センターの業務のひとつが、この教育効果の測定ということである。個々の教員による成績評価以外の、客観的なデータによる教育効果の測定、あるいは、より効果的な授業評価アンケートのあり方等について、同センターにおいて検討が始まっている。文学部・教育学部と社会福祉学部の授業評価アンケートの形式の統一が、その最初の試みとなる。

2) 卒業生の進路状況について

・卒業生の進路状況

<文学部>

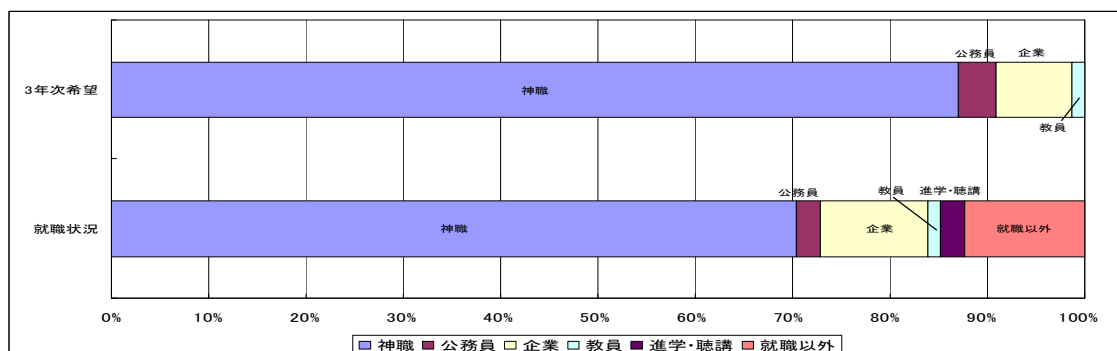
【現状説明】

文学部においては、学科によって進路状況が異なる。神道学科・教育学科の場合はそもそもその教育内容が専門的職業人を養成することを中心とするものであるのに対して、国文学科・国史学科・コミュニケーション学科の場合は、その教育内容が必ずしも職業とは直結していない。卒業生の進路状況もそうした学科の特性を反映している。

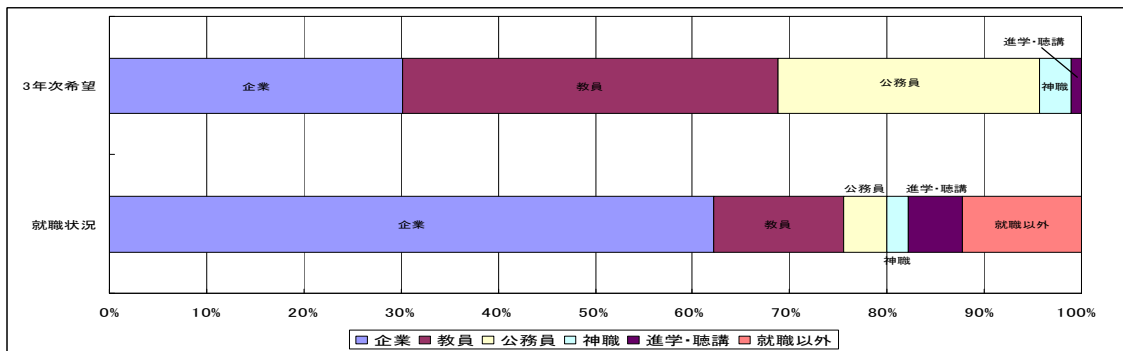
神道学科の卒業生は、その 70%が神職に就いている。教育学科の卒業生は、幼稚園・保育所の教員・保育士を含めると、教職に就く者が 50%を越えている。それに対して、国文学科・国史学科・コミュニケーション学科の卒業生は、その多くが企業に就職している。

ただし、下の図表図 3-9 を見れば明らかのように、国文学科・国史学科においても、3 年次当初は教員・公務員を志望する学生が多い。つまり、教員・公務員の採用試験に合格できず、結果的に企業に就職している学生が少なくないのである。本学再興以来、国文学科・国史学科の出身者の多くが中・高教員となってきたという伝統があり、この両学科の学生の多くが、その伝統を慕って入学してきたという事情がある。しかし、その希望を達せられる者は多くないのが現状である。

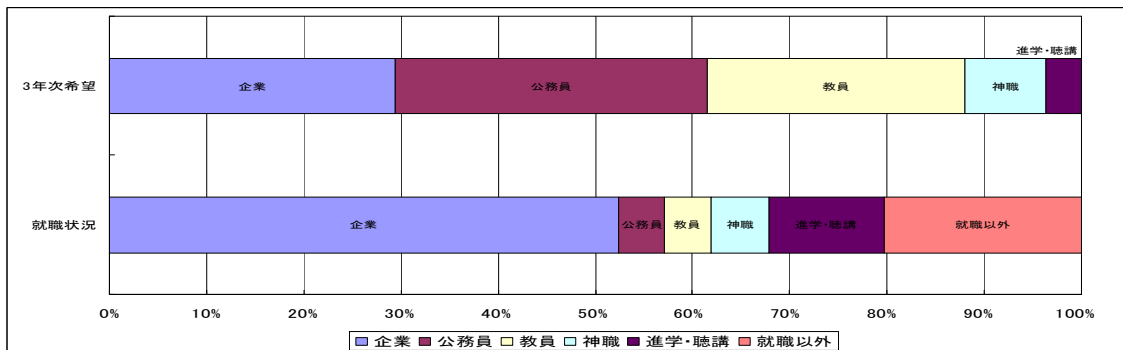
図 3-9 平成 19 年度文学部卒業生の希望職種と就職状況
神道学科



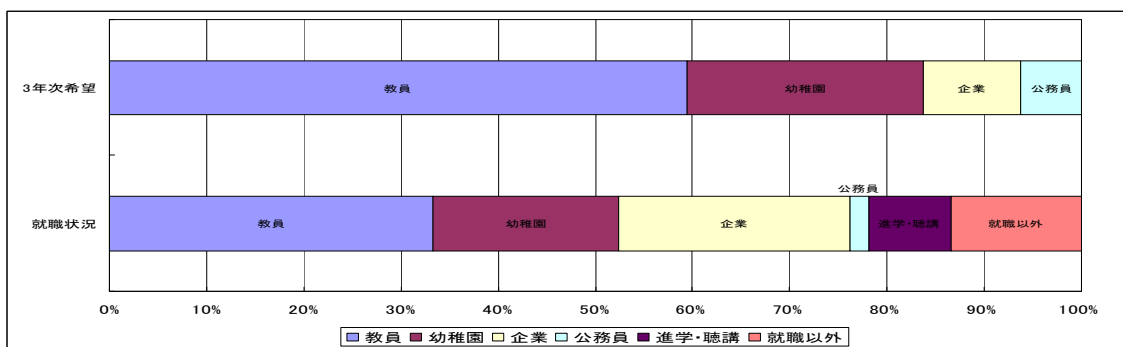
国文学科



国史学科



教育学科



コミュニケーション学科

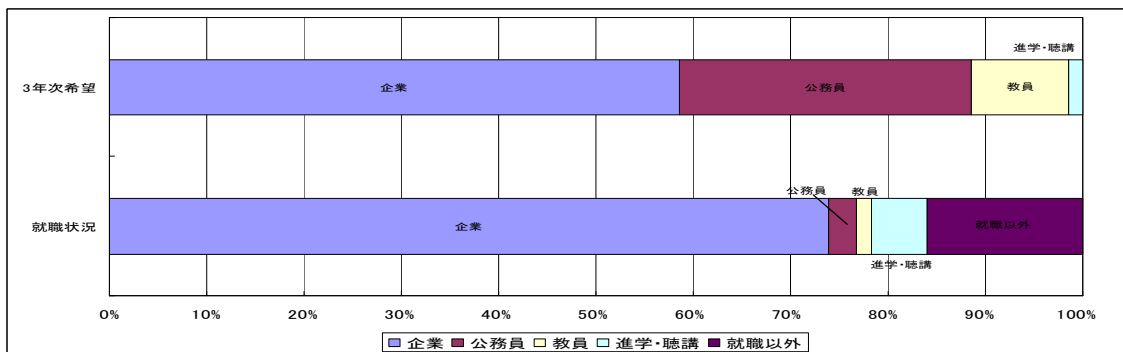


表 3-10 文学部卒業生の進路状況 (%)

年度	学校	神社	企業	公務員	団体	計
H15	28.3	17.4	37.1	9.9	7.3	100
H16	28.3	17.7	41.2	4.8	8.0	100
H17	22.6	13.7	47.3	4.2	12.2	100
H18	21.7	19.0	48.2	4.2	6.9	100

【点検・評価】

神道学科・教育学科については、入学当初の希望を達成している学生が比較的多く、この点は高く評価できよう。神職については、以前から「神職養成室」を設置して、低学年のうちから種々の支援をおこなってきたことが功を奏していると考えられる。教育学科においては、入学当初から目標が明確なため、学生の意識が高いことがこのような結果につながっているのではないかと推測される。コミュニケーション学科については、当初より企業就職希望者が多いので、おおよそ希望どおりの職種に就いていると考えられる。

国文学科・国史学科においては、最終的に当初の希望とは異なる職種に就く例が多くなっており、これが大きな問題である。

【改善方策】

結果として入学当初と異なる、いわば本意な職種に就いている可能性の高い国文学科・国史学科の学生に対しては、2方向からの改善策を考えている。1つは、教職を強く志望する者に対して、これまで以上の教育と支援をおこなうことである。そのために、両学科においては平成 21 年度から学科内に複数の専修（コース）を設定して、その中で教職をめざす学生に徹底した教育・指導をおこなうことを計画している。また、平成 20 年度からは「教職支援室」を設置して、低学年からの手厚い支援をおこなおうとしている。なお、この「教職支援室」は教育学科学生（平成 20 年度からは教育学部教育学科学生も）をも対象とした全学的な組織である。また、従来就職課が開催してきた種々の試験対策講座等もさらに充実させてゆく。もう 1 つの方向は、キャリア教育の充実である。たしかに入学時あるいは低学年の時期には教員希望の学生が多いのであるが、そのうち、強い意識を有している者は必ずしも多くはない。そうした観点から、平成 20 年度のカリキュラムにおいて、「人生と仕事」「インターンシップ」という科目を設定した。これらを受講することによって学生自身に自らの進路を深く考えるように導いてゆく。

キャリア教育の充実、就職課・神職養成室・教職支援室の充実は、今後さらに強力に押し進めてゆく。

<社会福祉学部>

【現状説明】

卒業生の進路状況については、大学基礎データ表8の通りである。就職率については、平成15年度の94.9%を底に、平成18年度は98.7%を記録している。

また、卒業生に占める就職者総数の割合をみた場合、さらに就職環境が好転する状況が顕著となる。平成13年から15年度までは80%前半（特に15年度は最低の79.7%）であったが、それ以降は改善が進み、昨年度は89.3%と90%が目前となった。

進路状況については、下表の通りである。なお、この表の分類「福祉」と「医療」には、福祉系企業は除外しており、福祉施設への就職を示している。全体の傾向としては、福祉施設への就職者が平成17年度以降急減し、福祉と医療で62.6%を占めていた平成13年と比べて、平成18年には32.6%とほぼ半分となっている。それに対して企業への就職者比率が高まっており、平成13年の14.3%から平成18年は47.6%と、その比率は3倍を超えている。とりわけ景気回復と団塊の世代の退職による企業の採用数の増加傾向がみられはじめた平成17年度に福祉と企業との比率が逆転している。

表3-10 社会福祉学部卒業生の進路状況

年度	福祉	医療	企業	公務員	学校	団体	進学・ 専門学校等	その他	未決定	合計
13年度	148	23	39	10	3	5	24	11	10	273
	54.2%	8.4%	14.3%	3.7%	1.1%	1.8%	8.8%	4.0%	3.7%	100.0%
14年度	122	11	52	13	0	7	12	9	10	236
	51.7%	4.7%	22.0%	5.5%	0.0%	3.0%	5.1%	3.8%	4.2%	100.0%
15年度	105	8	52	9	0	11	14	22	11	232
	45.3%	3.4%	22.4%	3.9%	0.0%	4.7%	6.0%	9.5%	4.7%	100.0%
16年度	115	10	44	4	3	7	14	16	6	219
	52.5%	4.6%	20.1%	1.8%	1.4%	3.2%	6.4%	7.3%	2.7%	100.0%
17年度	77	11	83	7	0	13	10	17	3	221
	34.8%	5.0%	37.6%	3.2%	0.0%	5.9%	4.5%	7.7%	1.4%	100.0%
18年度	77	5	120	6	2	15	12	12	3	252
	30.6%	2.0%	47.6%	2.4%	0.8%	6.0%	4.8%	4.8%	1.2%	100.0%

【点検・評価】

社会福祉学部という名称ではあるが、近年の卒業生の就職状況をみると、福祉、医療部門へと進む者の比率が3分の1を切ったことが大きな特徴である。福祉分野の低待遇が盛んに報道され、若者にとっての職業としての魅力が低下している傾向が顕著に表れた。社会福祉学部である以上、福祉職の重要性と社会的意義について積極的に伝えることで、福祉分野への就職者数を増やす努力が必要となろう。一方で、企業への就職希望者は今後も増えることが予想され、指導・支援体制をさらに強化する必要があるが、就職課を中心に

十分な対応がなされていることは評価できる。

その論拠として、最近では就職率の解釈として、就職希望者に占める比率ではなく、卒業生に占める比率にて考える傾向が強まっている。本学のその比率は、89.3%であり、全国の大学の中で46位、三重県内は第1位と優秀な成果を収めていることは、高く評価できるものである。

【改善方策】

福祉分野の低待遇等については、国の施策でも改善が図られることとなり、さらに法制度の改正に伴い、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の位置付けや職域拡大も期待される。本学での専門領域の教育を活かせる福祉分野へ目を向ける手だてとしては、福祉領域の説明会や福祉職場説明会を開催し、福祉の担い手として自覚させ、学生支援センターを中心にボランティア活動や自主実習を奨励している。

卒業生の進路確保については、現在でも十分な成果をあげているが、全ての学生が納得できる卒業後の進路を確保できるように、さらなる改善に向けた努力をしていきたい。

<教育学部>

教育学部は平成20年4月に設置されたため、卒業生はまだ出していない。

3-(1)-②-B 成績評価法

- ・厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- ・履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- ・各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

<文学部・教育学部>

【現状説明】

成績評価は、「優」（100点満点換算で80点以上、以下同）、「良」（70点～79点）、「可」（60点～69点）、「不可」（59点以下）という4段階評価を基本としている。「不可」の場合は単位が与えられない。なお、平成20年度からは、この4段階の評価とともに、試行的にGPAをも学生に提示することとした。その場合、従来の「優」（80点以上）を「90点～100点」、「80点～90点」の2段階に分割して、それぞれ「4点」と「3点」に計算することとした。従来の「良」は「2点」、「可」は「1点」、「不可」・「放棄」は「0点」となる。

授業回数数の3分の2以上の出席のない者は受験資格が認められず失格となる。また、病気等のやむを得ない事情で定期試験を受けられなかった者には所属学部長の許可を受けて追試験を受けることができる制度を実施している。その場合の評点は事情の内容によって得点の80%あるいは100%としている。さらに、4年次生に限って定期試験の評価が不可となった授業科目について卒業に必要な単位のうち1年度間に16単位まで再試験を受けられる制度を実施している。ただし、この場合の評価の段階は得点のいかんにかかわらず可（60点）または不可（59点以下）としている。

成績評価の方法・基準は、授業担当者の裁量に委ねられているが、シラバスにその成績評価法と成績評価基準を明示し、学生に対して事前公開と説明責任を果たすことが義務づけられている。さらに成績発表後、その成績評価に納得できない者に対しては「不服申し立て」を認め、成績通知後1週間以内に、質問票を学務課に提出することが可能である。

現在、履修科目登録の上限設定は原則的にはおこなっていない。平成12年度～13年度に各セメスターに24単位、また、平成14～15年度に各セメスターに30単位という上限設定を試みたことがあったが、教職課程の単位を卒業要件に組み込んだ教育学科の当時の教育課程においては、この上限単位数は非現実的であり、進級不可者が大量に生ずる事態になったため、これを廃した。

ただし、平成20年度から、1年生の共通科目についてのみ、年間40単位の上限を設けることになった。これは、共通科目の受講者数を削減し、学生の学修を充実させるための措置であるとともに、2年生以上には、上限を設けないことによって、1年生時に十分な単位を取れなかった学生にもチャンスを与えることを意図した措置である。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するために、以下のような方法をとっている。

- i) 履修した科目の成績表を、翌学期の始まる直前に、「指導教員」(学務・学生生活等についてのアドバイザー)から学生に手渡して、その際にさまざまな指導を行っている。
- ii) GPAによって学生が自己の学修意欲や質を自己認識して学修意欲を向上させる制度を実施している。
- iii) 3年次進級の要件を卒業単位の半数(62単位)と定めており、要件を満たせないで留年する学生には学部長および教務委員会が指導を行う体制をとっている。
- iv) 平成20年度から、3年生への進級条件として、国語力を測定するプレースメントテストにおいて、国語力が高校1年生以上のレベルになることを義務づけた。
- v) 教育実習・保育実習の履修資格として、GPA1.5以上を要件とした。

【点検・評価】

従来は期末定期試験の結果を重視する成績評価であったが、近時、シラバスに成績評価法・基準を明示するようになってからは、平常の受講態度や小テストの結果等を総合的に評価するようになってきており、その点は評価できる。また、平成20年度からは1セメスター15回の授業回数の確保が厳格におこなわれるようになり、総合的評価方針が一層明確になっている。

「優」「良」「可」「不可」の4段階評価を原則としながら、より厳格な成績評価が可能なGPA制度をも試行的併用しているが、今後は統一が必要であろう。

シラバスに成績評価法と成績評価基準を明示することとなっているが、教員間に記述内容についてばらつきが見られる。共通の認識を形成する必要がある。

3年生への進級条件として、国語力を測定するプレースメントテストにおける一定レベル以上の成績を義務づけたこと、教育実習・保育実習の履修資格として一定以上のGPAを課したことは、厳格な成績評価につながることであり、評価できよう。

履修科目の上限設定については、教育学部・教育学科の教育課程の改訂もなされて環境

が整ってきたので、単位の実質化のために、改めて制度として導入を検討するべきであろう。

【改善方策】

進級条件として数値化された国語力を義務づけたこと、資格科目について一定のGPAを課したことについては、今後さまざまな問題が生ずる可能性もあるが、学生の質の確保という意味において重要と考えられるので、可能な限り継続してゆく。

厳格な成績評価方法、評価基準のあり方について検討することも、教育開発センターの主要な業務の一つとされており、教務委員会と連携をとりつつ、検討が開始されたところである。

＜社会福祉学部＞

【現状説明】

本学部では Semester 制を採用しており、1年間の授業を2 Semester（春学期・秋学期）に区分し、1 Semester あたりの履修単位数の上限については30単位（3年次編入生に限り42単位）を設定している。ただし、卒業要件に含まれない課程科目は30単位上限からは除外している。

授業科目は原則として Semester 配当表にしたがって履修することとなり、特に2年次生以上は、各コースの履修モデルにより導かれている。卒業要件を満たすためには、教養科目と専門科目を合わせて124単位以上の科目を修得する必要がある。また2年次を修了するときまでに修得すべき総単位を62単位以上とし、「進級要件」として定めており、理解度を確認することで、3年次以降の学習への適合を確認している。

成績評価方法や評価基準については、科目担当者が事前にシラバスにおいて明示している。3分の1以上の授業を欠席した者については、科目履修が不可となる点は共通であるが、それ以外の出席評価について、提出物の扱い、レポートの有無、そして定期試験の実施方法とその比重について、各授業担当者が細かく記載している。

定期試験期間中の筆記試験については、試験期間中の8単位を上限に不可科目の再試験受験を認める再試験制度を設け、1度だけの試験結果ではなく複数回での試験実施による厳密な成績評価を目的にしていた。しかし、再試験で単位取得を狙う学生の安易な姿勢が見られ、平成19年度からは、進級要件・卒業要件に係わる場合と、社会福祉士および精神保健福祉士国家試験受験資格取得の指定科目で4年次生が不合格だった場合のみ、再試験を認めることとした。

また、病気等のやむを得ない事情で定期試験を受けられなかった者には、追試験を受けることができる制度を実施している。

さらに成績発表後、その成績評価に納得できない者に対しては「不服申し立て」を認め、成績通知後1週間以内に、質問票を学務課に提出することが可能である。

また、各年次及び卒業時の学生の質を確保するためには、各科目担当者による講義内容の充実と厳格な成績評価が不可欠であり、これはFD活動の充実に負う部分も大きいと考

える。複数の担当者が存在する科目においては、科目担当者による連絡会議が持たれ、授業内容の調整と成績評価についての話し合いをしている。

授業については、「単位の実質化」の一環として、 Semesterでの授業回数 15 回の完全実施を行っている。休講を行った場合は、それについての補講を義務化して、厳格な成績評価と学生の質を確保するための前提条件を確実なものとした。さらに、出席管理も厳密化し、授業中の出席確認を必須とした。

【点検・評価】

成績評価の厳密性に対しては、シラバスへの評価基準の正確な記述、異議申し立て制度の存在、出席の厳密な管理体制の確立、そして授業回数 15 回の絶対確保など、適切に行われており評価できる。成績評価基準については、担当者により正確かつ厳密に行われており、問題点は見あたらない。

ただし、成績については、担当者個人の裁量にゆだねる部分が多く、平均点や優・良・可の評価比率等の全体管理は学部としては現在行っていない。そこで、FD推進委員会では、「単位の実質化」の議論の中でGPA導入について検討課題にあがっており、キャップ制を含めた評価体制の再構築について現在検討が続いている。

効果的な学習のためには、4年間を通して万遍なく学ぶ必要がある。その意味で、卒業要件単位 124 単位に対して 1 Semesterの履修上限単位の 30 単位が過剰でないかを検討する必要がある。時間割や必修の配当年次により多少の差は生じるが、2年次の 4 Semester修了までに多くの学生が 100 単位前後を履修済みという現実があり、3年次生からの学修に「たるみ」を与えている点も否めない。確かに、3年次からは国家資格関連科目の履修と試験勉強に取り組み、また就職活動に力を注ぐためには、入学当初から多くの単位を修得することは有効と考える向きもある。しかしながら、最初から無理な履修を重ねることは科目内容の十分な理解を妨げ、専門知識の構築に悪影響を与える点に留意すべきであろう。

【改善方策】

成績評価に関する問題や学生の質の確保については、教員が単独で取り組むことができる課題ではない。全教員が一体となって、大学として統一した姿勢をもつことが大切であるといえる。その意味では、FD推進委員会と教務委員会の活動が重要となり、学生と教職員、そして社会が納得できる成績評価方法とその成績評価基準を確立していく、全学的な努力が今後求められる。

3 - (1) - ② - C 履修指導

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 学生に対する履修指導の適切性・ 留年者に対する教育上の措置の適切性 |
|--|

<文学部・教育学部>

【現状説明】

学生に対する履修指導は、まず各セメスター開始以前に、指導教員から各指導学生に前セメスターの成績配布をするところから始まる。その際、個人面談をおこない、成績についての助言、不可や放棄の多い学生への指導、その他、資格取得や将来の進路に応じた科目履修の相談・助言を行っている。

全体的な履修指導は、年度初めに学年別に学務課と教務委員長が行っている。

また、学科別に、新年度直前に「履修要項」「授業概要（シラバス）」を配布して、主として学務課が履修方法の事務的な面について説明をおこない、併せて、学科所属教員による修学指導を行っている。これは、2年生から4年生まで学年毎に行われる。

特に1年生に対しては、初年度教育科目として「初学び」が設けられ、指導教員（学務・学生生活等についてのアドバイザー）が担当しているが、その中でも履修指導を行っている。また、指導教員は、1年生のみならず、2年生以上の学生に対してもオフィス・アワーを利用するなどして履修相談に応じている。

教育学部の場合は、学生が修了後の進路を展望したうえで、各自の興味と関心に応じた体系的な学修のための科目履修が可能になるように配慮してコース制を導入し、各々の履修モデルを作成して指導を行っている。コース選択については、2年次進級時に選択させる制度をとり、学生が十分な情報を得た上で選択できるように1年次に数回、各コースについての説明会を開くこととしている。

留年者に対しては、3月末に該当者全員を集めて教務委員長と学部長が指導している。具体的には、3年次進級不可者、3年次仮進級者、4年次進級不可者、卒業不可者に分けて、それぞれ30分ずつの指導を行っている。

また、4年次留年生には指導教員が継続して必要な指導を行う体制をとっている。なお、修得単位数の不足分が少なく留年後の春学期に単位を修得し終えた者に対して、9月卒業を認めるとともに、卒業研究の単位不足のみで留年した者については、春学期に提出を認め単位取得ができた場合に、9月卒業を認める制度をとっている。

【点検・評価】

履修指導は、学年全体・学科別・指導学生別と、複数のチャンネルによって手厚く行われていると評価できよう。

留年者に対する指導に関しても手厚く行われているが、その個別の指導の際の話の中味はその時々教務委員長と学部長の判断に任されており、指導についての記録も取られていないために、継続性がなく、必ずしも組織的なものとはなっていない。

【改善方策】

留年者に対する指導に関しては、学部長・教務委員長の指導内容を記録して残し、それらに基づいて、将来的に組織的・体系的なマニュアルの作成をおこなう。

<社会福祉学部>

【現状説明】

学生に対する履修指導は、各セメスターが始まる直前に学年暦に組み込んである。

まず、指導教員から前セメスターの成績結果を学生に配布する。その際、個人面談を行い、成績についての助言、不可や放棄が多い学生に対する指導、希望取得資格や将来の職種に応じた科目履修の相談・助言等を行う。

次に、各学年を対象にし、以下のように履修指導を行う。

- ①教務担当教員（教務委員）による、卒業必修科目や資格取得必修科目についての履修指導。
- ②コース選択を行う学年に対しては、各コースのチーフがコースで取得できる資格やそのため履修しなければならない科目等についての説明。
- ③「人権について」と題する学内での各ハラスメントや差別についての指導、相談窓口の紹介。
- ④実習支援室による実習の事務手続き等の連絡・指導。
- ⑤教職課程受講者に対する履修指導。

さらに、クラス会を開催し、クラス担任教員から各コース・取得資格で留意しておくべき科目、履修しておいたほうがよい科目についての指導・助言、履修登録方法の指導を行っている。

その他、履修登録期間中は、学務課窓口において担当事務職員が、随時、履修相談に応じている。

留年者が、「卒業研究」不合格であったが、「社会福祉専門演習Ⅱ」を既に習得しており、かつそれ以外の全ての卒業要件を満たしている場合には、春学期末に「卒業研究」口述試験による評価に合格すれば、春学期末を以て卒業することができる（社会福祉学部卒業研究に関する内規第8条第3項）。

【点検・評価】

学年ごとの全体指導、各クラスのコース別指導、そして指導教員による個別指導という履修指導体制は、履修に対する理解および主体的な履修計画立案をサポートする点において評価できよう。

9月卒業は、留年者のうち就職希望者は中途採用の途を模索できる点で、評価できよう。

【改善方策】

今後は、コース選択時における指導において、各コースにより具体的な資格内容、履修すべき科目の紹介、授業紹介、卒業後の進路紹介等を行い、学生が自らの卒業後の進路をイメージしつつ選択できるような支援を模索する必要がある。

9月卒業に関しては、今後とも上記システムを維持・継続し、また9月卒業生の就職斡旋について、一層力を注いでいくことが求められよう。

3－（1）－②－D 教育改善への組織的な取り組み

1) FD活動

・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

<全学部>

【現状説明】

従来、伊勢学舎と名張学舎それぞれにFD推進委員会が設置されていて、授業評価アンケート、授業公開、FD講演会、他大学FD活動視察、研修会への参加等を行ってきた。いずれも教員が自らの授業内容・方法等を自省し改善する機会として貴重かつ効果的な取り組みである。

平成19年度には全学的組織として、全学FD推進委員会を設置した。また、平成20年6月に教育開発センターが発足し、その業務のひとつとしてFD活動の推進が規定された。全学的なFD活動については、全学FD推進委員会と連携・協議しながら、教育開発センターが企画・実施に当たることとなっている。

平成20年度については、授業評価アンケート、授業公開、複数の教員が担当する科目の授業研究会、FD講演会、研修会への参加等を計画・実施している。

【点検・評価】

学舎が分かれているため、それぞれに委員会が設置されていたが、連絡・調整のための全学的委員会が設置されたこと、また、全学的な活動のためのセンターが設置されたことは、今後の活動の推進に益するところが大きいと考えられる。ただし、全学FD推進委員会と教育開発センターの2つの組織の存在に重複感があるのは否めない。

FD活動のうち、授業公開については、継続的な取り組みとはなっていない。また各教員の授業の質向上のための具体的・日常的支援活動とはなり得ていない点が問題として挙げられる。

【改善方策】

全学FD推進委員会と教育開発センターの2つの組織の役割の整理、あるいは発展的統一を早急に決定する。

また、これまで、具体的・継続的な取り組みは、授業評価アンケートのみであったが、今後はさらに授業公開や複数の教員が担当する科目を中心に検討会等を増やし、情報交換や授業の質向上の機会としていくことが求められよう。

2) シラバスの作成と活用状況

・シラバスの作成と活用状況

<全学部>

【現状説明】

各授業科目について、その目的、内容及び評価あるいは到達目標について詳細な授業計画を策定するとともに、あらかじめ学生に対して提示することを趣旨としてシラバスを作成し、年度初めに学生に配布している。シラバスには「テーマ・講義目的」「授業計画」「評価の方法・基準」「受講学生への要望」「教科書」「参考書」の欄を設定し、担当教員が必要事項を記載する。「評価の方法・基準」においては、例えば「定期試験、レポートの提出、出席状況、授業態度により総合的に評価する。定期試験〇%、レポート〇%、出席点〇%、授業態度〇%」等、評価の方法と、評価点の配分について具体的に明示している。また、これは、Web上でも公開されている。

【点検・評価】

冊子体とWebの2種類のシラバスを作成している点、全学生に配布している点は評価できよう。評価方法を含めたシラバスの記載内容についても年々改善されている。ただし、本来の意味でのシラバス、すなわち毎講時の事前学習の指示・具体的な授業内容の提示・事後学習の指示等の記載については、不十分である。

また、記述項目と内容に関して、教員間に精粗のばらつきが少し見られる。一方、シラバスをよく読まない学生も多い。

【改善方策】

教育開発センターを中心に、シラバスの記載内容の再検討を開始している。媒体についても、講義の概要を学生全体に示す「講義要項」は冊子体で、受講生に対して具体的な講義内容を提示する「シラバス」は、講義の最初に受講生に印刷物を配布するとともに、授業の進行に従って改訂できるようにWeb上に提示することを計画中である。

シラバス記事の教員間の精粗については、改めて教員に対して、執筆基準を徹底し記述内容を統一することを求めてゆくが、そのためにモデルを提示して、説明会を開催する。

また、今後は、FDとの関連で、前年度の学生評価アンケートの結果や授業内容等の改善点を明記する等による学生への情報提供も考えられよう。

3) 学生による授業評価の活用状況について

・学生による授業評価の活用状況

<文学部・教育学部>

【現状説明】

学生の授業評価は、各セメスターの試験前の各授業科目について実施している。その内容と方法については、「教育効果の測定」の項目において前述した。

その集計結果は、以後の授業改善に役立てるため、当該授業科目の担当教員に知らされる。また、その結果に対する担当教員の意見を付載して、アンケート結果のすべてを冊子体とWeb上で公開しており、学生も閲覧可能である。

学生の満足度が60%を切る授業については、学部長が担当教員に改善を求めている。

【点検・評価】

結果をすべて学生に公表している点は、高く評価できる。

学生の満足度が60%を切る授業について、学部長が担当教員に改善を求めるという措置を取った結果、学生の満足度が極端に悪い授業がなくなった点も、評価できる。

【改善方策】

教育開発センター・FD推進委員会を中心に、アンケート結果を授業の改善に活かす方法を教員全体で考える機会を設ける。

<社会福祉学部>

【現状説明】

学生による授業評価は、各セメスター後半にさしかかる時点で、全科目を対象に実施している。その内容と方法については、前述した。

アンケートの回答結果は、集計表としてまとめられ、FD推進委員会によって総合的な分析と評価が行われる。また、集計結果は各授業担当者に報告され、それに対するコメントを求められる。

これらのデータは、「授業アンケート報告書」として集約され各教員に配布される。個人データについては、平成17年度より科目名と担当教員氏名とも実名で記載され、授業科目への責任を明確化することとした。同時に、この実名入りの授業アンケート結果については、学生に対してもWeb上で公開し、調査結果とそれに対する授業担当教員の考え方（コメント）を明らかにすること、その後の調査結果の活用と教育改善について、学生側からの視点で見届けることを意図している。

各設問項目集計結果が、平均レーダーチャートを大きく下回る授業担当者に対しては、教務委員長・FD推進委員長からの助言を行っている。

【点検・評価】

授業評価アンケートの実施、集計、平均レーダーチャートの学生への公表等については、より学生のニーズに即した授業展開を保證する点において評価できる。特に科目担当者名を明らかにし、教員相互間また学生に対しても教育効果向上に取り組む責任の所在を明確化している点は評価できる。

しかしながら、アンケート結果が次年度から授業改善に活かされたかは、担当者の裁量にまかされている。改善効果を検証するシステムを含めて、アンケートを効果的かつ有効にフィードバックする方策をさらに検討する必要がある。

【改善方策】

教育開発センター・FD推進委員会を中心に、アンケート結果を授業の改善に活かす方法を教員全体で考える機会を設ける。特に、授業評価結果に基づき、学生の満足度が高い

授業担当者の授業展開の方法を分析したうえで他教員に公表したり、公開授業とするなどの工夫をする。

3 - (1) - ② - E 授業形態と授業方法の関係

1) 授業形態と授業方法について

・授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

<全学部>

【現状説明】

文学部・教育学部の共通科目のうち、「皇学」「伊勢学」は、いわゆる「オムニバス」形式で授業を展開している。共通科目の授業の多くは、大規模な講義形態である。外国語科目については、小規模クラスまたは中規模クラスの双方向的な授業を行っている。武道科目や情報リテラシー関連科目は、実習形式の授業である。

文学部の授業は、講義と演習形態が主体である。講義については受講生 50 人程度の中規模のもの（各学科の専門科目）から受講生が 100 名を越える大規模なもの（概論的科目）までさまざまである。3 年次・4 年次のいわゆる「ゼミナール」は、学生の発表を中心とした少人数の演習形式をとっている。

神道学科の「祭式及び同行事作法」や国文学科の「書」、あるいは博物館学芸員課程科目等、実際に体を動かして修得しなければならない科目については、実習形式の授業を行っている。これらの科目については、受講人数の上限を定め、少人数で授業を行っている。

教育学部では、専門的な知識と実践力を有する幼稚園や保育所および小学校などの教職者や指導者の育成を目指すことから、講義形態の授業のほかに演習や実習の授業形態を多く採用している。また、演習の授業形態をとる授業科目では教育効果を高めるために 40 人を目安にした小規模のクラス編成をとっている。

社会福祉学部においては、その教育方針「③社会福祉の理論や多岐にわたる社会福祉援助技術を習得して実践力を養うこと」を実現していくために、講義科目とともに、実践技術をロールプレイ等で習得するための演習科目が不可欠である。現に、「社会福祉援助技術演習」「精神保健福祉援助演習」「保育内容」「介護技術」「形態別介護技術」等、実践力を養う演習科目の比率は、他学部に比して高いといえる。そうした演習科目において確実かつ効果的に実践力を習得するため、少人数クラスを採用し、学生の積極的な専門技術習得を実現している。

【点検・評価】

演習科目・実習科目については、各学部において小規模・少人数クラスが実現しており、教育効果は上がっていると考えられる。

一般教養的授業科目や専門の概論的科目については、受講生が 200 名に及ぶ場合もあり、教育効果に問題が残る。

【改善方策】

多数の受講生がある講義科目については、クラスを分割するなどの方策を取る。

今後も、演習科目においては、少人数制を継続していく必要がある。そのため、専任教員でクラス数が確保できない場合は、非常勤教員の採用を積極的に行っていくべきであろう。

2) メディアを活用した授業の導入状況とその運用

・多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

<全学部>

【現状説明】

ほぼすべての教室に、書画カメラ、LD・DVD等のAV機器、パソコン接続のプロジェクターが設置されており、教材DVD・ビデオの放映や、パワーポイントによる講義、演習授業における録画・再生による自己分析等に利用されている。また、大学図書館では、図書検索システムを導入し、迅速な図書検索を可能としているほか、国立国会図書館とリンクしており、図書館にはない雑誌記事索引の検索もできるようになっている。

また、教育学部では、学生の小学校授業への観察参加を実施すること、また授業研究を通して学外との協力連携をはかることを目標に、地域の小学校の教室と大学の教室をインターネット回線によるテレビ会議システムで結び付けて授業研究を行っている。

社会福祉学部においては、「現代英語」にて活用する語学教室に、パソコン60台が設置され、授業を支援するソフトウェアを英語学習教材として使用している。

【点検・評価】

マルチメディアを利用する環境は整っており、実際に多くの授業において活用されている。

【改善方策】

教室外の学生の自学自習に役立つ、いわゆる「eラーニング」については未整備である。現在その整備についての検討が、教育開発センターにおいてなされているところである。マルチメディアの操作方法について、希望教員に対する研修会を開催する等、より多数の教員が活用できるようなサポート体制をつくる。

③国内外における教育研究交流

3-(1)-③-A 国内外における教育研究交流

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性・国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況 |
|--|

<全学部>

【現状説明】

国際化への対応と国際交流の推進については、建学の精神に基づき、海外の大学及び研究機関との学術文化交流を推進し、教育研究の充実を図ることを組織的に行うことを大学の基本方針とし、運営組織として国際交流委員会を設けて実施している。

現在、英語圏では英国・ノーサンプトン大学 (Northampton Univ.) とアジア圏では中国・河南大学の2校と交流協定を締結している。日英・日中および本学とそれぞれの大学間の文化交流と学術研究の発展促進を図ることと、学生に国際的な経験を積む機会を提供することを目的としている。

本学の海外大学との交流は平成15年秋より検討が開始され、翌年に、中国社会科学院日本文化研究所との学術交流規定を締結したことに端を発している。

中国社会科学院とは教員レベルでの交流であったが、中国語圏との学生を含めた学術交流を進める過程において、平成17年3月に河南省開封市の河南大学(学生数約2万2千名、6学部)と学術交流協定を締結した。そして同校とは学生の交換留学生制度を定め、平成19年より学生派遣を開始した。19年度は文学部1名・社会福祉学部2名がプログラムに参加した。実施期間は9月であった。

また、英語圏との交流の議論は平成17年6月より始まり、大学の国際交流委員会等の議論を経て平成19年3月にノーサンプトン大学(総学生数約1万名、6学部)との学術交流・プログラム開発・研究協力に関する協定を締結した。そして、平成19年度は文学部11名・社会福祉学部7名を派遣した。実施期間は、7月末から8月末までの1ヶ月間であった。

これらの大学への留学については、「皇學館大学学則」第22条と25条に定められ、また「皇學館大学規程」の「留学生派遣規程」として2年次生以上の学生派遣について認めている。

なお、国際交流協定に基づく単位認定に関しては、平成20年度から、短期留学プログラムに参加した学生に対して、文学部では、「外国語Ⅰ」(英語圏の協定校への留学)、「外国語Ⅱ」(中国の協定校への留学)の単位として、社会福祉学部では、「異文化コミュニケーションⅠ」「異文化コミュニケーションⅡ」の単位として、各2単位を認めることとした。

【点検・評価】

この海外の大学との交流は、本学の教育方針・教養教育の目標達成に向けたものとして、大いに評価できるものである。

留学した学生による同プログラムへの評価も高く、今後の充実への期待が持てる。

課題をあげると、社会福祉学部の場合、留学に適する夏期休業期間中、2年生はインターンシップ実習(2週間)、3年生は社会福祉士の現場実習(4週間)と重複し、留学希望の学生にとっては実習との二者択一の選択を迫られる場合があり、留学時期の適否や複数回実施の可能性についても検討する必要がある。

また、費用が高額であることから、資金面での補助や貸与制度の充実が必要と考えられる。さらに、社会福祉学部においては中国への留学に対しては単位認定がされないとい

う点も対応策を考えるべきである。

留学制度が発足して2年目であり、評価については留学した学生たちの今後の学修成果により明らかとなるので、しばらく経過を見つめたい。国際化の時代、米国や他のアジア諸国などへも留学制度を拡げる可能性については、常に検討する必要がある。

【改善方策】

留学の時期や費用については、今後様子を見ながら検討を継続していく。

(2) 修士課程・博士課程の教育内容・方法

【到達目標】

<文学研究科・社会福祉学研究科>

- ア 「皇學館大学大学院学則」に明記された各研究科・各専攻の理念・目的にふさわしい組織的教育課程を編成する。
- イ 研究指導者を中心として、きめ細やかなすぐれた教育を施す。
- ウ 社会人・留学生など幅広い学生を受け入れ、彼らに配慮した教育を行う。
- エ 教育方法の工夫・改善を不断に継続する。
- オ 厳正な審査により、学位を授与する。
- カ 博士課程においては、課程による学位（博士）取得者を継続的に輩出する。

①教育課程等

3 - (2) - ① - A 大学院研究科の教育課程

<文学研究科>

1) 教育課程と研究科の理念・目的との関係

- ・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

【現状説明】

本大学院は、神宮皇學館大學の建学の精神を継承して、昭和41年に文学研究科修士課程の国文学専攻と国史学専攻とを以て発足した。本学は昭和37年に再興されたから、その4年後に発足したわけである。その後、昭和48年には両専攻に博士課程を開設、昭和56年の大学院制度改革に伴い大学院博士課程（前期・後期）と改称、平成2年には修士課程（神道学）を設置し、次いで、平成16年に博士後期課程（神道学）ならびに文学部を基礎とした文学研究科修士課程教育学専攻を設置した。

その教育課程及び文学研究科の理念・目的については「皇學館大学大学院学則」第2条において明文化している。さらに、その目的を達成するための教育方法を同学則第7条～10条の2において明記した。

また、平成19年6月には、文学研究科の教育上の目的を明確にするために、専攻ごとに以下のような「教育研究上の目的」を定めた。

[神道学専攻]

神道精神を身につけ、日本文化の歴史と伝統を研究することにより、神道に関わる深い造詣を有する神職及び広い視野から神道を研究する能力を有する人材を育成する。

[国文学専攻]

国語や国文学の文献・現象を適切かつ深く解釈する能力と、広い視野から独自の問題を見出してその研究を行う能力を有する人材を育成する。

[国史学専攻]

国史に関する史資料の正確な読解能力を鍛えるとともに、中正な歴史観の養成を通して、高度な研究能力と、深い歴史的洞察力を有する人材を養成する。

[教育学専攻]

現代の教育課題を正確に理解し、教育学や心理学等の専門的知識を活用することによって、実践的に即応することのできる、高度専門職業人を育成する。

【点検・評価】

上記のように本研究科の各専攻の目的・目標が明確化されたことにより、学校教育法および大学院設置基準との関連づけが一層明確にされた。

【改善方策】

理念・目的を常に意識して教育に携わるためにも、FD活動において着実に点検をおこなう。

2) 修士課程の教育課程

- ・ 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- ・ 学部を基礎に置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

【現状説明】

修士課程の目的を達成するため、各専攻は、特殊講義と演習を中心にしつつ、その目的とするところに応じて、特論・実習をも組み合わせ、専門性の高い教育課程を構築している。また、学生の学際的な研究にも対応することを目的として、他専攻の科目も2科目8単位まで履修単位として認める制度を整えている。

神道学・国文学・国史学専攻については、平成15年度以前は、2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得の上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することを課程修了の要件としていたが、平成16年度以降は、授業科目については、特殊講義12単位以上、研究演習12単位以上、課題研究4単位を修得することを課程修了の要件としている。教育学専攻については、基礎科目4単位、展開科目（教育哲学特殊講義2単位、教育心理学特殊講義2単位、研究演習2単位以上を含む）22単位以上、課題研

究4単位、合計30単位以上の修得を課程修了の要件としている。

神道学専攻は、神道思想、祭祀学、神道史、神社史、神祇法政史、宗教学、東洋宗教史の分野について、それぞれ特殊講義と研究演習が設置されている。

国文学専攻は、上代文学、中古文学、中世文学、近世文学、近代文学、国語学、漢文学の分野について、それぞれ特殊講義と研究演習が設置されており、平成19年度以降は国文学研究法特殊講義も設置されている。

国史学専攻は、日本古代史、日本中世史、日本近世史、日本近代史、日本現代史、特殊文献の各分野について、それぞれ特殊講義と研究演習が設置され、さらに関係外国史特殊講義も設置されている。

この3専攻の場合、学生は7科目を履修し、そのうち指導教員の担当する科目を1年次に1科目、2年次にもう1科目履修するのが一般的である。すなわち、学生は指導教員の担当科目以外の科目を最低でも5科目履修することとなる。

このように、この3専攻においては、指導教員担当科目以外の科目を比較的多く履修させることによって、「広い視野に立って清深な学識を授け」という修士課程の目的を果たすとともに、各年次において指導教員の担当科目を履修させることにより、「専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という目的をも果たそうとしている。

教育学専攻の授業科目は基礎科目と展開科目と課題研究とからなっており、課題研究(4単位)を除くすべてが2単位科目である。基礎科目には、教育学と教育人間学の2科目の特論が、展開科目には教育哲学から博物館学に至る25科目の特殊講義と教育哲学から生涯学習論に至る5科目の研究演習が設置されている。

教育学については、高度職業人の養成を目指しているもので、幅広い知識とさまざまな専門能力を養うことを目的として多数の科目を履修することを課している。

修士論文の指導に関しては、4専攻いずれも、「課題研究」の時間を中心に専ら指導教員が研究指導を行っている。

学士課程における教育内容との関係については、研究科の教員の多くは学部との兼任教員であり、学士課程における担当分野と同じ分野を研究科においても担当しているため、大学院研究科における教育内容は、学士課程のそれと一定の連続性を有しながら、さらに発展させたものとなっている。

【点検・評価】

修士課程のうち、神道学・国文学・国史学専攻については、それぞれ伝統的な学問体系に応じた科目設定がなされており、専攻分野における研究能力を高める教育課程となっていると評価できる。ただし、各科目が、いわば並列的に設置されるにとどまっており、学修の深化に応じた段階的な課程となっていないのが欠点である。また、時代別・分野別に細分化されており、専門性は深まるものの、広い視野の獲得という点においては問題がある。また、伝統的な学問体系に応じた科目設定ということは、一面において、研究者養成を第一目標とするような課程となっているということであり、社会の多様な方面で活躍し

うる高度専門職業人の養成といった面への対応がなされていない。この点は、既に平成13年の「自己点検」において指摘されていることであるが、それについて改善策が実施されなかったのは問題である。

同教育学専攻については、文学部を基礎として設置されたこともあり、教育学のみに偏らず、神道学・国文学・国史学分野の科目を幅広く設定して、広い視野に立った教育をめざしたが、受講する学生は教育学関係の科目に集中して、他分野の授業を受講する者はほとんどいないのが現状である。また、狭義の教育学と心理学の分野に比して、教科教育にかかわる科目が薄いという問題もある。学生が求めている分野と現在設置している科目との間に齟齬が生じているのである。

学士課程の教育との関連では、大学院の講義が、学部段階において同じ専門教育を受けてきたことを前提とした内容となっている点に問題がある。いわゆる内部進学者や、他大学出身者であっても学部において各専攻の専門領域を学んできた者にとっては、従来の延長線上にレベルアップを図ってゆくことができるが、社会人入学生・留学生等の場合は、講義の前提となる基礎的学力が不足していることがある。しかし、現在は、それらの学生に対する個々の配慮はなされているものの、組織的にそれらの学生に対応した講義科目が設定されているわけではない。

【改善方策】

博士（前期）課程の神道学・国文学・国史学専攻においては、導入から展開へと体系的に履修できるような構造化された教育課程を新たに構築するために、ワーキング・グループを研究科内に設置して、検討を開始する。その新たな教育課程においては研究者養成を主とした課程のみならず、前期課程だけで修了するさまざまな学生に応じた課程を準備することが検討されている。

教育学専攻については、科目数の整理と教科教育関連科目の充実をめざして、関係教員が新たな教育課程を策定中である。

社会人入学生や留学生に各専攻の基礎を学ばせるために、学部の基礎的な講義科目を大学院においても履修できるような規定を定める方向で検討中である。

3) 博士後期課程の教育課程

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事する必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性・ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係・ 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性 |
|--|

【現状説明】

博士（後期）課程においては、自立した研究者の養成という観点から、昭和56年以来平成16年度までは、授業科目は設定せず、もっぱら指導教員の論文執筆指導によって教育をおこなってきたが、平成17年度より、それに加えて、前期課程教育の発展として、指導教員による特殊研究と特殊課題研究、及びそれ以外の特殊研究を併せて12単位以上修得することを義務づけて、さらなる指導の徹底を図ることとした。これらの科目は、修士課程の開講科目（特殊講義・研究演習）に連動するもので、その多くは前期課程・後期課程の同時開講という形をとっている。

また、学内外の学会・研究会への参加、学術誌への論文執筆についても、従来通り指導・奨励している。博士論文の作成については、その基盤となる論文を学術誌等に投稿して外部の評価を得ながら研究を進めることを勧奨している。

入学から学位授与までの教育システム・プロセスは以下のようになっている。

①前期課程

- | | |
|-------|---|
| 1年次4月 | 指導教授の選定（研究科委員会）
研究テーマの提出
履修登録
授業科目の履修（2年間で30単位以上）及び研究指導を受ける。 |
| 1月 | 期末試験 |
| 2年次4月 | 修士論文題目ならびに指導教授名の提出
履修登録
授業科目の履修及び研究指導を受ける。 |
| 10月 | 修士論文中間報告 |
| 1月末 | 修士論文提出 |
| 1月 | 期末試験 |
| 2月 | 修士論文審査・口頭試問 |
| 3月 | 後期課程進学者の入学試験 |
| 3月 | 課程修了判定・修士学位授与 |

②後期課程

- | | |
|-------|--|
| 1年次4月 | 研究主題ならびに指導教授名の提出
履修登録
授業科目の登録及び研究指導を受ける（以下3年間同じ） |
| 2年次4月 | 前年度の研究概要の提出
本年度の研究計画の提出 |
| 3年次4月 | 前年度の研究概要の提出
本年度の研究計画の提出 |

最低3年間、指導教授の指導を受け、所定の単位を修得した学生は、博士論文を提出して、学位を請求することが出来る。ただし、研究科においては、一定数の雑誌論文の発表を博士論文提出の条件とするとの申し合わせを行っており、既発表論文数とその規定に達していない場合は、原則として博士論文の提出を認めていない。

在学中に博士論文を提出しないで退学した者が、学位論文提出のため再入学を希望する場合は、退学後 10 年以内に限り、許可している。

【点検・評価】

博士（後期）課程の場合、授業科目を設定しているが、その主体は指導教員の担当科目であり、結局、ほとんど指導教員一人にその指導が委ねられていることになる。これは、専門性を徹底するためには効果的であるが、一方で、狭い専門領域を越えた幅広い視野を獲得するのが難しいという問題を孕んでいる。

また、論文作成指導についても、年度当初に前年度の研究概要を提出することを義務づけているだけで、論文の発表については学生の主体性に任せられている部分が多いので、論文の執筆が活発であるとは言い難い。

制度的には 2 年間修士論文を執筆して、後期課程 3 年間で博士論文を完成させることになっているにもかかわらず、現実には 5 年間の在籍期間中に博士論文を提出する例は極めて少ないことが問題点として挙げられる。多くは 5 年を越えて在籍して提出することとなる。在籍期間中に博士論文を提出させるには、節目ごとに複数の目によるチェックが必要と考えられるが、そのための制度が教育課程の中に用意されていないのも、5 年間で博士課程を修了できない要因の一つと考えられる。

【改善方策】

博士（後期）課程においては、博士論文の完成に向けて段階的な教育課程を編成するという観点から、特に授業科目の設定の仕方を改める。また、「指導教員」に加えて「副指導教員」を置いて、多様な立場からの指導を心がける。さらに、3 専攻合同の定期的な研究発表会などの制度を設けて、論文執筆を促進させる契機とする。

3 年を越えて在籍しないと博士論文が提出できない現状については、システム・プロセスに問題があると思われるが、同時に、指導方針等に大きな問題があるとも考えられるので、その点の再検討をおこなう。

< 社会福祉学研究科 >

1) 教育課程と研究科の理念・目的との関係

・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連
--

【現状説明】

社会福祉学研究科は、学校教育法第 99 条に示す大学院の目的に沿うかたちで、平成 14 年 4 月に開設した。その教育課程および同研究科の理念・目的については「皇學館大学大学院学則」第 2 条において明文化している。さらに、その目的を達成するための教育方法を同学則第 7 条～10 条の 2 において明記した。

また、平成 19 年 6 月、教育課程の目的を明確にし、より適切に大学院の教育目的を具体

化するために、教育目標を定めた。そこでは、次のように述べている。

現代社会の福祉課題を考察し、社会福祉理論の究明をはかり、実践的能力を開発するとともに、福祉の諸領域で高度の専門性を発揮しうる人材を育成する。

このように、課題の考察、理論究明をとおして実践的能力の開発という方向を目指すことで、社会福祉学の専門性とそこに求められる職業を担うための能力を高めていくこととした。

【点検・評価】

このような本研究科の立脚点を明らかにしたことで、学校教育法および大学院設置基準との関連づけが明確になり、その目的に沿った人材養成がはかれる根拠付けがなされている。

【改善方策】

FDの中で、当初のねらいが的確であったか、それが教育研究指導に結びついているかを点検する。

2) 修士課程の教育課程

- ・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- ・学部を基礎に置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

【現状説明】

本研究科の教育課程では、「基礎・基本領域」、「展開領域」「実習」の3点の柱を立てて科目を配置している。「基礎・基本領域」は、社会福祉学の基礎・基本となる科目群を配置して、基礎・基本から社会福祉学の根幹を探究しながら学問的関心を高め、自己の専門領域を広げることとしている。さらに、「展開領域」では教育、施設管理、行政、財政等の分野において求められる福祉課題と関連づけながら考究していくことができるようにしている。そして、「実習」を課すことで、実践的能力を深める役割を持たせている。

これらの科目の中から、演習科目 8 単位、特講科目 8 単位、実習科目 2 単位を含めて 30 単位以上を修得し、研究指導教員及び副研究指導教員の指導を受けた上で、本研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件となっている。

このような教育課程から明らかのように、広い視野と深い学識を授けることを具体化している。その上で、修士論文指導において「研究指導教員」および「副研究指導教員」という2人体制で研究指導を実施している。絶えず2人の教員から多面的な角度からの指導を受けることで、高度な専門性と社会福祉の実践力を有する職業人としての能力を高めていく導きとなり得ている。

また、修士論文は2年次の5月に論文題目提出、10月に中間報告提出、翌年1月末に論

文提出となっている。

学士課程の教育内容との関係については、学士課程の上に積み重ねる構造となっている。学士課程では社会福祉領域で専門性を発揮できる人材を養成する、すなわち、社会福祉士国家資格を取得できるレベルの教育内容である。本研究科ではさらに、より高度な専門性を発揮できる人材を養成する教育内容を展開しているため、両者の関係は積み重ねの層構造と言える。

【点検・評価】

平成14年4月に開設し、同16年3月に最初の修了生を出し、同19年4月に上記の教育課程を導入した。柱立てが明確ではなかった旧教育課程を見直し、幾多の議論を経ての導入であった。まだ、その成果も、批判点も熟成しているわけではない。当初のねらいが的確であったか、教育研究指導が円滑になされているかを点検する体制づくりがもう一方で必要である。この点をふまえて、平成19年12月、FD担当者の意見が集約されてきたところである。推移を見守るだけでなく、絶えず点検できるシステムを内に持っていることが、評価できる要素となるだろう。

学部教育との関係では、社会福祉領域で基本的な専門性を身につけている者にとっては本研究科でレベルアップを図ることができる。しかし、社会福祉系以外の学部出身者にとっては基礎が身につけていないため、別に時間をかけて基本を学ぶ必要がある。現在は学部開講科目の履修は科目等履修生扱いになり、別費用がかかるといった問題がある。

【改善方策】

個々の場面での問題発見が円滑に引き出されてくるように改善策を講じていく必要がある。そのために、本研究科の公式行事として「大学院合同ゼミ合宿」を年2回開催して、教員、院生が一堂に会して、修士論文指導のみならず大学院の教育について討議する機会が設けられている。これをひとつの手がかりに改善にむけた取り組みへと飛躍させていくことが重要であろう。

また学部開講科目を気兼ねなく履修できるように、学部教育に支障が出ない程度でなるべく学部開講科目を開放する。なお、学部開講科目のうち専門科目の根幹となる「社会福祉原論」「社会福祉援助技術論Ⅰ・Ⅱ」の3科目を研究科必修にする提案が出されており、現在検討中である。

3-(2)-①-B 授業形態と単位の関係

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性
--

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

文学研究科の前期課程における授業科目は、「特殊講義」と「研究演習」と「課題研究」であり、神道学・国文学・国史学においては、いずれも通年4単位である。教育学専攻に

においては、「特殊講義」と「演習」が半年間の履修期間で2単位、「課題研究」のみが通年で4単位である。

同じく後期課程における授業科目は、「特殊研究」と「特殊課題研究」で、いずれも通年4単位である。

社会福祉学研究科では、授業形態を特講科目・演習科目・実習科目の3形態を設定している。特講科目は通年4単位、演習科目は通年4単位、実習科目は通年2単位としている。ただし、演習科目は研究指導教員が担当する科目については2年間にわたり履修するので8単位となる（研究指導教員以外の演習科目は4単位）。

【点検・評価】

文学研究科では、「演習」科目はもちろんのこと、「特殊講義」科目においても、実際には学生の発表を中心とした授業となることが多く、予習・復習は十分に行われている。単位は実質を有していると評価できよう。「課題研究」は、学生の研究課題について、マンツーマンに近い形で懇切丁寧な指導をおこなっており、効果的であると評価できる。

社会福祉学研究科の場合、研究指導教員が担当する演習科目は修士論文指導の場でもあるので、8単位設定は妥当である。ただし、長期履修制度を利用する者にこの8単位演習科目をどのように履修させるかが未解決事項になっている。

【改善方策】

マンツーマンに近い形で行われている懇切丁寧な研究指導体制は高く評価されるものであり、より一層進めていくべきものと判断している。

なお社会福祉学研究科の長期履修制度利用者の8単位演習科目履修問題については、社会福祉学研究科委員会で検討中である。

3 - (2) - ① - C 単位互換、単位認定等

・国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第15条）

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定については、特に規定等により制度化することはしていない。

【点検・評価】

現在は国内外の大学院等と協定を結んでいないが、大学院教育の充実を図るためには相互交流の機会を設けることが望ましい。そして協定を結ぶ際には単位互換や既修得単位認定について定めておく必要がある。教育・研究の活性化のために、また学生の必要に応じた教育・研究のために必要な制度と思われるので、改善が必要であろう。

【改善方策】

制度・規定の整備をおこなっていく。

3-(2)-①-D 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

i. 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

入学制度においては、一般選考とは別に、社会人選考と外国人選考を実施しており、教育学専攻については、そのほかに現職教員特別選考もおこなっている。

社会人に対して特別な教育課程を設置してはいないが、特に職業を有している等の事情を持つ学生のために、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度（長期履修制度）を整えている。また教育学専攻においては、現職教員の学生のために、授業について昼夜開講制をとっているほか、社会福祉学研究科では、時間割で6時限・7時限を設定している。

外国人留学生に対する特別な教育課程を設置してはいない。外国人留学生に対する指導については、指導教員とのコミュニケーションが一般の学生以上に重要であるとの観点から、指導教員による履修及び研究計画の指導を懇切丁寧におこなっている。また、国際交流にかかわる奨学金制度を大学が設置しており、それを積極的に活用している。また、宿舎についても、大学の宿泊設備（「皇學館会館」）を優先的に使用できるようにしている。

【点検・評価】

社会人・外国人留学生ともに、近年継続的に入学するようになってきている。それらの学生は入学以前の学修履歴が多様であり、入学時点において、一般学生と同じスタートラインに立っているとは必ずしも言えない。したがって、社会人・留学生に配慮した特別な教育課程を設置する必要があると考えられる。

社会人に関しては、現状において以下のような問題がある。

- i) 長期履修制度は職業を持つ社会人にとって単位修得に追われずに済み、個々の授業への準備に時間を割くことができるため、教育効果が高まることが予想される。修士論文指導の方法を2年間履修者と別に考えなければならない。
- ii) 夜間授業は仕事帰りに出席できるため、社会人にとっては大きなメリットがある。ただし食堂・図書館・スクールバス（名張学舎のみ）のサービスが提供できない。留学生に対して、大学の諸設備・制度を積極的に活用していることは評価できる。ただし、留学生に対する奨学金制度は、国際交流協定を結んでいる大学出身者を優遇しており、それ以外の留学生には不利な内容となっている。後者に対する支援の方法をさらに検討すべきであろう。また外国人留学生については、日本語能力の差が大きい

ので、授業以外で支援をする必要がある。

【改善方策】

教育課程全体の再検討が始まっているので、その中で、社会人・留学生に対する特別な授業科目の設定などを考慮する。

社会福祉学研究科の社会人に対しての長期履修制度利用者への修士論文指導方法については、社会福祉学研究科委員会で検討中である。

外国人留学生の日本語能力の向上については、必要に応じて、学部開設科目の「文章入門」（文学部・教育学部）、「日本語基礎」「表現論（言語・文章）」（社会福祉学部）を履修させることが検討されている。また大学の国際交流委員会と、留学生に対する奨学金制度の運用について協議する機会を設ける。

②教育方法等

3－（2）－②－A. 教育効果の測定

1) 教育効果測定方法の適切性

・教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

授業科目の教育効果の測定は、各担当教員が授業中の態度や研究発表・期末レポート等の内容・程度によっておこない、結果は成績表によって学生に通知される。研究指導の効果は、学会・研究会等や学術雑誌の発表等によって評価され、最終的には修士論文・博士論文によって測定される。

なお社会福祉学研究科では、研究指導教員と副研究指導教員の2人体制で研究指導を行っているため、教員同士による指導効果の相互チェックがある程度実現している。

【点検・評価】

教育効果の測定は、主として担当教員が担うことになるが、日々の授業の多くが学生の発表を基とするものであるため、授業に出席する学生相互の評価も自ずとなされることとなり、それは、担当教員が多面的に学生への教育効果を知ることにつながっている。また学会・学術雑誌の発表の場合は、当然他の研究者の評価を受けることになるので、教育効果の測定としては最も有効である。問題としては、担当教員による教育効果の測定について、統一的な基準が教員間で共有されているわけではないことが挙げられよう。

なお社会福祉学研究科で行われている教員同士による指導効果の相互チェックは、大学院教育では有効であると思われるが、教員ペアによってチェックの内容や程度・頻度が異なるため、有効性にばらつきがある。年2回の合同ゼミ合宿では全指導教員が相互チェックを確認する絶好の機会であるが、あまり意識されていない。

【改善方策】

教育効果の測定の統一的な基準について、それが設定できるか否かという問題も含めて、教員間で協議をおこなう。また社会福祉学研究科では、研究指導教員同士による指導効果の相互チェックを制度化する。

2) 大学院修了者の進路状況

- ・ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況
- ・ 大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

文学研究科の修士課程修了者については、神道学専攻では、後期課程への進学者を除くと、神職に就く者が多数を占める。国文学・国史学・教育学専攻では、小・中・高の教員（専任・非常勤）になる者が多い。地方公共団体・一般企業に就職する者もいる。

同じく博士課程修了者については、一部が大学等の専任教員になっているが、多くは専任の研究職に就くことはできず、大学の非常勤講師を続けながら研究を続けている。高校の教員となる者も少なくない。国史学専攻では専任の博物館学芸員として就職している者もいる。女性の場合は、家事に従事しながら研究を続ける例もある。

社会福祉学研究科では、大半が再度福祉施設職員として以前とは異なる職場に勤務している。一部は福祉系専門学校に勤務している。

大学教員としては、本学部助手に3名が就職した実績がある。社会福祉領域で大学院修了者が担うのにふさわしい高度専門職として確立した職位はまだ存在しないが、修了者は職場復帰後、指導的な役割を新たに担うことが多くなっている。

【点検・評価】

希望の多い専任の研究職は募集そのものが少なく、就職することは困難である。

文学研究科における教育・研究が活かせるという点において、中・高の教員として就職するのは意義深いと言えよう。

また社会福祉学研究科の修了生が施設職員として勤務していることは、職員の専門性を高める役割があったことを実証している。ただし、その多くが入学のために退職しているため、勤務を継続しながら学べる方策を、施設経営者とも話し合っていくことが必要となろう。同研究科には博士課程を置いていないので、研究者養成よりも高度な職業人養成を重視する方針が明確になっている。そうした人材供給を担っていることを社会的に認知してもらう必要がある。

【改善方策】

研究業績の向上、研究支援体制の整備に努める。

文学研究科の場合、中・高の教職に就きながら研究も続けられるような支援の方法を検討する。

社会福祉学研究科の場合、その設立目的と照合して、高度な職業人の養成が必要不可欠であることを、施設経営者に理解を求めていく。

3-(2)-②-B. 成績評価法

・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

授業科目については、各科目担当教員が、授業時間中の発表や議論への参加の様子と、期末試験あるいはレポートの結果によって総合的に評価している。研究指導教員は成績評価に直接関与しないが、ある程度の情報の提供を受けている。その評価基準は各科目担当の方針・判断に委ねられているが、原則的にはシラバスにそれを明示することとなっている。成績評価区分は、100点満点換算で80点以上をA、同70点以上をB、同60点以上をCとし、同60点未満はD（不合格）としている。

文学研究科の場合、修士論文については、平成17年度までは点数化せず、主査・副査による審査結果の可否のみを文学研究科委員会に報告して、最終決定をおこなっていたが、平成18年度からは、論文の要旨とともに評価点を文学研究科に報告して、最終的な可否を決定するように変更された。

【点検・評価】

授業科目については、評価基準を予めシラバスに明示することが原則となっているので、厳正・適確に評価されていると言える。

修士論文についても、論文の内容を示しつつ評価を点数化しているため、厳正・適確に評価されていると言える。

本大学院では少人数制を展開してきたため、個々の院生の成績評価は、演習・講義科目を通じて研究指導教員にもある程度の確に把握できていると言える。

【改善方策】

新たな評価方法が実施に移されたばかりであるため、当面この方針を持続するとともに、今後も少人数制の強みを生かした成績評価を進めていく。

3-(2)-②-C 研究指導等

1) 大学院としての組織的研究指導

・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

各専攻の教育課程は、授業科目と学位論文作成のための研究指導（課題指導）とから成

っている。開講科目等の詳細は別添「履修要項」に載るとおりである。

これらの教育課程を履修させ、論文作成の指導をおこなうについては、入学時に学生の専攻分野に最もふさわしい指導教員を定め、定期的に研究指導をおこなっている。また、週に1回は、指導教員が担当する特殊講義または演習が設定されているので、それを必ず履修するよう指導している。学生の専攻に近い分野の専任教員がいない場合には、非常勤講師を依頼して、授業を担当してもらうこともある。

また社会福祉学研究科では、「大学院合同ゼミ合宿」を設け、各演習での指導を踏まえて、教員、院生が一堂に会して各自の問題意識と研究の成果を発表して、討議をおこなっている。

【点検・評価】

制度的には適切であり、実際の運用上も良好であると思われる。

特に社会福祉学研究科では、「大学院合同ゼミ合宿」の実施が定着しつつあり、本研究科全体で教育指導に当たるといった伝統を育てつつある。しかし反面、合同ゼミ合宿は大学院生の自主運営に委ねているため、大学院生への負担が増えているという問題点がある。

【改善方策】

文学研究科の場合、特段の改善策は不要と考える。

社会福祉学研究科では、合同ゼミ合宿が形骸化して単なる年間行事になってしまわないように、教員と大学院生がともにその意義について話し合う機会を設けていく。

2) 履修指導

・ 学生に対する履修指導の適切性

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

文学研究科では各年度当初、社会福祉学研究科では Semester ごとに履修ガイダンスを実施している。とくに文学研究科では、各専攻世話役が開講科目や担当教員の専攻分野、課程修了までの諸手続等についての説明をおこない、さらに、専任教員全員と学生との懇談をおこなっている。学生が少人数であることもあって、教員と学生とが親密に言葉を交わす機会も多く、指導内容は学生によく理解されている。

【点検・評価】

制度として適切であり、問題はない。とくに社会福祉学研究科では、年2回の指導ということで、指導の漏れがないように徹底して実施している点は評価できる。

【改善方策】

指導上の漏れを防ぎ、不測の事態に対応できるように、今後も連携体制を絶えず見直し

ていく。

3) 指導教員による研究指導

・ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

文学研究科の場合、「課題指導」の時間が週1回設定されており、指導教員の個別指導を継続的に受けている。各指導教員は、学生の要求や自己の方針により、特に論文作成に取り組んでいる時等には、「課題指導」の時間以外にも随時個別指導をおこなっている。指導教員は、学生の研究内容はもちろんのこと、学会・研究会への参加・口頭発表、学術雑誌への論文投稿等についても相談に乗り、その内容の点検・添削等にわたる指導を行っている。また、進路の相談、種々の紹介状・推薦状の作成にも応じている。

社会福祉学研究科でも、演習時における指導だけではなく、オフィスアワーの活用、「大学院合同ゼミ合宿」での報告に関わる指導、さらには『皇學館大学社会福祉学論集』への投稿指導など、多岐にわたる指導を展開している。

【点検・評価】

指導していく体制としては万全のものと評価できる。その一方、大学院生の知識力の違いが顕在化しているため、柔軟な対応策を教員それぞれが認識していくことが求められている。

【改善方策】

研究科委員会などを通じて大学院生に関する情報共有化を図る必要がある。

4) 複数指導制

・ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

<社会福祉学研究科>

【現状説明】

あくまでも主たる責任は研究指導教員にあることが開設時より確認されてきている。

【点検・評価】

主たる責任が研究指導教員にあることの確認が現在も継続していることで評価できる。それだけ、副研究指導教員の位置づけが問題となる。

【改善方策】

大学院生に関する情報の共有化で副研究指導教員の担うべき役割を明確にする。

5) 指導教員変更希望

・研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

これまで研究指導教員の変更を希望する者は出ていない。

【点検・評価】

これまで不測の事態に柔軟に対応してきた実績があるので、院生の希望に迅速に対応していくことが可能であるとする。

【改善方策】

本件に限らず、大学院生の希望等へは柔軟な対応をしていく。

3-(2)-②-D 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

1) ファカルティ・ディベロップメント (FD)

・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み (ファカルティ・ディベロップメント (FD)) およびその有効性

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

平成19年度に、両研究科ともFD担当者を定めた。ただし文学研究科では、研究科長と各専攻世話役とから成る研究科独自のFD委員会を設置したが、未だ具体的な活動は行われていない。社会福祉学研究科では、教育・研究指導における諸課題を検討してきており、平成20年度は長期履修者への教育・研究指導のあり方について検討中である。

【点検・評価】

文学研究科の場合、委員会の具体的な活動が行われていないのは問題である。ただし、シラバスの見直し等は研究科委員会全体会議等で既に行われており、FDの活動がなされていないわけではない。

社会福祉学研究科の場合、教育・研究指導上、直面する課題に対して迅速に対応することができている。しかし、対処療法的な対応になっていて、構造的な取組にはなっていないところが問題点である。

【改善方策】

教育課程の見直しの検討が始まったところでもあり、その中で、FD並びにFD委員会のあり方についても検討を加える。FD委員会を定期的を開催することも有力な手段であり、実施する。

またFD活動について、早急な対応が必要な取組だけでなく、長期的目標を立てて定期的に見直す計画を立てていく。

2) シラバスの作成と活用

・シラバスの作成と活用状況

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

シラバスは、テーマ・講義目標、授業計画・成績評価の方法・基準を明示するという統一フォーマットで作成している。これは、学部のそれと同一形式である。成績評価の方法・基準については、従来必ずしも分かりやすく明示されていたとは言い難かったが、平成19年度に研究科委員会において記述内容・方法の原則が合意され、平成20年度のシラバスからは方法・基準が明示されるようになった。

これらのシラバスは電子入力され、冊子体で配付するとともに、Web上にも公開しており、履修指導をする前に、院生に提示するようにしている。

【点検・評価】

シラバスの内容は充実したものになってきたと言えよう。また、その公開の方法も誰もがアクセスしやすい形式になっている。

ただし、シラバスの記述内容・方法についての合意がなされたが、必ずしも統一されておらず、個々の教員の裁量に委ねられている。とくに授業計画に関しては、概括的な記述のみの例も散見する。

【改善方策】

学部においてシラバスの内容の改訂作業が進行中であり、大学院の場合、それに準じて改訂されることになろう。

シラバスの記述内容について問題がある場合には、研究科長によるシラバス全体の点検後、記述の原則を徹底させる。

また全科目担当者によって、シラバスの意義を理解して一定の統一をとることを確認していく。

3) 授業評価の活用

・学生による授業評価の活用状況

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

現在、各授業の履修者が少人数であり、匿名性が保ちがたいことを考慮して、学生による授業評価はおこなっていない。ただし社会福祉学研究科では、FD担当者の意見により

導入に関する議論をはじめている段階である。

【点検・評価】

導入の必要性を認識されつつあるが、少人数授業における授業評価は、実態として匿名性が保ちがたいので、学部の場合のような無記名の授業評価アンケートは意味をなさないと考えられる。しかし、学生の満足度を測り、その率直な意見を聞くために、それに代わる何らかの方策が必要と思われる。

【改善方策】

F D委員会において、学生による授業評価を実質的な方法でできないか検討する。

4) 修了生による授業評価

・修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

修了生による授業評価は現在導入していない。未検討である。

【点検・評価】

該当なし

【改善方策】

まず、この仕組みの有効性についてF D担当者を中心に研究科委員会で検討する。

③国内外における教育・研究交流

3-(2)-③-A 国内外における教育・研究交流

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- ・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- ・国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

国際交流の推進に関する基本方針については、全学的に締結している交流協定に大学院研究科も参加しており、全学的な組織である国際交流委員会のそれに集約されている。

現在、国際的な学術交流協定を結んでいる相手は、英国のノーサンプトン大学並びに中国の河南大学であり、学生・研究員の相互交換の制度が整っている。従来は、研究員の受け入れ、大学院生の受け入れ、学部学生の派遣・受け入れが中心であり、大学院生の派遣の例はない。

国内における学術交流協定は、國學院大學との間に結ばれており、これは、大学院の相

互交流を主眼に置いたものである。当面は、全国的に見て、本学と國學院大學にのみ設置されている神道学専攻に限って交流をおこなうこととなっている。平成20年度は、両大学の研究科担当教員が相手の大学院の授業を担当することを試みている。

【点検・評価】

アジア・欧米のそれぞれに学术交流の協定大学を設定している点、また、そのための制度・組織を整備している点は評価できる。

神道学・国文学・国史学等については、専攻内容が必ずしも海外へ出かけることを必要とするものではなく、むしろ海外からの学生を受け入れることに意味があることが多いので、受け入れという面の交流が今後も中心となると予想される。

また社会福祉学研究科の場合、現在のところ研究交流できる体制となっていないが、社会福祉学部には、中国、英国との学术交流に関与している教員が多数おり、その中に大学院担当者も含まれている。学部レベルでの交流を大学院レベルに持っていくことが必要となっている。今後、学部での交流の深まりを通じて大学院レベルでの交流促進をはかるべく検討していくことが必要である。

國學院大學との学术交流については、新たに始まったばかりであり、今後の推移を見守るべきであるが、制度として整えられた点は高く評価すべきである。現在は神道学専攻のみの交流であるが、他専攻についても同様の交流がなされることが期待される。

【改善方策】

国際交流に関しては、国際交流委員会と連携しつつ、大学院独自のプログラムを立案する必要がある。特に、本学へ受け入れる場合が多いので、そのための教育課程の整備等を、教育課程全般の再検討の中でおこなっている。

国内の交流については、新たに始まった國學院大學との神道学専攻の交流実績を見守って、問題点を把握する。

④学位授与・課程修了の認定

3-(2)-④-A 学位授与

1) 学位授与の状況

・修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
--

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

本研究科における各学位の授与については、皇學館大学学位規程に基づいて、適正かつ公正な評価がなされている。学位の種類は、博士（文学）、修士（文学）、修士（社会福祉学）である。

修士・博士の学位授与状況は、大学基礎データ表7のとおりである。

博士の学位については、大学院の課程を修了していない者であっても、本大学院に博士

学位論文を提出し、その審査及び所定の試験に合格し、博士課程修了者と同等以上の学力があると認められた者には博士の学位を授与することが出来る。この制度により博士の学位を授与した者は、過去5年間に9名いる。これは、課程を修了して学位を授与した者2名に比して数が多い。

【点検・評価】

平成15年度から平成19年度までの修士の学位取得者数は、文学研究科においては68名（神道学専攻20名、国文学専攻14名、国史学専攻24名、教育学専攻10名〈平成17年度から3年間〉）である。博士前期課程・修士課程の収容定員（5年間で105名、表18参照）に比べると、この数値は低いように見えるが、実際の入学者数88名に対する比率で見ると77%にあたり、妥当な数値と言えよう。

社会福祉学研究科における平成15年度から平成19年度までの修士の学位取得者数は、25名である。収容定員（5年間で50名）に比べると低い数値であるが、実際の入学者数31名に対する比率で見ると80%にあたり、これも妥当な数値と言えよう。

平成15年度から平成19年度までの博士の学位取得者数は11名であるが、そのうち9名までが論文博士であり、課程修了者で学位を取得した者は2名にとどまっている。この「課程による学位取得者数」の少なさは、大きな問題である。その原因として考えられるのは、博士号は大成した研究者の学位であるという、以前の人文学分野の博士号に対する意識の残存である。また、学位取得のための課程における指導プログラムの整備が不十分な点も、原因の一つとして考えられる。

【改善方策】

博士の学位取得については、文学研究科全体において、課程による博士号授与という意識を徹底する。また、5年間で学位取得が可能になるような教育課程を編成する。後者については、すでに検討に入っている。

2) 学位審査の透明性・客観性

・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

<文学研究科・社会福祉学研究科>

【現状説明】

大学院研究科における各学位の授与については、皇學館大学学位規程に基づいて、適正かつ公正な評価がなされている。

修士論文は、前期課程または修士課程第2年次以降において、論文題目を登録して、中間報告を提出した上で提出する。提出締め切り日は、近年は1月末日に定められている。提出された論文は、学長が受理し、その審査を研究科委員会に付託する。論文審査を付託されたときは、研究科において主査1名・副査2名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。審査委員は、論文審査をおこない、かつ、提出論文に関する最終試験を口頭ま

たは筆答によりおこなう。その後、審査委員は、論文の要旨（文学研究科の場合は100点満点の評点をも付す）、最終試験の結果要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書で報告する。研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位授与の可否を議決する。

博士の学位は、博士後期課程在学中または満期退学後3年以内に学位申請をし、博士論文の審査に合格して博士課程の修了を認められた者に授与される。

博士論文が提出されたときは、受理の可否を文学研究科委員会において審議する。受理された場合は、主査1名・副査2名の論文審査委員が選定される。当該専攻教員の他、必ず他専攻の教員を選定し、論文の内容によっては、本大学院研究科の専任教員以外の研究者に審査を依頼することもある。従来、平成15年度から19年度にかけて5例存する。論文審査は通常6ヶ月程度の間には査読し、口頭試問形式により最終試験を含む審査を行う。その後、審査委員は、論文の要旨・論文審査の結果要旨・最終試験の結果要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書で報告する。文学研究科委員会は、この報告に基づいて、学位授与の可否を議決する。議決は、学位論文受理後、原則として1年以内におこなう。

【点検・評価】

学位授与に関する規定により、授与方針及び基準が明示されており、学位審査の審査委員の構成、審査報告と学位授与審議のあり方にも透明性・公正性が維持されており、審査は、適正かつ厳正におこなわれていると評価できよう。

【改善方策】

特別な改善は当面不要と考える。現行を維持していくこととするのが望ましい。

（3）神道学専攻科の教育内容・方法

【到達目標】

- ア 専攻科の理念・目的にふさわしい組織的教育課程を編成する。
- イ 担当教員による、きめ細やかなすぐれた教育を施す。
- ウ 幅広い学生層に配慮した教育を行う。
- エ 教育方法の工夫・改善を不断に継続する。

① 教育課程等

1) 教育課程と専攻科の理念・目的との関係

【現状説明】

神道学専攻科（以下、専攻科と略す）は昭和56年4月に「神道学専攻科神道学専攻」として設置され、神道学専攻に神職課程を開設している。専攻科の建学の精神は、学部の建学の精神に基づき、神道精神に基づく人間形成と、時代の諸問題に即応し得る神職の養成を教育活動の基本理念としている。専攻科の目的は、「学部学科の基礎のうえに、精深な程

度において専門の事項を教授し、その研究を指導すること」(皇學館大学専攻科規程第 2 条)としている。具体的には大学卒業者を対象とした高度な神道学の研究を行い、神職階位正階位、明階検定合格という資格に相応しい専門的な知識を有し、業務に専従できる人材を育成することである。

専攻科は設置当初より神道学専攻に神職課程を設け、大学卒業者に一年で神職資格(当初は明階、現在は正階及び明階検定合格)を取得させる課程として機能してきた。平成 2 年 4 月に大学院に神道学専攻(修士課程)が開設されてからも両者間の住み分けが行われており、専攻科は諸問題に即応しうる神職を育成することに努めている。

専攻科の修業年限は 1 年であり、修了するのに要する単位は、必修科目 4 単位、選択必修科目 20 単位を含めて 36 単位である。必修科目は「神道学総論」であり、選択必修科目は「祭祀学研究」、「神道古典研究Ⅰ」、「神道古典研究Ⅱ」、「神道史研究」、「神道神学研究」(各 4 単位)のうちから 4 科目 16 単位、「神道学演習Ⅰ」、「神道学演習Ⅱ」(各 4 単位)のうちから 1 科目 4 単位の計 20 単位である。これ以外に「祝詞研究Ⅰ」、「祝詞研究Ⅱ」、「神道教化研究」、「宗教学研究」、「宗教史研究」(各 4 単位)の科目が開講されている。

神職資格をとる者は更に「祭式及び同行事作法」、「神社関係法規」、「神務実習」などを含む必修 54 単位のほか選択科目 2 単位を習得する必要がある。

入学試験は夏(8 月か 9 月)と春(2 月か 3 月)の 2 回実施される。入学者の大半は他大学の新卒の者であるが、本学の神道学科以外の卒業の者や社会人を経験した者、定年を迎えて神道を学び直そうとする者も多く、年齢層は 22 歳から 70 歳前後まで多士済々である。近年、本学文学部では、カリキュラム上、神道学科以外の学生が在学中に神職の資格を取ることが難しくなっており、所属学科卒業後、専攻科への入学を望む者が多くなっている。しかし、先の 13 年度報告書の頃同様、専攻科の志願者は多いまま推移しており、本学の学部学生といえどもその入学は難しいものとなっている。また、たとえ神職課程をとり、神職資格を得たとしても、20 歳代後半の者の神社への就職は困難を極めるので、年齢の高い受験生には入学試験の面接の際に必ずその旨を説明している。

在籍者の多くが大学に遠くない皇學館会館を宿舎としており、専攻科生同士の交流も密である。講義以外に繰り返し練習が必要とされる祭式については、皇學館会館内で日頃から定期的に練習の時間がもたれている。

講義の一部は本学の学部の授業と合同で開講されている。本学出身者で、文学部においてすでに同一の科目を修得している場合には、その科目については再履修の必要はない。

【点検・評価】

専攻科は大学院の神道学専攻とは異なり、諸問題に即応しうる神職を育成するという専攻科独自の長所をもち、設置当初に掲げられた理念と現状と一致させながら、専攻科の理念とその目的を十分に達成しているものと評価できる。

社会の神道学への関心の高まりもあって、1 年課程という短期間での神職資格の取得やこれまで果たしてきた生涯学習機能的な役割は、神社界を初め、一般社会から好意的に評価されており、設立当初から続く入学者志願者の増加や幅広い年齢構成に顕著に現れてい

る。生涯学習という観点から見れば、神道に対する興味があり、学習意欲のある、ありとあらゆる年齢層を受け入れることの意義は大きいといえる。

しかし、他の大学や社会で現代の風潮に慣れてきた者が、1年で神道の精神を理解しようとする、いわゆる詰め込み教育となり、精神的に余裕がなくなり、無理が生じるであろう。また、わずかの期間で「祭式及び同行事作法」を修得することも困難が伴う。神職課程で必修とされる「祭式及び同行事作法」は、通常、学部学生が3年で学ぶ内容を1年間という非常に短い期間で習得するものであり、通常の授業以外の補てんが不可欠である。その点、専攻科生の多くが皇學館会館に居住し、祭式の練習の機会に恵まれていることは専攻科の教育を補完するものとして高く評価できよう。

【改善方策】

現在の社会状況により即応できる人材を育成するために、現代社会の分析や神道教化に重点をおいた特色のある科目設定がなされるべきであり、神社本庁の指針と照合しながら充実させる。

祭式の習得のために、現在は専攻科の学生同士で講義の時間以外に練習を積み重ねている。皇學館会館で行われる場合が多いが、自宅から通学している者や皇學館会館以外の宿舍の者も練習の機会が与えられるように、本学の部活動で使われていない時間帯は祭式教室を積極的に開放する。

文学部と合同の講義の場合、文学部学生のレベルに合わせた講義ではすでに大学を卒業している専攻科生の知的欲求を満たしていないことも考えられるから、教育環境の維持という観点から、講義を分離し、より丁寧な研究指導を行う。

現在、入試は学科試験と面接によるが、本学卒業者の入学には学科試験免除などの配慮をする。

②教育方法等

1)教育効果の測定

【現状説明】

教育・研究指導上の効果、到達度を測るために、演習科目以外は学期末に試験(定期試験・小テスト)やレポートが課されている。また、授業効果アンケートも試験の前に実施され、授業への満足度を聞くとともに、授業改善のための受講生の声が担当教員に届く仕組みになっている。授業効果アンケートの方法は文学部・教育学部と同じである。

専攻科修了者はほとんどが神社界に神職として奉職するが、本学大学院文学研究科神道学専攻に進学してさらに深く神道学を学ぼうとする者や、かつての自分の専門の分野に戻る者もいる。修了者に対する神社界からの評価はおおむね良好である。かつては修了時に明階という高い神職資格が取得できたのであるが、現在、学部学生同様、正階取得、明階検定合格となっているのは、1年の修業では特に祭式の習得に困難が伴い、大卒後の若者が1年という短い修業で明階を取得することについて神社界で異論があったためといわれる。専攻科修了生に限ったことではないが、4月に就職後、僅かの期間で神社をやめてし

まう者がいるのも事実であり、1年という短い期間で伝統を大切にする神社界の精神的な部分を理解し尽くすのは実際問題として大変である。

専攻科にもクラス担任1人が置かれ、指導教員制がとられている。専攻科は修業年限が1年であるため、先輩からの直の情報や指導がない。クラス担任は年度初めの修学指導において、履修方法など中心となって説明・指導し、参拝見学旅行や山室山参拝など専攻科の諸行事に同行し、指導をする。また、専攻科の授業を担当する教員のうち、本学文学部に所属する10名がそれぞれ3~4人の専攻科生の履修指導や学習、生活全般についての助言をし、さまざまな相談にのっている。近年では学部学生同様、こころの問題で悩んでいる学生もしばしば見受けられる。

【点検・評価】

文学部との合同授業における授業評価アンケートでは学部学生と専攻科生のアンケート結果が別々に出されていない。したがって、学部学生とは違う考えを専攻科生がもっていたとしてもアンケート結果には表れない。

皇學館大学は日本に2つしかない高等神職養成機関の1つであり、神社界での責任は重い。1年という短い時間で必要な修了要件を満たさせ、神職として専攻科生を神社界に送り出していることは評価が高い。

担任制、指導教員制いずれも教員が諸業務で多忙であることが多く、機能していない年もある。専攻科生にとってみれば、当然、受けるべきサービスを受けていないともみることができるから、是正が必要である。

【改善方策】

文学部との合同授業であっても、学部学生と専攻科生別々に結果を出せる授業評価アンケートを行う。

在学期間の長いコースを専攻科に設置する可能性を探る。

教員の連携により、漏れることなく学生の意見を汲み取り、また、問題を抱えている学生にあっては心のケアを怠らない。

専攻科生の縦のつながりを可能にできるのは大学だけであるから、大学の側で専攻科修了生の組織化をする。

第4章 学生の受け入れ

第4章 学生の受け入れ

(1) 学部等における学生の受け入れについて

【到達目標】

- ア 建学の精神（理念）と教育目標に相応しい学生を受け入れる。
- イ 多様な学生を受け入れるために、公正な入学者選抜方法のあり方を工夫し、優れた資質を持つ入学生を確保する。
- ウ 入試種別の入学定員の適正化を図り、適正規模の入学生を確保する。
- エ 入学者を入試種別に分類・追跡調査し、入学試験の適正化を図る。

4- (1) - A 学生募集方法、入学者選抜方法

- ・大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状説明】

1) 学生募集方法

18歳人口の減少と大学の都心回帰現象に伴って、都会と地方の大学間、大規模校と中小校の間など、大学の二極化時代が到来している。四年制私立大学の40%前後が入学者の定員割れを起こしている厳しい状況の中で、本学の理念・目的・教育目標にふさわしい志願者を確保するために、平成19年度から入試広報活動を以下のように業者とジョイントして積極的に展開している。

i) 大学案内等の作成及び配布

大学案内、入試リーフレット、入試問題集などを作成して希望する受験生に配布するとともに、全国の高等学校、希望のある予備校、学習塾等へ約20,000部配布している。

ii) オープンキャンパスの実施

平成19年度に実施した平成20年度入試広報の最も重要なイベントの1つとしてオープンキャンパスを位置づけた。それは、オープンキャンパスの参加者からの出願率が70%を超えているからである（平成19年度出願者）。開催回数も従来より1回増やし、計4回実施した。また、これまでは、教職員主導のもと運営が行われていたが、平成19年度より受験生に近い存在である在学生中心の運営とした。また、模擬授業を体験型授業とし各学部学科に応じたものとした。全体の参加者は対前年比117%であった。ただし、これは平成20年度に新設された教育学部志望者の来場者数が増加したものであり、他の学部学科志望者については、苦戦を強いられている。

iii) 高校訪問

平成20年度募集においては重点エリアを定め広報を行った。まず、三重県、次に東海地区（愛知県、岐阜県、静岡県）及び社会福祉学部が立地している名張市が通学圏内に入る奈良県とした。三重県、奈良県は、入学試験課と社会福祉学部のAOオフィサーが

担当し、三重県内は1校に対して約10回、奈良県内は約5回訪問している。愛知県、岐阜県に関しては6月より囑託で高校訪問専門の人材が採用され、約5回訪問を行っている。静岡県に関しては、入学試験課で担当しているが、約2回弱ほどしか訪問できなかった。

訪問の内容については、時期などそれぞれの高校の状況に合わせて柔軟に対応している。

iv) 卒業生高校教員入試説明会の実施

平成18年度より入試広報の重要イベントの一つとして位置づけている。本学卒業の教員は多く、その中でも大学受験に直結している高校教員を対象に入試説明会を開催している。実施県は、三重県、静岡県、愛知県、奈良県、大阪府、広島県、福岡県の7府県で平成19年度の出席者総数は85名であった。

v) 学外入試相談会及び高校内ガイダンス

業者が企画し、1会場に多数の大学がブースを構えて、相談に訪れた受験生に説明を行う形式のものである。三重県、愛知県、岐阜県、静岡県、奈良県の相談会を中心に参加しているが、遠方の場合には相談会に参加しても、相談に来る受験生の数が以前に比べると極めて少なくなっている。東海圏に限っても、数多くの業者が競合して開催しているため動員数においては分散傾向にある。

また、昨今、総合学習の授業時間を利用した、高校内ガイダンスや模擬授業を業者から依頼してくることが多くなっている。特に県内においては、3業者が競って開催している。そのうちの2業者については、開催内容、運営等の点で誠実性に欠ける点があるため、本学はこれには極力参加を控えている。大学と高校生が直に接する良い機会として企画自体は悪くはないが、高等学校側も業者丸投げの様相が見受けられる点が問題である。また、入学試験課としても派遣する人員確保が困難であるという事情がある。

vi) 受験雑誌、新聞、インターネット関連等への掲出

平成20年度募集において、まず目標としたことは、広報掲出量を増加させることにより本学への接触者数を増やすこと。さらに、これらの受験生を本学への出願、入学に繋げていくこととした。接触者数を増やすという観点では、新聞への掲出は殆どデータが採れないため原則カットし、その分の予算をできるだけ直接に受験生に届く受験雑誌及びインターネットに投入した。受験雑誌等も選択を行い費用対効果が低いものはカットした。その結果、3年生接触者は昨年2,400名が今年2,744名（平成19年11月末同日比）と344名増加した。

vii) 公共交通広告及びFM放送

主に、オープンキャンパスの動員ツールとしてクロスメディア的な利用方法をとった。県内近鉄主要駅及び車内掲出の時期に合わせて、朝夕の通勤時に高校教員及び保護者をターゲットに車内広告の掲出を行った。また高校生のリスナーの多い時間帯に受験生をターゲットにFM放送で電波発信を行った。

2) 入学者選抜方法

①一般入試

i)一般前期入試（マーク3科目型・2科目型、記述2科目型）

本学で実施する学力試験のメインになる入試である。マーク方式で3科目型（受験3科目の総合得点）と2科目型（受験2科目高得点2倍の傾斜配点の総合得点）入試を2日間試験日自由選択制で設定し、記述式2科目型（受験2科目高得点2倍の傾斜配点の総合得点）入試を1日設定した。10年以上実施されてきた1科目型入試は、受験生全般の学力の質を担保するために19年度より廃止した。また、入試問題も、3日間文学部、社会福祉学部、教育学部の3学部共通問題にて実施し、全国9か所で同時実施している。

ii)一般中期入試（マーク2科目型）

学力試験による入試であり、一般前期入試とは時期をずらしてマーク方式にて2科目型（受験2科目総合得点）で実施している。一般前期入試の合格発表後にも、出願が可能なように出願期間を設定し、本学に強い志望を持っている受験生にも配慮している。試験会場は4か所にて同時実施している。

iii)一般後期入試（マーク2科目型）

年度最後の入試である。学力試験でマーク方式にて2科目型（受験2科目総合得点）で実施している。一般中期入試同様、一般中期入試の合格発表後にも、出願が可能なように出願期間を設けることにより、本学に強い志望を持っている受験生にも配慮している。また、近隣の三重大大学の前期日程合格発表後も出願可能となっている。試験会場は4か所にて同時実施している。

iv)センター試験利用入試（前期・中期・後期）

大学入試センター試験を受験した受験生が出願できる入試制度である。本学独自の入学試験は行わず、大学入試センター試験で得点した、3教科3科目の成績を用いて300点満点（各100点）で判定する。一般入試に合わせて前期・中期・後期の3回実施している。ただし、多くの入学生は見込めないため、募集定員は、少なめの配分になっている。

②AO入試

学力重視の入試ではなく、適性・能力・目的意識・入学後の勉学に対するやる気、熱意などをみることで、受験生の未来および入学後のミスマッチを無くすことを重視して実施している。

AO入試の中には、セミナー選考（文学部、社会福祉学部、教育学部）、スポーツ選考（文学部、教育学部）、オープン選考（社会福祉学部）及び神職後継者選考（神道学科）の4選考を実施している。

③推薦入試

i)一般推薦入試(併願)

高等学校長の推薦に基づく入学試験である。出願資格は現役または高等学校卒業後5

年以内とし、高等学校の成績、全体の評定平均値による制限はない。選考方法は小論文または基礎学力試験（国語）、個人面接、調査書の総合評価にて行っている。個人面接では、各学科内容に即した質問事項も設定している。

ii) 指定校推薦入試（専願）

文学部は平成 13 年度入試から、社会福祉学部は開設当初の平成 10 年度入試から導入された制度である。その一つは、附属高校推薦入試で、学校長の推薦に基づき、推薦書、調査書を主な資料として面接のみ行い選抜している。受験資格（成績条件）については、出願条件は全体の平均評定基準が 3.3 以上であることが必要である。附属高校と共存共栄を図ろうとするものである。もう一つは、指定校推薦入試である。本学への入学実績や高等学校からの指定要望を考慮しながら、高校と本学との信頼関係で成立する入学試験制度である。受験資格（成績条件）は、各高校により異なり、必要が生ずれば指定校及び受験資格（成績条件）の見直しを行う。

iii) 資格取得者対象自己推薦入試（併願）

各学科に出願対象資格が指定されており、それらを取得または、取得見込みが出願資格になる。各指定の資格を取得または、取得見込みを重視して、選抜方法は個人面接のみとなっている。

iv) 社会人自己推薦入試（併願）

社会福祉学部において平成 20 年度入試から制度化したが、受験生は無かった。出願資格については、年齢制限の他は、社会人としての活動や経験を有し、相応の実績を持つとともに、大学において学ぶ意欲と問題意識および具体的な学習計画を持つ者、としている。選抜方法は小論文と個人面接である。

v) 館友推薦入試（専願）

卒業生（館友）が推薦者となって受験生を推薦する入学試験制度である。本学と受験生との橋渡しの役割を館友が担う。受験生が本学に適しているかどうか併せて判断して責任を持って推薦していただくものである。選抜方法は、小論文と個人面接で、11 月と 3 月の 2 回実施している。

④ 編入学試験

平成 20 年度入試より 3 年次に加え、2 年次編入学試験も文学部、社会福祉学部の両学部において実施した。出願資格、選抜方法の概要については、以下の通りである。

3 年次編入：大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者。大学に 2 年以上在学して、62 単位以上修得した者、及び見込みの者。

2 年次編入：大学、短期大学に 1 年以上在学して、30 単位以上修得した者、及び見込みの者。

選抜方法は、文学部は一般編入学試験のみの実施で専門科目と面接の総合判定、社会福祉学部は一般編入学試験と協定校編入学試験を実施している。一般編入学試験は、小論文と面接の総合得点で判定を行う。協定校編入学試験は本学部開設時に協定校の要望のあった短期大学を中心に協定校として指定し、当該短期大学長が推薦する者を専願としたうえ

で、面接のみで判定を行っている。なお、中国河南大学日本語学科3年生の編入学については4-(1)-Hの項で説明する。

【点検・評価】

18歳人口の減少に伴い、受験生の確保が年々厳しくなっていく中で、入試広報活動について、ある部分においては手詰まり感があることは否めない。そのような状況の中で広報ツールの費用対効果、入試結果を検証しながら広報戦略の見直し・再構築を行っている。

平成20年度は、教育学部の設置、社会福祉学部の改組が行われたこともあって、広報予算も増額した。まず、広報の重点地域を三重、愛知、岐阜、静岡、奈良の各県とした。次に、受験生個人にアプローチできる広報ツールに重点を置くことにより、接触者数の増加を目標とした。昨年まで利用してきた新聞連合広告は受験生からの接触も低く費用対効果が得にくいため、原則として取りやめた。前述したが、3年生接触者は、昨年2,400名が今年2,744名(平成19年11月末同日比)と344名増加している。これら、接触してきた受験生を本学への出願、合格、入学まで如何に繋いでいけるかを重視し、オープンキャンパスの見直しを行った。また、以前にはなされていなかったが、接触者に対して大学側から情報発信をDMの形で行っている。

卒業生高校教員入試説明会も7会場で実施して、大学の現況説明・入学試験説明等を行い、卒業生から一人でも多くの受験生を紹介いただくよう努めている。

平成8年度から平成20年度までの志願者数の推移は表4-1のとおりである。

全体的な傾向を見るために平成8年度と平成20年度の志願者数の比較を示す。

平成8年度は4,271名、対して平成20年度は2,100名と2,171名減(49.1%)となっている。もう少し詳細に見ると、同年度の比較で文学部は4,271名が1,919名(2,352名減、44.9%)に、社会福祉学部が平成10年度と平成20年度との比較で、907名から181名(726名減、19.9%)となっている。これらを県内、県外に分けてみると、県内においては、平成8年度が1,585名で最も多く、平成20年度は1,494名(91名減、94.2%)であった。平成12年度で底を打ってから増加傾向にあったが平成18年度は減少している。県外からの志願者数に関しては、平成8年度2,657名であったものが、平成20年度には606名と2,051名減少(22.8%)している。また県外志願者数について文学部と社会福祉学部に分けて見てみると、文学部は平成8年度2,657名が平成20年度は560名で2,097名減(21.0%)。社会福祉学部は平成10年度477名、平成20年度が46名で431名減(9.6%)であった。以上のとおり、県外からの受験生は著しく減少している。一つの要因としては、18歳人口の減少により各大学の合格率がアップしていることがある。また、経済状況が少し良くなってきているといわれているものの、実際には未だ回復していないとみられるため、県外からの多数の受験はなかなか見込めないのが問題点である。

入学者選抜方法に関して、一般入試については、平成19年度までとは違い、各学部の入試問題が全て一本化されたことによって、受験生にとって分かりやすくなった。また、それにより入試問題作成数も減り出題者の負担も一部軽減された。しかし、受験科目の中身に関しては、「国語」において、文・教育学部と社会福祉学部では選択可能なパターンが違

い（社会福祉学部は、現代文のみでも受験可）、このため入試問題の一本化が不完全という問題がある。さらに2科目型試験では、国史学科においては地理歴史必須、他学科においては国語または外国語必須という状況である。一般中期入試は、一般前期入試における「国語問題」は解消されているが、国史、他学科の必須問題は同様である。一般後期入試においては、国史、他学科の必須問題も解消され全学科ともに必須の指定は行われていない。

一般推薦入試については、平成20年度からは、本来の推薦入試の考え方に立ち、高校での成績、活動実績を調査書、推薦書を考慮しつつ面接を実施し、人物評価に重点を置くこととした。また、面接の一部に各学科に即した基礎的な質問事項を入れて該当学科への興味度も図ることにした。基礎学力試験（国語）については、平成20年度初めて採用したが、大学に入学するには最低限の国語の基礎学力は持って入学して欲しいとのレベルのものとなっている。これに関しては、一部の高校からは、大学入試問題のレベルとしては問題があると指摘する声もあるので検討の必要がある。

附属高校推薦の場合、評定平均値の基準が設定されているが、学科間で入学の難易の差が存在するために、その基準以下の成績の者が、附属高校推薦以外の選抜において難易度の低い学科に合格する例が少なくない。附属高校から特別に推薦される必要がないのである。附属高校推薦を機能させるためには、学科別に平均評定基準を設けることを検討するのが適当である。指定校推薦については、各指定高校の出願資格に平均評定の基準が設定されているが、指定高校推薦枠を使わなくとも出願条件以下の受験生が多数合格しているのが実状である。その意味で、本来の指定校推薦の意味が薄れており、附属高校と指定校における基準を共に再検討する必要がある。

AO、推薦入試は人物本位、一般入試は学力本位と位置づけて多様な選抜方式を設定することは、多角的な視点で入学者を選抜できるとともに、受験生にとっても、自分の特性に合った入学試験を選択できるとの利点がある。しかしながら、現実には、教育学科以外は競争率が低く適性者を選抜するというよりも、著しく適性を欠いた受験生について不合格を出しているのが現状である。

表 4-1 学科別全入試志願者数推移表

年度		平成 8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
神 道	志願者	568	427	366	325	213	192	276	237	160	157	200	162	146
国 文	志願者	1,023	662	492	375	245	195	252	292	276	318	242	294	275
国 史	志願者	1,637	1,010	855	596	293	302	358	394	385	306	301	245	234
教 育	志願者	1,043	997	787	653	431	420	704	612	881	721	806	823	1,132
コミュニケーション	志願者	—	—	—	—	97	124	127	141	163	190	140	111	132
文・教計	志願者	4,271	3,096	2,500	1,949	1,279	1,233	1,717	1,676	1,865	1,692	1,689	1,635	1,919
社会福祉	志願者	—	—	907	1,060	638	575	508	653	527	556	430	244	181
大学計	志願者	4,271	3,096	3,407	3,009	1,917	1,808	2,225	2,329	2,392	2,248	2,119	1,879	2,100

※AOはH14年度より実施（エントリー者数を志願者に計上）

【改善方策】

選抜方法については、平成 20 年度入試において制度が全般的に見直されたため、平成 21 年度入試においては、20 年度入試を検証しつつ修正を加える。これまで終了した入試を振り返ると、検討課題として

- i) 指定校推薦の各高等学校の条件見直し
- ii) 附属高校推薦の条件等一部見直し
- iii) 一般推薦入試の学部間の併願パターンを変更する入試日程の検討
- iv) 基礎学力試験（国語）の問題内容検証

が挙げられる。

学生募集としては、受験生に直接に届く広報ツールをインターネットと併用し、重視していく。本学への接触者数を増やしてオープンキャンパスで本学の魅力を伝え、また本学よりまめにDMなどでアプローチをかけて、受験、合格、入学と繋がるようにしていきたい。また、広報重点地区を三重県、愛知県、岐阜県、静岡県、奈良県に加えて、大阪府、兵庫県も重点地区とし県外からの受験生の増加を図る。また、卒業生高校教員向けの入試説明会を通じて本学の現状を理解してもらい、一人でも多くの受験生を紹介してもらうことが非常に重要である。

これからの広報は、入試広報に限らず、地域・社会を対象に教育・研究内容、学園行事など学園全般について日常的に情報発信を行い、いかにして本学の独自性を広くアピールしていくかが最も重要なポイントになる。いわゆる、ブランディング戦略が必要であろう。それを行うために、広報を一元化し、広報の戦略的展開を進める組織も必要になると考えられる。また、全国的に本学が認知され、より多くのレベルの高い志願者を全国から得られるようになるには、広報活動の強化だけでなく、アピールの基盤となる大学の教育力、学生支援の質的向上が重要になっている。

4 - (1) - B 入学者受け入れ方針等

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状説明】

本学は、創立以来、「わが国民族の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とする」ことを建学の精神、本学の理念・目的として掲げている。文学部は、長く本学唯一の学部であったことから大学の理念・目的をそのまま学部の方針としている。平成 10 年に開設した社会福祉学部の理念・目的は、共同体におけるつながりや自然との調和を大切にしてきた日本の文化伝統に基づく建学の精神を基礎として、「助け合い励ましあう共生観の上に立って、社会福祉の実態と課題を理解し、豊かな『感性』と『人間力』を備えた活動的な人材の育成を目標とする」ことである。

入学者選抜は、本学の教育理念・教育内容等に応じ、各学部・学科にふさわしいと考え

られる入学者を受け入れるものである。すべての入学試験において高等学校における基礎的学力を持ちあわせ、本学の建学の精神や教育目標を理解し、入学後においても、勉学に意欲を持っている志願者を選抜したいと考えている。

試験科目については、文学部・教育学部においては専門性や各学科のカリキュラムの基礎となる科目を必須としている。社会福祉学部においては専門的な力の形成に必要な基礎学力が備わっているかどうかという観点から幅広い科目を課している。

AO入試、推薦入試では、選抜方法に各学科のアドミッションポリシーを盛り込んである。AO入試は、各学科に則した内容のセミナーを行い、それらについてレポートの作成を課している。加えて、個人面談を20分程度実施する。推薦入試については、小論文または基礎学力試験（国語）と個人面接、調査書で実施するが、面接時に各学科内容に則した基礎的な質問事項を設定している。

【点検・評価】

本学は、卒業時に全学部学科において、卒業論文、卒業研究を必須科目としているため、学習の基本となる「国語」は最も重要な科目である。一方、AO入試、推薦入試においては、面接内容に各学科の専門内容に則した質問も取り入れ、各学科への興味度、適性などを見るようにしている。

これらの方針は入学後の学修を見据えた適切なものとする。しかしながら、現実には基礎学力に欠ける受験生も入学許可せざるを得ない状況にあり、その理想と現実の齟齬が問題である。

【改善方策】

大学全体として、基礎学力を重視しながら学部・学科の特色も生かした入試をどのように実施していくかは、今後も継続して検討する。また、基礎学力に欠ける学生が入学している点については、本来望む水準を求める選抜を行うことが困難となってきたという現実を見据えた入学後のリメディアル教育や初年次教育を強化した教育プログラムの開発に着手しており、さらに、個別の対応ができるような体制も計画中である。

4-（1）-C 入学者選抜の仕組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・入学者選抜試験実施体制の適切性・入学者選抜基準の透明性・入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況 |
|---|

【現状説明】

入学試験の運営は、学長、学生部長、学部長（いずれかが入試本部長）のもとに、学部事務部長、学務課長及び入学試験課長を置き、学外試験場がある場合は、試験場ごとに主任教員、主任職員を設け全学体制で行っている。試験監督者には、学外試験場での入学試験を含め、主として本学の専任教職員が担当している。遠方については、一部に本学専任

教員と現地アルバイトとで実施している会場もある。試験実施時には、各教科出題採点委員が受験生と同じ時間で問題を解き、問題のチェックと正解の確認を行っている。マーク方式のものは電算処理による採点になるため各科目に全問正解チェックを行い、さらに、各学科無作為抽出にて目視確認での採点結果と電算処理での採点結果を照合している。また、同一試験日内で実施する各科目の平均点が大きく開いた場合は、点数調整を行うことになっている。

本学で入学者選抜を適正に行うための重要事項を審議する機関として「皇學館大学入学試験委員会」及び両学部「文学部・教育学部入学試験委員会」「社会福祉学部入学試験委員会」がある。「皇學館大学入学試験委員会」は、学長が委員長となり入学試験の基本方針、試験科目、実施期日、出題採点、合格者判定の基準、学生募集に関することなどを審議する。両学部の入学試験委員会は、各学部長を委員長とし、大学入試委員会が示した基本方針を受けて、入学試験の実施方針、試験科目、実施期日、合格者判定に関することを審議している。最終的にこれらの審議事項は、各入学者選抜試験の直近の教授会において決定している。

入学者選抜基準の客観性、透明性を確保するために『学生募集要項』を作成し、前年度入試結果データも記載している。また、過去入試問題集も業者にて作成し、業者が客観的な入試問題分析、傾向などとともに、正解例も同時掲載している。入学者選抜基準において、面接・面談や小論文が重視される試験では、採点の客観性を高めるため、複数による評価と担当者間での評価基準の確認を行っている。

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性に関しては、各年度のすべての入試が終了後、3月・4月の段階で、各学部の入学試験委員会及び大学入試委員会において、データに基づき具体的な点検・検討がおこなわれている。そして、そこで見出された反省点は次年度の入試方針に活かされている。

【点検・評価】

入試実施に関しては、それぞれの実施時に合わせて「実施要綱」なる運用マニュアルを作成し、各学部入試委員会、教授会に提案して説明している。必要に応じて、説明会などを開き教職員に役割分担や対応の徹底を図っている。これらにより、特に深刻な緊急事態を除きトラブルには適切かつ迅速に対応できると考えている。入試制度を検討する組織としての各委員会は、現在十分に機能している。

入学者選抜基準の透明性については、各入試の要項をまとめて「学生募集要項」として作成、公表しており、基本的には学内外に周知できている。ただし、入学者選抜基準の内、面接・面談や小論文が重視される試験では採点の客観性を更に高め、透明性を明らかにするための方策が必要である。

計画・実施し、その結果を点検し、その反省点を次年度の計画に活かすというサイクルが確立している点は良い。

【改善方策】

入試実施上のミスは、受験生に対する公平性を欠く恐れがあり、また、大学の信頼を失墜させかねないので、入試の実施に当たってはひとつひとつ迅速かつ慎重に対応していく。入学者選抜基準の透明性は、面接・面談や小論文において、各採点者、面接・面談委員の採点基準の更なる統一化を図って客観性を高め、受験生本人や高等学校に対して得点や合格ライン等を開示できるよう検討する。

4－（１）－D 入学者選抜方法の検証

- ・各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況
- ・入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

【現状説明】

問題作成に関しては、学生部長の管理・指示のもと作業が進められる。当該年度の入試内容が確定すると、まず、問題作成のメンバーが決定される。続いて、各科目の担当者間で責任者を決定し、各科目の責任者を中心に、高等学校学習指導要領、本学の過去に出題された問題、他大学の問題など検討・分析し、また、近年の本学の受験生レベルも考慮して妥当かつ適切な問題の作成に取り組んでいる。出題に関し間違いがないよう何度も校正を行っている。

【点検・評価】

本学の入試問題の妥当性や適切性を検討する作業は、各科目の出題委員のグループに全て委ねられているが、それは適切に機能していると考えている。学外関係者からの意見聴取を行うシステムは構築されていないが、試験終了後に試験問題の持ち帰りを認めており、試験問題についての妥当性、適切性に関して高等学校、受験生やその父母、予備校等からの意見や指摘を受け入れる態勢としている。

【改善方策】

入試問題の検証に関しては、当面現行の方法を変更する予定はないが、学外者の入学者選抜方法の適切性に関する意見聴取をどのように取り入れるかについて、皇學館大学入試委員会で検討をしていく予定である。

4－（１）－E アドミッションズ・オフィス入試

- ・AO入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

【現状説明】

本学が実施しているAO入試は、神職後継者選考（文学部神道学科）、セミナー選考（文学部・教育学部・社会福祉学部）、スポーツ選考（文学部・教育学部）、オープン選考（社

会福祉学部) の4種類である。

神職後継者選考、セミナー選考は、学科別に学科内容に則したセミナーを実施し、その内容をレポートとして提出させ、個人面談を20分程度実施する。エントリー時にエントリーシートを提出させるが、面談前に各面談委員がエントリーシートをチェックし、その内容についても面談の中で質問する形をとっている。社会福祉学部においては、出願時に提出された調査書をチェックしながら出願後、もう一度個人面接を行っている。

スポーツ選考は、1次面談には体育担当教員があたり、2次面談は、志望学科の教員が面談を行う。随時面談を受け付けている。

オープン選考については、1次面談には社会福祉学部職員からなるAOオフィサーが担当する。一度目の面談で適切と判断されなかったエントリー者には、アドバイスをした後に日程を変えて再度面談を行っている。2次面談は、社会福祉学部の教員AOオフィサーがこれにあたる。

AO入試を実施する組織として、社会福祉学部にはAO委員から構成されるAO委員会があり、AOに関することはこの委員会で審議される。セミナー選考、オープン選考についてもこの委員会が主となって実施している。AO委員はAOオフィサーも兼ねている。さらに、社会福祉学部AOセンターも常設されておりAO入試への体制も整っている。一方、文学部・教育学部においては、AO実施委員会があるが、これは、セミナー方式の実施に関する活動に限定された組織であり、社会福祉学部のそれとは異なっている。

【点検・評価】

本学において学びたいという意欲が強く、特定の学部学科を志願する学生を受け入れるために、AO入試の果たす役割は大きいと考える。ただし、人物評価に重点をおいていることもあり、基礎学力を平均的に持ち合わせているかどうかという点に不安が残る。この点については、授業の質を確保するためにも今後検証していく必要がある。

また、文学部・教育学部におけるAO入試に対する体制づくりも、今後の課題である。

【改善方策】

AO入試で入学した学生の基礎学力を検証し、入学後の補習授業等、リメディアル教育の準備を進めていく。

AO入試の選考の種類も増え、入学数に占める割合も増加してきたことを受けて文学部・教育学部においても独立したAOセンター設置を検討していく。

4- (1) - F 入学者選抜における高・大の連携

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・推薦入学における、高等学校との関係の適切性・高校生に対して行う進路相談・指導、その他これらに関わる情報伝達の適切性 |
|---|

【現状説明】

推薦入試における高等学校との連携の内、指定校推薦入試に関しては、これまでの志願

者および入学者実績をもとに、本学の教育目標に対する信頼関係の構築と相互の連携強化を図ることを目的に、県内外の指定校の選定と推薦依頼を行っている。また、附属高校との間では、別枠を設けて附属高校推薦入試を実施し、共存共栄を図ろうとしている。

入学選抜における高等学校の「調査書」の取り扱いに関しては、一般推薦入試において評定平均値を点数化して、高等学校での教育成果として可否の基準に加えている。なお、その点数化に際しての高校間格差は考慮していない。それぞれの受験生が各々の高等学校でどれだけ努力をしたかを評価したいと考えている。

高校生に対しての進路相談、指導、情報伝達については、入学試験課が中心となって行っている。実際、受験生に直接接する機会は、高校内ガイダンス、業者企画の入試相談会、オープンキャンパス、模擬授業（出前授業）などがあり、情報発信は受験情報誌、インターネット等さまざまな情報伝達手段を駆使している。

【点検・評価】

指定校推薦枠を設けているが、それを使わずとも、出願条件とした評定平均の基準以下の同一高等学校内受験生が他入試選抜で多数合格しているのが現状であり、本来の指定校推薦の意味がなくなっている。一方、県内の高校で、志願、入学実績があるにもかかわらず、指定校となっていない例があり、基準が必ずしも明確ではない。また、三重県外の高校の指定校からの入学生数が少ないのも問題である。

高校生に対しての進路相談、指導、情報伝達に関しては、さまざまな形において受験生に直接または、間接にも十分な情報を発信していると考えている。ただし、受験生の側から見ると、どの大学からもかなりの量の情報発信がされており、その情報の中に本学のそれが埋没している可能性は否定できない。本学としては競争に勝てるようなインパクトのある情報を発信したいと考えている。

【改善方策】

附属高校・指定校における評定の出願条件を再検討する必要がある。また、志願・入学実績校でまだ指定校になっていない高等学校については指定校の検討も含めた指定校の見直しを行っていく。さらに、本学をよく理解しており、受験生を推薦してくれる可能性の高い本学卒業生高校教員が勤務する高等学校（私立）も積極的に指定校としていく。

高校生への情報発信については、なるべく直接会って相談にのり、大学についての説明をすることができる体制を整える。

4－（１）－G 科目等履修生・聴講生等

・科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状説明】

科目等履修生の受け入れ制度は、平成8年より始めた。

全学部の科目において、学則第33条で定められた入学資格を有する者で、主に教養を高

める目的あるいは資格取得のために履修を希望する者を受け入れている。有効期間は登録する科目に応じて異なり、半年間又は1年間の登録である。また、更新も可能としている。ここ数年の登録者数については下表のとおりである。

表 4-2 科目等履修生の受け入れ状況

年度	文学部	社会福祉学部	計
平成 19 年度	21	2	23
平成 18 年度	44	2	46
平成 17 年度	31	3	34
平成 16 年度	24	5	29
平成 15 年度	31	3	34
平成 14 年度	21	1	22

【点検・評価】

科目等履修生に登録している者の約半数は本学卒業生で、教育職員免許・図書館司書課程等の各種課程科目の取得を主な履修目的としており、資格取得に貢献しているため評価できる。しかし、資格取得のための履修は、資格・免許の申請、単位の読替等の事情により、現在は、原則として本学卒業生に限定しており、またそのことが対外的に明示されていないのが問題点としてあげられる。

【改善方策】

資格取得を目的とした科目履修について本学卒業生以外も履修できる方法を検討し、あわせて受け入れの方針・要件についてさらに明確にする。

また、到達目標である「建学の精神（理念）と教育目標に相応しい学生を受け入れる。」を踏まえながら、伊勢学舎で平成 20 年度から開講される共通科目「皇学」・「伊勢学」・「伝統の心と技」など本学の特色ある教育を紹介し、これに共鳴する人達に履修してもらうことを目指す。そのためには、高等教育で教養や専門的知識を身につけることに意欲のある社会人を視野に、魅力ある講義を展開するとともに、効果的な広報を行う。

4 - (1) - H 外国人留学生の受け入れ

・留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

【現状説明】

平成 19 年度までは、外国人留学生の正規学部生がいなかった。平成 20 年度になって中国河南省にある河南大学との学術交流協定に基づき、私費 3 年次編入学生（秋学期入学）として 2 名の留学生を受け入れることとなった。

この留学生の編入資格は、河南大学との私費編入留学生受入に関する覚書により、次のように定められた。①河南大学日本語学科2年次修了生であって、成績が優秀であり、河南大学学長の推薦を受けた者、②日本語能力検定2級レベルあるいはJ-TESTのC級600点以上の語学力を有していること。

また、河南大学における単位認定については、2年次修了時点で修得している80単位のうち62単位を包括的に教養科目あるいは専門科目として認定することとした。

【点検・評価】

平成20年度（秋学期入学）より開始のため、点検・評価については未実施である。

【改善方策】

改善方策についても未検討である。

4-（1）- I 定員管理

- ・ 学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と（編）入学者数の比率の適切性
- ・ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状説明】

平成20年度の学部の学生収容定員は基礎データ表14に示した通り、文学部が1,550人、社会福祉学部が830人、教育学部が170人の計2,550人である。これに対して学部の在学生数は、文学部1,919人、社会福祉学部716人、教育学部（平成20年度設置）が1年生のみの在学生数245人である。この結果、収容定員超過率は、文学部が1.24倍、社会福祉学部が0.86倍、教育学部が1.44倍となっている。

また、平成20年度の入学定員は基礎データ表15に示した通り、文学部が310人、社会福祉学部が168人、教育学部が170人の計648人である。これに対して学部の入学者数は、文学部369人、社会福祉学部105人、教育学部245人である。この結果、入学定員超過率は、文学部が1.19倍、社会福祉学部が0.63倍、教育学部が1.44倍となっている。

【点検・評価】

文学部では、定員超過率の改善を図るために平成17年4月に国文学科と教育学科の収容定員増に係る収容定員関係学則変更認可申請をおこなった。

平成19年4月に社会福祉学部の一部定員を振り替えて文学部教育学科を基礎に改組すべく教育学部教育学科の設置届出を、更に同年5月に社会福祉学部社会福祉学科を2専攻とする学則変更届をおこなった。

現状の収容定員に対する定員超過率は、文学部4学科のうちコミュニケーション学科が1.01倍で適正と考えられるが、神道学科1.20倍、国文学科1.45倍、国史学科1.28倍となっており、定員管理を厳格にする必要がある。

社会福祉学部社会福祉学科では2専攻へ改組をおこない、定員の一部を教育学部教育学

科に振り替えたが、それでもなお、入学定員超過率が0.63倍、収容定員に対する超過率が0.86倍で、定員確保ができない状況に陥っている。

なお、新設の教育学部では、入学者数が1.44倍となって、大幅な定員超過となっている。

教育効果を上げる観点から、いずれの学部学科においても定員管理を厳格に行い、入学定員超過率で1.20倍を超えないように努力を重ねる必要がある。

【改善方策】

常に志願者の動向、他大学の動き等を分析しながら、受験生や保護者等に選択してもらえよう学生募集をおこない、多様な入学者の確保に努める。

社会福祉学部については、平成21年度に再度、教育学部への定員振替を行うこととして、学則変更届を提出した。

教育学部については、可能な限り精密な入学予測を立てて、定員を大きく超過させない。

また、入学はしたものの、留年・休学する学生が増加しており、これが定員管理の問題にも影響を及ぼしている。学生相談・指導体制の強化を進めて、このような学生を減少させる。

4-(1)-J 編入学者、退学者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・退学者の状況と退学理由の把握状況・編入学生および転科・転部学生の状況 |
|--|

【現状説明】

退学者の状況については、学年、学部・学科毎に毎年人数の把握をおこなっている。退学者数は、平成19年度は78名、平成18年度は73名、平成17年度は60名であった。

退学理由については「就学意欲の低下」「経済的困窮」「学力不足」「進路変更」「海外留学」「疾病等」「その他」別に把握している。その集計をもとに経年比較を行った資料を関係委員会に提出し、その委員会において分析と講じるべき対策を検討している。

退学状況については、文学部においては若干増える傾向にあり、社会福祉学部はほぼ横ばいである。年次別に見ると、1年次と2年次さらに4年次が多い。2年次と4年次については、それぞれ進級あるいは卒業ができず、結果的に退学していく者が多いと考えられる。1年次の理由については、本学との不適合、学力不足等が考えられ、結果的に進路変更等の理由で退学していく者が多い傾向にある。

理由別に見ると「進路変更」とする者が多く、不適合あるいは学力不足等がその原因として考えられる。昨今の経済状況を反映して「経済的困窮」も目立っている。

編入学生は、平成20年度は12名、平成19年度は2名、平成18年度は4名であった。転学部・転科制度については、在学中における勉学の興味対象の変化や資格志向の変化に柔軟に対応するために、これを実施している。転学部については近年の該当者はいない。転科した者は、平成20年度は1名、平成19年度は0名、平成18年度は3名であった。転科希望者については、転科先の学科において試験をおこなっており、これらの転科学生は、

その試験に合格した者である。転科した学生には円滑に新たな学科に馴染めるよう個別に履修指導を行っている。

【点検・評価】

本学は指導教員制とクラス担任制をとって、学生に対するきめ細やかな助言指導に当たるよう努めている。3年次、4年次では、指導教員としてゼミ担当教員がその任に当たっている。また、オフィスアワーや学生相談室では、幅広く学生が相談できるよう配慮し、大学教育に不適應の兆候を見せた学生への対応を怠らないようにしている。しかしながら、退学希望者を全面的になくすことは困難である。退学希望学生が退学願を提出する際には指導教員及びクラス担任と十分に相談することになっているが、その時点では学生の退学意思はすでに固い場合も多い。また、指導のあり方について課題も残っている。指導教員による指導・相談は基本的には教員に一任されている状況で、教員によりその指導には温度差が感じられることは否めない。今後一層の全学あげてのバックアップ体制が重要である。

編入学生については、既修得単位を限度一杯認めているので、編入後2か年で卒業が可能となっている。実際に編入及び転科生についてみると、概ね満足して勉学に勤しんでいる。こうした制度により、今後も学生のニーズを的確に把握し対応できると期待している。ただし、2年で卒業はできるものの、教員免許や資格取得は現実には困難な場合がある。それについては、学生の志願の際に本人に説明がなされているが、可能な限り本人の希望に添うべきであろう。

【改善方策】

文学部では平成19年度入学時に「初学び」と称する導入教育を試行し、平成20年度より文学部・教育学部共通科目カリキュラム（1単位）として本格的に導入した。これは本学への帰属意識を高め、本学で学びたいという意識啓発を目的としたもので、合計8講実施される。このうち4回については指導教員と指導学生が懇談を行いながら、「指導教員別懇談会」「皇學館大学について」「大学生活・教員の人生」「社会と学生」のテーマで懇談を行っていて、教員と学生の距離を縮めるのにも有効である。

社会福祉学部にあっては、すでに平成18年度から正規の授業において導入教育として「キャンパス・セミナー」を実施している。これを通して、学生が入学後円滑に大学生活を開始できるよう支援・指導している。

以上の取組によって、結果的に退学者の減少にもつながるものと期待している。

編入学及び転科については、該当する学生には円滑に新たな学部学科に馴染めるよう十分な履修指導を行うことが必要となる。その際に、取得できる資格、免許等について可能な限り正規学生と比較して不利にならないよう、問題点の改善を含め、さらに大学全体として制度を有効活用できるようにする。

(2) 大学院研究科における学生の受け入れ

【到達目標】

- ア 高度な専門的研究者・専門職業人の養成という教育目標に相応しい、学生を受け入れる。
- イ 受け入れ方針に沿って、修士課程・博士前期課程、博士後期課程での教育を継続できる学力・技能、意欲を持った入学者選抜をする。
- ウ 研究活動の充実をはかるため、受け入れ体制を検討し、学内外・社会人・留学生など、多様な学生を受け入れる。

4-(2)-A 学生募集方法、入学者選抜方法

- ・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状説明】

大学院の学生募集については、大学ホームページ、『大学院案内・募集要項』の作成、新聞掲載などの広報活動を行っている。

博士前期課程、修士課程の入学試験は、一次募集、二次募集の年2回実施している。選抜方法は、神道学専攻、国文学専攻、国史学専攻の一般選考が専門科目・外国語等・口頭試問、社会人選考が専門科目（小論文）・口頭試問、外国人選考が専門科目（小論文）・外国語（日本語）・口頭試問と提出書類等により総合的に判定する。社会福祉学専攻の選抜方法は一般選考と社会人選考が専門科目（小論文）・外国語（英語）・口頭試問、外国人選考が専門科目（小論文）・外国語（日本語）・口頭試問と提出書類等により総合的に判定する。また、博士後期課程の神道学専攻、国文学専攻、国史学専攻の選抜方法は専門科目・口頭試問と提出書類等により総合的に判定する。これらの選抜方法等については、文学研究科委員会、社会福祉学研究科委員会にて検討され決定される。それとは別に、学内推薦の入試制度もあるが、これについては後述する。

入試の実施運営については、各専攻で選出された研究科委員が問題作成を担当し、試験は、各研究科長のもと研究科委員と入学試験課が実施運営している。以上のような入学者選抜方法で、各研究科の教育目標に沿った入学者選抜を実施している。

【点検・評価】

入学者選抜は各専攻の教育目標に沿った内容で適切に実施している。この点は長所といえる。

学生募集については、本学の場合、学部の学生募集に比重が置かれており、大学院入試の募集広報は十分とは言えない。学外者への門戸は開かれているものの、特に学外者への学生募集力は貧弱である。社会的なニーズに沿い、大学院への入学者が高度専門職業人や生涯学習を志向するような全国的傾向の中で、本学においては従来からの研究者養成型の性格が強いままである。このため、時代のニーズに対応しておらず受験者も限定されているのが実情である。

【改善方策】

本学大学院においても、研究者養成のみに力点を置くのではなく、時代のニーズに対応した高度専門職業人や生涯学習を志向する層への対応（カリキュラムの検討、広報活動など）を検討する。

4－（2）－B 学内推薦制度

・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【現状説明】

博士前期課程、修士課程への本学学部生の学内推薦制度がある。一次募集の時期にあわせて募集を行うが、在学中の学業成績が一定の基準（文学研究科：本学文学部在学学生（志望専攻の学科に限る）で、本学大学院進学を専願とし、次の(1)～(3)までの条件を満たす者。(1)平成21年3月迄に卒業見込みの者。(2)1～3年までの専門科目の平均が80点以上。(3)神道学専攻、国文学専攻、国史学専攻については1～3年までの外国語科目が平均70点以上。教育学専攻については1～3年までの外国語科目が平均75点以上。社会福祉学研究科：本学社会福祉学部在学学生で本学大学院進学を専願とし、次の(1)～(3)までの条件を満たす者。(1)平成21年3月卒業見込の者。(2)1～3年までの専門科目の平均が70点以上。(3)1～3年までの外国語科目及び英書講読の平均が70点以上。)以上であることが必要で専願である。選抜方法は口述試問のみで、特典として入学金の免除と教育充実費が半額となる措置が適用される。

【点検・評価】

学部からの進学の場合には、学生が建学の精神・教育目標・理念をしっかりと持ち合わせており、大学院に進学してもスムーズに順応できるのは長所と言える。

しかし、学部からの推薦者が専攻分野によっては皆無の年度がある。学部教員が推薦することに積極的でない面も見られる。このため、学内広報という面から今一度検討しなければならない。

【改善方策】

大学院の活性化のためには、各専攻に毎年度最低1名は入学生を迎えることが重要である。また、各教員も学部学生に対する大学院学内推薦の積極的な取組が必要であり、TAなど大学院生と学部学生の接触の機会を増すことで、学部学生に卒業後の選択のひとつとして大学院進学の道があることなど周知させる。また、教育の充実とともに、修了後の進路について、研究職にとらわれない幅広い職種の開拓を検討する。

4－（2）－C 門戸開放

・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【現状説明】

大学院博士前期課程及び修士課程は、本学の学生のみならず、他大学を卒業した者、卒業見込み者すべてに対して門戸が開放されている。また、後期課程についても本学の学生のみならず、学部及び専攻を問わず他大学の大学院の修士を修了した者、修了見込みの者すべてに対し門戸を開放している。

【点検・評価】

他大学、他大学院の学生に対しての門戸開放に関して、何の制限も行っていないのは、長所である。しかし実際には、他大学、他大学院からの志願者は少ない。これは、他大学に対する積極的な学生募集活動ができていないこと、研究者養成に力点を置いていて高度専門職業人や生涯学習を志向する層への対応(カリキュラム)ができていないためであり、大学院の活力の低下が危惧される。

【改善方策】

他大学への広報活動の強化を検討する。高度専門職業人や生涯学習を志向する層に対応したカリキュラムを構築することを検討中であるが、その中で他大学に比べて魅力ある教育内容を開発し、時代のニーズに応じた大学院とするという考え方を全学的に共有する。

4 - (2) - D 社会人の受け入れ

・大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状説明】

社会福祉学研究科並びに文学研究科教育学専攻は、「大学設置基準第14条」特例に基づき昼夜開講制を導入しており、社会人特別入試を実施することにより大学基礎データ表18に示したとおり、修士課程で合計7名の社会人学生を受け入れている。

【点検・評価】

入学選抜にあたって文学研究科神道学専攻・国文学専攻・国史学専攻は、社会人特別枠を設けていない。社会人の入学のために、入試方法としては社会人選考の制度があり、優遇している。優秀な社会人が入学した場合、学習意欲は一般的に極めて高く、問題意識も明確であり、職場での体験に基づき優れた成績を収めてきており、一般大学院学生に好ましい影響を与えてくれることが期待できる。

【改善方策】

地域の特性から社会人の潜在的ニーズは多くないが、社会人学生が職場での業務に合わせて修学できる方策を検討する。

また、シニア・スチューデントの受け入れも積極的に取り組み、出来る限り広く門戸を拡げることも検討する。

4 - (2) - E 科目等履修生・聴講生等

・大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状説明】

科目等履修生の制度は平成 14 年度より始めた。

文学研究科及び社会福祉学研究科の科目において、大学院学則第 17 条で定められた入学資格を有する者で、主に教養を高める目的で履修を希望している者を受け入れている。有効期間は登録する科目によって異なり、半年間又は 1 年間の登録である。また、更新も可能となっている。ここ数年の登録者数は下表のとおりである。

表 4-3 大学院科目等履修生の受け入れ状況

年度	文学研究科	社会福祉学研究科	計
平成 19 年度	1	0	1
平成 18 年度	2	0	2
平成 17 年度	0	0	0
平成 16 年度	0	0	0
平成 15 年度	0	0	0
平成 14 年度	0	0	0

研究生については、皇學館大学研究生規程第 3 条で定められた資格を有する者で、特定の専門事項について研究を希望する者を受け入れている。

過去 5 年間の実績は、平成 16 年度、平成 17 年度及び平成 19 年度各 1 名となっている。

【点検・評価】

研究科の科目等履修生の受け入れ実績はほとんどない。ただし、近年は徐々に受け入れられるようになっている。学部の場合は資格を取得する目的で科目を履修する例が多いが、研究科においてはそのような目的のために開講されている科目は少なく、自ずと希望者が少なくなっているものと思われる。教養のためというもう一つの目的が大きな意味を持つであろう。

研究生についても、実績が少ないが、外国人留学生が本大学院入学のために、まず研究生になっている場合が多い。本大学院入学のワンステップとしての研究生入学は、大学院教育の準備期間として意味のあることである。

【改善方策】

科目等履修生の登録状況を見ると、平成17年度までは実績がなかった。今後、社会人向けの教育及び生涯教育を大学院教育の目的として明確に掲げて内容を充実しながら、大学院で専門的知識を身につけることの意義や学ぶたのしさ、魅力を伝える具体的な広報活動をおこなう。

研究生については、大学院入学への準備としてまず在籍するという現在のあり方も認めつつ、本来の特定の研究に従事する研究生を確保することをめざす。

4-(2)-F 外国人留学生の受け入れ

- ・ 大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況
- ・ 留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った、大学院における学生受け入れ・単位認定の適切性

【現状説明】

外国人留学生の入学資格は、「外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者」としている。大学院の入学試験には、1次募集入試、2次募集入試とも外国人選考がある。入学の時期については、原則として学年の始めとしているが、社会福祉学研究科にあつては、各学期の始めとしている。過去3ヵ年の入学状況としては、17年度は0名、18年度は4名、19年度は2名であった。

【点検・評価】

私費外国人留学生や交流協定に基づく留学生に対し、奨学金や授業料等の減免、寄宿舎など、研究や生活上の支援制度を整えている。しかし、留学生の受け入れを専門とする部署が事務局に存在しないため、受け入れ数が今後増加した場合は、対応が困難になることが予想される。また、講義については日本語で行われているため、ある程度の日本語能力を備えていることが求められる。また、留学生の単位認定については、従来例がない。

【改善方策】

今後、より多くの外国人留学生を受け入れるため、専門部署の設置などの受け入れ体制の充実やチューター制の導入、日本語能力向上のための支援策を研究科委員会において検討する。

4-(2)-G 定員管理

- ・ 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- ・ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状説明】

収容定員に対する平成 20 年度における在籍学生数の比率は、基礎データ表 18 に示した通り文学研究科が修士課程・博士前期課程 0.55 倍、博士後期課程 0.39 倍、社会福祉学研究科が修士課程 0.50 倍、大学院全体で修士課程 0.53 倍、博士課程 0.39 倍となっており、定員を充足していない。

【点検・評価】

大学院の定員管理については、定員を下回る研究科・専攻に対する学生募集の広報強化に努め、収容定員の適切な管理が必要である。しかし、全国の大学院博士課程で平成 19 年度入試志願者の競争倍率が 1 倍を割り込んでいることから知られるように、修了後の就職難などを背景とした文系博士離れは全国的な傾向であり、本学の努力だけでは解決が難しいと思われる。

【改善方策】

学部新卒者に限らず、社会人、外国人、いわゆるシニア・スチューデントをも積極的に受け入れるために、高度職業人を養成する、あるいは幅広い教養を養うためのカリキュラムを充実させる。また、修了後の進路の支援のためには、研究能力をいっそう高めることができるような充実した教育をおこなう。

第5章 学生生活

第5章 学生生活

【到達目標】

- ア 指導教員制、クラス担任制による学生個々の生活全般に対する助言・支援の充実
- イ 経済的支援を要する学生への奨学金等の支援の強化
- ウ 学生の心身両面のケア体制の強化と充実
- エ 学生のキャンパス・ライフの充実を図るための福利厚生施設の充実
- オ キャンパス・ライフの一環としての課外活動の活性化のための支援
- カ 学生の進級に合わせたキャリア教育および就職指導の充実
- キ キャンパス・ハラスメント防止対策の整備

5-A 学生への経済的支援

- ・ 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性
- ・ 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

1) 奨学金による経済的支援

【現状説明】

本学独自の奨学金としては、大学基礎データ表 44 に示したように、給付奨学金 11 種、貸与奨学金 1 種及び授業料の免除 1 種、外郭団体の萼の会（保護者会）、館友会（同窓会）によるもの 3 種を設けており、それぞれを以下の趣旨で運営している。

- i) 入学試験時あるいは学年次の成績優秀者に対して授業料その他を免除する。
「特別奨学生」「特待生」
- ii) 学業及び人物優秀な者に授与する。
「給付奨学金」「長谷奨学金」（神道に関する学術研究）「慶光院俊奨学金」（神職課程履修者）「安部奨学金」（神職課程履修者）「岡田奨学金」
「萼の会教育奨励賞」「館友会奨学金」
- iii) 課外活動等において優れた成果をあげた部その他の団体あるいは個人に授与する。
「高松奨励金」「学長奨励賞」「学長特別賞」
- iv) 家計支持者の諸事情の急変による経済的困窮の救済を図る。
「授業料免除（半期分の全額又は 2 分の 1）」「授業料徴収猶予」「貸与奨学金」
「特定奨学金（救済・災害見舞）」「萼の会奨学金」
「学生金庫」（個人 5 万円、団体 8 万円を限度とする。無利子）

なお、これらの奨学制度は、それぞれ「学校法人皇學館奨学規程」「皇學館大学給付奨学金規程」「皇學館大学貸与奨学金規程」「同貸与奨学金規程細則」により運営されている。

学外各種団体等の奨学金には、神宮特別奨学金、神社本庁育英奨学金、稲荷奨学金（伏見稲荷大社）、育英奨学金（全国敬神婦人連合会）及び八坂神社奨学金の 5 団体 5 種類の

奨学金があるが、いずれも神社神道・神道学を学ぶ学生に対する奨学金制度である。

日本学生支援機構の奨学金の利用状況は、平成 19 年度の実績で、第一種が 176 名、第二種が 431 名、合わせて 607 名（実数）が採用されている。

これらの他に、新潟県、岐阜県、伊勢市、尾鷲市、浜松市の地方公共団体や電通育英会交通遺児育英奨学金などの財団法人の奨学制度によって給付を受けている学生もいる。

以上の各種奨学金制度について、入学時の修学指導で重点的に説明を行い、また、学生便覧、キャンパス・ガイドなどの冊子によって詳しく紹介している。さらに重ねて公募制の奨学金については適切な時期に学内掲示を行い、また授業料免除等については、学費納入依頼通知に案内を同封して、アクセスを容易にするための情報提供の充実に努めている。

【点検・評価】

平成 10 年度の関連規程の改正整備により、制度は概ね有効に機能している。

長所としては、経済支援、学修奨励、課外活動奨励等さまざまな目的の奨学制度があり、その中でも特に神社神道や神職課程に学ぶ学生対象の学内奨学金・学外諸団体奨学金が準備されていることは、本学の特色ある奨学制度として評価できる。

問題点としては、次のことが挙げられる。

- i) 学内のいわゆる冠奨学金の資金不足が懸念される。その原因は、各冠奨学金がそれぞれの基金の果実を給付資金に充てているため、現今の運用利率低下の影響を大きく受けて、給付するだけの資金が十分準備できず、実際に給付できない奨学金がある。
- ii) 「特別奨学生」及び「特待生」制度が有効に機能していない。原因としては、「特別奨学生」あるいは「特待生」に選考した入試成績の優秀者は、他大学への入学が決まることが多いためと考えられ、結果的に、本学の「特別奨学生」や「特待生」となることが少ない。平成 20 年度入試では、「特別奨学生」選考 6 名のうち 2 名、「特待生」選考 4 名のうち 2 名が入学している。
- iii) 学内の奨学金のうち、学修奨励を目的とした給付奨学金はかなり充実しているが、最近の社会状況からすれば、経済支援のための奨学金の制度を今まで以上に充実させる必要がある。
- iv) 学内の貸与奨学金制度は、毎年数名と利用者が少ない。これは、日本学生支援機構の奨学金受給者については、機構の奨学金と合わせて 300 万円を超えて受けられないという規定があるためである。
- v) 学内奨学金・学外諸団体奨学金については、その対象が神道学科の学生に偏っているため、全学部・全学科の学生を対象とする奨学制度の充実が望まれる。

【改善方策】

① 学内における冠奨学金の資金の手当

経済状況が引き続きあまり好転しない以上、当面、各冠奨学金の基金の果実（運用収益）のみで給付予定の奨学金の資金を充当させることは困難である。これらの奨学制度の質の低下を防ぐ解決法の一つとして、本学の奨学規程にあるように「教学振興基

金」の果実から給付奨学金にも資金を補填する。（「学校法人皇學館奨学規程」第4条）さらに、多くの奨学金を用意するためには、主な基金としている「教学振興基金」そのものの充実を図るなど、経済的な裏づけに基づいた本格的な検討を行う。

- ② 「特別奨学生」及び「特待生」が有効に働き、優秀な学生が入学してくるようになるためには、本学の特色ある教育をさらに充実させ、きめ細やかな教育の充実した大学と認知されることで底上げを図る。
- ③ 全学部・全学科対象の奨学金設立のため、産学連携による基金の設立や本学の特色ある教育に賛同する個人や団体からの寄付による資金の充実などを目指す。
- ④ 神社神道や神職課程に学ぶ学生対象とした本学の特色ある奨学制度について、さらに神社界との関係を深め、充実を図る。

2) その他の経済的支援について

【現状説明】

① 学生寮による経済的支援

伊勢学舎（文学部・教育学部）には、生活設備を整えた精華寮（男子寮）と貞明寮（女子寮）があり、原則として自宅又は保証人宅より通学できる者以外の文学部・教育学部在学の1・2年生が入寮することになっている。この学生寮制度は「教育寮」としての目的と同時に、保護者・学生の経済的負担を軽減することを目的としており、本学の学生への経済的支援の大きな柱の一つとなっている。平成19年度の寮費は、年額530,000円（食費280,000円[1日3食]、寄宿寮費250,000円[光熱水費などを含む]、別に入寮費55,000円必要）で、下宿の場合と比べ、費用がかなり安く済んでいる。

② スクールバスの運行

名張学舎（社会福祉学部）では、道路事情や通学の便宜を図るため、平成10年4月設立当初より最寄り駅（近鉄名張駅）から大学までの間、無料スクールバスを運行している。通常講義期間中は2台の大学所有のバスが一日約20往復程度運行し、学生のほとんどが利用している。

③ 蓐の会による経済的支援

「蓐の会」とは、父母または保護者の会のことである。本学では、開学当初から、教育上保護者との協力を重視して父母会を組織してきた。その目的は、「大学の教育活動に協力しその成果が一層向上するよう支援すること」（「皇學館大学蓐の会会則」第2条）となっており、年間会費と卒業時の賛助会費によって運営され、学生の就職開拓に対する支援、大学の施設拡充に対する支援、学生の勉学研究及び福利厚生に対する支援等が行われている。

【点検・評価】

- ① 寮費は下宿等の場合（食費等を含む）と比べて半額程度である。したがって、経済的であるという理由で保護者が積極的に入寮を勧めているケースが多く見られ、本学の学生寮制度は学生への経済的支援を図る責務を十分果たしていると考えられる。開寮期間

が原則通常講義期間中のみであることが問題点として挙げられる。

- ② 名張学舎におけるスクールバスは、最寄り駅（近鉄名張駅）から大学までの片道の運賃が 210 円であるところを学生は無料で往復でき、大きな経済的な支援になっている。スクールバス運行の目的は、経済的支援のほか、道路事情や公共交通機関（民間バス）を利用する場合の混雑の緩和などで、概ね学生・教職員には好評を得ている。しかし、運行管理を外部委託しているため、多額の経費が必要であること、一部の時間帯を除き常時満員であり、学生の間で増発を望む意見があることなどが問題点として挙げられている。
- ③ 「萼の会」による支援については、平成 19 年度においては、前年度繰越金を除いた収入額約 4,500 万円のうち、約 6 割の 2,500 万円が、学生生活全般や就職関連事業に対して充てられ、学生支援の重要な一翼を担っている。

【改善方策】

- ① 学生寮については、平成 20 年度に教育学部が設置され、2 学部の学生を受け入れることになったのを機に、多様化する学生に対応し、教育効果を高めるため、学務課職員で学生寮専属の「寮長」「寮母」を置く。これにより、通常講義期間以外も指導体制を継続できることとなるため、課外活動等の理由であれば通常講義期間終了後も在寮出来る体制となる。
- ② スクールバスは、耐用年数経過後の事業継続の問題や、運行管理経費の増大による財政事情など問題点はあるが、学生の経済的支援のため事業の継続を予定している。
- ③ 萼の会や大学からの経済的支援が、学生の教育や課外活動・就職活動など、必要な事業に適切に行われているか、点検を行う。

5-B 学生の研究活動への支援（大学院）

- ・ 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性
- ・ 学生に対し、各種論文集およびその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

<文学研究科>

【現状説明】

本学大学院文学研究科は、神道学、国文学、国史学、教育学の各専攻により構成される。このうち、教育学専攻には修士課程が、他の 3 専攻には博士課程（前期・後期）が設置されている。それぞれの専攻には、学部と連携した学会が設けられ、年数回の講演会や実地踏査を目的とする文学散歩や歴史散歩、研究発表会、又各教員を中心にほぼ毎週開催している研究部会などを通じて、学生が各種の研究プロジェクトに参加できるよう配慮している。

【点検・評価】

大学院博士後期課程の学生から学部一年生まで、親しく学びあうことのできる研究部会は、本学の学生に対する大きな研究支援となっている。また本学の大学院生は皇學館大学

人文学会例会での口頭発表や、その機関誌『皇學館論叢』などの学術刊行物への執筆の道が多く開かれており、実際にこれらの刊行物を通じて、大きな研究成果をあげてきた。

問題点としては、学内での研究プロジェクトや学術刊行物、口頭発表の機会が充実しているだけに、学外の研究プロジェクトや学術刊行物に対し、積極的に参加・投稿しているとする学生が、他大学に比べて少ない点が挙げられる。又、その学外での研究活動の多くが、指導教授の個人的な力量に任せられ、組織化されていない点がある。

【改善方策】

一つには皇學館大学内部での活動そのものを、全国区のものへと発展させていく必要があるだろう。リサーチ・アシスタント制度の発足など、研究活動支援の配慮の機運はあるが、今後さらに充実させてゆくことが肝要である。例えば研究部会の活動を、それぞれの教員が参加している科学研究費の研究プロジェクトと結び付けていくような試みは既に始められており、そのような方向性をより拡大していくべきであろう。またもう一つには、大学院教育充実の見地から、国際交流も視野に入れて、大学院生が学外の研究プロジェクトや学術刊行物に対して、より積極的に参加・投稿していけるような機会を設定する努力が必要となろう。今後、各教員が研究指導などを通じ、以上の点を鑑み、よりいっそう学生を奨励していくこととする。

< 社会福祉学研究科 >

【現状説明】

社会福祉学研究科は社会福祉学専攻の1専攻のみで構成され、修士課程が設置されている。研究プロジェクトへの参加を促すための配慮として、i) 学内学会である皇學館大学社会福祉学会に院生会員として所属させ、講演会や研究例会への参加を呼びかけ、発表の機会を設けている、ii) 学部附置研究所である地域福祉文化研究所の事業への参加を呼びかけている。各種論文集およびその他の公的刊行物への執筆を促すための配慮として、i) 皇學館大学社会福祉学会の機関誌に大学院生研究活動報告の場を設けて執筆させている。また、修士論文作成に支障が出ない限りにおいて研究ノート投稿も勧めている。ii) 研究所事業に参加している学生に対して事業報告書への研究論文投稿を勧めている。

【点検・評価】

修士課程だけなので学生はどうしても自分の個別研究テーマに基づいて修士論文作成に集中せざるを得なく、それ以外の研究活動への参加はなかなか難しいのが現状であり、それが最大の問題点である。

そうした状況の中で学内学会や学部附置研究所からの働きかけは、学生各自の個別研究テーマに近い研究プロジェクトの場合には、学生各自の問題関心を確実に掘り下げる効果を持っている。個別研究テーマから遠い研究プロジェクトの場合でも、研究方法の比較検討ができるという点で学生各自の視野を広げる効果を持っている。

学内の研究プロジェクトへの学生のつながりは組織的に取り組んでいるため比較的良好

に保たれている一方、学外の研究プロジェクトへのつながりは個々の担当教員任せになってしまっており、手薄くなっている。

【改善方策】

現状では大半の学生は大学院修了後、在学中に向上させた専門性を活かすため社会福祉施設等に就職しており、研究者としての道を歩む者はそれほど多くない。したがって、在学中に学外の研究プロジェクトへのつながりが薄くてもあまり問題にはならない。しかし、修了後に研究業績を積み上げていく志向を持つ者の場合は、この状況が大きな障害になってしまう。改善案としては、希望者に対して、修了後研究サポート機会を提供することが考えられる。すなわち、修士論文をベースにして研究論文を作成させ、主要な学会での報告や機関誌への投稿・掲載までは指導するというサポートである。

5-C 生活相談等

1) 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生のための相談担当部署

- ・ 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性
- ・ 生活相談担当部署の活動の有効性
- ・ 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況
- ・ 不登校の学生への対応状況
- ・ 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

ア) 指導教員制

【現状説明】

学生の生活相談等に関しては、「指導教員制、クラス担任制による学生個々の生活全般に対する助言・支援の充実」を到達目標のひとつとしている。

指導教員制は、再興以来本学における学生指導の特色の一つとして位置づけられているもので、各学部・学科単位で各学年 10 人前後、合わせて 40 人程度の学生を修学期間中受け持ち、学業、学生生活その他精神面に至るまで、きめ細やかな個別指導を行うものである。その指導には、年間 2~3 回開く指導学生懇談会を中枢としてきたが、実際には指導学生懇談会への学生の参加者が少なく、また、それ以外での学生の指導教員への訪問回数も多くないことが問題点として挙げられていた。

そこで、指導学生懇談会の学生参加率を向上させる一助として、文学部・教育学部（伊勢学舎）においては、平成 20 年度より初年次導入科目の「初学び」の中で、指導教員との懇談会を 4 コマ実施し、その後の指導学生懇談会につなげていくこととした。さらに 3 年次以降は基本的にはゼミ単位で指導学生を持つことに変更し、学生一人一人の状況をより把握し易くした。社会福祉学部（名張学舎）では、平成 18 年度から水曜日 II 講時に初年次教育の一環として「キャンパス・セミナー」（初年次ゼミ）を 1 年次指導学生に対して指導教員が開講するとともに、他の学年に対しては「キャンパス・アワー」の時間の中で各学期 2~3 回程度指導学生懇談会を実施している。また、両学舎とも、オフィス・アワーを

設定し、指導教員の研究室への来室を促進している。

クラス担任制は各学科・学年毎に教員が配されているが、指導教員制との関連性がなく、教員間の情報交換の場がないため、学生個々を含めた全体の状況把握が困難なことも指摘されてきた。それらの反省を踏まえ、平成20年度より、文学部・教育学部では、各学科の学科会等で意見交換の場を持ち、学生の状況の把握に努めることとし、社会福祉学部では、1年次は3～4名の指導教員がグループとなって、2年次以上は設定されたコース単位で、クラスを構成して学生との接触を密にし、教員間の連携をとりながら、学生相談・指導にあたっている。

不登校の学生の指導については、両学舎学務課が担当して、各学期最初の3～5回の授業のうち、2～3回以上欠席している学生について各授業担当教員が学務課に報告し、すぐに該当学生を指導教員に報告することで、不登校傾向の学生を早期に把握し、指導教員が対応するシステムができています。毎学期数十名の学生が報告されている。さらに欠席科目の報告が多い学生については、保証人にも状況を文書で通知している。

【点検・評価】

本学創立当初から導入している指導教員制は、学生生活や進路に関する指導及びセイフティ・ネットとしての役割が高く評価されている。特に、3年前から指導学生懇談会を初年次教育の一環に組み込んでいる社会福祉学部（名張学舎）では、2年次生の指導教員懇談会への参加状況が以前より向上しており、退学者も減少傾向にある。

ただし、多くの指導学生と良好な関係を形成して学生の「心の拠り所」としての役割を果たしている教員や、積極的に学生と連絡を取って状況の把握や相談につとめる教員もいる一方で、種々の理由で必ずしもそれほど積極的に学生に対応していない教員もいて、教員間に意識の差があることが問題である。

また、深刻かつ多様化している悩み事の相談、特に「心のケア」の問題については、教員として対応できることには限界があり、学生相談室等を通じた専門カウンセラーによる対応が必要となっている。今後、指導教員とカウンセラーの常駐する学生相談室との役割分担及び有機的な連携がいつそう求められよう。

【改善方策】

文学部・教育学部では、平成20年度の様子を見ながら、さらに改善をはかる。社会福祉学部では、初年次教育「キャンパス・セミナー」のメニュー改善により、指導教員制の趣旨をさらに理解させるとともに、4年間の拠りどころとなるような関係作りを行っていく。

また、指導教員とクラス担任、学生相談室等の役割分担については、それぞれのマニュアルを作成することで、機能の分化と有効性のある連携を明確する。

イ) 保健室・学生相談室について

【現状説明】

「学生の心身両面のケア体制の強化と充実」および「学生のキャンパス・ライフの充実

を図るための福利厚生施設の充実」を目的として、学生の身体・健康保持・増進・衛生のための保健室を、また、学生の精神的な問題や悩みに対応したり、メンタルな面でのサポートをしたりするための学生相談室を、それぞれ伊勢・名張両学舎に設置している。

保健室の管理・運営は、各学舎の学務課が担当し、看護師の資格を有した職員を配置して、主に学生の身体面のケアを行っている。各学舎のキャンパス・ガイドに、それぞれの保健室の利用案内を掲載し、あわせて定期健康診断、感染症（麻疹）予防や飲酒、薬物、生活習慣病、タバコなどに関する健康管理について周知している。保健室では、ケガや気分が悪くなった場合の応急処置、健康に関する相談、身体・体重・体脂肪・体温・血圧などの計測、急病人等の対応などを行っている。近年では、定期健康診断に加え、麻疹抗体検査の実施の計画なども行っている。さらに、伊勢学舎では、メタボリックシンドロームの疑いが強い学生のために、「食」に関する正しい知識を身につけ、食生活を改善することにより健康な生活が送れるように、「健康支援教室」を開催し、調理実習を行っている。名張学舎では、医師免許を持った教員や看護師資格を持った教職員が、大学会館で「健康なんでも相談会」を年に2回開催している。

学生相談室は、学生部長が管理・運営にあたり、それぞれの学舎にカウンセラーを配置して、専門的な立場から学生生活上の諸問題についてカウンセリングを行っている。この制度の利用促進を図るため、『学生相談室利用案内』を作成し学生に配布するとともに、学園報『K-らいふ』にも「学生相談室通信」を隔回掲載し、広報活動に努めている。また両学舎での利用状況については、各教授会において報告（伊勢学舎年2回、名張学舎年1回）している。

なお、学生相談室に関しては、伊勢学舎と名張学舎とにおいて状況が異なるので、それぞれ以下に説明する。

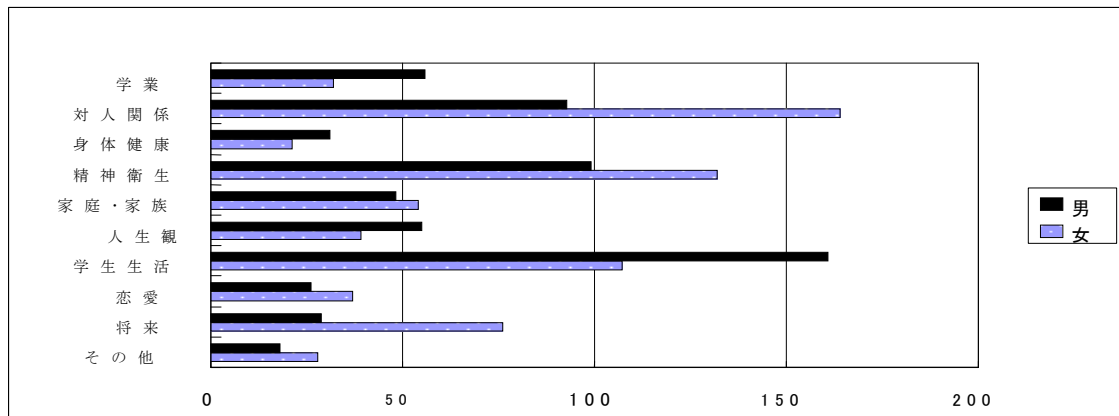
<文学部・教育学部(伊勢学舎)>

伊勢学舎では、指導教員制と連携した形で平成7年度から学生相談室を設置し、保健室に隣接して専用の相談室を設けた。現在、室員5名（心理学担当の学内教員2名、非常勤の学外カウンセラー3名）がカウンセリングにあたり、週5日開室している。相談希望学生は、指導教員を通じて、あるいは直接、相談室に設置された専用電話やE-mailで申し込む。

伊勢学舎における平成19年度の開室日数は、210日、延べ来談者数は425名であった。利用状況および相談内容については、図5-1に示す通りであり、相談内容は、学業、対人関係、身体健康、精神衛生、家庭・家族、人生観、学生生活、恋愛、将来など多岐にわたっている。その割合をみると、対人関係、精神衛生、学生生活、将来に関するものが多くなっている。

また、平成19年度は教育学専攻の修士課程学生の実務経験の場としてピアサポート活動を行った。また、平成20年度より学部学生によるピアサポートを開始している。

図 5-1 平成 19 年度 文学部・教育学部(伊勢学舎)：学生相談室利用状況 (人)



<社会福祉学部(名張学舎)>

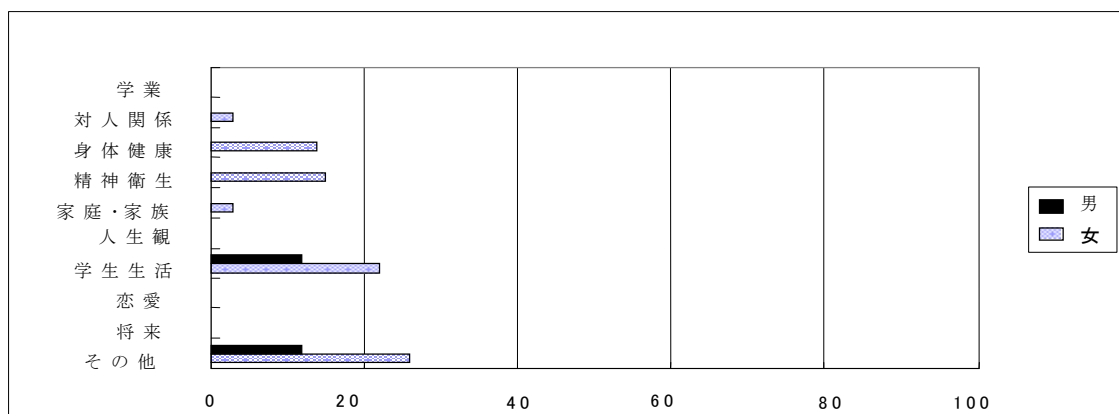
社会福祉学部開設の平成 10 年度から開設し、現在、外部カウンセラー2 名がカウンセリングを担当し、週 2 日開室している。

名張学舎における平成 19 年度の開設日数は 41 日、延べ来談者数は 46 名であった。利用状況および相談内容については、図 5-2 に示す通りである。相談内容は、学生生活や身体健康、精神衛生に関するものが多くなっている。

また、平成 17 年度より「学生支援センター」を設置し、障害学生の支援活動を行っている。平成 18 年度よりピアサポート活動を開始したが、サポーターが卒業し休止状態となっている。

さらに、学習面の相談に対する対応として、平成 19 年 7 月より学習支援室を開室し、専任教員が交代で待機し、学習相談を実施している。

図 5-2 平成 19 年度 社会福祉学部(名張学舎)：学生相談室利用状況 (人)



【点検・評価】

保健室については、身体の健康保持・増進及び衛生管理等の学生ケアが十分になされており、評価できる。

学生相談室については、指導教員制・クラス担任制など、本学における従来の相談体制

に加えて、「心の健康管理」に関わる重要な専門部署として共通認識されており、指導教員、クラス担任及び学務課と連携しながら活動し、有効な学生支援が行われている。

しかし、近年は相談内容が多様化したうえ、支援を必要とする学生が増えていることから、カウンセラーだけでは問題を解決できず、教職員との有機的な連携が、今まで以上に必要となってきた。また、精神的に重大な問題を抱えた学生や発達障害の学生も増えつつあるが、これらの学生への対応については十分にできているとは言えない。さらに学内カウンセラーと学外カウンセラーとの協力・連携も十分に図られていない。また、学生によるピアサポートについても、サポーターの継続的な確保が困難であることが問題点として挙げられる。

学習支援室における学習相談については、学生にとって、学習に関する相談をすることへの抵抗感もあり、期待通りの成果は上がっていない。

【改善方策】

「心の健康管理」を目的とした学生相談室とは別に、教務面も含めた学生生活全般の支援を目的とする「何でも相談室」的な組織を設置し、学生相談室の多機能化を目指す。この組織では、対人関係の苦手な学生への支援として、気軽に話ができる茶話会やレクリエーションを企画して交流の場を提供することも考えていく。これはピアサポートとも関連させ、あわせて、サポーターの継続的な確保も目指す。

次にカウンセラーと教職員との有機的な連携を今まで以上に機能させるために、学内カウンセラーが、学生委員会・教授会において、学生相談室の利用状況・相談内容を、公開できる範囲内で詳細に報告することで、相互理解を深め、より有効な指導へ展開する。さらに、精神保健に関する情報を提供する場としての機能を果たすことや、不登校や怠学傾向にある学生を早期に把握し、指導教員と連携して適切に対応できるようにする。さらに、学生相談室を、学生の教育支援・生活支援に関する他の諸システムとの連携の中に位置付ける。

学習支援室においては、学生が訪れやすい雰囲気づくりや、学習相談に対するイメージチェンジ、各開設科目から要支援学生を学習支援室に送るなど、学習支援の組織的なサポート体制を構築する。

ウ) 学生生活意識調査について

【現状説明】

平成19年度、学部学生全員を対象に学生生活意識調査を実施した。その目的は、学生が「どのような学生生活を送り、そこで何を考え、何を求めているかを知り、よりよい大学を目指そうとするため」（「調査の趣旨」より）である。質問項目は52項目にわたり、大きく「基本事項」「本学の選択理由、入学後の満足度、本学への要望」「経済について（奨学金、アルバイト）」「学生生活について（大学生活、不安・悩み、通学、モラル）」「課題活動について（クラブ・同好会、ボランティア活動）」の内容からなっている。平成19年12月にアンケート調査を実施し、その調査結果のデータ処理は既に終わっているが、全

体の分析はまだ行われていない。

【点検・評価】

前回は平成 17 年度に実施され、重要項目 12 項目について、前々回に実施された平成 14 年度のものと比較分析を行った。今回も質問項目のほとんどを統一して実施しており、経年の比較を中心に今後分析を行う予定である。

しかしながら、分析を行う組織が整備されていないこと、それにより分析が遅れていることなどから、学生生活等に関する P D C A サイクルがうまく機能していないことが指摘される。

なお、今回の認証評価を受けるために、調査結果の全体分析を待たずに一部必要項目について本報告書に掲載している。

【改善方策】

大学に対する学生の満足度をあげる方策の手掛かりとして、アンケート調査を実施することは大変重要である。したがって、データを活用するために、結果分析を調査実施後早急に行い、学生の満足度を向上させることにつなげるシステムや組織を早急に確立し、P D C A サイクルが機能するようにする。具体的には、自己点検・評価委員会の中に学生に対するアンケート調査結果の分析を行う組織を立ち上げ、作業メンバーとして社会調査や情報処理を専門とする本学教員をあてることとする。

2) キャンパス・ハラスメント防止等の対策について

- | |
|----------------------|
| ・ ハラスメント防止のための措置の適切性 |
|----------------------|

【現状説明】

キャンパス・ハラスメント防止等対策委員会は、「学校法人皇學館キャンパス・ハラスメント防止に関する規程」により設置されているもので、学長、各学部長、学生部長、高等学校長、中学校長、事務局長、本学園職員 5 人で構成され、ハラスメントの防止及び被害者救済の適切な対応を図ることを目的としている。

ハラスメントの防止のために、本学の教職員（非常勤講師等を含む）、学生に対して、「キャンパス・ハラスメントの手引き」を公式ホームページに掲載し、キャンパス・ハラスメントへの注意喚起を促し、周知徹底するとともに、学生がキャンパス・ハラスメントを受けた場合に対応を求める相談員等を掲載して、手続きを明示している。

ハラスメントに関する事実調査を必要と認めた場合は、キャンパス・ハラスメント調査委員会を置き、調査にあたらせる。調査委員会は、当事者・相談をうけた相談員及びその関係者から公正な事情聴取を行うものとし、対象者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。ハラスメントの事実が判明した場合は、規程に基づく処分・改善が行われる。

【点検・評価】

本学では、これまでに実際にキャンパス・ハラスメントの相談事例が数例あり、対策委員会及び調査委員会が設置され、慎重に調査、審議が行われ、規程に基づく処分が実行されたことがある。しかし、平成 19 年度は相談事例がなかった。

ただし、平成 17 年度の学生生活意識調査によれば、セクシュアル・ハラスメント、ストーーカー行為などのハラスメントを受けたことがないと回答した者は、両学舎とも 80%前後にとどまっており、潜在的にはハラスメントが存在する可能性は否定できない。

【改善方策】

キャンパス・ハラスメント防止について、さらに教職員と学生、あるいは学生相互の間の意識を高めるための施策を検討する。

5-D 就職指導

- ・ 学生の進路選択に関わる指導の適切性
- ・ 就職担当部署の活動の有効性
- ・ 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性
- ・ 就職統計データの整備と活用の状況

本学では、伊勢学舎（文学部・教育学部）と名張学舎（社会福祉学部）が設置されているが、両学舎間が離れているので、それぞれの学舎に別々に就職課を設置して、学生への支援を行っている。以下、学舎別に記述する。

<文学部・教育学部（伊勢学舎）>

【現状説明】

文学部・教育学部就職課では、学生の進路選択にかかわる指導について、従来の就職や進学についての支援の他、入学時のオリエンテーションや就職意識高揚のためのセミナーを通して低学年から段階的な行事を実施している。

- ① 1年次 就職意識の高揚と自立を促す支援セミナー
 - ・ 充実した大学生活を送るために
- ② 2年次 早期に職業選択のヒントをあたえる支援セミナーや個別面談
 - ・ 企業・公務員希望者対象個別面談
 - ・ エントリーシート添削指導
 - ・ 進路支援ガイダンス（年3回）
- ③ 3年次 実践的な進路セミナーや個別面談と就職活動への不安を和らげるセミナー
 - ・ 進路適正検査
 - ・ 夏休みの有意義な過ごし方
 - ・ 企業、公務員対象者グループ面談
 - ・ エントリーシート添削指導

- ・秋の就職支援ガイダンス（10月～11月 計7回）
- ・企業、公務員対象者個別面接
- ・企業合同説明会への参加

④ 4年次

- ・最終個別面談

平成17年度からは、教養科目に2年生配当で「人生と仕事」を加え、企業の活動形態を分析し、3年生に集中的に取り組む就職対策の基礎作りをしている。受講実績は、17年度168名、18年度101名、19年度145名である。その他に就職課ではきめ細かく対応できるよう、学科別で担当職員を決め、次のような業務を行っている。

- ・企業、私立学校等の求人情報の提供と就職斡旋
- ・教員、公務員に関する各種講座や模擬試験・説明会の実施と受験情報の提供
- ・YESプログラム（若年者就職基礎能力支援事業）の実施
- ・適性検査、エントリーシート及び一般常識模擬試験、教員採用試験模擬試験の実施
- ・教員採用試験対策論文指導の実施
- ・進路についての個別面談（随時）
- ・インターネット及びメールによる就職関係情報や行事日程など連絡事項の提供
- ・マイクロソフトスペシャリスト、エキスパートや英語検定など資格取得の支援
- ・資料室の運営

また、本学の特色である神社への就職に関しては神職養成室がその支援にあたり、実習から就職までを担当している。

神職養成室では、就職に関連する業務として次のようなことを行っている。

- ・神職課程を履修する学生の神社関係就職支援
- ・上記にかかる就職先の開拓と情報収集
- ・神職課程履修学生の進路相談
- ・両学部就職課との連携・情報交換

以上が、文学部・教育学部就職課及び神職養成室の業務内容の概要である。

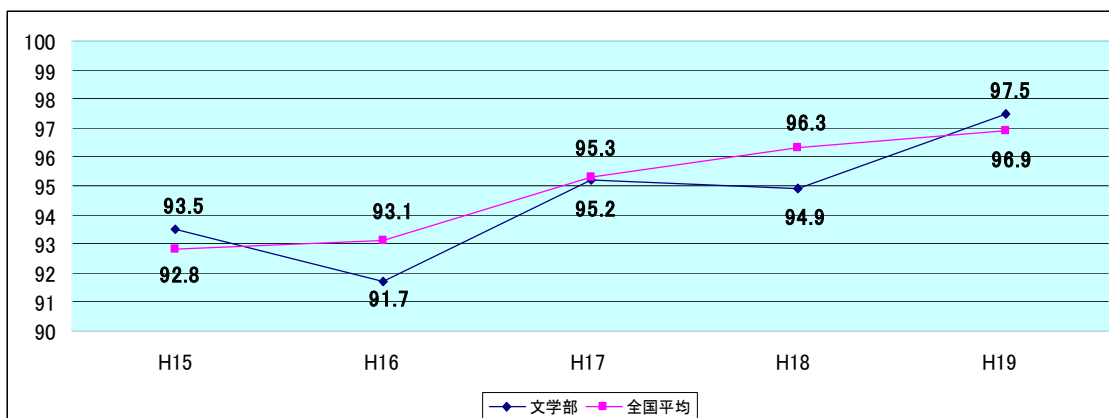
なお、本学では、伝統的に教員を希望する学生が多い。従来は就職課がこれら教職志望者の支援も行ってきたが、平成20年度に文学部教育学科を改組して教育学部を開設したことを契機に、新たに教職志望者の支援に特化した教職支援室が設置された。

就職希望者の就職率は、以下のグラフのように推移しているが、就職氷河期といわれた一時期を下限として徐々に向上している。全国の4年制大学と比較しても遜色ない実績を残している。ここ数年は、景気の上向きに加え団塊世代の大量退職もあり就職率は高い。

図 5-3

文学部就職率の推移

(%)



本学の求人状況については、以前は会社訪問により求人依頼し、本学独自で求人データを持ち 1,200 社程度の求人社数であったが、平成 15 年から(株)J-NET が企画する求人システムに加入し、平成 19 年度は最終的に 5,600 社の求人になり、学生は Web でリアルタイムに閲覧することができるようになった。

大学院生に対する進路指導は、一般企業・公務員・教員を目指す者が就職課に来課して、学部学生と同様に面談・斡旋するケースもあるが、実情は個々の指導教員の指導に負うところが大きく、大学院生で就職課に来る者は少ない。

【点検・評価】

学生の進路指導を就職課において行ってはいるが、前々回の自己点検・評価でも記されている通り、現状でも教員の就職に対する意識が低く、特に企業への意識は低く感じられる。教員が、学生の就職先として半数を占める企業への理解を深めることが必要である。

就職活動に関して、効果が高いと思われるのが進路支援セミナーである。学外講師を招聘し講師料を支払っているため、毎年アンケートや内容をもとに人選をしている。1 年生から 2 年生の秋までに就職意識の高揚や職業選択にヒントを与えるような支援セミナーを、3 年生には実践的な進路セミナーと、段階的にセミナーを行っている。受講生に対するアンケートの結果が表 5-1 の通りである。自由記述方式のアンケートのため、上級生になるにつれて無記入が多くなっているが、概ね成果があったと認められる。ただし、3 年生の出席率が低く、この出席率を上げていくのが、今後の課題である。

表 5-1 文学部：進路支援セミナーアンケート結果

【1 年生】

日付	セミナー	セミナーアンケート結果（自由記述方式）			
		良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
H19. 6. 14	1 年生進路支援セミナー①	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	仕事とは、どのようなものなのか	90.2%	0.8%	0.0%	9.0%
H19. 12. 13	1 年生進路支援セミナー②	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	1・2 年生で「やっておくべき」こと	97.2%	0.0%	0.0%	2.8%

【2年生】

日付	セミナー	セミナーアンケート結果（自由記述方式）			
H19.6.20	2年生進路支援セミナー	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	夏休みの有意義な過ごし方	92.0%	1.7%	0.0%	6.3%

【3年生】

日付	セミナー	セミナーアンケート結果（自由記述方式）			
H19.7.4	3年生進路支援セミナー	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	夏休みの有意義な過ごし方	88.9%	0.0%	0.5%	10.6%
H19.10.3	3年生進路支援セミナー	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	就職活動とは	86.4%	0.0%	1.0%	12.6%
H19.10.10	企業希望者対象セミナー	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	エントリーシート・履歴書対策	78.9%	0.0%	0.0%	21.1%
H19.10.24	企業希望者対象セミナー	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	筆記試験対策	70.1%	0.0%	0.0%	29.9%
H19.11.7	企業希望者対象セミナー	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	企業が求める人材とは	66.9%	1.9%	0.0%	31.2%
H19.11.14	3年生進路支援セミナー	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	社会人としてのマナー講座	79.0%	0.4%	0.4%	20.2%
H19.11.21	3年生進路支援セミナー	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	面接対策講座	78.9%	0.0%	0.0%	21.1%
H19.11.28	3年生進路支援セミナー	良かった	悪かった	どちらでもない	無記入
	就職課からのアドバイス	73.8%	0.0%	0.0%	26.2%

【改善方策】

就職課と教職員とが一体となって、進路選択に関わる指導全般を行っていく体制を一層強化する。その他に1・2年次から就職意識や卒業後の自立を促すようなプログラムを各学科が共同で実施し、学生の意識向上を図る。また、「人生と仕事」を教養選択科目から全学科必修とすることを検討する。

平成20年度入学生からインターンシップが単位認定され、学外に出て行く学生が多くなると思われる。またビジネスマナーに関する授業もあり、カリキュラムと就職講座との連携をさらに強化し、そのモデルケースとなる履修形態を学生に提示し、今後の就職活動にスムーズに入れるように指導強化していく。

<社会福祉学部>

【現状説明】

バブル崩壊後の雇用環境が大きく変わったことにより、求められる人材像も変化してきた。さらに、学生の就職意識が多様化する中で、社会人として自立するためのキャリアア

ザインができないまま就職活動を行い、就職後の早期離職というミスマッチにつながっているケースが見受けられる。3年次秋の時点で個人面談を実施する中で、自己理解・職業観の希薄な学生も多いことから、平成17年度より厚生労働省のYESプログラム（若年者就職基礎能力支援事業）を導入したことをきっかけに、低学年からのキャリア形成支援体系を整え実施している。

本学部では、①1年次からの導入教育 ②入学後のキャリア支援 ③実習教育を通して学生を育むこと、を教育目標としている。平成16年から始まった三重県の「産業人材育成事業」として三重労働局、三重県経営者協会が中心となってインターンシップの普及・推進に力を入れているが、本学としても、キャリア支援の一環として取り組む絶好の機会であったと言える。以下はその取り組み内容である。

① 1年次 キャリア形成支援ガイダンス（学生の「気づき」を狙いとする）

- ・自分の今の位置を確認する
- ・自分の価値観、興味、関心を知る
- ・社会や仕事内容を理解する

具体的には自己理解として適職診断を元に自分を知り理解させる。さらにグループワークを主として自分の興味・関心を明確にさせ、ワークシートを利用して仕事理解に結びつける。また、2年次からのコース選択もフォローする。

② 2年次 就職基礎能力形成

YESプログラムを中心として啓発的経験を加え自己理解・仕事理解を深める。

- ・インターンシップへの参加（単位化及び任意）
- ・資格取得支援
- ・ボランティア活動等への参加推進
- ・YESプログラム認定講座「コミュニケーション能力、職業人意識、基礎学力、ビジネスマナー」をもって教育訓練

③ 3年次 就職支援（就職実践能力の養成）

価値観・興味・関心を明確にした上で、就職活動に必要な方策の実行に向かう

- ・適職診断テスト、一般常識テスト
- ・卒業生、就職内定者との懇談会
- ・カリキュラムでの各種実習
- ・履歴書、エントリーシート の書き方
- ・業界研究会
- ・就職対策講座（模擬面接・マナー講座）、各種就職試験対策模試
- ・個人面談
- ・就職説明会への参加（名古屋・大阪へのバスによる送迎）

実習、講座、体験学習から意思決定、就職活動へと結びつける。

④ 4年次 就職活動フォローアップ

就職活動に応じたきめ細かいフォローを行い、自己確立を援助

- ・個人面談、相談

- ・社会福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、教員・保育士、公務員採用試験対策講座及び模擬試験の実施。

また指導教員との連携として、1年次で行う適職診断の結果を報告し、学生指導の参考として利用している。さらに3年次秋の個人面談による進路希望状況の報告、毎月の教授会での4年生の内定状況・進路未定者の就職活動状況を逐一報告し、全教員が指導学生の実態を把握している。また、学生との連絡が不通な場合は、各担当教員から連絡をして指導することとしている。

本学部では、平成13年度（1期生）の卒業生では、就職決定者の65%が福祉分野へ就職するという学部特性を示す進路状況となり、その後も、平成16年度卒業生まで平均61%という高い福祉分野への就職が見られた。その背景には、バブル崩壊後「就職氷河期」と言われた景気低迷による労働需要の減少が続き、特に一般企業の求人は厳しいものがあったことがある。一方、福祉分野では介護保険法・自立支援法の施行などもあり注目された。しかし、平成17年あたりから景気回復の兆しが見え始め、少子化や団塊世代の大量退職による労働力不足が懸念されるようになると、特に一般企業の求人状況は活発化し、一転して売り手市場へと移行した。さらに、マスコミによる福祉職場の待遇や職場事情の問題についての報道は、福祉離れの要因になっていると考えられる。本学部の学生にもわかeni一般企業へ目を向け始め、平成17年度卒業生から福祉分野へ進路を取る学生は減少している。（[図5-4]参考）他の福祉系大学でも同じような状況が見られるようであり、今後の学生の進路はさらに多岐多様になるものと考えられる。

しかし、そのような状況の中で、[表5-2]で示すように、平成13年度卒業生（第1期生）から19年度卒業生（第7期生）まで毎年就職希望者の95%、卒業生全体での就職率平均85%という高い就職率を達成している。

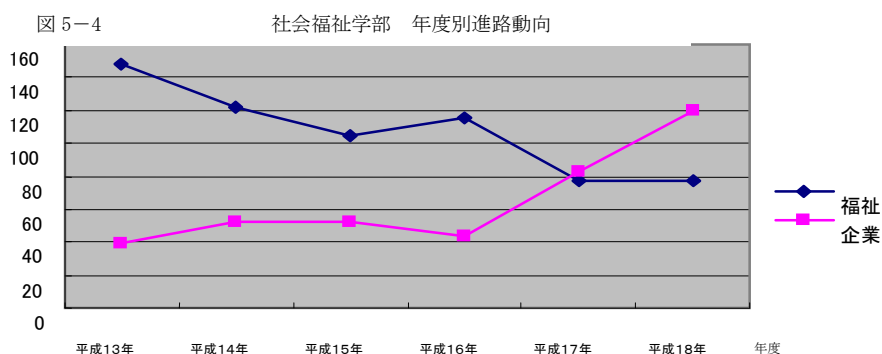


表5-2 社会福祉学部 年度別就職率

学校基本調査（5月1日現在）

卒業 年度	卒業生数			就職希望者数			就職者数			就職率 (%) / 希望者			就職率 (%) / 卒業生		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
13	111	162	273	95	142	237	91	137	228	95.8	96.5	96.2	82	84.6	83.5
14	92	144	236	83	132	215	75	130	205	90.4	98.5	95.3	81.5	90.3	86.9

15	120	112	232	95	100	195	89	96	185	93.7	96	94.9	74.1	85.7	79.7
16	101	118	219	82	107	189	78	105	183	95.1	98.1	96.8	77.2	89	83.6
17	125	96	221	107	87	194	106	85	191	99.1	97.7	98.5	84.8	88.5	86.4
18	140	112	252	128	100	228	127	98	225	99.2	98	98.7	90.7	87.5	89.3
19	126	94	220	111	85	196	110	83	193	99.1	97.6	98.5	87.3	88.3	87.7

保護者への情報提供としては、年度当初に年間事業計画を連絡している。また、平成 19 年 10 月には「保護者対象就職説明会」を開催して、企業・福祉の求人状況および職場事情を説明し、本学部の取り組みを報告した。

大学院生の就職・進学についての進路指導は、原則として研究科指導教員に論文指導と併せて就職相談及び指導が委ねられているが、就職課での相談や資料提供についても、学部生と同様に行っている。

【点検・評価】

初年次からのキャリア形成支援から始まり、就職基礎能力形成（YES プログラム）、実践的就職支援、就職活動フォローアップと段階的なスケジュール体系が構築できた。YES プログラム受講者数は、平成 17 年度 133 名（修了者 123 名）・平成 18 年度 186 名（修了者 150 名）と学年の半数以上が受講している。平成 20 年 3 月卒業生の進路を見る限りでは効果については断言できないが、受講した学生の感想では、「受講したことによって、早い時期から就職活動を意識できた」「受講者は就職意欲が高い学生が多く、集中した環境で受講できた」「仕事・社会人のイメージがつかめた」という内容のコメントが多いことから、自分自身の就職基礎能力を身に付けることが出来たと実感しており、プログラムの成果はあると評価できる。

また、このような取り組みを通して、学生の進路希望が大きく変わった中でも、確実に高い内定実績が維持できていることは、評価できる。

保護者への就職説明会は好評を得ている。今後も継続していきたい。

大学院生の希望には、専門性を生かした職業を希望するケースが多く、企業・福祉求人とマッチすることは少ない。

【改善方策】

就職課における平成 20 年から 22 年までの 3 年間の中期計画として、つぎの 3 点を目標とした。

- ① 社会福祉士国家試験等の資格合格者増を目指すこと
- ② 学生の早期内定を得られるよう、初年度からのキャリア支援の創意工夫を行うこと
- ③ 多様な職業選択に対応して、大学で行えない業種でのインターンシップ参加を推進し職業観をもたせること

社会環境の変化とともに、学生の就職環境も早期化、多様化と常に変化していることか

ら、単にプログラムを多彩にすれば解決するものではない。本学部での教育と学生の進路希望に大きな差異が見られるようになったことから、今後それぞれに対応した進路支援メニューを構築するとともに、学生が希望をかなえるために自分自身がなすべきことを自覚させ、行動に移せるように指導することが必要となる。そのためには、外部講師の活用とともに就職課スタッフの知識とスキルアップが求められる。なかでもキャリアカウンセリングの必要性は高く、現在1名の職員が自主的にその資格も取得しているが、研究会、研究会への参加は今後も奨励していく。

また、大学教育での授業や実習、課外活動や地域社会への貢献、アルバイトも含めた学生生活の過ごし方が進路選択の中で大きな影響を及ぼすことを全教職員が認識し、大学全体の問題として捉えていくことが必要と認識している。

平成17年のYESプログラム導入をもとに、この支援プログラムを立ち上げて3年を経過したが、このプログラムが社会人としての就職基礎能力を醸成するものとなっているか、その内容について検証する。

大学院生については、研究職への就職も困難なことから、大学院生を対象とした一般企業等の求人情報収集を行う。

5-E 課外活動

1) 学生の課外活動

- | |
|--------------------------------------|
| ・ 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性 |
|--------------------------------------|

【現状説明】

キャンパス・ライフの一環としての課外活動の活性化のために、以下のように組織的指導、支援を行っている。

本学の学生の課外活動は、全学部が皇學館大学学友会という一体の組織を基本として行っており、その組織は「皇學館大学学友会会則」第3条の規定により、学長が会長となり、学生部長、各学部長が副会長となっている。さらに文学部・教育学部（伊勢学舎）と社会福祉学部（名張学舎）において学生の中から選出された総務委員長、総務副委員長が総務部を組織している。

現在、伊勢学舎・名張学舎合わせて100余りの部・同好会の団体がある。各部（文化部、運動部）は学友会に所属し、専任教員が部長として指導にあたり、また同好会は学友会には所属しないが、専任教員が顧問として指導している。また、技術的な指導については必要に応じて、各部等が学外指導者を招聘している。

また、各学年・学科を基本としたクラス制を実施しており、専任教員がクラス担任として指導を行っている。このクラスも学友会に所属し、大学祭等でクラス単位の活動を行っている。

これらの課外活動に対する経済的支援としては、学友会の運営のため、学友会費として入学時に16,000円（4年分）を徴収し、その会計の中から毎年度、前年度の実績を検討して各部に部費予算を計上して課外活動を支援している。他にも、運動部が加盟する団体へ

の登録費を支援する制度、各部が高額の物品を購入する場合に支援する制度も用意している。また、クラスに対しては、クラス費が計上されている。

法人からの支援として、特定奨学費が平成 15 年度より毎年予算化され、学生委員会での審議を経て使途目的に沿った基準で、毎年選定する特定クラブ等を対象に支援している。さらに、強化クラブとして指定されている柔道部、陸上競技部及び駅伝競走部に対しては、法人より特別の経済的支援を行っている。

また、学友会活動に優れた成果をあげた部や同好会に対しては、奨学規程により「高松奨励金」を授与している。

伊勢学舎では、部活動やクラス活動以外の課外活動として、平成 16 年度より地域貢献の一環として、伊勢市の「伊勢おおまつり」に、学生と職員が合同よさこいチームを結成して「伊勢おおまつり皇學館大学よさこいパレード」として参加しているが、これに対しても法人から経済的な支援がある。さらに平成 19 年度からは、学務課付けの学生有志団体「皇學館奉曳会」を結成し、伊勢の神宮の神嘗祭に奉納する新穀を神宮内に曳き入れる「初穂曳き」の運営や準備に参加しており、これに対しても法人から経済的な支援がある。

名張学舎における部・同好会の現状は、団体の維持・活動のための学生間の縦の繋がりや引継ぎにかなりの努力を必要とし、そのために会員相互の一層の交流やリーダーのきめ細かい指導力、部長・顧問の助言等が必要となる。その支援として学生委員会・学友会総務部主催の「リーダーズ研修会」を年 2 回開催し、リーダーとしての資質向上に努めている。また、「キャンパス・アワー」と名付けて、クラス担任を中心に、クラス単位で話し合いや行事を行う時間を設けている。また、平成 19 年度は、昼休みを利用してクラス対抗球技リーグ戦を行ったり、皇名祭で「あんどんコンテスト」に出展する行燈製作を行ったりと、新しい試みを始めている。平成 18 年度からは、学内活性化、地域との連携を目的とした「学内プロジェクト」を学生に広く募集をしている。このプロジェクトは、学生が企画立案、予算立案し、学生委員や一般学生が聴講するなかでプレゼンテーションを行い、学生委員会で選抜し、採択された団体には予算支援を行うものである。このプロジェクトにはサポート教員が必ず付いてアドバイス等の支援をしている。

施設面では、伊勢学舎では、部室（クラブハウス）、グラウンド、総合体育館（各道場）、教室、倉陵会館、倉友会館、祭式教室、武道場、テニスコートなどが、また名張学舎ではクラブハウス、グラウンド、体育館、教室、学生会館、テニスコートなどが、それぞれ課外活動の場として提供されている。

なお、学舎間におけるクラブ活動等との交流は時間的制約もあり、難しい状況ではあるが、学生は工夫をしながら交流し、それに対して経済的な支援が行われている。

【点検・評価】

学生の課外活動に対して本学が組織的に行っている指導、支援については、平成 19 年度学生生活意識調査によって、1～3 年の学生のうち半数以上が文化部・運動部に参加して活発な活動が行われていることが明らかになっており、一定の有効性があると判断でき、全体としてはその目的を達成していると評価できる。

本学では専任の教員が一つあるいは複数の部・同好会の部長・顧問をつとめている。ただし、一部の部・同好会においては必ずしも十分な指導がなされているとは言い難いという問題がある。

伊勢学舎における部室や活動場所は、平成 18 年度末に総合体育館が完成したこと、旧柔道場を改修し武道場としたこと、さらに指定強化クラブに対しては、平成 18 年度より学園保有の宿泊施設を寄宿舎として提供していることにより、その充実が図られていると評価できる。しかし、一部の屋外スポーツ部に関しては、活動場所がまだ不足している。

また、各種資格課程の開設科目等の開講のために 5 講時（16 時 20 分～17 時 50 分）を使用せざるを得ない状況から、活動時間の確保が大きな問題である。

学友会の部費が不足しているため、さらなる支援の要望がある。具体的には、試合や大会への参加費（遠征費）などは自費参加が多く、また広報活動や講師への謝礼などで出費がかさみ、積極的に活動に参加すればするほど学生の自己負担が多くなっている。

また、各部の活動費は学友会費のなかから部費として支給されているが、部の成績や活動状況と部費の配分との間の整合性が必ずしもとれていない。これは、予算配分の基準が明確になっていないというのも一因であるが、一面においては、各部が相互の活動に対して無関心であったり無理解であったりする点にも原因があると思われる。

名張学舎（社会福祉学部）における部室や活動場所については、必ずしも充実しているとは言い難く、整備を順次進めていくことが望まれているが、現在は、既存の施設を工夫して活用している。

課外活動を行う時間については、厳しい状況に置かれている。資格取得のための開設科目が多いため、時間割が過密になって空き時間がなく、また、夏休みなどの長期休業期間も資格取得のための実習で時間が埋まってしまうというような事情があるからである。そこで学生は、授業の空き時間等を利用してクラブ活動等を行っているが、部員全員が揃って活動にあたる時間をとりにくいのが現状である。

社会福祉学部においても学友会からの予算配分があり、特定奨学金の給付も行っているが、あまり使用されていない（平成 19 年度学友会予算、クラブ配分費執行率 50.7%、同好会支援費執行率 21.5%）。予算の立案・使用方法や支援制度の再検討が必要である。

【改善方策】

文学部・教育学部（伊勢学舎）においては、部室などの施設整備や学生の自己負担を減らすための部費その他の経済的支援を、より一層進めるとともに、大学として、部長や顧問の指導などを含め、課外活動の意義や目的を踏まえた多面的な支援を行っていく方策を検討する。また、意欲的に課外活動に取り組むことが、卒業後の進路に有利になるような具体的方策を検討する。

社会福祉学部（名張学舎）においては、3・4 年次は、課外活動として、夏休み等の長期休暇を利用した卒業後の職場を視野に入れたボランティア活動が行えるよう、大学として支援できる体制を整えていく。その支援として、①ボランティアコーディネート、②学生相談、③保健室の機能を併せ持った「学生支援センター」を平成 17 年度に設置し、充実を

図ってきたが、平成 20 年度より、ボランティアルームを別に設置し、学生が中心に運営して教職員が援助しながら充実を図っていく。

2) 資格取得を目的とする課外授業

- | |
|-----------------------------|
| ・ 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性 |
|-----------------------------|

【現状説明】

資格取得を目的とする課外授業は、長期休業期間を利用した集中講義により、次のものを開設している。

① 夏期英語特別講座

英検・TOEIC 対策講座として、平成 19 年度は 9 月 1 日～5 日の 5 日間開講した。内容は、[A]英検準 1 級突破・TOEIC スコアアップ講座（英検 2 級合格者もしくは同程度の英語力のある学生対象）、[B]英検 2 級突破・TOEIC 受験講座、[C]英検準 2 級突破・TOEIC 受験準備講座 の 3 講座で、合計 41 名が受講した。このうち 4 名が英検等を受験している。

② マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト（夏期・春期対策講座試験）

マイクロソフトのワード、エクセル、パワーポイントのスペシャリスト、エキスパート養成の講座で、夏期対策講座は 8 月 1 日～10 日の間のうち 8 日実施し、全ての講座を合わせて延べ 95 名が受講、そのうち延べ 88 名がマイクロソフトの資格試験を受験し、延べ 80 名が合格している。また、春期対策講座では 2 月 20 日～3 月 2 日の間のうち 8 日実施し、全ての講座を合わせて延べ 41 名が受講、そのうち延べ 29 名がマイクロソフトの資格試験を受験し、延べ 27 名が合格している。

【点検・評価】

各講座で、それなりの成果をあげており、有効性があると判断できる。ただし、受講者の人数がやや少ないと思われる。

【改善方策】

受講者の人数を増やすために、受講と就職との関係を分析し、さらに有効性を高め、その内容を学生に周知する。あわせて他の種類の講座の開設も検討する。

3) 学生代表との意見交換

- | |
|-----------------------------|
| ・ 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況 |
|-----------------------------|

【現状説明】

学生代表と定期的に意見交換を行うシステムとして、下記の懇談会等を実施している。

① 学友会総務委員との懇談会

学生の代表である学友会総務委員と学生委員会委員の教員と担当課である学務課員

が参加して懇談会を年2回（社会福祉学部は月1回）開催し、当該年度の学友会活動の基本方針の説明、大学に対する要望等について意見交換会を実施するとともに、問題が発生した場合には適宜学生委員会委員長並びに学務課担当者との個別対応を行うなど、学友会活動のバックアップをするシステムが構築されている。

② 大学祭実行委員会役員との懇談会

毎年11月初旬に計画される倉陵祭(社会福祉学部では10月中旬・皇名祭)に先立ち、実行委員会役員との学生委員会委員の教員と担当課である学務課員が参加して意見交換会を開催し、問題点の洗い出しと改善策を話し合っている。

③ 学生モニター制度 <文学部・教育学部(伊勢学舎)>

平成19年4月に大学の公式ホームページをリニューアルしたことを契機に、同年7月に制度が発足した。モニターの学生は公募し、月1回程度懇談会を開催している。当初はホームページへの学生の生の意見を聞くことを目的としたが、ホームページのみならず、大学への意見も聴取するようになった。今後は、大学広報や入試広報への意見の反映や、その活動への協力まで発展させることも検討している。

④ キャンパス・ミーティングの開催 <社会福祉学部(名張学舎)>

名張学舎の教職員（教務委員長、学生委員長、就職委員長、学生支援センター運営委員長、事務部長、管理課長、学務課長、就職課長、図書課長）、食堂についての意見を聞くための業者代表と、一般学生（参加自由）との懇談会を実施している。

学生が、名張学舎での生活をよりよいものにするために考えていることなど、意見を聞く公聴会である。憩いのスペース、食事、履修、部活動、諸手続きなどについて意見、苦情、質問等があり、各担当委員長や担当課長が回答する場としている。即答できないことや改善を要望されたこと、苦情などについては、後日各関係者で協議し、掲示にて回答するなど、自由な意見交換の中から問題点の洗い出しと改善策を模索する有意義なシステムとなっている。

【点検・評価】

伊勢学舎においては、学生代表との意見交換を行うシステムとして効果的に機能している。しかし、年間に開催される回数が少ないこと、また、学生代表からは意見を出しても改善などの効果が見られないとの失望感が伝えられていることが問題点として挙げられる。学生モニターへの応募者数も少数であったため、今後より幅広く学生から生きた意見を聴くため、学生数を増やしていく必要がある。

名張学舎においては、毎月行う学友会総務委員との懇談で色々な問題や要望を聞き、それを解決に向けて協議できており、様々な学友会行事等において参加する学生が増え、活性化している点は評価できる。

【改善方策】

伊勢学舎においては、学友会役員等の一部学生との意見交換を行うシステムについては今後回数も含めて充実するとともに、学生モニター制度も含めて一般学生との意見交換や

有意義な意見を実際の改善につなげるシステムについて検討する。

名張学舎においては、キャンパス・ミーティングに参加する学生が特定の学生であり、より多くの学生が参加できるよう、時間設定や学生への周知徹底を図る。

第6章 研究環境

第6章 研究環境

【到達目標】

- ア 研究活動のアウトコミュニケーション（外的コミュニケーション）の強化を図る。
- イ 学外における研究成果の発表をより充実させる。
- ウ 外部資金（科学研究費補助金、学外助成金等）の獲得をより活発化させる。
- エ 外的・客観的な評価によって研究の質を保証し、教育の質をも向上させる。
- オ 効率的な運営により研究時間の圧迫を解消し、必要な研究時間を確保する。

6-A 研究活動

1) 論文等研究成果の発表状況

- ・ 論文等研究成果の発表状況

ア) 研究活動の検証システム

【現状説明】

皇學館大学では、平成7年度より3年に1度ずつ『皇學館大学研究要覧』（以下、『研究要覧』）を作成し、教員の研究活動状況を報告してきた。平成16年3月には『皇學館大学研究要覧 平成13年度版』（平成11年度～13年度）が刊行された。しかし、3年度毎の『研究要覧』では随時の検証が不可能という問題点が以前から指摘されており、随時・随意の検証を可能とするデータベースシステムの導入が検討され、平成16年5月には全学的な導入を決定、平成17年4月より「皇學館大学研究教育業績データベース」（以下、「研究教育業績DB」）として稼働を開始した。これにより冊子版『研究要覧』は、平成13年度版をもって最終の刊行とした。

「研究教育業績DB」は、教員の最新状態での研究教育業績や研究活動を、随意の年単位により、また業績や活動の種別により、いつでも動的に抽出可能なシステムであり、研究教育業績のポイント化を行うシステムにもなっている。現在、全教職員に対してウェブベースで公開されており、外部に対しては、代表業績をインターネット上に公開する仕組みと連動させている。以下、研究活動に関しては、この「研究教育業績DB」を中心に参照し、他の資料等も加えながら点検・評価を行う。

なお、教員の研究活動の基底条件を検証する一手段として、平成16～19年度における本学の消費収支計算書（決算）の教育研究費比率（教育研究経費の帰属収入に対する比率）と、日本私立学校振興・共済事業団におけるデータの比較を以下に示す。

表6-1 教育研究経費比率%（平成16～19年度）

	16年度	17年度	18年度	19年度
皇學館大学	28.8	28.0	27.8	30.4
3～5千人規模私大 平均 ※	27.2	28.6	30.3	31.0

※ 日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政』より3～5千人規模私大の大学部門データ。

【点検・評価】

「研究教育業績DB」は、従来の3年度毎の『研究要覧』と比べ大きな改善となっており、ウェブ連係のデータベースシステムの特徴をよく活かし、教員の研究活動の活性度を随時・随意に検証できる動的な仕組みとして、適切に機能していると評価することができる。そこから抽出した教員の代表業績をインターネット上に外部公開している点も前進であり、これについてはさらに範囲をひろげた外部公開が望まれる。

「研究教育業績DB」の業績区分およびそのポイント化の背景には、教員の研究活動が内的・内部完結的な評価に止まることなく、外的・客観的な評価をより多く得られる方向へ誘導する基本方針が見られ（たとえば、「日本学術会議協力学術研究団体」に登録の学会の査読論文と、その他学会等の論文、学内ジャーナルの論文を明確に区別）、従来、こうした客観的区分が曖昧であった本学において、それが強く意識化された点を大きく評価すべきである。

なお、教育研究費比率に関しては、表6-1に示したように、平成16年度から19年度において他の3～5千人規模私大と比較すると、ほぼ平均値に近い数値を示しているが、平成17年度より若干下回り続けている。

【改善方策】

研究活動が内的・内部完結的な評価に止まらず、外的・客観的な基準のなかで然るべく位置付けられて評価されていくことは、研究教育機関としての大学に欠かせぬ必須の事項であり、「研究教育業績DB」はその基本的検証システムとして、今後さらにレベルアップして活用されなければならない。たとえば、研究教育業績のポイント化は、現状では単にポイント化されただけの状態に止まっているが、それにかかわる何らかの基準作りやインセンティブ等の付与も、改善に向けた方策として必要である。

18歳人口の減少に伴う学生数の確保が厳しい現今、教育研究経費の割合の維持・向上は厳しい課題となるが、教育研究を使命とする大学において、これを優先的に確保しなければ肝心の内容を毀損することになりかねない。まさに経営手腕が問われるところであり、教育研究費比率に関しては、今後さらに改善をおこなっていかなければならない。

イ) 論文等の発表状況

【現状説明】

本学には大学院および附置研究所等が設置されているが、教員はほぼ全員が学部の授業を担当しており、平成20年度現在での大学院専任は特任教授3名にすぎない。また、とりわけ研究面では全学一体となつての活動を行っており、皇學館大学研究委員会も大学の各組織すべてを代表する委員会である。そのため以下、とくに附置研究所等について述べる場合を除き、原則として学部・大学院・附置研究所等の構成員を合わせて記述するものとする。

まず、平成16年度から19年度における教員の著書論文の発表状況、および5年間・10年間・全期間を通じての研究発表の活性度をあらわす研究教育業績ポイント状況は、

表 6-2 から 6-4 の通りである。なお、これらはすべて「研究教育業績DB」から抽出したものである。

表 6-2 著書論文の発表状況（平成 16～19 年度）

	16年度	17年度	18年度	19年度
著書総数	57	49	58	50
論文総数	119	112	111	101

※著書は単著・編著・共著のすべてを含む、論文は共著も含む

表 6-3 教員 1 人当たりの研究教育業績ポイント状況

	大学全体 106名の平均	文学部・教育学部 59名の平均	社会福祉学部 39名の平均	附置研究所 8名の平均
5 年間業績ポイント	56	60	47	71
10 年間業績ポイント	135	139	119	175
全期間業績ポイント	278	315	215	322

※業績ポイントは、研究業績と教育業績の合計ポイント、以下同

※大学院のみ専任の文学研究科特任教授 1 名は文学部へ合算、以下同

※附置研究所は附置研究所専任の教員、以下同

表 6-4 10 年間業績が全学平均 60%未満（80 ポイント以下）の教員の分布状況

	大学全体 106名中	文学部・教育学部 59名中	社会福祉学部 39名中	附置研究所 8名中
総数	40 名	22名	16名	2名
教授	20 名	15名	5名	0名
准教授	8 名	3名	5名	0名
講師、助教、助手	12 名	4名	6名	2名
(大学院担当教授)	(10 名)	(9名)	(1名)	(0名)

なお、大学内における論文等の発表媒体、いわゆる学内ジャーナルとしては以下のものがあり、これらを通して相当数の成果公表が行われている。また発行元である組織・機関では、個別の学会総会、研究発表会、研究例会、講演会等で、口頭発表による研究成果の公表も行われている。

- ・ 『皇學館大学文学部紀要』（文学部、年 1 回発行）
- ・ 『皇學館大学社会福祉学部紀要』（社会福祉学部、年 1 回発行）
- ・ 『皇學館論叢』（皇學館大学人文学会、年 6 回発行）
- ・ 『社会福祉論集』（皇學館大学社会福祉学会、年 1 回発行）
- ・ 『皇學館大学神道研究所紀要』（皇學館大学神道研究所、年 1 回発行）

- ・ 『皇學館大学神道研究所所報』 (皇學館大学神道研究所、年2回発行)
- ・ 『皇學館大学史料編纂所報史料』 (皇學館大学史料編纂所、年6回発行)
- ・ 『神道博物館館報』 (皇學館大学佐川記念神道博物館、年1回発行)
- ・ 『神道学会会報』 (神道学科・神道学会、年1回発行)
- ・ 『国文学会会報』 (国文学科・国文学会、年1回発行)
- ・ 『皇學館史学』 (国史学科・史学会、年1回発行)
- ・ 『教育学会年報』 (教育学科・教育学会、年1回発行)
- ・ 『コミュニケーション学会会報』 (コミュニケーション学科・コミュニケーション学会、年1回発行)

【点検・評価】

全体としていえば、教員の著書論文の発表状況(表6-2)は、平均しておよそ年に0.5冊の著書、年に1本の論文と、文科系中心の大学としては数量的にまずまずのレベルで推移しており、年度間の格差も見られない。

「研究教育業績DB」のポイント状況を見ると、個々の教員間に格差のあることは当然の現象ではあるが、組織毎の平均値を比較すると格差が見られ(表6-3)、社会福祉学部におけるポイントが低いことが指摘できる。また、10年間の業績ポイントが全学平均値の60%に満たない教員の分布状況を見ると(表6-4)、文学部・教育学部においては、比較的年齢の高い教授職位の教員に不活発な者が目立つ。この傾向は前回の自己点検においても指摘されていたが、それがまったく改善されなかったことになる。しかも、そうした教員の過半が大学院を担当している現実があり、問題は深刻である。院生たちも厳しい目で教員の研究成果を見ている事実を忘れてはならない。これについては、従来から役職等の負担による業績の鈍化が原因として指摘されてきたが、役職以前からの一定長期間(表に示す10年の長期間や全期間の業績)でみても不活発な教員が存在する。早急な改善が必須というべき課題である。

これとは逆に、外的評価、客観評価の面においてかなり活性度の高い教員が何名か存在しており、こうした教員を支援する意味で、何らかの優遇措置を講ずることも検討すべきである。そうした教員の存在は、学生や院生また他の教員への学問的刺激となり、外的評価への誘導および成長支援の面でも、現実的な利益をもたらすことが多く、その多大な効果をよく認識すべきである。

なお、ポイントが低い講師・助教・助手の教員には、研究期間がまだ短い比較的若い教員が多く含まれており、現時点では基本的に問題性は存在せず、今後は活性度の高い教員を範としての発展を期待したい。

本学における学内ジャーナルの数は、教員総数が約100名規模でしかないことに照らせば、客観的に豊富な状態といえる。それは一方で数量上の活発さをもたらしているが、外的評価、客観評価の面でいえば、それだけで本学の研究活動が高い社会的評価を得ることに限界がある。実際上も、院生・研究生が学内ジャーナルへの論文発表や内部的性格の強い学会、研究会のみで発表を行っているかぎり、日本学術振興会特別研究員への採用や、他大学の教員として採用されて就職することは、ほぼ不可能といってよい。この点では、学内ジャーナルの豊富さが諸刃の剣となっているところがあり、そのプラス面のみならず、

マイナス面を冷静かつ客観的に見直す必要がある。

【改善方策】

大学が厳しい競争にさらされる現在、研究活動において最も必要なのは、内的・内部完結的な評価に止まることなく、外的・客観的な評価をより多く得る方向へと改革を進めることである。その点で「研究教育業績DB」に盛り込まれた仕組みは、この改革を根底から促すものとなっており、今後はそれを具体的に活用していくための枠組み作りが必要である。さらなるポイント状況の分析と基準策定はその出発点であり、不活発な教員および大学院担当教員の問題を含め、それに拠った具体的な処遇措置等を講じなければならない。

また、これはある意味で自然なことではあるが、本学再興の歴史的経緯から、学内ジャーナル、学内出版（皇學館大学出版部から刊行の出版物）を中心に育った教員において、内的評価から外的評価への傾斜の必要を、実感としてなかなか理解し得ない者がまだ一部に存在する。だが、真の意味での外的評価なしには今後の本学の発展はあり得ないのであり、研究活動上のカルチャーの変革、意識改革を、強力に推し進めることが必要である。具体的な実践としては、学内学会や学内ジャーナル、内輪の研究組織だけではなく、日本学術会議（SCJ）協力学術研究団体として登録される外部の定評ある学会を中心に、これまで以上に活動し論文成果等を公表することが必要であり、また学内出版や自費出版だけではなく、外部の定評ある出版社からこれまで以上に著書等を刊行することが必要であり、さらには、内部研究資金だけではなく、科学研究費を含めた外部研究資金をこれまで以上に獲得することが必要である。

なお、学内ジャーナル、学内出版のなかにも、客観的にみて一定レベル以上の優れた研究があり、これに関してはむしろ社会への広報不足の憾みを否定できない。それらは学内ジャーナルや本学の広報媒体のなかで、重複を含みながら定期的に繰り返し活動報告がなされているが、特定集団への一種の「内的広報」となって情報が内部循環している傾向があり、本来の意味での広報、つまりは「外的広報」になり得ていない。せっかく良い研究成果がありながら、必ずしも幅広い認知にはいたっておらず、たとえばインターネットを活用した研究情報拠点作り等を検討しなければならない。

また後述することになるが、研究内容上の類似点を持つ附置研究所等（神道研究所、史料編纂所、佐川記念神道博物館）のそれぞれが、研究所間の関係または連合の必要を共通して認識しており、この点をも含めて、学内ジャーナル全体の見直しや、場合によっては統合というかたちでの強化策も、予算面で厳しさが増す本学においてはとくに必要である。

全般に求められるのは、研究活動におけるアウターコミュニケーション（外的コミュニケーション）の強化、あるいはインナーコミュニケーション（内的コミュニケーション）とアウターコミュニケーションの統合的で適切な関係であり、従来のやり方にも固執するのではなく、教員が一丸となってこの方向での新しい施策を実行する必要がある。

2) 附置研究所等の活動状況

- | |
|--------------------------------|
| ・ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況 |
|--------------------------------|

本学における特筆すべき研究活動としては、教員個人の研究を別とすると、附置研究

所等を拠点に行われている神道系、日本文化系の研究活動や出版活動があげられる。附置研究所等の研究活動には、専任所員のみならず多数の学部・大学院教員が参加しており、文字通り本学を代表する組織的研究活動となっている。

以下、研究組織ごとに説明する。

[神道研究所]

【現状説明】

本研究所の研究人員は、所長・所員（専任所員・兼任所員）・研究嘱託によって構成される。

所長・所員は総て本学専任教員とし、専任所員は平成 20 年度現在 3 名（内訳は教授 2 名、助手 1 名）が配置されている。

兼任所員は 12 名（内訳は神道学科 7 名、国文学科 4 名、教育学科 1 名）であり、研究嘱託は 14 名（内訳は学内 4 名、学外 10 名）である。

研究の形態・体制は、総合研究・部門別研究・共同研究・個別研究に分かれ、所員および研究嘱託が研究テーマにしたがって参画し研究活動を進めている。

① 総合研究

本研究所の設置目的と緊密に関わる学術的意義ある主題を設定し、所員全員の関与参画を原則とする。研究主題は、国家祭祀研究として「大嘗祭の研究」、神宮研究として「伊勢神宮の総合的研究」の二主題を設定しその意義解明のための取組みを続けている。総合研究はともに大学再興 50 周年（創立 130 周年）記念事業の一環にも位置付けられ、前者の「大嘗祭の研究」においては、『訓読注釈 儀式踐祚大嘗祭儀』の刊行を、また後者の「伊勢神宮の総合的研究」においては、論文集『神宮と日本文化』（仮称）の刊行を予定している。

② 部門別研究

歴史的経緯に基づき多様な様相を備えた神道的事象を、研究の対象・目的に応じて多角的に考察しようとするもので、以下の 5 部門が設置されている。

第 1 部門 神道思想

第 2 部門 祭祀

第 3 部門 神道史

第 4 部門 宗教・民俗

第 5 部門 文学・芸術

所員・研究嘱託全員が各部門に属し、部門の研究課題に則して個別研究を設定し、また共同研究に参加する。

③ 共同研究

研究所の特性を生かし、個人研究では達成しがたい主題を複数の人員により深化させようとするもので、部門内と部門枠を越えた共同研究がある。

④ 個別研究

各部門に所属する所員・研究嘱託が、部門の研究課題テーマに則して各自設定した

個別課題の研究である。

⑤ 研究会

所内の研究会としては、総合研究では大嘗祭研究会（月例）、遷宮研究会があり、また共同研究では神宮史料輪読会、宗教と福祉研究会、比較宗教制度研究会、中世神道文献研究会が開催されていた。研究成果の公表は研究活動の活性度を示す重要な基準と認識し、公表に力点を置いている。

⑥ 出版物

神道に関する基礎資料刊行としては、神道資料叢刊（平成 20 年 3 月現在、第 11 輯迄刊行）、神道書目叢刊（平成 20 年 3 月現在、第 7 輯迄刊行）があり、さらに論文集『大嘗祭の研究』（昭和 53 年）・『続大嘗祭の研究』（平成元年）が出版されている。

定期刊行物としては、年 1 回発行の『皇學館大學神道研究所紀要』（平成 20 年 3 月現在、第 24 輯迄）、年 2 回発行の『皇學館大學神道研究所所報』（平成 20 年 3 月現在、第 74 号迄）があり、所員・研究嘱託、研究会活動の研究成果、講演会・シンポジウム記録等が収録される。

研究所の研究活動・研究成果の報告は、所内会議（所員会議・研究審議委員会・運営委員会）の審議を経たのち、毎年度の『所報』上半期号に収録され公表されている。

⑦ 普及活動

年 1 回、著名な学識者を招聘しての公開学術講演会と、学内外の研究者を招聘しての公開学術シンポジウムを開催している。とくにシンポジウムの企画・運営は所員が担当し、その資料調査・作成、課題点の提示とその展開の設定に十分な準備と配慮を図っているため、レベルの高い成果を上げている。

【点検・評価】

総合研究・部門別研究・共同研究・個別研究の 4 種の研究体制が、上記したように、本研究所の設置理念に則した研究成果を収め、かつ特色ある研究活動を展開しているといえる。

とくに総合研究の大嘗祭研究会においては、専任所員を中核として神道学、国史学、国文学、国語学の研究者が一堂に会し、協力して多角的に平安時代前期成立の「儀式 踐祚大嘗祭儀」を精確に理解するための学問的営為を着実に積み上げている（平成 19 年 12 月時点で 200 回）。これは、本研究所に専任所員が常置されていることから可能となった継続的な学問的事業といえる。

限定された人員と予算を勘案すれば、研究達成度は評価されるべきである。

【改善方策】

研究活動をさらに高めるためには、上記 4 種の研究体制を一層有効に活性化させることが必要となる。そのためには次のような改善策が考えられる。

まず、4 種の研究活動が細分化・孤立化に陥ることなく、そして各部門別研究が特性を

發揮して十全に役割を果し、関連する共同・個別研究課題の取りまとめを積極的に進め、それらを効果的に連携させることである。また、研究部門制とは別に、部門枠を越えた期間を限定した特定主題研究、プロジェクト研究体制の採用が考えられる。

本研究予算は、近年の財政状況から現状の予算以上の増額は望めないことから、新規の研究活動を推進するために、本学の研究補助制度や外部助成金の導入をめざす。また、学内の附置研究所等（神道研究所・史料編纂所・佐川記念神道博物館）が本学建学の精神に立脚した特色を共有することを考慮すれば、さらにそれを発揚する方策、たとえば共同研究の推進、各附置研究所等の相互理解、実務的な連絡・調整などを検討する。

[史料編纂所]

【現状説明】

本編纂所の研究人員は、所長・所員（専任所員・兼任所員）・研究嘱託によって構成される。

所長・所員は総て本学専任教員とし、専任所員は平成 19 年度現在 3 名（内訳は教授 2 名、講師 1 名）が配置されている。兼任所員は 8 名（内訳は国史学科 7 名、教育学科 1 名）であり、研究嘱託は 14 名（内訳は学内 1 名、学外 13 名）である。

編纂所予算は、所員会議及び編纂審議委員会での年次事業計画の議をふまえて、申請されている。主な内訳は図書資料の購入費に約 50%、印刷研究成果の刊行物印刷経費に約 15%が支出されている。

編纂所が占有する部屋は 7 室あり、その内訳は以下のとおりである。研究室は 3 部屋あり、3 名の専任所員がそれぞれの部屋で研究活動を行っている。そのほか各部門に関わる図書・歴史資料を収蔵する書庫が 2 部屋、調査作業を行うための整理室が 1 部屋、編纂所の事務運営をおこなう事務室が 1 部屋ある。

① 部門別研究

研究員は下記の 4 部門にわかれ、それぞれの専門分野での共同研究を行っている。

第 1 部門 六国史編年史料 [續日本紀史料の編纂] (全 20 巻中 10 巻が既刊)

第 2 部門 神宮史料 [神宮史料の編纂]

第 3 部門 明治史料 [香川家文書の整理・敷田年治関係文書の研究]

第 4 部門 考古資料 [鈴木敏雄氏遺稿旧蔵資料の整理編纂]

② 出版物

『續日本紀史料』は日本の古代史書『續日本紀』を中心に、奈良時代についての記録・文書などを網羅する史料集である。この堅実な史料集成については学界からの評価も高く、日本の歴史・伝統に根ざした学問を明らかにする本学の使命からも重要な事業である。史料編纂所では昭和 53 年の発足以来、一貫して『續日本紀史料』編纂は取り組んでおり、平成 24 年に迎える大学再興 50 周年（創立 130 周年）記念事業に位置づけられ、いっそう力を注いでいる。

定期刊行物については、隔月で発行される『皇學館大學史料編纂所報 史料』（以下『史料』と略称）があり、各部門の研究成果が掲載されている。『史料』については、1～100 号・101～150 号の合冊復刻版が刊行され、それぞれに総目次が附されている。

る。また、刊行物については、『史料』誌上に出版図書案内（不定期）を掲載している。

③ 普及活動

本編纂所では研究成果の積極的な公開につとめており、三重県教育委員会・伊勢市教育委員会の後援を得て、一般市民を対象とする公開講座・古文書セミナー等を開催してきた。生涯学習の場として地域に定着している反面、近年は受講者層が固定化している。また平成18年・19年には佐川記念神道博物館と連携し、史料編纂所主催による特別展を開催した。

【点検・評価】

史料編纂所の研究成果は、毎年度末発行の『皇学館大学文学部紀要』や『史料』（毎年6月号）に掲載されている。史料編纂所では、所員一人一人の個別の研究活動を問うのではなく、部門ごとで設定された課題に対して、共同で史料の研究・編纂を進めているところに特色があり、その意味で、個々の所員の個人的な研究活動による発表形態をとっていない。その総体は、人員数や予算規模を考えれば活発といえるものであり、活性度の高い研究活動状況を継続している。また、研究のための物理的な環境整備も、現状では良好といえる。

【改善方策】

限られた予算のなか、さらに活性度を高めるためには、科学研究費補助金や外部の研究補助金、学内の各種補助制度など、各種の補助金を獲得して期待される研究成果をあげることをめざす。また、今後のあり方として、史料編纂所と学部・大学院の教育研究面における緊密な連絡や連携を目指す。

すでに佐川記念神道博物館との連携で、史料編纂所主催による特別展をおこなってきたが、研究活動を強化していくためには、機会をとらえて神道研究所との研究連携も深めていく。

[佐川記念神道博物館]

【現状説明】

本博物館の研究人員は、館長と専任の教員と事務助手、専門委員・研究嘱託によって構成される。

専任教員は平成19年度現在1名（准教授・学芸員）で、博物館の運営のほかには博物館学芸員課程科目を春学期週6コマ・秋学期週5コマ担当している。専門委員は8名（内訳は神道学科1名、国文学科1名、国史学科1名、教育学科1名、コミュニケーション学科2名、附置研究所2名）であり、研究嘱託は5名（すべて学外）である。

① 研究グループ

調査・研究活動は下記に示す5つの研究グループによって行われている。

- A. 神道
- B. 郷土
- C. 考古関係

D. 皇學館

E. その他

博物館予算は、運営委員会での年次事業計画の議をふまえて申請されている。研究活動に必要とする経費の内訳は図書資料の購入費に約 14%、印刷研究成果の刊行物印刷経費に約 5%が使用されている。博物館の予算は、その多くが展示物に関する経費や備品購入費に充てられている。

②出版物

博物館は、所蔵品保存・管理、関係資料の収集、調査研究、展示公開、一般への啓蒙普及活動を主要な業務としており、年 1 回発行の『神道博物館報』にはそれらの業務報告と論文が掲載されている。

③普及活動

博物館は、本学の特色を活かした神道・神社分野の常設展示とともに、以下のような特別陳列を開催してきた。

平成 15 年 11 月～同 16 年 3 月 千束屋の歌舞伎衣裳とその意匠：女方衣裳に織り込まれた美意識

平成 16 年 11 月～同 17 年 3 月 千束屋の歌舞伎衣裳とその意匠：立役衣裳に織り込まれた伊達と粹

平成 18 年 6 月～同 年 7 月 皇學館大学新収蔵資料展 『学内資料名品展示』

このほか神道博物館教養講座（年 5 回）や夏休み親子教室（年 1 回）を開催し、毎年多数の受講申込がある。

以上のように博物館の業務は多岐にわたるものの、運営の実務は実質的に教員 1 名、事務助手 1 名、事務職員 1 名（臨時職員）の計 3 名のみで行われており、必ずしも研究に専念できる環境でない状況のもと、研究活動を行っているのが実状である。教員 1 名は他と同じ個人研究費・個人研究旅費が供されているが、事務助手には認められておらず研修日週 1 日が認められるのみである。また教員 1 名も専用の研究室はなく、事務室をパーティションで区分した学芸員室が供されている。

【点検・評価】

研究活動の点で考えれば、現状が必ずしも恵まれた研究環境にないことは否定できないだろう。本来は専任教員の増員が望ましいが、最低でも現状維持は不可欠である。研究室の問題を含め、少しずつでも環境の改善を進めていく必要があり、それにより博物館活動の活性度が高まることも期待できる。

【改善方策】

大学博物館としての機能を充実させるためには、人的組織の強化と研究活動の活発化が必要であり、研究博物館としての性格を強める必要もある。また、専門委員および研究嘱託による研究体制の位置づけがやや曖昧であり、総合的によく連携したかたちで、研究活動また展示活動の活性度を高めていく。

研究室に関しては学芸員室と事務室が同室であり、できれば各室ごとにする必要がある。また博物館学芸員課程の学生の更衣室や作業を行う演習室の確保は不可欠である。

研究費の面では、学内外の研究助成金の獲得と活用が必須となる。他の附置研究所等との関連でいえば、とくに同施設内に置かれる神道研究所との連携交流を、具体的に検討する。

[地域福祉文化研究所]

【現状説明】

地域福祉文化研究所は平成 15 年 4 月、社会福祉学部附置研究所として設置された。神道研究所・史料編纂所・神道博物館が大学附置研究所等という位置づけであり、所長及び館長が「皇學館大学役職選考規則」によって選出・任命されるが、地域福祉文化研究所の所長は社会福祉学部教授会によって選出される点で前 3 者と大きく異なる。所長も所員も社会福祉学部の専任教員が兼任所員として配置されている。建学の精神に基づいた研究活動を進めているが、社会福祉学部の教育研究活動とも密接に関連している。

設置当初は研究活動の二本柱として、「神道福祉研究」と「地域福祉文化研究」を置き、それぞれ所員が分担して研究活動を進めてきた。平成 15 年度と平成 16 年度は三重県と名張市からの委託研究事業が中心であり、研究報告書の刊行や講演会の開催等を通じて地域社会に研究成果を還元してきた。

平成 17 年度より、研究活動を「地域福祉研究」「地域文化研究」「福祉文化研究」の三本柱に改編し、研究所独自事業を中心に進めていくこととした。これは、社会福祉学部の教育取組である「地域福祉文化教育」と足並みを揃えるための改編である。

【点検・評価】

委託研究事業にせよ、独自研究事業にせよ、地域社会のニーズを把握しながら研究テーマを設定しているため、本学部の知的資源を地域社会に還元する事業群として次第に対外的に認知されるようになってきた。事業数の増加、各事業の開催回数の増加は対外的評価も高まってきている証拠といえることができる。

その反面、地域社会と密着して研究活動が続いている特定の所員に負担がかかりすぎている弊害が生じている。また、研究所全体として諸事業をバックアップすることができておらず、肝心の学部への研究成果フィードバック機能が働いていない。所員会議開催回数やニューズレターの発行がそれほど多くないことや、研究所紀要が設置後 3 年間刊行を見送られたこと等からこれらの問題点が浮かび上がってくる。

【改善方策】

兼任所員を研究所設置後 4 年間ずっと据え置いていたことが、組織運営上硬直化してしまっただけの要因の一つとして考えられる。学部附置の研究所として機能を果たすためには、学部運営とより密着して研究所を運営していく必要がある。平成 19 年度より所員体制を見直し、社会福祉学部全教員が研究所事業に携わるスタイルにしていくことが検討されている。具体的には、「地域福祉研究」「地域文化研究」「福祉文化研究」の三本柱を堅持した上で、兼任所員が各事業に張り付き、その下でプロジェクトチームを結成し、全教員に

広く参加を呼びかけるスタイルを採ることにし、平成 20 年度より開始する。

3) 研究助成を得て行われる研究プログラム

・ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【現状説明】

科学研究費補助金および個人研究費についてはそれぞれ別項に譲り、ここではそれ以外の学内研究助成について点検・評価を行う。

本学が設けている研究助成金制度としては、まず特別研究費があり、加えて篠田学術振興基金、津田学術振興基金等がある。そのなかで最も重要なものは特別研究費であり、これは、「個人研究の特別研究費」と「共同研究の特別研究費」の二つに大別される。ともに毎年 10 月に同じ書式で申請され、大学研究委員会等での審査を経て、採択されたものが採択金額の範囲内において使用することができる。表 6-5 は、平成 16 年度から 20 年度における特別研究費の採択件数および採択金額の推移である。

表 6-5 特別研究費の採択件数および採択金額（平成 16～20 年度）

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
採択件数	11	8	11	12	6
採択金額 (単位千円)	3,598	2,877	11,598	6,771	3,287

なお、篠田学術振興基金は本学の神道を中心とした学術国際交流に寄与する活動に対して支給されるものであり、津田学術振興基金は本学での法学的研究及び本学の学術を振興するために支給される研究助成制度である。

【点検・評価】

金額および件数の推移をみると、年度による違いはあるが、研究意欲の旺盛な教員に対してはほぼ希望に応えるかたちでの採択、および予算措置がなされており、研究を支援する有効な手段として機能している。学内での議論としては、科学研究費補助金を申請した教員のみが特別研究費を申請できる仕組みにしたかどうか、といったものも一部にあるが、日本国内での文献資料的研究を中心とする研究者が多い本学においては、科学研究費補助金規模の多額の研究費を要しない研究も多く、一律に科学研究費補助金とセットにすることは、かえって問題を惹起しかねない。また、研究活動が不活発な教員に対しては、申請を認めるべきではないという意見もあるが、そのようにしてせつかくの意欲を却下すれば、不活発に封じ込める事態になりかねず、申請自体は誰に対してもオープンであるべきである。全体としては現状でうまく機能しており、問題の少ない有効な制度というべきである。

【改善方策】

あらゆる研究費をめぐる重要な視点は、結局、その研究費によって具体的な成果があがったか否かの評価に尽きるところがある。特別研究費に関して問題があるとすれば、その

予定成果を事前にある程度まで明記し、執行の数年後までを含めて（研究成果は常に単年度であるわけではなく、途中で予定成果の内容や形態が変わることもあり得る）、大枠での成果の如何を追跡していく仕組みが欠けていることであり、この点は見直す必要がある。そうすることで、特別研究費の制度はさらに有効に機能し、より多くの研究成果をあげるはずである。

6-B 教育研究組織単位間の研究上の連携

- ・ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状説明】

伊勢学舎の3つの附置研究所（神道研究所・史料編纂所・佐川記念神道博物館）は専任所員を配置し、学部にも所属する兼任所員とともに研究に従事し、機関紙の刊行・シンポジウムの開催・企画展の開催など、活発な活動を展開して学界に貢献をしている。

神道研究所・史料編纂所いずれの専任教員も各自、学部の授業（1コマ程度）を担当し、佐川記念神道博物館では専任教員が学部の授業（3コマ）と実習指導を担当している。これら附置研究所の活動には、学部生・大学院生がアルバイト、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントなどの形態で業務に従事しており、研究活動に参加するとともに、学部生・大学院生にとっては実践的な教育・研究の機会を提供してきた。特に博物館は学芸員課程の実践の場であり、毎年資格取得をめざす多くの学部生が実習に参加し、平成17年度以来、実習生による卒業展示を行っている。また、平成19年12月から開催された特別展「福富家文書展」は、史料編纂所主催で佐川記念神道博物館を会場とし、展示の準備には博物館の助手・大学院生が加わった。

名張学舎の地域福祉文化研究所は、学部にも所属する兼任所員によって構成されており、大学院生の多くがアルバイトなどを通じて研究所の活動に関わっている。

【点検・評価】

以上のように、附置研究所と大学・大学院との関係はけっして相互に完結したものではなく、研究所の成果が各部の授業などを通じて学部生に還元されており、広く皇學館大学全体の教育・研究に貢献をしている。また教員や学部生・大学院生が附置研究所の業務にさまざまなかたちで関与しており、研究の活性化につながっている。なかでも学部生・大学院生がリサーチ・アシスタント、アルバイト等で研究所の業務に関わることは、具体的な研究活動を通じて通常講義では得られない知識・経験を習得する場を提供しており、この点は附置研究所と大学・大学院との連携において大きく評価される。今後も研究活動を深めるとともに、学部教育の要望に対応していくことが必要であろう。

その意味では、佐川記念神道博物館に限られた人員や多忙な博物館運營業務のなかで、毎年多数の学芸員資格取得を希望する学部生を受け入れ、教育の責務を担っていることは特筆すべきである。また上述した特別展「福富家文書展」は、学内の教員・研究機関が研究連携をし、学部生・大学院生の教育・研究にも資するものとして評価できよう。

いっぽう名張学舎の地域福祉研究所は、専任所員の不在などスタッフ構成が充分でな

いため、地域社会と密着して研究活動を続けている特定の所員に負担がかかる弊害が生じている。

【改善方策】

研究所各自が特色ある課題を掲げて研究を進める一方、研究所間を横断した研究連携が充分ではない。今後は各研究機関の独自性・専門性を考慮しながらも、「福富家文書展」のような経験を参照しつつ、研究所相互の連携により研究活動を充実させ、学部・大学院教育に還元する。

地域福祉文化研究所は、研究所全体として諸事業をバックアップすることが十分できておらず、肝心の学部教育への研究成果が十分に還元されていない。そのため今後は、学部全教員が研究所事業に携われる体制に改め、より充実した研究活動を展開する方策が検討されている。

6-C 経常的な研究条件の整備

1) 個人研究費、研究旅費の額

- | |
|--------------------|
| ・ 個人研究費、研究旅費の額の適切性 |
|--------------------|

【現状説明】

個人研究費・個人研究旅費は、毎年専任教員に対して同一額が支給され、教員個人の研究活動に直接的に要する諸経費に充てられている。金額は教員一人当たり、研究費 350,000 円/年+研究旅費 90,000 円/年=計 440,000 円/年である。個人研究費および個人研究旅費は、配分額の 3 分の 1 を限度として、科目相互間の流用が認められている。配分額に達しない未使用額に関しては、次年度への繰越は認められていない。

モラル面では、もし万一、研究活動および研究費の使用において不正があった場合には、大学研究委員会が告発窓口となり、しかるべき手順で不正行為の有無を調査することが、平成 19 年度から規程によって明確に定められ、研究上の不正行為に関する啓発活動も適切に行われている。

【点検・評価】

支給額は他大学に比べて劣るものではなく、妥当な金額というべきである。従来から教員のあいだで頻繁にいわれる要望は、未使用額の次年度繰越であり、他大学では繰越事例も実際に存在している。また、研究費から研究旅費への流用限度を引き上げて欲しい（主として比較的金額の大きい海外旅費を視野に入れて）、図書や物品の購入用にクレジットカードの使用を認めて欲しい（主として外国からの購入を視野に入れて）、といった要望もしばしば聞かれるところである。

【改善方策】

かぎられた研究費をより有効に、使いやすくする施策は必要であり、要望の強い事柄から順に、実際に何が可能なのか見直しを図る。また、科学研究費補助金を申請するほど大規模ではないが、個人研究費よりは費用が必要ないわば「中規模研究」を金銭的にどう手

当てするかは、いつも問題になる点である。この点では、既述の特別研究費は有効なものとして機能しているが、併行して個人研究費の繰越による合算を認めることも、現実的な課題として検討の必要がある。海外旅費の問題は、後述の海外研修費と合わせての制度的改善を、積極的に検討する。

2) 教員個室等の教員研究室

- | |
|--------------------|
| ・ 教員個室等の教員研究室の整備状況 |
|--------------------|

【現状説明】

在籍教員（助手、助教は除く）に対しては原則的に各人独立の研究室1室ずつが確保されている。研究室には図書・備品類が置かれ、冷暖房、学内LAN、ダイヤルインの電話、書棚等の設備がある。研究室配置に関しては、現状でおおむね組織毎にまとまった空間配置となっている

【点検・評価】

すべての教員に1研究室（平均22平方メートル）が与えられていることは評価でき、現状での研究環境は良好である。ただし、神道博物館所属の教員のみは個室でなく、パーティションによる区分けとなっている。これは博物館現場との行き来や来訪者との関係からそうなったものであるが、さらに改善の余地がないか検討の必要がある。学科研究室や準備室、また附置研究所等の設備も満足のかたちで整えられており、大きな問題点はないが、研究棟に教員の利用可能なシャワー室の設置を要望する意見が以前からある。

【改善方策】

良好な研究環境を整えることは、研究活動の活性度向上のためには常に必要であり、今後、研究室を含めた新1号館が建設されるに当たっても、教員の意見を踏まえながらより良い研究環境を作り出していくことが必要である。シャワー室の設置の問題など、問題があれば改善をはかるという姿勢を保ちたい。

3) 教員の研究時間の確保

- | |
|-----------------------|
| ・ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性 |
|-----------------------|

【現状説明】

専任教員の週当たり基準担当時間は6コマである。これに対して実際は、それを半コマから1コマ程度上回る教員が多数おり、全体の平均値は6.5コマとなっているのが実状である。最高では13.0コマを担当する教員もいる。超過コマに対しては、現状では超過分のすべてについて手当が支給されている。なお、役職者に対しては、減コマの措置がなされている。

研修日は週1日が制度化されており、各教員が活用している。ただ学内行政や各種委員会、会議、入試関連の広報活動、実習指導、また本学特有の伝統行事等で時間をとられる

場合があって、この制度を十分に活用できていない側面もある。

ちなみに、文学部の教員に対し、平成 17 年 8 月に「研究支援に関するアンケート」をおこなったところ、「研究の活性化に必要なものは何か」との質問に対し、「時間」を第一にあげた教員が、回答総数 43 名中の 35 名（81%）と圧倒的多数を占めた。

【点検・評価】

学内行政や各種委員会、会議、入試関連の広報活動、実習指導、また本学特有の伝統行事等の一つ一つの要素をとれば、それが研究時間を圧迫しているとは明言しがたい状況であるが、じつはそれらを次々と足していくと、あきらかに研究活動が圧迫されている状況が存在し、先のアンケート結果はそのことを雄弁に物語っている。状況の本質がみえにくいという点で非常に厄介な問題であり、早急にこの意識化を行わないかぎり、問題が深刻化する可能性が高い。また、基準からはずれたコマ数過多は是正されるべきである。

【改善方策】

問題解決のためには、出発点としてまず現状を認識し、総合的にことに当たる姿勢が重要である。むろん、やらなければならないことは確実に実行する必要があるが、一方で全構成員が一致して、会議の効率化と時間の短縮、責任の明確化と権限委譲による委員会数や会議数削減、本学独特の制度・習慣・行事の過剰部分の見直し、漫然と継続されてきた授業科目や課外活動の見直し、教育方針の明確化に基づくカリキュラムの刷新、超過コマ手当の原則廃止を含めた再検討など、これらを同じ意識から総合的に再検証する必要がある。

4) 研究活動に必要な研修機会の確保

- | |
|----------------------------|
| ・ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性 |
|----------------------------|

【現状説明】

週 1 日の研修日に関してはすでに述べた通りなので、ここでは比較的長期にわたる研修機会等について点検・評価を行う。

教員が一定期間、勤務場所を離れ、専門とする学問分野の研究にふさわしい国内外の大学やその他機関に赴いて研究に専念し、教育研究能力を向上させることを目的とする制度が、本学には複数存在する。ともに従来からあった旧制度を、皇學館大学研究委員会を中心に再検討して改善を行い、平成 18 年度に規程化されたものである。具体的には「皇學館大学派遣研究員規程」（平成 18 年 5 月制定）と「皇學館大学短期派遣研究員規程」（平成 18 年 8 月制定）であり、前者の派遣期間は 1 年を超えることができず、後者の派遣期間は 1 ヶ月以上 6 ヶ月未満とする。

すでに制定年度から複数の申請者があらわれ、所定の審査を経て、平成 19 年度、平成 20 年度と続けて実際に派遣研修が行われた。前者の長期は単年度に 2 名まで、後者の短期は随時事情に応じてのかたちを人員上の原則としており、多数が応募して選考が困難といったほどの活発さではないが、良好な状態で推移している。

なお、長期の研修とは異なるが、本学では海外研修費が予算化されており、これは国際学会への出席や、外国研究機関からの招聘による出張等に対して、教授会の承認の下に出張旅費が援助される制度である。年間の予算枠は 270 万円であり、1 人が使える上限は 90 万円である。

【点検・評価】

平成 18 年の「皇學館大学派遣研究員規程」および「皇學館大学短期派遣研究員規程」により、長期および短期の研修機会が改良のうで整備され、また海外研修費の予算化もなされており、研修機会確保の一定の方策はなされていると評価できる。ただし、とくに長期派遣の場合、非常勤講師等の代替教員の確保や、各種委員・卒論指導・クラス担任等の代替も必要であり、制度的には明確にそれらの免除を規程化しているものの、なお組織の諸事情によって、自由な申請がなされているとはいいがたい状況である。また、海外研修費の総額が必ずしも十分とはいえず、既述の個人研究旅費の問題とも合わせて、改善を検討していく必要がある。

【改善方策】

教員の研究活動にとって長期、短期の研修機会確保は必須のことである。とくに、研究活動のアウトコミュニケーション面での向上には、益するところきわめて大きいといえる。まずこのことを前提に、誰もが代わるがわる派遣制度を利用することを定着させ、それをごくふつうのことと認識していく意識改革、啓発活動が、学内において継続される必要がある。また、たとえばいくつかの大学や研究機関と連携し、継続的な派遣研修をしやすくする方策も検討課題である。なお、本学において日本の歴史文化を専門領域とする教員が多数を占めることは既に述べた通りだが、今日の日本研究においては、国際的なアウトコミュニケーションがますます重要となっており、海外研修費（または海外へ行く場合の個人研究旅費）の増額も、積極的に検討しなければならない。

5) 共同研究費の制度化の状況

- ・ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状説明】

現在、本学では特別研究費の枠組みのなかで共同研究に対する支援を行っている。特別研究費中に占める共同研究分の金額および割合の推移は、以下の通りである。

表 6-6 特別研究費中に占める共同研究分の金額および割合%（平成 16～20 年度）

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
金 額 (単位千円)	2,183	2,493	3,953	2,882	2,314
割合%	60.7	86.6	34.1	42.6	70.4

【点検・評価】

特別研究費は共同研究に限定しているわけではないが、比較的多くの共同研究がみられる。これらはすべて規程に則った審査を行い、採択されたものである。個人研究にはないユニークな共同研究が展開されており、現状の枠組みは制度としてよく機能しているといえる。ただし、既に述べたように、特別研究費による成果を追跡していく仕組みが必ずしも十分ではない。

【改善方策】

共同研究費による研究活動の活性化は、科学研究費補助金等の申請・採択の前段ともなり得るものであり、特別研究費の枠組みのみならず、さらなる充実を目指すべきである。そこでの成果の如何を継続的に検証してレベルアップをはかりながら、科学研究費補助金の申請率・採択率の向上にもつながるよう、本学における研究支援方策について包括的に検討する必要がある。なお特別研究費による研究成果を追跡していく仕組みについても見直しを検討する。

6-D 競争的な研究環境創出のための措置

- ・ 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

【現状説明】

平成16年度から20年度における科学研究費補助金の申請件数および採択件数と、その金額、内訳は、表6-7の通りである。

表6-7 科学研究費補助金の申請等一覧表（平成16～20年度）

年度（平成）	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
申請件数	3	5	1	8	14
採択件数	1	0	1	2	4
（内継続数）	（0）	（0）	（0）	（1）	（4）
助成額総額 （単位千円）	1,300	1,300	1,500	2,130	5,330
採択件数の 種目別内訳	基盤C		学術図書	基盤C 若手B	基盤C 萌芽 若手B

【点検・評価】

科学研究費補助金の新規採択件数・採択率は、平成20年度において若干、改善の兆しを見せはじめたものの、全学を通じてあまり高いとはいえず、何らかの改善策が必要である。全体に研究助成金の獲得に関しては、総務課が多数の業務の一として担当し基本的な情報を流すのみで、人的にも予算的にも支援体制が十分整っているとは言い難い。したがって、

申請は教員の努力と工夫に任せられているが、ところがその教員は、「教員の研究時間を確保させる方途の適切性」で述べたように、全般に研究時間が年々圧迫されて、切実に研究時間の確保を求めている実態がある。これらの状況のなか、より多くの申請を求める掛け声だけがかかるのが現況であり、このちぐはぐな状態を変革しないかぎり、科学研究費補助金の新規採択件数・採択率を上げることは不可能である。

なお、平成20年3月に「公的研究費の取扱いに係る不正行為防止等に関する規程」があらたに制定されており、その点での整備はすでになされている。

【改善方策】

まず、科学研究費補助金についての基本認識を全構成員が得るために、平成19年秋に日本学術振興会の担当者を招いての説明会が催された。これを第一歩として向上改善を目指している途上だが、必要なのは、可能性を持った教員の十全なる研究時間の確保と、明確な学内支援部門の整備であり、この両輪について全学的に合意のうえ、優先課題として強力で推進する方策が必要である。

6-E 研究上の成果の公表、発信・受信等

- | |
|---------------------------|
| ・ 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性 |
|---------------------------|

【現状説明】

大学内における論文等の発表媒体、いわゆる学内ジャーナルに関しては既に別項でふれたので、ここでは出版助成制度についての点検・評価を行う。

教員の優れた研究成果の発表を促進するために、学術的・教育的価値がある研究成果の出版経費を助成する制度として、本学には出版助成制度が設けられている。ただ、従来からのものが金額的にあまりに不十分であったため（1件あたりの助成金額が20万円から50万円程度）、皇學館大学研究委員会を中心に再検討して改善を行い、平成18年度に規程が改訂された。具体的には「皇學館大学出版助成金規程」（平成18年4月改訂）であり、これによって1年度あたり最大80万円×5件の助成がなされるようになった。

この助成を受けようとする者は、完全原稿を添えて4月末日までに申請書を提出、所定の審査が行われて採否が決定される。改訂年度から、従来以上の多くの申請が継続的に提出されて、あきらかに活性度が高まっており、近年は比較的良好な状態で推移している。

【点検・評価】

「皇學館大学出版助成金規程」の改善は実を上げており、支援の措置は適切なものと評価できる。ただ、助成額でいうと、他大学では1件当たり200万円超の出版助成も多く行われており、多額の費用を要する出版の場合に、最大80万では少ないという意見も実際に聞かれる。また、いわゆる「自費出版社」で出版されるものには助成すべきでないという意見もあって、検討が必要である。

申請書の提出期限については、出版事情の現実とそぐわない面もあり、改善が望まれる。

【改善方策】

出版助成制度に関しては、一律に 80 万円という枠が良いのか、たとえば 400 万円を総予算枠とするなかでの適宜配分が良いのかを、申請状況をよくみながら継続的に検討することが必要である。またその際、申請者の研究活動の活性度を参照して、傾斜配分を行うか否かも検討課題である。助成金が研究活動のアウトコミュニケーションとして、より実を上げる方向を模索することが重要であり、いわゆる「自費出版社」の問題や、どうしても普及数が少なくなる学内出版（皇學館大学出版部から刊行の出版物）の位置づけも、何がより実を上げ得るかの視点から、具体的な実績を見守りながら今後検討を加えていく。申請書の提出期限については、場合に応じた弾力的な運用も考慮する。

第7章 社会贡献

第7章 社会貢献

【到達目標】

- ア 大学の教育システムとしての機能を活用し、公開講座・研究会・教養講座等の企画・開催をすることにより、生涯学習等の機会を提供する。
- イ 大学で蓄積された教育・研究上の成果を市民や国・地方公共団体等の政策形成に貢献できるよう努める。
- ウ 本学が有する大学施設を、可能な範囲で市民に開放し、社会との交流の場として活用する。

7-A 社会への貢献（生涯学習）

1) 教育研究の成果の社会への還元など地域社会との交流について

- ・ 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度
- ・ 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況
- ・ 教育研究の成果の社会への還元状況

<伊勢学舎（文学部・教育学部・附置研究所）>

【現状説明】

本学では、開学以来種々の公開講座を開講し、教育研究成果の社会への還元を図ってきた。以下、それらについて述べる。

1) 文学部

①文学部月例文化講座

文学部の公開講座は、「月例文化講座」の名称で、昭和37年の大学再興時に始まり、伊勢市、伊勢市教育委員会、伊勢商工会議所の後援のもと、毎年テーマを掲げ、各学科が持ち回りで実施してきた。平成19年度終了時点で通算323回を数える。質疑応答も活発で、受講者の関心の高さも伺える。また、皆出席者には聴講修了書を配布し、受講者の意欲をかきたてる試みをしている。『広報いせ』に毎回講座案内を掲載し、市民への連絡としている。過去6年のテーマと講座回数、受講生数は表7-1のとおりである。

本講座の内容については、本学出版部より小冊子（講演叢書）、単行本として刊行を行っており、全国に発信している。

表7-1

文学部月例文化講座

開講年度	テーマ	講座回数	受講者数
平成14年度	コミュニケーションへの招待	7	423人
平成15年度	続・神社のはなし	7	634人

平成 16 年度	ことばの世界	7	594 人
平成 17 年度	対外関係の日本史	8	856 人
平成 18 年度	知への歩み	7	483 人
平成 19 年度	コミュニケーション力とは 何だろう	7	146 人

2) 神道研究所

① 神道研究所公開学術講演会及び公開学術シンポジウム

研究所では公開学術講演会、公開学術シンポジウムをそれぞれ年 1 回開催しており、専門的な事例を一般市民にも提供している。一般市民が専門的な研究に触れる機会は貴重である。それぞれの過去 6 年のテーマと受講者数は表 7-2、表 7-3 のとおりである。

表 7-2 神道研究所公開学術講演会

開講年度	テーマ	受講者数
平成 14 年度	菅原道真と天神信仰	80 人
平成 15 年度	マンダラに見る神仏の共存	90 人
平成 16 年度	古代宮廷祭祀の形態	70 人
平成 17 年度	朱子学と神道	85 人
平成 18 年度	鏡と神道考古学	70 人
平成 19 年度	思想史の立場から見た神道	100 人

表 7-3 神道研究所公開学術シンポジウム

開講年度	テーマ	受講者数
平成 14 年度	鈴屋門における宣長学の受容展開	40 人
平成 15 年度	国学・皇学・神道	50 人
平成 16 年度	神祇信仰と新古今時代	50 人
平成 17 年度	熊野の自然と文化	45 人
平成 18 年度	伊勢神宮史研究の現状と課題	50 人
平成 19 年度	鈴鹿家資料と小原家文庫	40 人

3) 史料編纂料

① 史料編纂所公開講座

史料編纂所では、公開講座を年 1 回、さらに「古文書を読もう」というテーマで、本学に所蔵の古文書を実際に手にする読解の会を、年間 6~8 回開催している。一般社会では触れることのできない史料をもって行うことは、一般市民の好評を得ており、毎回多数の受講者が参加している。

過去 6 年の公開講座のテーマと受講者数及び「古文書を読もう」の講座回数と受

講者数は表 7-4、表 7-5 のとおりである。

表 7-4 史料編纂所公開講座

開講年度	テーマ	受講者数
平成 14 年度	史料の世界 (10)・古代の典籍【2】	68 人
平成 15 年度	史料の世界 (11)・古代の典籍【3】	61 人
平成 16 年度	史料の世界 (12)・古代の典籍【4】	53 人
平成 17 年度	史料の世界 (13)・古代の典籍【5】	48 人
平成 18 年度	史料の世界 (14)・古代の典籍【6】	64 人
平成 19 年度	史料の世界 (15)・古代の典籍【7】	51 人

表 7-5 史料編纂所「古文書を読もう」

開講年度	講座回数	受講者数
平成 14 年度	6	452 人
平成 15 年度	6	295 人
平成 16 年度	6	284 人
平成 17 年度	6	288 人
平成 18 年度	6	201 人
平成 19 年度	8	252 人

4) 佐川記念神道博物館

①神道博物館教養講座

博物館の教養講座は、平成 5 年度より開講しており、平成 19 年度終了時点で通算 60 回を数える。平成 16 年度よりは、「日本の祭り―祭りの意義と歴史・芸能」というテーマで神社関係の学外講師を招いて実施している。市民に対して、神社関係者からの講義の機会は得がたいものである。

過去 6 年のテーマと講座回数、受講者数は表 7-6 のとおりである。

この教養講座についても、本学出版部より年度毎に取り纏めて、単行本として刊行している。

表 7-6 神道博物館教養講座

開講年度	テーマ	講座回数	受講者数
平成 14 年度	日本の神々 V	4	241 人
平成 15 年度	日本の神々 VI	4	259 人
平成 16 年度	日本の祭り I ―祭りの意義と歴史・芸能―	4	254 人
平成 17 年度	日本の祭り II	4	223 人

	－祭りの意義と歴史・芸能－		
平成 18 年度	日本の祭りⅢ －祭りの意義と歴史・芸能－	4	225 人
平成 19 年度	日本の祭りⅣ －祭りの意義と歴史・芸能－	4	274 人

②神道博物館夏休み親子教室

博物館の夏休み親子教室は、神宮徴古館と共催で、平成 7 年度より開催しており、夏休みの期間中、ここ数年間親子で一緒に本作りや野菜の栽培等を行い、継続して参加する市民も百名程度いる。

過去 6 年のテーマと開催回数、受講者数は表 7-7 のとおりである。

表 7-7 神道博物館夏休み親子教室

開講年度	テーマ	開催回数	受講者数
平成 14 年度	親子でこんにゃく作り －伝統的ヘルシー食材に挑戦！－	4	152 人
平成 15 年度	「しお」－二見の海から塩づくり	4	87 人
平成 16 年度	昔の本づくりに挑戦！ －自分のだけの日記帳を作ろう－	4	117 人
平成 17 年度	ペットボトルで野菜を育てよう！	4	72 人
平成 18 年度	草木染教室 －リジナル手ぬぐいを染めてみませんか？－	4	133 人
平成 19 年度	知ろう、作ろう、伊勢春慶！	4	82 人

5)その他

①第 62 回伊勢神宮式年遷宮記念講演会

平成 24 年に創立 130 周年・再興 50 周年を迎える本学では様々な記念事業を計画している。その中の事業の一環として、平成 25 年に第 62 回の式年遷宮に奉賛する記念講演会を、平成 18 年度より全国主要都市で開催してきた。平成 19 年度末には通算 29 回を数え、平成 20 年度は出雲、鳥取での講演会を予定している。

各神社庁からの講演会の要請には、遷宮の趣旨に沿った教員を派遣し、講演会を行っている。

平成 18 年度からの講座回数と受講者数は表 7-8 のとおりである。

表 7-8 第 62 回伊勢神宮式年遷宮記念講演会

実施年度	講座回数	受講者数（延べ人数）
平成 18 年度	9	1,580 人

平成 19 年度	20	4,375 人
----------	----	---------

②お蔭講座・伊勢まで歩講

平成 17 年は、盛大な神宮への参拝者のあった宝永 2 年のお蔭参りから数えて 300 年となり、それを記念して「平成のお蔭参り」と称して、旧街道を歩き、街道沿いの市町村で公開リレー講座を計画し、伊勢市及び街道沿いの市町村と連携し実施した。以後同様に街道筋を変えて実施しており、19 年度までで講座は 26 回を数える。

街道筋の地域住民との触れ合い、街道での住民の饗応への理解を深める講座として、地域に根ざしつつある。

過去 6 年の講座回数と受講者数は表 7-9 のとおりである。

表 7-9 お蔭講座・伊勢まで歩講

実施年度	講座回数	受講者数
平成 17 年度	11	312 人
平成 18 年度	5	130 人
平成 19 年度	10	275 人

後援：三重県教育委員会、伊賀市、津市、松阪市、明和町、伊勢市教育委員会、三重県神社庁、葦神社、結城神社、神戸神社、学友会、萼の会、館友会

以上、伊勢学舎を中心に行われた講座の、過去 6 年の総講座回数と総受講者数は表 7-10 のとおりである。

表 7-10 文学部・総講座回数と総受講者数

実施年度	総講座回数	総受講者数
平成 14 年度	24	1,456 人
平成 15 年度	24	1,476 人
平成 16 年度	24	1,422 人
平成 17 年度	36	1,929 人
平成 18 年度	38	2,936 人
平成 19 年度	56	5,595 人

このほか、本学では現在「おかげキャンパス・伊勢」を構想している。これは、本学の伊勢キャンパスが位置する地域は、伊勢の神宮を中心として歴史が展開し、特色ある豊かな文化を育んできたことから、この地域との繋がりを強く意識し、共に歩みながら発展していくことを目指して、かつて行われていた日本全国と伊勢との交流の最たるもの“お蔭参り”にちなみ、この地域全体をキャンパスとみなして種々の教育・研究活動をおこなう

という構想である。その主な内容は以下のとおりである。

- ① 学生の教育面においては、地域史跡の見学、地域文化の鑑賞等をカリキュラムに組み込み、体験型の授業を重視していく。
- ② 学生がボランティアスタッフとして行政主体のイベントに積極的に参画し、地域との交流・連携を深める。
- ③ 団塊の世代を含めた社会人の学習意欲の高まりに対応するものとして、本学の聴講制度を活用して、設定されたコース科目を履修すれば履修証明、修了証の交付をおこなう等、生涯学習の機会を積極的に提供する。

このうち、特に生涯学習機会の提供については、社会貢献のひとつとして本学としても特に重要視していく。

【点検・評価】

地方都市における高等教育機関である本学の役割と使命としての生涯学習の場の提供は、現在では講座もテーマも数種類にも亘り、遠方からの来学者、皆出席者が継続していることから、地域に根ざしているといえよう。特に文学部月例文化講座は、一般に大学が市民のために開かれた講座をもつという発想が全くなかった昭和 30 年代後半に始められたもので、本学の先見的な社会還元、地域連携の姿勢を示す例の一つで、好評を重ねて今日に至っている。また、講座内容を後日冊子として刊行しているのも、教育成果の社会還元の一つの形として、評価すべき点である。ただし、各種の催しが各部署によって独自に進められて、有機的な関連が不足して、同日開催などの不手際が生じてきているのは問題である。これを解消するには、公開講座、広報的な活動をひとつの部署で管理し、系統的・組織的な取り組みができる体制作りが必要である。また、文学部月例文化講座は、各学科持ち回りで実施しているため、必ずしも時宜に適した、聴講者のニーズにあったテーマでの講座が行われているとは言いがたく、要望を見極める必要があり、この面から考えても特定担当部署の必要性が考えられる。

「おかげキャンパス・伊勢」は、現在準備中のものであるが、社会と大学との交流を目的とした教育システムと位置づけられており、今後着実に実現させてゆくべきものである。

【改善方策】

地域社会からの要望が高度化、専門化しつつある現状を考えると講座の運用面、内容面の見直しを検討する。その場合、社会と受講生のニーズはもちろん把握しなければならないが、引き続き本学の伝統と特色を活かした講座を開設していくことを基本に考えてゆくことになる。

また、現在各部署がそれぞれ担当している講座を有機的に連携させていくことが重要であり、そのための連絡・調整する仕組みを構築する。特に社会と大学との交流を目的とした教育システムと位置づけている「おかげキャンパス・伊勢」構想については、学内各部署間の密接な連携、学外と本学との有機的な連携が不可欠であり、直接担当する部署を明確にして取り組む。

現行の、あるいは今後計画中のさまざまな本学の社会貢献活動を多方面に知らしめるためには、さらなる広報活動が必要であるが、これについては全学的な広報のあり方を検討中であり、その中で取り上げてゆく。

<名張学舎（社会福祉学部・附置研究所）>

【現状説明】

1) 社会福祉学部

① 月例文化講座

本学部の公開講座は文学部と同じ「月例文化講座」という名称で、専門科目担当教員グループと教養科目担当教員グループが、隔年でテーマと講師を決めて、毎月1回、土曜日の午後に開講している。平成19年度のテーマは、「これからの“学び”を考える」で、平成10年の第1回から数えると通算87回となった。また、これらの講座内容は、年度毎に講演叢書として出版しているが、書籍化する際、各講演者の責任で加筆・修正を加えることにより、単なる講演録ではなく、学術書籍としての性格を持たせている。

公開講座の広報手段として、毎年4月に伊賀地域（三重県）に配達される新聞各社に折り込み広告を入れている。また、名張市のPR誌『広報なばり』には、毎月の開講予定が掲載され、市民への連絡手段となっている。皆出席者には、聴講修了証と記念品が贈られている。なお、出席者の9割が名張市民であり、男女比は約4対6であった。

過去6年のテーマと講座回数、受講者数は表7-11のとおりである。

表7-11 社会福祉学部月例文化講座

開講年度	テーマ	講座回数	受講者数
平成14年度	社会保障改革の動向と社会福祉の課題	10	755人
平成15年度	世界と日本との懸橋－これからの教養－	10	989人
平成16年度	21世紀初頭の家族・地域福祉と社会保障	9	784人
平成17年度	知に遊ぶ教養	10	1,039人
平成18年度	小さな政府論が提起する新しい福祉課題	10	736人
平成19年度	これからの“学び”を考える	10	600人

2) 皇學館大学社会福祉学部地域福祉文化研究所

① 皇學館大学・三重大学文化フォーラム

平成17年度より、三重大学と共催で年6回開催（会場は伊賀市）している。大学教職員と地域市民が、共に楽しく考え学ぶ場として、講演と質疑応答の2部構成で実施され、本学部の教員と三重大学の教員が交代で講演を行っている。参加者は、平均10～15人程度。また、出席者に対して修了証が贈られている。

過去3年の講座回数と受講者数は表7-12のとおりである。

表7-12 皇學館大学・三重大学文化フォーラム

実施年度	講座回数	受講者数
平成17年度	6	100人
平成18年度	6	68人
平成19年度	6	310人

②週末あそび塾

平成15年度より開催しており、大学と地域との相互交流、連携の一環として、大学側からの多様な資質を地域に還元していくもので、小学生、一般市民を対象に行っている。

過去5年の講座回数と受講者数は表7-13のとおりである。

表7-13 週末あそび塾

実施年度	講座回数	受講者数
平成15年度	29	420人
平成16年度	18	361人
平成17年度	19	245人
平成18年度	22	352人
平成19年度	31	431人

③まなび塾

平成17年度より開催しており、名張市、名張市商工会議所の後援のもと、大学教職員、学生、院生、一般市民、行政関係者等幅広い参加者を対象に、まちづくりの推進を援助すべく、オープンゼミナール方式で年6回程度の予定で行っている。

過去3年のテーマと講座回数、受講者数は表7-14のとおりである。

表7-14 まなび塾

開講年度	テーマ	講座回数	受講者数
平成17年度	新しい「公」を問う	6	114人
平成18年度	新しい「結い」を創造する 地域情報誌の刊行	10	134人
平成19年度	名張の魅力を知る－食文化編－	10	107人

④ちよつとちよつと講義

18年度より開催となり、大学の講義をまちなかでという基本姿勢で、上記「週末

あそび塾」同様、大学と地域との連携を一層深めていくものである。月2回の開催で平均10～15名程度の参加者があり、今後も様々なテーマで展開していく予定である。

過去2年の講座回数と受講者数は表7-15のとおりである。

表7-15 ちよつとちよつと講義

実施年度	講座回数	受講者数
平成18年度	3	14人
平成19年度	16	162人

⑤名張の地域文化を語る会

名張の文化や歴史を気楽に話し合える場をというコンセプトのもと平成11年に発足し、研究所主催となった18年度より月1回「まちなか研究室事務室」で勉強会を開催し、半期に1回程度の会報の発行を行っている。会員登録者数は120名程度である。

過去2年の講座回数と受講者数は表7-16のとおりである。

表7-16 名張の地域文化を語る会

実施年度	講座回数	受講者数
平成18年度	4	81人
平成19年度	10	184人

以上、名張学舎を中心に行われた講座の、過去6年の総講座回数と総受講者数は表7-17のとおりである。

表7-17 社会福祉学部・総講座回数と総受講者数

実施年度	総講座回数	総受講者数
平成14年度	43	2,613人
平成15年度	42	2,573人
平成16年度	27	1,188人
平成17年度	53	2,821人
平成18年度	64	1,556人
平成19年度	85	1,914人

【点検・評価】

月例文化講座や地域福祉文化研究所の公開講座は、地域社会の生涯教育への貢献を目

的としており、出席者数からみて着実に市民に定着しており、特に月例文化講座は、皆出席者もみられ、社会福祉への関心の高さも窺える。また月例文化講座は、土曜日開講であることも出席者が多いことの要因のひとつと考えられる。

【改善方策】

今後とも、伊賀地域における高等教育機関として、知的情報の発信施設として、講座の質を高め、講座出席者のニーズにも応えられるよう努力するとともに、広報活動を積極的に行うことで、より広い地域に対しても生涯教育の場を提供し、その責任を果たしていく。

2) 国や地方公共団体等の政策形成への寄与について

・国や地方公共団体等の政策形成への寄与の状況

【現状説明】

ア) 委員の就任

本学教員が国、自治体等の審議会、委員会委員等として活動を行っているが、過去5年間の具体的な例は次の通りである。

《審議会委員（国の機関、地方公共団体等）》

（日本学術会議宗教学研究連絡委員会委員、三重県文化財保護審議会委員、伊勢地区地域審議会委員、伊勢市人権施策審議会委員長、伊勢市情報公開審査会委員、伊勢市個人情報保護審議会委員、伊勢市都市計画審議会委員、伊勢市環境基本計画審議会委員、伊勢市不登校問題審議会委員、津市文化財保護審議会委員、桑名市文化財保護審議会委員、松阪市文化財保護審議会委員、名張市総合計画審議会委員、名張市男女共同推進審議会委員、藤井寺市総合計画審議会委員、社会資本審議会委員等）

《各種委員会委員（国の機関、地方公共団体等）》

国の機関の委員等

（京都家庭裁判所参与員会理事、文化庁近代遺跡詳細調査員、文化庁宗教法人の行う事業調査ワーキンググループ委員等）

自治体史編纂委員等

（三重県、山梨県、伊勢市、名張市、四日市市、亀山市、泉佐野市、和泉市、多度町等）

博物館・図書館等の委員等

（国史跡齋宮跡調査研究指導委員、国文学研究資料館、歴史民族博物館、福井市立郷土歴史博物館、山梨県立博物館、名張市図書館、鈴鹿市図書館、四日市市立博物館

等)

自治体各種委員会委員等

(三重県河川整備流域委員会委員、三重県指定無形民族文化財記録作成事業指導委員、三重県伊賀地域における地域福祉のあり方研究会委員、三重県教職員人材育成検討協議会委員、三重県介護保険審査会委員、三重県メディカルバレー事業評価委員会委員、京都府教育委員会就学指導委員会委員、奈良県人権擁護委員、伊勢市幼児教育振興計画策定委員会委員、伊勢市次世代育成支援対策推進協議会会長、伊勢市町づくり市民会議委員、伊勢市市民憲章協議会委員、伊勢志摩みらいづくり委員会公開審査会審査員、伊勢市民健康会議副会長、北畠遺跡調査指導委員、伊勢国府跡等調査指導委員、伊勢市図書館協議会委員長、伊勢市図書館業務委託選定委員会委員長、伊勢市子ども読書活動推進計画策定委員会委員長、伊勢市国際交流推進協議会顧問、伊勢市生涯学習推進協議会委員、志摩市保育所幼稚園等のあり方検討委員長、名張市文化財調査委員会委員、名張警察署協議会委員、名張市考査委員会委員、名張市職員試験委員会会長、名張市男女共同参画懇話会会長、名張市次世代育成支援行動計画策定委員会委員、名張市地域福祉計画検討委員会委員、名張市公共交通会議会長、名張市男女共同参画推進策定委員会委員、名張市個人情報保護審査会委員、名張市立病院倫理委員会委員、鳥羽志勢広域連合情報公開審査会委員、度会町行政改革推進協議会会長、宇治市特別支援教育推進委員会専門家チーム委員、奈良市教育委員会事務局青少年指導センター適応教室指導員、新潟市地域密着型サービス運営委員会委員、櫛田川流域委員会委員等)

イ) 地方公共団体、関係団体との協定締結について

現在、平成20年度から伊勢市、平成18年度から名張市、平成19年度より「くまの学研究会」と包括的な連携のもと、文化・教育・学術の分野等で相互に機能向上を図り、地域の活性化と人材の育成に努めている。

【点検・評価】

本学のような小規模大学、しかも人文系の大学において、公共団体における政策形成への寄与は、困難を極めるが、各教員の専門性を生かした委員への就任は上記のように数多くあり、地方都市における高等教育機関の役割は果たしている。

さらに協定締結により、協定先との組織的体系的な取り組みをより積極的に推進することが可能となると共に、お互いの十分な意思疎通がこれまで以上に図れるようになり、地域連携や地域貢献がより一層地についた活動として軌道に乗ることが今後期待されよう。

【改善方策】

教員の専門性を生かした委員就任は、全教員が望ましいが、専門性から考えると困難

な面も致し方ないが、どちらかといえば特定の教員に偏る傾向にある。しかしながら、教員それぞれに必ず果たすべき役割はあるはずで、大学から公共団体に発信していく体制作りが必要であり、組織化を目指していく。

伊勢市、名張市とも学舎がある市でもあり、緊密に連携を進めていく統括部署を早急に立ち上げていく。

3) 大学の施設・設備の社会への開放について

- ・ 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

【現状説明】

大学施設・記念施設・保存建物等の整備、管理、活用の状況等については、「第10章 施設・設備等」で詳細に説明することとする。ここでは、社会への開放状況について概観する。

伊勢学舎及び名張学舎の施設貸出件数はそれぞれ表7-18、表7-19のとおりである。

表7-18 伊勢学舎・施設貸出件数

実施年度	施設貸出件数
平成16年度	36
平成17年度	44
平成18年度	39
平成19年度	31

表7-19 名張学舎・施設貸出件数

実施年度	施設貸出件数
平成16年度	42
平成17年度	57
平成18年度	62
平成19年度	18

【点検・評価】

大学施設であるので、使用順位は、本学園の授業、行事、学生活動が優先されるが、本学の教育に差し障りのない限り、社会に開放している。特に、1,000名収容の百周年記念講堂は、市内に同規模の施設がないことから、利用頻度は高く、社会への貢献は果たしていると言える。また、平成19年12月に竣工した記念館は、内部に本格的なお茶室を備えており、これもまた、市内に同様の施設が少ないこともあり、今後の一般からの利用が見込まれる。

ただ、伊勢学舎には駐車場が少なく、外部に開放する場合（特に記念講堂使用の場合）

問題となることがある。

【改善方策】

施設・設備の社会への開放は、今後も積極的におこなう。

伊勢学舎において外部に施設を開放した場合しばしば問題となる駐車場については、学園のスペースの関係からそれを確保することは困難であり、主催団体の協力を得て、理解を求めるしか解決の道はない。

第8章 教員組織

第8章 教員組織

(1) 学部等の教員組織

【到達目標】

- ア 本学の教員組織全体として、建学の精神、大学の理念、学部学科の教育目標についての理解を深め、意識の共有化を促進する。
- イ 私立大学としての財政事情、学生数、学費、大学設置基準及び教育課程などを踏まえた専任教員の適正かつ効率的配置と人的体制の充実及び質の向上を目指す。
- ウ 教育内容を考慮した主要科目への専任教員の適切な配置、時代の変化、社会の要請に対応した教育研究の展開が可能となる教員の配置とそのため柔軟な雇用形態の採用を目指す。
- エ 教育研究活動の活性化と後継者育成の観点から、年齢バランスを考慮した教員人事を実施する。
- オ 充実した教育課程の実現を目指した教員間の連絡調整体制を整備し運営する。
- カ 教員の募集・任免・昇格を規定に則り、公正適切に行なう。

8- (1) - A 教員組織

1) 学部・学科等の理念・目的等との関係における当該学部の教員組織

- ・ 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・ 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

【現状説明】

本学は、明治33年(1890)賀陽宮邦憲王から賜った令旨が、建学の精神として教学の理念・目的となっている。この令旨が昭和37年に現代的表現により、皇學館大學学則第1条に定められ、今日までの本学の教育目標の根幹をなしてきた。しかしながら、今日的な時代の要請に即応すべく、平成18年に、「建学の精神」の更なる検証を経て、その教育の目標を明確にした。すなわち、それは「わが国の歴史・伝統を継承・究明・応用して社会の要請に応える学園の創造」「神道精神に基づく人間性豊かな立派な日本人の育成」「自立心に富み、社会の各領域においてリーダーとして貢献できる人材の育成」である。本学はこうした大学の理念・目的をめざし、文学部4学科、教育学部1学科、社会福祉学部1学科の3学部6学科を有している。そして、各々の学部・学科の理念・目的にそれを反映させて教育課程を編成し、その教育課程実施に必要な教員組織を編成している。

なお、本学では上記の大学の理念・目的を全教員が共有することをめざして、平成18年11月、「皇學館大学 教員の心得」(規程集P413に掲載)が制定された。

本学は平成19年の学校教育法一部改正にあわせ、同年4月1日より新たな教員組織（職名）に整備した。すなわち、従来、「教授、助教授、講師、助手および非常勤講師」であったが、これを「教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤講師」とした。この変更において、従来の助教授を准教授に読み替え、教員キャリアパスの第一段階の職位を助教とし、助教以上が教授指導及び研究業務に従事し、助手は教育研究の円滑な実施に必要な補助的業務に従事することとした。講師については兼任講師のみとし、原則として専任講師は置かない（新たな講師職の任用は行わない）が、経過措置として当分の間、現任の専任講師はそのままとした。助教・助手については任期制とし、助教の任期は2年（原則として2回更新、通算6年上限）、助手の任期は3年（原則として1回更新、通算6年上限）とした。

本学では、大学・大学院の教育・研究環境の充実・向上と教育研究活動の活性化を図ることを目的として、教員の多様な任用制度「特任教員」（現任5名）「客員教授」（現任2名）を設けてきた。これを平成20年度より、「特別招聘教授」（教育目標達成のため貢献が期待できる著名人及び学識経験者）、「特命教員」（教育研究の充実・向上を図るため、特に担当業務及び任期を定めて招聘する教員、現任4名）、「特別教授」（本学を停年退職した教授で、学術研究・教育水準の向上のため再雇用された者）として、細部の諸条件を含め規定化が進められている。これらは平成20年度の教育学部開設及び平成21年度から実施される停年制（65歳停年）導入に対応する多様な任用形態として、新たに整備し直されたものである。

このうち、教授、准教授、助教（当面は講師も）は自大学における教育研究に専任することとなっている。他大学・研究機関への出向については、「皇學館大学教育職員の勤務の特例に関する規則」において、授業及び校務に支障のない範囲において、学長の承認を得て1週間に1日（曜日指定）勤務場所を離れて、研究・研修を行うことができると定めており、その日を当てることとしている。

従来の「特任教員」・「客員教授」、新たに設けられた「特命教員」・「特別教授」については、それぞれの規程に従って校務に従事するが、基本的には担当科目の教育に専念することとなっている。「特別招聘教授」については、併任が認められている。

また、助手の場合は、校務に支障のない範囲において、学長の承認を得て1週間に1日（曜日指定）勤務場所を離れて、職務向上のための研修を行うことができると定めている。なお、平成20年度から助手制度が変更されたが、旧制度による助手については、校務に支障のない範囲において、学長の承認を得て1週間に1日（曜日指定）勤務場所を離れて、研究を行うことができるとなっている。

平成20年5月1日現在の、大学院、学部・学科、附置研究所等の専任教員数、設置基準上必要教員数、在籍学生数、専任教員1人当たりの在籍学生数、兼任教員（非常勤教員）数は、大学基礎データ【表19—1・2・3】に示した通りである。

専任教員として、文学部は47人（うち特任1人）のほか神道学科に助手1人、教育学部は7人（うち特任2人）、社会福祉学部は35人（うち特任6人）のほか助手4人を有している。

このほか、附置研究施設の神道研究所に2人の専任所員（教員）ほか助手1人、史料編

纂所に3人の専任所員(教員)、神道博物館に1人の館員(教員)と助手1人、館史編纂室に助教1人が配置されている。

専任教員1人当たりの学生数は、【表19—2】に示した通りである。文学部は40.8人、社会福祉学部は20.5人、教育学部35.0人となっている。全学的にみたST比は、(全学生数)2,880人÷(学部専任教員数)89人=32.4人である。

以下、学部別に現状を説明する。

<文学部>

文学部は従来5学科による学部構成であったが、平成20年4月に教育学部を改組して教育学部教育学部を創設したので4学科構成になった。これによって文学部教育学部の教員が一部教育学部教育学部へ移籍し、今後完成年度までに漸次移籍させていく計画である。しかし、他の4学科の教員組織に変更はなく学部・学科の目的を遂行できるようになっている。

平成20年度の文学部の専任教員は、神道学科においては教授7人、准教授1人、助手1人、国文学科においては教授4人、准教授4人、講師2人、国史学科においては教授5人、准教授1人、講師2人、コミュニケーション学科においては教授7人、准教授1人、講師2人で、いずれの学科においても設置基準上必要な専任教員数を満たしている。なお、教育学部は4月に改組して教育学部教育学部を発足させたことに伴い、教授2人、講師1人が教育学部に配置換えになり、現在は教授5人、准教授5人、講師1人である。

文学部の学科ごとの専任教員1人当たりの学生数は、神道学科42.1人、国文学科44.9人、国史学科51.0人、コミュニケーション学科32.4人で、国文・国史学科の数値が比較的高くなっている。

<社会福祉学部>

社会福祉学部社会福祉学科は、社会福祉士国家試験の受験資格の取得を柱とし、併せて保育士資格の取得、中学校社会科教員、福祉科教員の養成をめざした教育課程を編成し、それを可能にする教員組織を編成してきた。平成20年4月からこれを拡充して、幼稚園教員養成を加え、教員組織の充実を図った。一方、社会福祉学部は、その理念・目的により、実習教育を重視するとともに、教育の質を確保するために、可能な限り少人数教育をめざしている。平成20年度の専任教員は、教授17人、准教授13人、講師4人、助教1人の35人で、専任教員1人当たりの在籍学生数は20.5人である。

なお、社会福祉学部社会福祉学科が1学部1学科で35人という専任教員数を有するのは、距離的に離れたキャンパスが2箇所にある場合の、大学設置基準が定める学部の種類に対応した教員配置と大学全体の収容定員に対応した教員配置を行っているためである。

<教育学部>

教育学部は平成20年4月に文学部教育学部を改組して開設されたもので、文学部教育学部の理念・目的を継承しつつあらたな社会的要請に応じて教育の一層の充実を図っている。

教育学部教育学科は文学部教育学科で行ってきた小学校教員と幼稚園教員の養成を継承しつつ、新たに中学校・高校の保健体育教員の養成と保育士養成を加えて充足し、免許状や資格取得に必要な教科担当の教員を多く揃えている。また、教育学関係の教員も学科の基本的な形として相当数配置している。ただし、現時点では過渡期であり専任教員数も7名となっている。完成年度の平成23年度には教員組織は23人の教員で構成されることが決定している。

現在の専任教員は7人の内訳は、教授が6人、講師が1人である。また、専任教員1人当たりの在籍学生数は35人である。

【点検・評価】

教員組織が大学の理念・目的を実現するのに相応しいものであるかは、大学設置基準に基づく必要教員数をどの程度満たしているかが点検・評価の基本的な尺度となる。学部・学科に配置されている平成20年度の専任教員数と大学設置基準との比較は、上掲の大学基礎データの表の通りである。いずれの学部・学科も基準教員数を十分満たし、適正に配置されている。

専任教員1人あたりの学生数については、大学基準協会が「平成20年度大学評価 評価に際し留意すべき事項」の「8 教員組織」で示している「標準」（人文・社会系であって卒業論文を必修として課している学部においては40名以内）に照らしてみると、卒業論文（卒業研究）を課している文学部および教育学部ともにほぼ適正な数値である。ただし、文学部に関しては、国文学科、国史学科において若干の問題点を残している。

文学部の教員は学科の専門科目に関わるだけでなく教育学部との共通科目の一部をも担当している。このことにより、学部の理念・目的を教育学部にも反映させることが可能になる教育課程を編成し、そこに相応しい教員配置がなされていることが長所といえる。また、専門科目においても文学部の理念や目的に即した教育課程を編成し、それに適合する教員配置を行うことによって、各学科がそれぞれの独自性や特徴を生かした教育を行っている。

今年度新設した教育学部は、平成20年5月現在、学生は1年次生のみで、2年次生以上の学生は文学部教育学科に属している。そのため完成年度を迎える平成23年度までは、文学部教育学科教員が漸次年度を追って教育学部に移籍する予定で、現在はその過渡的段階にある。

社会福祉学部は基準教員数を大幅に上回っており、特に教員1人当たりの学生数は20人と、かなり少数である。これは昨年・今年度と入学定員を満たしていないことから生じた数値であり、大きな問題となっている。このまま数値が改善されない場合、大学運営において財政上の許容範囲を大きく超えることが明らかであり、早急に必要な対策が必要状況である。

本学には独自の特色ある研究所、博物館等を附置しており、そこには併せて7名の専任教員と助手2名が配置されている。これは本学のような小規模校にあっては充実した人員配置であるが、学術研究面においても後世に残る研究事業を組織的に推進し独自の貢献を

すること、及び後進の育成をはかることを使命としており、それが建学の精神の具現化に他ならないとの認識によるものである。ただし、小規模で厳しい学園財政のなかで、このような教員配置が次第に困難となりつつあることも事実である。平成 24 年に迎える大学創立 130 周年記念事業における学術研究部門の一角を担う研究編纂事業が完結すれば、その時点で従来の長所を生かしながら、学部教育との密接な連携を視野に入れた新たな体制を再構築する必要があるだろう。

【改善方策】

上記のように、①社会福祉学部を中心とする改組改編、②附置研究所の改編が、当面する課題である。これらの改革が進行するにともなって教員組織の改編も行われることとなる。ただし、現在のところいずれもその最終的な青写真は未定である。②については拙速を避け、ここ 2～3 年の間に結論を得るべく検討を進める予定である。しかし①については、教学改革・経営革新プロジェクトを立ち上げ鋭意検討が進行中で、平成 20 年度中にその結果が明らかになる予定である。その場合の基本方針は、建学の精神や理念・目的に基づきその具現化を図るものであること、同時にあくまでも本学の学内的な事情によるものではなく、時代の変化と社会の要請に応える内容とすること、現時点では大幅な改組改編ではなく届け出でできるものとする、が確認されている。

文学部の国文学科・国史学科における専任教員 1 人当たりの学生数の多さについては、全学的な財政運営上の問題もあるが、①の改革成果を慎重に注視しながら、可能な限り適正数値に近づけるよう入学生数を抑えるか、配置転換か新採用人事により増員を図る。

2) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

- | |
|----------------------|
| ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況 |
|----------------------|

【現状説明】

開設授業科目における専任教員の配置状況と専兼比率は、大学基礎データ【(表 3)、(表 19—2)】の通りである。教員の実数のみで見ると学部専任教員は 89 名 (41. 0%)、兼任教員は 128 名 (59. 0%) である。これを開設授業科目数との関係で見ると、全開設授業科目における専兼比率は、各学部とも専門科目 (必修科目、選択必修科目) における専任教員の比率は高い。文学部 83. 1% (神道学科 94. 8%、国文学科 92. 9%、国史学科 80. 4%、教育学科 74. 2%、コミュニケーション学科 77. 8%)、教育学部 100%、社会福祉学部 74% である。それに比して共通教育科目は、文学部・教育学部で 66. 6%、社会福祉学部で 89% と、兼任教員の比率が高くなっている。

上記のように、文学部・教育学部では各学部学科の特色を示す「専門科目」では可能な限り専任教員を配置するように努めている。特に少人数の演習の教育に力を入れ、担当者は極力専任教員を配置している。さらに「共通科目」においても専任教員が担当する科目を配置し、導入教育の一環として配置している授業科目である「初学び」には指導教員体制をとって学生の所属学科の専任教員がそれぞれ担当している。なお、「一般教養科目」群

の「伝統の心と技」やキャリア教育の授業科目である「人生と仕事」などでは、その授業科目の性格から大学を含む各分野における著名な人材を積極的に活用して展開する方針から、兼任教員が大きな役割を果たしている。他にも兼任教員は、語学教育、資格取得課程教育において専任教員では時間的・物理的にも専門内容的にも担いきれない場合に採用している。

社会福祉学部でも「教養科目」に専任教員が担当する科目を配し、「専門科目」には可能な限り専任教員を配置するよう努めている。また、基礎教育にかかる科目である1年次のキャンパスセミナーについては、全専任教員が複数名の学生を担当している。

【点検・評価】

専任教員と兼任教員の授業担当割合の比率は、総合的に判断して適切であり、各学部学科の主要な科目については、そのほとんどを専任教員が担当しているため、問題はないと考えられる。本学の当初からの教育理念を遂行する上で、優れた長所を保持した教員配置がなされていると評することができよう。

【改善方策】

学生に本学の特性を生かした幅広い多様なカリキュラムを提供しながら、主要科目については専任教員が責任をもって開講するという基本体制を堅持していく。開講科目の種類や開講数、科目担当教員の専兼の別については、学部学科の理念と教育目標、時代の変化や社会の要請と課題、学生の自主的選択度、科目最適者の採択という観点から絶えず見直し、不断の点検と評価を行って行かねばならないと認識している。

3) 専任教員の年齢構成

- | |
|-----------------|
| ・ 教員組織の年齢構成の適切性 |
|-----------------|

【現状説明】

平成20年度現在の学部、大学院研究科及び附置研究所等の専任教員の年齢構成と年齢別構成比率は、【表21】に示した通りである。

学部別に見るならば、文学部の専任教員の年齢構成は、31歳～35歳が3人(6.4%)、36歳～40歳が5人(10.6%)、41歳～45歳が4人(8.5%)、46歳～50歳が10人(21.3%)、51歳～55歳が7人(14.9%)、56歳～60歳が10名(21.3%)、61歳～65歳が6人(12.8%)、66歳～70歳が2人(4.3%)である。

社会福祉学部の専任教員の年齢構成は、26歳～30歳が1人(2.9%)、31歳～35歳が2人(5.7%)、36歳～40歳が3人(8.6%)、41歳～45歳が7人(20.0%)、46歳～50歳が2人(5.7%)、51歳～55歳が6人(17.1%)、56歳～60歳が8人(22.9%)、61歳～65歳が4人(11.4%)、71歳以上が2人(5.7%)である。

教育学部の専任教員の年齢構成は、26歳～30歳が1人(14.3%)、31歳～35歳が1人(14.3%)、51歳～55歳が1人(14.3%)、61歳～65歳が1人(14.3%)、66歳～70歳が

2人(28.6%)、71歳以上が1人(14.3%)である。

文学部は30歳～70歳までの教員が各年齢層にほぼ適切に配置されている。本学の停年は従来70歳であったが、平成17年に65歳停年制を制定、平成21年度より実施することとなっており、現在はその移行期間にあたっている。社会福祉学部も26歳～65歳までの教員が年齢層ごとにほぼ適切に配置されているが、71歳以上の教員が2人在籍している。これは、大学院研究科の維持を主要な理由とした特任教員としての配置である。教育学部は平成20年開設された新学部で、その年齢構成には偏りがあるが、現在文学部教育学科に所属している教員は完成年度(平成23年)までに順次教育学部に移行するとともに、新任の教員採用が予定されており、教育学部の全教員体制が整う時点では、この年齢構成は均衡の取れたものとなる予定である。

神道研究所、神道博物館、史料編纂所、館史編纂室の教員は、20歳代～50歳代であり、業務の推進と後進養成の意義も担った年齢構成となっている。

【点検・評価】

上記のように、全学的な年齢構成はほぼバランスがとれており、計画的な人事が行われてきた結果であると評価することができる。

教育学部は設立認可を受けた当初のスタッフが、完成年度までは65歳以上でも在籍することとなるが、その後は原則として高齢の教員は存在しなくなる予定である。

【改善方策】

現在の専任教員の年齢バランスは概ね良好であり、平成21年度からの65歳停年制の実施に伴ってさらに改善が進むこととなる。また学部ごとに中長期(5年先、10年先)の教員人事計画が立てられており、常勤理事会の承認を得て実施することとなっている。理事会側と教学側が共通理解の上で進められており、ここ数年に進められてきた改革で教員の年齢構成に関する問題点はほぼ解消したと認識しており、今後、規定と人事計画に則った公正適切な運用を心がける。

4) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整

- ・ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状説明】

教育課程の編成目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整は、伊勢学舎においては、「文学部・教育学部合同教授会」を中心に行っている。具体的には、両学部長および各学科主任で構成する「両学部総務委員会」において、学科主任が各学部「学科会」において所属の教員間の連絡調整を図り、意見を取りまとめた内容を審議し、合同教授会へ上程して審議・決定する。その際に、各学部長を含め各学科教務委員から構成される「文学部・教育学部合同教務委員会」において協議された内容のうち、教授会において審議決

定すべき内容と判断された事項は、総務委員会でも審議し、教授会に諮られる。教務委員会において、教授会で審議するに及ばない報告事項と判断した内容は、各学科会で教務委員から学科教員に報告して周知をはかることとなっている。教育課程の編成目的を具体的に実現するための内容は、多くは教務委員会で最初に検討されるが、その内容によって教授会審議事項と、各学科会での報告事項に弁別して連絡調査が図られる仕組みになっている。

社会福祉学部は1学部1学科であるため、連絡調整は簡便な仕組みである。具体的には学部長および総務委員会を構成する委員が学部所属教員の連絡調整を図り、意見をまとめた上で、教務委員会をはじめとする関係各委員会で審議し、学部教授会へ上程して審議・決定する。

文学部・教育学部（伊勢学舎）と社会福祉学部（名張学舎）との間の連絡調整については、大学教務委員会において行っている。

【点検・評価】

教育課程編成目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整は、上記のような手順をとり、円滑に機能している。

【改善方策】

学部の改組改編の検討が進む中で、3学部一体となった連絡調整が図られる体制をさらに整備していく。

8－（1）－B 教育研究支援職員

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 実験・実習をともなう教育、外国語、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性・ 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性・ ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用性の適切性 |
|--|

【現状説明】

現在、文学部では、神道学科に祭式行事作法や神務実習など授業を補助するとともに学科事務、授業準備資料作成補助のために助手1名を、教育学部に理科の実験実習指導の補助のために実験実習助手を非常勤の雇用形態で1名置いている。コミュニケーション学科に置かれた事務助手1名は、外国語教育を推進する上で授業資料作成補助や機器の準備などを行っている。また情報処理センター職員が情報処理室の機器管理を行うとともに、様々な情報機器を利用した授業展開、講習講演会等に機器の操作を補助している。その他、博物館学芸員課程の授業のための物品等の準備に、神道博物館助手が補助している。

社会福祉学部では、実習の補助のために専任の助手4人を置いている。語学教室には機器管理と機器操作の補助をする担当職員がひとりいる。また、情報処理室のほか様々な情報機器の管理には、情報処理センターの職員がひとり配属されている。

なおこの項目で教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係やティーチング・アシスタント（TA）の制度化やその活用についても記すこととする。教育研究支援職員としては各学科研究室に配置されている事務助手（神道学科のみ教員助手）が学務課から派遣された職員として、学科の教育活動全般にわたって支援する体制をとっている。科学研究費などの外部資金の申請、獲得、運用や学内の個人研究費、特別研究費、学術振興基金の取り扱いについては、総務課や会計課が事務的な支援を行っている。

また大学院生に教育的配慮の下に実験、実習、演習等の教育補助業務を行わせる「皇學館大学ティーチング・アシスタント実施規程」を平成16年に制定し、教育効果の充実向上を図っている。また同年に、学術研究の推進に資する研究支援体制の充実のために「皇學館大学リサーチ・アシスタント実施規程」を制定し、本学が行う研究プロジェクト等の研究補助を行わせている。これらは同時に、若手研究者の養成・確保を促進することや大学教育の指導者としてのトレーニングの機会提供を図る意図や大学院生の処遇改善に資する狙いも持っている。特にリサーチ・アシスタントは、研究所が行う研究プロジェクトの研究補助として有効に活用されている。

【点検・評価】

実習にともなう教育を実施する人的補助体制は、必要欠くべからざる部署に最低限の員数が配置されているのが現状である。とりわけ教育研究支援職員については、実験・実習を伴う教育が多い文学部教育学科や教育学部教育学科を中心に整備が不十分である。しかし、各学科研究室に配置された事務助手は、各学科の教育活動全般を補助して極めて有効に作用している。

ティーチング・アシスタントについては、制度は整っているがその実施運用例が少ない。これは教員間において実施方法に関する共通認識が定着していないことが一つの要因と思われる。リサーチ・アシスタントは有効に活用され、成果を挙げている。

【改善方策】

教育研究を実施する人的補助体制は、全般的に整備され有効に作用しているものの、整備が不十分な部署がある。本年新たに設置され教育学部は平成23年の完成年度に向かって教育内容が豊富になり充実の度を加えてくるが、とりわけ文学部教育学科にはなかったスポーツ健康科学コースや幼保一元化を目指した幼児教育コースが新設された部署には、その教育課程に実習、実験的要素が含まれるから、教育補助の人的支援の整備が必要である。

またティーチング・アシスタントの活用についても、教育開発センターや大学院研究科委員会等で早急に検討を進めることとする。

8－（1）－C 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性・ 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況 |
|--|

【現状説明】

専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続については、「学校法人皇學館任免規程」「皇學館大学教員選考規程」等において規定し、これに基づいて運営している。

①専任教員の任免及び異動

専任教員の任免及び異動については、「学校法人皇學館任免規程」において学長の申請に基づいて理事長が行うと定めている。

②専任教員の募集

学部専任教員の募集は、「皇學館大学教員選考規程」において、公募または学内推薦によって行うことが定められている。

③専任教員の新規任用の審査等

専任教員の新規任用の審査手続きについては、「皇學館大学教員選考規程」において以下のように定められている。

(ア) 学部長、研究科長又は附置機関の長（以下、学部長等という。）は、当該学部、研究科又は附置機関において教員を任用しようとする時は、教授会、研究科委員会または運営委員会（以下、教授会等という。）の決定に基づいて、常勤理事会の議を経て学長に候補者の募集を依頼する。

(イ) 学長はこの依頼を受けて候補者を募集する。

(ウ) 学長は得られた候補者を学部長等に通知する。

(エ) 学部長等は教授会に設置する教員資格審査委員会に候補者の審査を委嘱する。ただし、助手を任用する場合は、当該学部等の人事委員会又は運営委員会の議をもってこれに変えることができる。

(オ) 学部長等は教員資格審査委員会の審査結果および教授会の決定に基づき、学長に候補者の任用を上申する。なお教授会の決定は、構成員の4分の3以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成を必要としている。

(カ) 学長は、上申を受けて、理事長に候補者の任用を申請する。

④専任教員の昇任の審査等

教員の昇任の審査手続きについては、「皇學館大学教員選考規程」において以下のように定められている。

(ア) 昇任候補者の選定を当該学部の人事委員会、研究審議委員会又は編纂審議委員会が行い、必要な審査資料を具して、学部長等がこれを教授会に提案する。また、これにかかわらず、専任教員は昇任候補者を当該学部の人事委員会に推薦することができるものとしている。

(イ) 学部長等は教授会に設置する資格審査委員会に候補者の審査を委嘱する。

(ウ) 学部長等は教員資格審査委員会の審査結果および教授会等、人事委員会又は運営委員会の決定に基づき、学長に候補者の昇任を上申する。なお教授会等の決定は、構成員の4分の3以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成を必要としている。

(エ) 学長は、上申を受けて、理事長に候補者の昇任を申請する。

⑤専任教員の任用および昇任の選考基準

教員の任用および昇任の選考基準については、「皇學館大学教員選考規程」等において以下のように定めている。

(ア) 本学の建学の精神及び教育方針を尊重し、推進する熱意を有し、併せて人格、識見に優れ、教育・研究上の能力を有すると認められる者の中から選考する。

(イ) 教授の任用および昇任の選考基準は、大学准教授または助教授としての経歴が、原則として6年以上あり、教育上、研究上または実技・実務上の能力が特に優れている者、またはこれと同等以上の能力および学識経験があると認められる者としている。

文学部では、文系分野の教授については、専門研究書（単著）の有無を最も重視し、あわせて博士の学位の有無を考慮することとし、理系及び実技実務系分野の教授に関しても、相当する基準で判定することとしている。

(ウ) 准教授の任用および昇任の選考基準は、大学助教または講師としての経歴が、原則として3年以上であり、教育上、研究上または実技・実務上の能力が特に優れている者、またはこれと同等以上の能力があると認められる者としている。

(エ) 助教の任用の選考基準は、修士の学位を有し、教育上、研究上または実技・実務上の能力が特に優れている者、またはこれと同等以上の能力があると認められる者としている。

(オ) 助手の任用の選考基準は、学士の学位を有する者、またはそれと同等以上の能力があると認められる者としている。

(カ) 美術・音楽・体育等実技系分野を専門とする教員の任用基準については、大学設置基準第14条の規程に基づいて「芸術体育等担当教員の任用基準の解釈運用についての覚書」を定め、これに基づいて任用を行っている。

⑥昇任に関わる研究教育業績評価基準

昇任に関わる教育上、研究上の能力を判定する業績の判定基準について「文学部・教育学部教員昇格に関わる業績についての覚書」を定めて、客観的な業績評価判定基準をもって運営している。

⑦任期制等

任期制等については、「大学の教員の任期に関する法律」に基づいて定めた「皇學館大任期制教員の任用に関する規程」および「皇學館大学特命教員規程」で規定している。

「皇學館大学任期制教員の任用に関する規程」では、助教および助手を任期制教員とする。助教の任期は2年とし、2回限り更新することができる。助手の任期は3年とし、1回に限り更新することができるものとする。助教の任期の更新にあたり、任用期間中の教育・研究業績等を審査するものと定めている。任期教員の任用は「学校法人皇學館任免規程」「皇學館大学教員選考規程」を準用するものと定めている。

⑧免職

解任される場合の該当事項と手続きについては、「学校法人皇學館任免規程」で定めている。

【点検・評価】

教員の採用、昇任は規程に基づいて厳格適正に運用されており、規程と運用の間に齟齬といった問題はない。教員の選考基準・手続きともに規程で基本的に明確にされており、その規程内容も極めて妥当なものである。

美術・体育・音楽等の実技系の分野を専門とする教員の業績については、実技にかかわる実績を加算すること等に至るまで明確に規定している点も長所である。

しかしその一方で、資格基準について、研究上の能力に限らず、教育上の能力、あるいは実技にかかわる実績を認めながら、実際の審査では、ややもすれば研究業績が偏重される傾向があるのは否定できない。これは、教育上の能力及び教育実績の判定基準を明確に規程化できていないことに問題点があると考えられる。また、実務経験を業績として評価するとしながら、それが明確な基準として規程化されていないことも問題である。

【改善方策】

現行の制度を適切に運営していくことが基本方針である。

ただし、採用・昇任人事にあたり研究業績以外の業績が軽視されがちである点は改善する必要がある。その必要性は以前から認識されていたため、教授用教科書や参考書・資料集などの作成が評価対象となり、その結果、それらの積極的な作成が促されることとなった。また授業内容そのものに対する評価については、学生の授業評価アンケートの内容も参照することとなった。それにもかかわらず、教育業績の客観的評価の基準を立てるのは、難しい点が残る。単に授業だけでなく研究会やクラブ等の指導、担任、指導教員としての力量なども含めた総合的な教育力が問われるからである。真の教育業績評価方法とはどうあるべきかという問題は、今後とも継続的に模索していかなければならない。これは、困難な作業となることが予想されるが、合意を得た事項から実施運用してゆくこととする。

なお、教育現場での実務経験を持つ者を採用する場合の実務経験を判定する資格基準の規程化は、一定の基準が見出されると予想されるから、できるだけ速やかに実現していく。

8－（１）－D 教育・研究活動の評価

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性・ 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性 |
|--|

【現状説明】

本学では、教員の研究教育業績を随時随意に検証できるようにするために「皇學館大学研究教育業績データベース」を設けている。その研究教育業績データベースの内容は、研究、教育、社会貢献及び履歴（学歴、学位、職歴、職位、担当科目）の3項目からなっており、それぞれ具体的詳細に入力基準が定められている。その基準は可能な限り、全国的通用性を保持した水準で定められたものとなっている。そして、データベースの内容は学内全教職員に対してウェブベースで公開され、学外に対しては代表的業績のみをインターネットで公開している。また、教員の教育研究活動について客観的評価となるように、教

育研究業績のポイント化を行うシステムを導入している。なお、このシステムの導入経緯等については、「第6章 研究環境」の冒頭部において記述している。

こうしたシステムの導入は、第1に教員自ら主体的に自身の教育、研究、社会活動などを自己点検評価し、向上するためであり、第2に教員個人の問題のみでなく、これを大学全体として教員活動の現状を把握理解し分析して、その結果を大学全体としての教育・研究・社会活動力を高めるためである。

このシステムが導入されてからは、これに蓄積されたデータを、教員の昇任人事、資格審査判定の際の客観的な業績評価判定基準として活用している。

【点検・評価】

教員の教育研究活動についての評価に、上記のシステムを用いることによって、客観的な評価が可能となった。少なくともそれに大きく近づいたことは確かである。

この目的を達成していくためには、正確かつ継続的なデータ入力为前提となる。データに対する信頼性が確保されなければならないからであるが、そのため詳細な入力基準と操作マニュアルが別に用意されている。ただその入力判断は結局のところ入力者教員自身にあるため、適正なデータであるかどうかの検証システムを整えておく必要がある。

このシステムで未完なのは、教育業績についての評価基準が十分ではないことである。教育活動の中心となる授業に関しては、春学期と秋学期に1回ずつ授業評価アンケート調査を実施し、このアンケート結果を自己点検評価や授業改善に役立てる資料として授業担当教員に返却するとともに、全教員が閲覧可能なように各学科研究室に備えられている。

この授業評価アンケートをどのように教員評価に活かしていくかを含めて、教育業績の評価基準について引き続き検討していくこととなる。

【改善方策】

課題は、①「皇學館大学研究教育業績データベース」の信頼度、精度を高めること、②教育業績の評価基準を確立すること、の2点である。①についてはデータを検証する体制作りとその検証を定期的継続的に実施するための検討に入る。②については、授業を中心とした総合的な教育業績評価の基準作りを進めていく。

(2) 大学院研究科の教員組織

<全研究科>

【到達目標】

- | |
|---|
| ア 教員の効率的配置と教育研究の質の向上・充実に向けた人的体制を目指す |
| イ 時代や社会の変化・要請に即応した新たな教育研究領域への展開、更には高度かつ多様な教育研究の推進を可能とする教員を確保するために、柔軟な雇用形態を積極的に採用する。 |
| ウ 他の教育研究組織・機関等との人的交流を活性化させる。 |

8-(2)-A 教員組織

1) 教員組織の適切性、妥当性

- ・ 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

【現状説明】

本大学院は、神宮皇學館大学の建学の精神を継承して、わが国の歴史と伝統に基づく文化を究明し、洋の東西に通ずる道義の確立を図り、祖国愛の精神を涵養するとともに、社会有為の人材を育成することを使命とし、文学研究科に博士前期・後期課程 3 専攻、修士課程 1 専攻、社会福祉学研究科に修士課程 1 専攻を設置している。

大学院の教員組織は専任教員と兼任教員で編成している。専任教員は文学研究科において 23 人、社会福祉学研究科において 10 人である。

教員と各研究科在籍学生との数を対比すると、文学研究科においては教員 22 人に対して大学院生（博士前期課程・修士課程および博士後期課程）38 人、社会福祉学研究科においては教員 8 人に対して大学院生 15 人である。

以下、研究科ごとに記述する。

<文学研究科>

文学研究科は、博士課程 3 専攻（神道学専攻、国文学専攻、国史学専攻）と修士課程 1 専攻（教育学専攻）とで構成されており、各々の専任教員は、神道学専攻 7 人、国文学専攻 5 人、国史学専攻 5 人、教育学専攻 5 人の計 22 人で構成されており、各専攻には大学院設置基準上の必要教員数が確保されている。また、文学研究科の在籍大学院生数は 38 人、専任教員一人当たりの在籍学生数は 1.7 人で、少人数教育が可能となっている。

教員の年齢構成は、46 歳～50 歳が 5 人、51 歳～55 歳が 1 人、56 歳～60 歳が 7 人、61 歳～65 歳が 5 人、66 歳～70 歳が 2 人、70 歳以上が 2 人である。

文学研究科は、文学部を基礎にして設けられている。そのため、教員組織は学部の専任教員が兼担し、ほとんどの授業科目を担当しているが、兼任教員が担当できない分野や領域にかかわる授業科目の場合には、学内の研究機関および学外の大学院や研究機関から兼任教員あるいは兼任教員を招聘して担当してもらっている。兼任教員の数は 11 人で、専任教員の割合は 67.6%である。

<社会福祉学研究科>

社会福祉学研究科は修士課程 1 専攻（社会福祉学専攻）で構成されている。本研究科の専任教員は 8 人、在籍大学院生数は 15 人で、教員 1 人当たりの大学院生数は 1.9 人である。従って、大学院設置基準上の必要教員数が確保されている。教員の年齢構成は、41 歳～45 歳が 2 人、51 歳～55 歳が 2 人、56 歳～60 歳が 2 人、71 歳以上が 2 人である。

【点検・評価】

文学研究科の各専攻は基本的にその教育課程に対応した教員組織を配置していると評

価できる。ただし、教育学専攻では大学院学生の収容定員数に対して在籍者数が少なく（3人／16人）、学生数に対する教員数のアンバランスが見られる。

社会福祉学研究科は基本的にその教育課程や在籍大学院生数に対応した教員組織を配置していると評価できる。ただし、教員の年齢構成で70歳以上の教員が2人いるのは、当該分野に得難い人材であることによるものであるが、今後の検討課題である。

【改善方策】

教員の配置については、いわゆる大学院教育充実化の問題と密接に関わっており、大学院専任教員の配置によって専門教育の充実を図ることも検討される必要がある。平均年齢構成は比較的若いですが、文学部と兼担のため、現在そのまま推移すると平成19年度から数年間は、停年（教育職員は65歳）による交替人事が続くことが予想される。このときに、年齢層が偏らないよう、「皇學館大学大学院担当教員選考規程」に定められた選考基準を遵守し、本学の建学の精神及び教育方針を尊重し、推進する熱意を有した高度の教育研究上の指導力と人格・見識のある人材を招聘できるよう努める。

教育学専攻の学生の在籍者数が少ないことについては、同専攻の現行の理念・目的に沿いながら学生の希望の調査に基づきそれに対応した教育課程の改訂を進める必要があるが、それに伴って教員組織の改訂を進めたい。また、教育学部が開設されたので、これに対応して現行の教育学専攻を改組して、教育学部を基礎にした大学院の設置を計画しているので、その計画の中で学生に魅力ある教育課程を用意し、学生数と教員数のアンバランスを解消していきたい。

社会福祉学研究科において70歳以上の教員がいることは早急に改めていきたい。

2) 組織的な教育のための教員の適切な役割分担および連携体制

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況 |
|---|

【現状説明】

第3章の「大学院研究科の教育課程」の項で述べたように、文学研究科においては、各専攻を横断したような形の組織的な教育課程は整備されていない。したがって、そのような体制における役割分担や連携は特になされていない。研究科全体にかかわる教育上の問題がある場合には、担当教員全員が出席する文学研究科委員会において検討がなされる。

各専攻においては、専攻の教育体制を統括する「世話役」を置き、その指示によって入試業務、修士論文・博士論文の審査業務等を役割分担している。また、教員一人あたりの学生数が比較的少数であることもあり、個々の学生には目が行き届いているので、全教員が随時学生についてお互いに情報を交換している。

社会福祉学研究科においては、研究指導教員の担当する演習科目と副研究指導教員の担当する特講科目を履修することを義務づけており、必ず研究指導教員と副研究指導教員の2名の指導を受けることとなっている。両教員は、指導のために密接に連絡を取り合い、

適切な指導をおこなっている。また、研究指導を多面的な角度から行なうため、年に2回合同ゼミを実施しており、全大学院担当者がそれに参加して、その指導にあたる仕組みをとっている。

【点検・評価】

文学研究科の教育課程が改められ、各専攻の教育内容が研究科全体の中に新たに位置づけられた場合には、現行の文学研究科委員会の検討のみでは解決できない問題が生ずる可能性がある。

社会福祉学部の複数指導教員制、合同ゼミは有効に機能していると評価できる。

【改善方策】

文学研究科の新たな教育課程の構築作業が進んでいるが、この作業自体において各専攻間の連携がなされており、今後、この経験を活かしながら、役割分担を明確にして、連携を深めてゆく。

8 - (2) - B 教育研究支援職員

- ・ 大学院研究科における研究支援職員の充実度
- ・ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- ・ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

【現状説明】

本研究科では研究支援職員は置いていない。ティーチング・アシスタント（TA）については、大学教育の充実及び大学院生の指導者としてのトレーニングの機会提供を図るために、「皇學館大学ティーチング・アシスタント実施規程」を定めて運営・実施している。ティーチング・アシスタントの職務内容は、学部又は大学院修士課程若しくは博士前期課程の学生に対する実験、実習、演習等の補助業務に従事する。但し、大学院修士課程若しくは博士前期課程の学生であるティーチング・アシスタントにあつては、学部学生に対する教育補助業務に限るものとしている。なお、ティーチング・アシスタントの指導は、皇學館大学の専任教員が行うこととしている。

一方、リサーチ・アシスタントについては、本研究科に限らず本学全体の学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するために、大学院博士後期課程に在学する学生を、本学が行う研究プロジェクト等に研究補助者として参画させることを趣旨として、「皇學館大学リサーチ・アシスタント実施規程」を定めて運営・実施している。

しかし、現在までのところ、大学院の教育研究にティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントが任用された実績はない。

【点検・評価】

教育研究支援に専従する職員を配置しておらず、兼務する職員も置いていない。大学院生に対するきめ細かい指導の展開のためにも、また科学研究費による研究、学外諸機関との共同研究など研究の内容・規模の多様化への対応のためにも支援する体制の未整備は問題である。

【改善方策】

平成20年6月に開設した教育開発センターは教員の教育研究支援をも事業として推進することになっているので、その組織的整備を含めて教育研究支援体制の整備を検討していきたい。

8-（2）-C 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

- ・ 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状説明】

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格については「学校法人皇學館任免規程」、「皇學館大学大学院担当教員選考規程」、「文学研究科委員会規程」、「社会福祉学研究科委員会規程」に基づいて実施・運営されている。「皇學館大学大学院担当教員選考規程」は募集・任免・昇格の基準を「選考基準」と「資格基準」に分けて規定し、「選考基準」について「皇學館大学の建学の精神及び教育方針を尊重し、推進する熱意を有し、並びに高度の教育研究上の指導能力、人格及び識見を有すると認められる者から選考するものとする。」と定めている。「資格基準」については、博士前期課程・修士課程あるいは博士後期課程の研究指導補助教員および研究指導教員について「教育研究業績又は、実務教育上の指導能力のいずれかの能力を有する者とする」とする研究教育上の業績基準と教授・准教授（助教授）の経験年数をもって資格審査をすることと定めている。

なお、募集・任免・昇格に関する手続については、特に明文化されていないが、「皇學館大学教員選考規程」が定める学部教員の募集・任免・昇格に関する手続に準じて行われている。すなわち、新規任用については次のような手続きで進められている。

- ① 研究科長が研究科委員会の決定に基づいて、常勤理事会の議を経て学長に候補者の募集を依頼する。
- ② 学長はこの依頼を受けて候補者を募集する。
- ③ 学長は得られた候補者を研究科長に通知する。
- ④ 研究科長は研究科委員会に設置する教員資格審査委員会に候補者の審査を委嘱する。
- ⑤ 研究科長は教員資格審査委員会の審査結果および研究科委員会の決定に基づいて学長に候補者の任用を上申する。
- ⑥ 学長は上申を受けて理事長に候補者の任用を申請する。

なお、学部教員が新たに大学院の兼任教員として任用される場合には上記の④～⑥の手

続きをもって行われる。

また、昇任については次のような手続きで進められている。

- ①研究科長が昇任候補者を研究科委員会に提案する。
- ②研究科長は研究科委員会に設置する教員資格審査委員会に候補者の審査を委嘱する。
- ③研究科長は資格審査委員会の審査結果および研究科委員会の決定に基づき、学長に候補者の昇任を上申する。
- ④学長は上申を受けて理事長に候補者の昇任を申請する。

【点検・評価】

本大学院の専任教員として任用・昇格の審査を経た上で、大学院授業科目の担当教員としての適否の審査を課す現行の制度は、大学院の設置目的に即した教育・研究指導上の質を維持・向上させるために有効である。ただし、「皇學館大学大学院担当教員選考規程」で定めている「資格基準」の1つとしての「実務教育上の指導能力」について、明確な判断基準が整備されていないことが問題である。

【改善方策】

任用・昇格の審査をする際の「資格基準」の一つである「実務教育上の指導能力」については、平成20年6月に設置した教育開発センターを中心として明確な判断基準の検討を進めていきたい。

8－(2)－D 教育・研究活動の評価

- ・ 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状説明】

本学では教員の教育活動及び研究活動を随時・随意に検証できるようにするために「皇學館大学研究教育業績データベース」を設けている。そして、学内全教職員に対してウェブベースで公開され、学外に対して各教員の代表的な業績をインターネットで公開している。また、これは教育業績および研究業績について客観的な評価を行うために評価基準を設けてポイント化するシステムである。

教育活動の評価については、学部教育については授業評価アンケートを実施しているが、大学院では現時点では実施していない。

教員選考基準においては、研究業績については研究教育データベースと研究教育業績のポイントによって審査する体制をとっている。また、教育研究能力・実績を総合的に評価することになっている。しかし、研究業績を中心とした審査を行っているのが現実である。

【点検・評価】

研究業績については、データベース化し大学の内外に公表することによって随時・随意に検証でき、また評価基準を設けて評価結果をポイント化することによって客観的な評価

がなされていることは長所である。しかし、教育活動については、その中心である授業について評価体制が未整備であり、この点は今後の検討課題である。また、教員選考基準において教育研究能力・実績への配慮については、教育業績と研究業績をあわせて総合的に評価する方法をとっていること、また研究業績を客観的なデータで審査する体制をとっていることは長所である。しかし、教育業績については、実際の審査において明確な判定基準が整備されていないことが問題である。

【改善方策】

教育活動の評価については、評価のための明確な基準、方法および体制の確立を図る必要がある。そのために大学院のFD活動の拡充の中で基準、方法を検討する。検討に当たっては、平成20年6月に発足した教育開発センターを中心に検討し、提言できるような体制を整備する。また、教員選考基準における教育業績についても明確に評価しうるような具体的な方法を検討する。

8－(2)－E 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

・ 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状説明】

本学の大学院各研究科は、基本的に各学部を基礎にして設けられ、学部の専任教員が兼担し、ほとんどの授業科目を担当しているが、兼担教員が担当できない分野や領域にかかわる授業科目の場合には、学内の研究機関および学外の大学院や研究機関から兼担教員あるいは兼任教員を招聘して担当してもらっている。兼任教員の招聘に当たっては、本学大学院と兼任教員個人との関係が基本となるが、同時に兼任教員の所属する組織や機関との交流をもたらすものにもなっている。なお、学内研究機関からの兼担教員の任用あるいは学外からの兼任教員の任用の場合にも、大学院担当教員資格審査を行っている。

そのほか、本研究科と他の教育研究組織・機関等との人的交流については、「皇學館大学派遣研究員規程」を定めて、専任教員の研究推進を助成し、もって本学の研究教育の活性化及び後継者育成に資するため、国内外の大学・研究機関等への研究派遣を行う派遣研究制度を設けている。

また、海外の大学及び研究機関との学術文化交流を推進し、教育研究を充実発展させることを図っており、その運営・実施のための組織として「皇學館大学国際交流委員会」を設けている。現時点で交流を行っているのは具体的には中国社会科学院および中国河南大学で、両機関と協定を結んで、研究者の招聘・受け入れおよび派遣を行っている。外国の大学等の教職員を受け入れ、本学の学内外での研究活動の支援を行う体制を整備するために「皇學館大学客員研究員規程」を定めて運営・実施を行っている。

【点検・評価】

中国社会科学院および中国河南大学との学術交流を組織的に進めていることは長所であ

るが、その交流は中国側から毎年、数人の研究者を受け入れるのが実際に、本学からの派遣が少なく、真の意味での相互交流になっていない点が問題である。

【改善方策】

国内の大学院と学部、研究所等の教育研究組織との人的交流については現在行われている個人レベルの交流を継続しながら、それらを基に組織的な交流へ発展させていくための方策を検討する必要がある。

また、海外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織との人的交流については、現在行われている中国の機関との交流体制を継続しながら、本学からの研究者を中国に派遣することを積極的に進める方向で検討する。

第9章 事務組織

第9章 事務組織

【到達目標】

- ア 教学組織との連携強化をはかり、また、多様化・複雑化する事務に対応するため、職員個々の能力向上をはかる。
- イ 事務の合理化・見直しとアウトソーシングの活用により、FDや学習支援など今日的課題に対応できる組織作りを行う。

9-A 事務組織の構成

- ・ 事務組織の構成と人員配置

【現状説明】

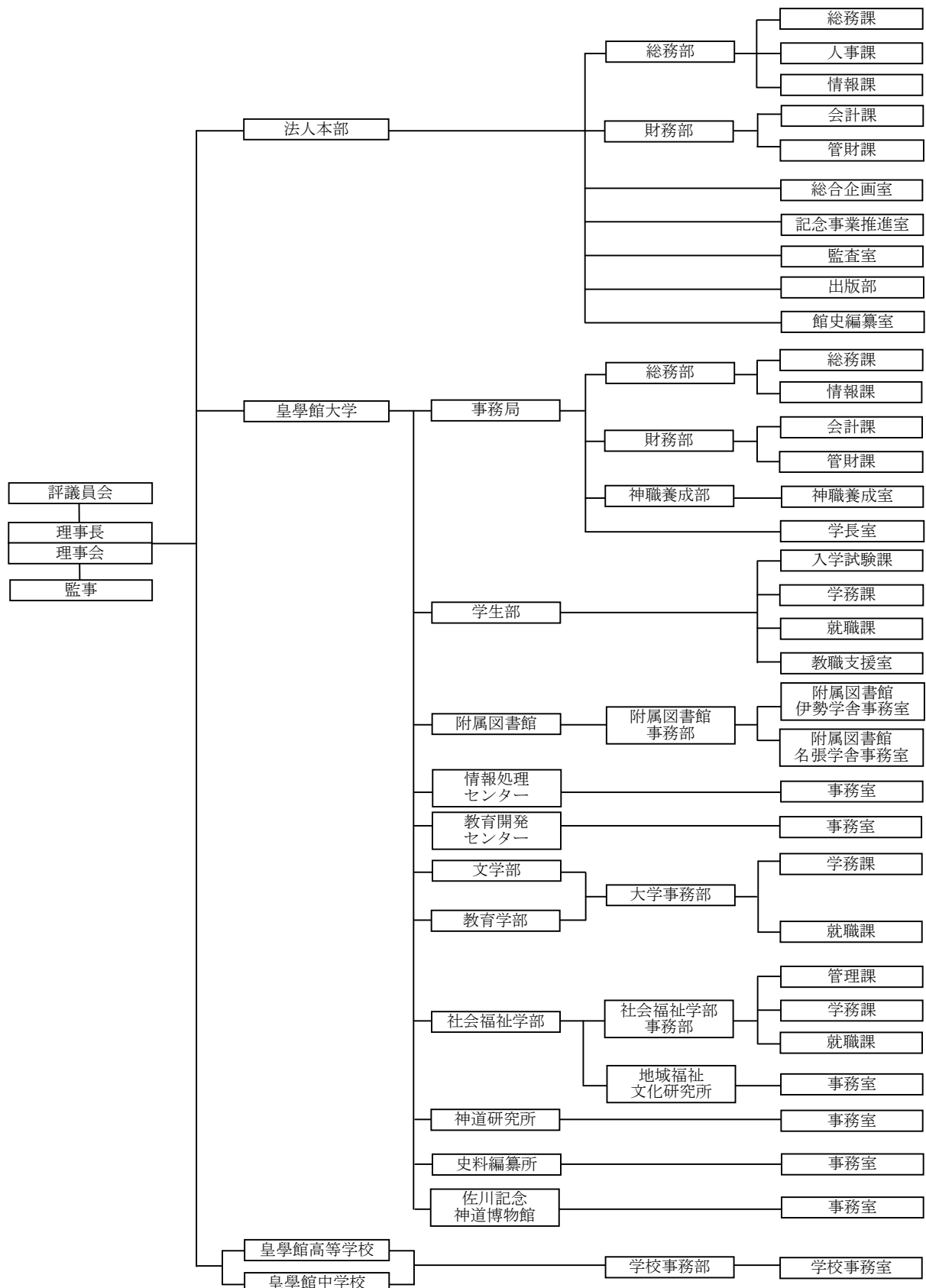
本学の事務組織（表 9-1）は、学校法人皇學館事務組織規程に基づき配置されており、主に法人運營業務を担当する総務部（総務課、人事課、情報課の3課。総務課及び情報課は、大学事務局を兼務）、財務部（会計課、管財課の2課。大学事務局を兼務）、総合企画室（学長室が兼務）、記念事業推進室、監査室、出版部事務室及び館史編纂室と教学部門を担当する学長室、神職養成部（神職養成室の1室）、学生部（入学試験課、学務課、就職課、教職支援室の3課1室。学務課及び就職課は、大学事務局と兼務）、文学部及び教育学部の事務を担当する大学事務局（学務課、就職課の2課）。社会福祉学部には、社会福祉学部事務局（管理課、学務課、就職課の3課）、及び地域福祉文化研究所。附置機関である附属図書館事務局（伊勢学舎事務室、名張学舎事務室の2室）、情報処理センター事務室（情報課が兼務）、教育開発センター事務室（学長室が兼務）並びに附置研究機関の神道研究所、史料編纂所及び佐川記念神道博物館にそれぞれ事務室を置いている。

人員構成（基礎データ表 19-5）をみると、法人業務系に専任職員 19 名、嘱託職員 3 名、兼務（臨時）職員 1 名、派遣職員 10 名及びその他（パートタイム職員）1 名の合計 34 名を、教学系に専任職員 45 名、嘱託職員 12 名、兼務（臨時）職員 16 名、派遣職員 22 名、その他（パートタイム職員）5 名の合計 100 名を配置しており、大学全体の職員数 134 名のうち 74.6%の職員が教学系に配置されている。

表 9-1 平成 20 年度皇學館大学事務組織図

学校法人皇學館 事務組織図

平成 20 年 6 月 1 日



9-B 事務組織と教学組織との関係

- ・ 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況
- ・ 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

【現状説明】

本学の教学組織（表 9-2）には、大学院（文学研究科、社会福祉学研究科の 2 研究科）、学部（文学部、教育学部、社会福祉学部の 3 学部）、専攻科（神道学専攻科）と附置機関（附属図書館、情報処理センター、教育開発センター）並びに附置研究機関（神道研究所、史料編纂所、佐川記念神道博物館）がある。それぞれの意思決定機関として、大学院には、大学院委員会及び研究科委員会が、学部には大学評議会及び文学部・教育学部合同教授会と社会福祉学部教授会の 2 教授会と教務委員会等の各種委員会が、専攻科には専攻科委員会が、並びに附置機関及び附置研究機関には、運営委員会等の意思決定のための委員会が設置されており、それぞれの会議には、事務局長、事務部長及び関係部・課長が構成員として参加しているほか、関係各課による会議運営の支援、意思決定のための資料・情報提供等がとくに問題なくなされ、教学組織と事務組織が連携協力して運営されている。

【点検・評価】

各種会議体へは、各部長のほか担当課長が出席し、単に会議庶務を行うにとどまらず、意思決定のための政策提案等を積極的に行うなど教学組織との連携が十分なされているといえる。

しかし、大学を取り巻く環境変化に伴い新たな分野の業務（学習支援、FD支援、研究支援、国際交流等）が増加しており、本学においても、平成 19 年度には学長の政策立案、遂行を補佐する機関である学長室が新設され、平成 20 年度には教員志望の学生を総合的に支援するための教職支援室、及び教育システムの企画・開発、教育内容・方法の改善や教育活動支援を目的とする教育開発センターが新たに設置された。これらに対応するための事務組織も併せて設置されたが、教職支援室を除き既存の事務組織が兼務しており、従来の職務に加えて新たな業務を担当するためには、職員の能力開発による専門性向上とアウトソーシングの活用など業務の合理化、効率化が必要と思われる。

【改善方策】

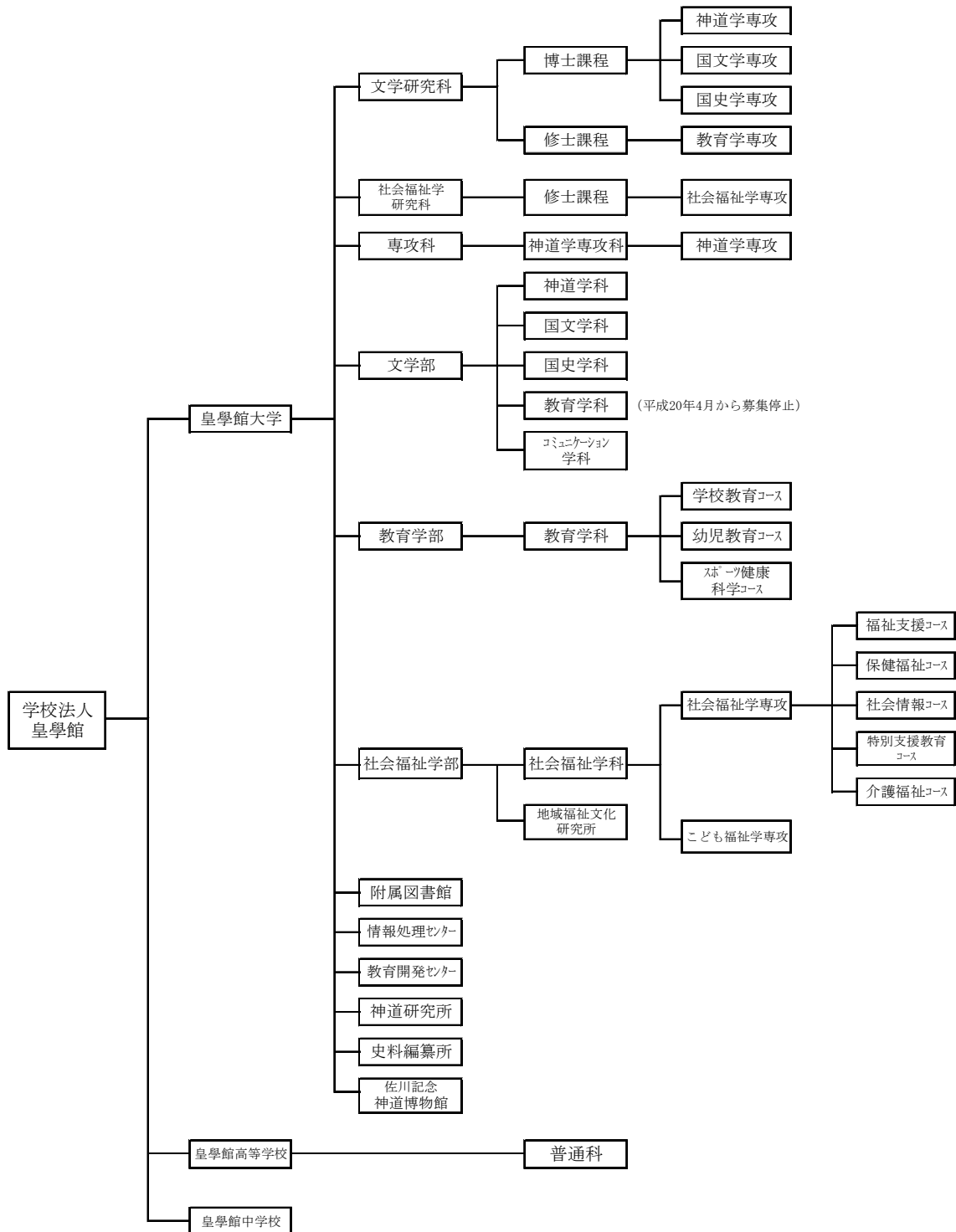
職員個々の能力向上と意識改革を進めるため、毎年、研修予算（平成 20 年度は、約 470 万円）を確保し、私立大学連盟のアドミニストレーター研修を始め各種の業務能力向上のための研修会に参加させてきており、職員の意識改革が図られるなどの成果を挙げている。今後も引き続き若手職員を中心に、積極的に学内外の研修に参加させ、専門性を高めていく。

また、平成 20 年度から業務マニュアルの作成に取り組み、業務見直しにより定型業務のアウトソーシングを進めて、コア業務への専任職員の集中と新たな業務への取り組みを可能とする体制を整える。

表 9-2 平成 20 年度皇學館大学教学組織図

皇學館大学教学組織

平成20年6月1日現在



9-C 事務組織の役割

1) 教学に関わる企画・立案・補佐機能、意思決定・伝達システムについて

- ・ 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性
- ・ 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

【現状説明】

本学では、大学事務局に事務局長を置き、各学部にも各課長を置き事務部長が統括をしている。事務局長は執行部として各事務部長を統括し、各事務部長は大学評議会の構成員となっている。

また、教授会では、事務部長あるいは学務課長が審議事項の説明責任の一端を担うとともに、各種委員会の委員として教学に関わる企画・立案・補佐機能を果たしている。

本学では、伝統的に教学に関わる通常業務を中心とした企画・立案・補佐機能は、学生部の各学部学務課が担っている。学部毎に個別の問題があり、関係法令や蓄積された知識・情報等に精通した事務職員が各種委員会や教員と連携をとりながら、補佐的役割を果たしている。

さらに、平成19年度から学長の政策立案の補佐を担う学長補佐機関として、「皇學館大学学長補佐職の設置に関する規程」を定め、学校法人皇學館事務組織規程の一部変更を行い、学長補佐及び学長室を置くこととした。

学内の意思決定は、常勤理事会、大学評議会、大学院委員会などで行われており、事務局長・各事務部長等が構成員として参画し、協議・決定内容について共有ができるようなシステムになっている。審議はそれぞれの関係の大学院各研究科委員会、各学部教授会、教授会の下に組織されている各種委員会などに各事務部長・担当課長が正規の構成員として参画し、重要な役割を担っている。

事務方主導の審議内容については、常勤理事会、大学評議会などに先立ち、部長会で事前審議・検討を行っている。さらに、事務局長・総務部長から部課長会で意思決定事項の報告がされ、周知が図られている。

【点検・評価】

教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制は、通常業務という面においては一応対応できている。しかし、中・長期的課題の企画・立案・補佐機能という面では不十分であった。教学の執行部である学長・学部長を含む常勤理事会に各部長が陪席することにより、教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制を構築したので、機能的に運営していく必要がある。

事務組織は、学内の意思決定・伝達システムの対応において相応の役割を果たしているが、必ずしも全ての情報が共有されていない場合が見受けられる。十分な伝達が行えるよう、何等かの対応を検討する必要がある。

【改善方策】

大学全入時代を迎え、学生支援は大学運営の観点からも最重要課題であり、組織的な取り組みが必要であり、教学の緊急に解決すべき課題を学長のリーダーシップの下に企画・立案・遂行する組織として立ち上げた学長補佐・学長室が教学組織との連携強化を図り、中・長期的課題についても機能的に問題解決を進める。また、事務系部長会が常勤理事会と緊密な連携を取りながら企画・立案補佐機能を高めていく。

更に、学内の意思決定に事務組織が積極的に関わっていくためにも職員の能力向上を図り、意思決定の一翼を担う事務職員（アドミニストレーター）の養成が必要であり、研修制度も含めたシステム開発を人事課・部長会を中心に検討することとしている。

また、平成10年度に設置された部課長会を事務組織の情報共有のための場として位置づけ、ここで共有された情報が、部課長によって全事務職員に周知されるよう徹底する。

2) 専門業務（国際交流・入試・就職）について

・ 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

【現状説明】

専門業務について、国際交流、入試、就職の3業務のあり方を検証する。

①国際交流への事務組織の関与の状況

本学には国際交流を専門的に扱う部署は設置されていないが、総務課に語学能力のある職員を配置し、学生・研究者の受け入れ及び派遣に関する事務は総務課が、受け入れ後の留学生については学務課が担当している。

また、国際交流に関する方針や具体的な交流内容については、皇學館大学国際交流委員会が設置されており、審議される。個別の交流事業を行うにあたっては、必要に応じて、委員会の下にプロジェクトを設け、事務職員もメンバーとして調査・企画立案に参画している。

②入試への事務組織の関与の状況

大学学生部に入学試験課を設置し、全学の学生募集に関する広報や入試の実施について担当している。

また、皇學館大学入学試験委員会を設置し、事務局長及び入学試験課長が委員となり、入試の方針、試験科目、実施期日等の決定や学生募集についての基本方針決定に参画している。

③就職への事務組織の関与の状況

文学部事務部及び社会福祉学部事務部に就職課を置き、神社関係を除く就職指導・斡旋や求人先の開拓を担当している。就職課では、キャリア開発のための取り組みや各種就職対策のセミナーを実施し、学生の就職支援を行っている。また、文学部学生の就職先の20%を占める神社関係への就職指導・斡旋等については神職養成室を設置し、神社就職希望者のための就職指導や説明会を行なっている。更に、教員を目指す学生の教員

採用への支援を強化するため平成20年4月から新たに教職支援室を設置し、履修から採用試験までトータルで支援をする体制にしている。

なお、伊勢、名張の両学舎に就職委員会を設置し、教学委員とともに事務職員が連携し、学生の就職支援のための諸施策の企画立案等に参画している。

【点検・評価】

前述のとおり国際交流、入試及び就職への事務組織の関与は、いずれも教学組織と連携を図りながら円滑に行われている。

【改善方策】

現在は留学生、研究者とも数人であるため専門部署がなくても部署間の連携により機能しているが、今後、留学生の増大や国外の交流協定締結機関との共同研究等を進めるにあたっては、専門的部署の新設を検討する必要がある。

3) 経営面に関する事務機能について

- | |
|------------------------------|
| ・ 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況 |
|------------------------------|

【現状説明】

学部学科の設置、重要な投資等、大学の拡充発展、魅力化等に関して経営的見地から大学運営をサポートする事務局機能として、法人本部(総務部・財務部)と監査室、総合企画室がある。人事的事項等については総務部が、財政的事項については財務部と監査室が担当している。総合企画室の機能は多岐に亘り、法人の業務の企画、企画業務の推進、企画に係わる資料調査・収集、大学運営への反映のための調整、法人・大学全体に関わる課題についての調査・研究等である。

【点検・評価】

教職員の退職・採用等に関わる人事的事項については総務部人事課が、大学運営に必要な投資案件について財政的な見地からその判断をサポートする部門として財務部会計課と監査室が、投資の実行面については財務部管財課が担当しているが、現在その機能は果たされており問題はない。総合企画室は日常的に大学運営をサポートする最重要部門であるが、本務者の配置が少なく、また、短期・単発的な課題への調査、調整業務が多いこともあり、中長期的な将来計画の企画・立案業務という最重要課題への対応が十分な状況でない。

【改善方策】

今後の少子化の進展の中で、大学の課題は常に中長期的展望に基づいた改革プランを持ちつつ、これについて絶えず吟味しながら実行に移すことが必要である。そのためには日常的に大学運営をサポートする総合企画室にマンパワーの補充として部長級職員を兼務発

令し、包括的なその役割(業務)について検討を進めることとしている。

9-D 大学院の事務組織

- ・ 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性
- ・ 大学院の教育研究を支える独立の事務体制の整備状況

【現状説明】

本学の現状は、学部を基礎に大学院が設置されている中で、学部教育の延長線上で大学院教育が位置付けられており、事務組織も基本的には学部担当職員が兼務する形で運営され、大学院独自の事務局が存在していない。

大学院の運営を掌る大学院委員会、各研究科委員会等の事務支援は、学務課が主たる担当部署としてこれに当たっている。大学院委員会・各研究科委員会には大学事務局長、両学舎学部事務部長・学務課長が出席し、企画・立案についても積極的に支援している。

【点検・評価】

大学院独自の組織を作って運営することも考えられるが、本学の大学院は学部を基礎としている研究科であること、本学の大学院の規模から見て学部事務室と兼務して業務を行う方が、情報の共有化を含め効率的であると考えられる。

また、大学院の在り方、教育課程の再構築、定員充足も含めて検討する中で、事務局の企画・立案機能向上を図る必要がある。

【改善方策】

今後、学長補佐・大学院委員会・各研究科委員会・各学部事務部長・学務課長が連携を取りながら、大学院の将来構想・教育課程の検討を進める予定である。

また、機能強化を図る上でより高い専門能力を持った職員を育成することが重要な課題であり、職員の資質向上のために研修の強化を図ることとしている。

9-E スタッフ・ディベロップメント (SD)

1) 研修機会の確保について

- ・ 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

【現状説明】

本学では、多様・複雑化する事務職員の職務を円滑に遂行できるよう、学内において大学を取り巻く諸問題等に関する研修の実施、自己啓発のための資格取得支援制度を創設するほか、学外諸団体の主催する研修に職員を積極的に参加させている。主な参加研修には次のようなものがある。

表 9-4

参加研修一覧

主催団体名	参加研修名
文部科学省（文化庁）	監事研修会・著作権実務講習会
国立情報学研究所	ILLシステム研修会・学術情報リテラシー研修会・目録システム研修会
日本私立大学連盟	大学活性化研修・学生生活支援研究会・アドミニストレーター研修会・業務創造プロジェクト研修・スタッフディベロップメント研修・キャリアディベロップメント研修・就職支援協議会
日本私立学校振興・共済事業団	補助金研修会・経営革新セミナー
私立大学情報教育協会	大学情報化職員講習会・学内 LAN 運用管理講習会・教育 IT フォーラム・大学情報セキュリティセミナー・事務部門管理者会議
日本人事行政研究所	給与実務研修会
日本経営協会	個人情報保護セミナー・学校事故の法的責任セミナー
私学経営研究会	人事院勧告と私学の賃金セミナー
日本学生相談学会	学会定期大会・学生相談研修会
大学コンソーシアム京都	FD フォーラム・高等教育政策研究セミナー・SD フォーラム
私大職員研修センター	私大職員研修
大学基準協会	大学評価セミナー
関係大学	FD フォーラム・GP フォーラム・先進事例視察
その他	国際教育交流研修会

【点検・評価】

上述のように本学では多種多様な学外研修会に職員を派遣しているほか、資格取得支援制度を設けて職員の自己啓発を支援しており、意欲のある職員には十分な機会が与えられている。しかし、学外研修への参加者が片寄りがちであることや資格取得支援制度の活用が少ない状況は改善しなければならない。

【改善方策】

少子化の影響により将来の学生安定確保が不透明な状況においては、職員数の増加を望むことは、困難であることから、職員一人ひとりの意識改革と新たな職務能力の獲得が必須である。このことから、特に私立大学連盟の研修会には、一定の年齢・経験年数に達した職員を順次派遣するなど、研修への参加機会をより多くの職員に与えることとしている。

また、OJTの一環として新たに職員提案制度を設けて、i)事務効率の向上に関する事項、ii)経費の削減又は収入の増加に関する事項、iii)教育・学習支援、学生・生徒支援及び地域貢献に関する事項、iv)事務組織に関する事項、v)その他事務業務上有効な改善に関する事項、についての諸提案について、常勤理事会に報告するとともに、優秀な提案の表彰を行うほか、事務局長は提案内容の実行に努めなければならないこととした。

資格取得支援制度については、資格の取得を支援の条件としていたが、通信教育の利用による自己研修についても支援対象とし、研修機会の拡大を図ることとした。

2) 専門性の向上、効率化について

- ・ 事務組織の専門性の向上と事務の効率化を図るための方途の適切性

【現状説明】

大学魅力化のための諸施策実施のため、これまでより複雑多岐にわたる職員能力が要求されている。上述のように職務の専門性を高めるため、種々の研修に職員を派遣しているほか、業務の見直しを進めながらルーチンワークのアウトソーシングを積極的に活用し、専任職員のコア業務への集中が可能となるよう取り組んでいる。

また、平成 15 年度から情報基盤整備と位置づけた第 1 次情報整備計画を実施し、1 人 1 台のパソコンを配備したのをはじめ、それまで担当部署ごとに導入していた事務関係システム及び学生情報等の基本データ管理の一元化をはかり、事務の効率化に取り組んできた。

また、現在は、さらなる情報基盤充実のための第 2 次情報整備計画を実施しており、事務システムの改善・充実や学生サービスの向上に向けた取り組みを進めている。

【点検・評価】

アウトソーシングの活用と情報基盤整備は、一定の目標を達成したものといえるが、今後更に求められる高度な職務遂行能力や学生サービスの充実のため、常に環境の変化や社会情勢に対応するための取り組みを継続する必要がある。

【改善方策】

平成 20 年度から業務マニュアルの作成に着手し、業務手順の平準化をはかるなかで、アウトソーシングのより有効的活用をはかりながら、専任職員が専門業務へ集中的に取り組める環境を整備していく。

事務組織の専門性向上には、個々の職員のモチベーション向上がなければならない。そのためには、職員の向上意欲を維持できる人事制度の構築を検討する。

9-F 事務組織と学校法人理事会との関係

- ・ 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

【現状説明】

法人の最高決定機関である理事会の理事として法人・大学全般の事務組織の責任者である事務局長と、理事である神職養成部長が参加しているのをはじめ、各学部事務部長、総務部長、総合企画室部長が陪席することにより、理事会との意思疎通を図っている。また、理事会の下に常任理事会が設けられているが、事務局長が出席し、総務部長、総合企画室部長等が陪席している。更に、学内理事により構成される常勤理事会が原則月 2 回の割合

で開催され、理事会への提案機能を強化しており、各学部事務部長、総務部長、総合企画室部長が陪席し、事務部との意思統一・情報共有のパイプ役を果たしている。

【点検・評価】

理事会、常任理事会に大学・法人の事務組織の統括者である事務局長が理事として出席し、種々の課題についての指示・解決が行われ、大学と法人本部との調整も円滑に行われており、特に問題はない。

学園全体の方針・予算の編成等については、理事会の方針が大学評議会、部長会及び部課長会等で明確に提示され、事務組織と理事会との関係は良好に保たれている。

【改善方策】

学内理事会を平成 17 年 10 月 27 日施行で常勤理事会に改組したことにより、常任理事会と常勤理事会の関係について検討を進め、平成 21 年度から常任理事会を廃止することとした。

常勤理事会への提案機能を担う事務局長を中心に組織されている部長会の機能強化が求められる。また、事務職員で構成する部課長で、各部門の持つ種々の課題について法人・理事会との調整を通じての早期の解決・実現することが、益々求められる。従って、情報ツールを利用した相互の意見交換・意思の伝達等が必要であり、ウェブツール活用等の検討を進める。

第 10 章 施設・設備

第10章 施設・設備

【到達目標】

- ア 大学院・学部教育、研究活動及び課外活動を円滑に推進するために必要な施設・設備を整備する。
- イ 計画的にOA・OSの更新を行い、社会のニーズに対応した情報処理機器の整備を図る。
- ウ キャンパス・アメニティ形成・支援のための環境を整備する。
- エ 施設のバリアフリー化の計画的推進を図る。
- オ 歴史的建造物を保存し、その有効活用と社会へ開放できうる環境整備を行う。
- カ 既存樹木の保全と新たな植栽計画により、周辺の自然環境との調和を図る。

10-A 施設・設備等の整備

1) 大学・学部、大学院研究科の施設・設備

- ・ 大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状説明】

<大学全体>

大学基礎データ 表36「校地、校舎、講義室・演習室等の面積」にあるとおり、平成20年5月現在の皇学館大学の校地面積は131,446㎡（伊勢学舎86,428㎡、名張学舎45,018㎡）、校舎面積は57,090㎡（伊勢学舎43,996㎡、名張学舎13,094㎡）であり、主要な施設の現状は、同表37「学部・大学院研究科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模」のとおりである。全教室の収容人員は、伊勢学舎が3,856人、名張学舎が1,733人である。また、両学舎の全専任教員には個室の研究室が供与されており、一室当たりの平均面積は、3学部平均21.5㎡である。詳細は同表35の通りである。

平成12年度には、学校法人皇学館が福利厚生施設として、移動が一時間以内にある宿泊施設エクシブ鳥羽（エクシブ施設・サンメンバーズ施設・リゾーピア施設）の会員権を取得し、教職員をはじめ学生、卒業生の宿泊や研修・合宿が可能となった。

平成15年7月には、伊勢学舎から徒歩10分の場所に研修・合宿施設「皇学館会館」（132名収容）を賃貸契約（20年間）により整備し、クラブ関係の合宿、学内関係者の宿泊・研修等に充てている。また、台風等の災害時の緊急宿泊施設としても利用している。この施設は鉄筋コンクリート造り5階建て、延べ床面積3156㎡、部屋数70室、ゲストルーム5室、大小会議室4室、食堂等が整備されている。

なお、本章の伊勢学舎（伊勢キャンパス）とは、大学の組織上、大学院文学研究科・文学部・教育学部・神道学専攻科（1年）・附置研究所等・情報処理センター・附属図書館（伊勢学舎図書館）の施設、及びそれに付随する諸施設を指し、名張学舎（名張キャンパ

ス)は、大学院社会福祉学研究所・社会福祉学部及び附属図書館(名張学舎図書館)・附属研究所の施設を指す。

両学舎は独立した教育施設、研究施設、厚生施設を設置しており、学生は入学から卒業まで、それぞれの学舎内で、学生生活(教育・研究・課外活動・クラブ活動等)を送ることができる。

以下、学舎ごとに記述する。

<文学部・教育学部(伊勢学舎)>

法人本部のある伊勢学舎には、全学部共用の記念講堂(入学式・卒業式等に使用)及び法人事務室がある。記念講堂は、昭和57年の創立百周年を記念して建設されたもので、地下1階地上3階建延べ床面積3,000㎡、1階には法人本部を含む大学事務室があり、2階3階には、客席1,005席の講堂を備え、本学園の入学式・卒業式、文化祭や講演会・演奏会などの行事のほか、教育目的に限り学外研究団体の研究会などに利用されている。事務室は、平成15年9月に20年ぶりに改修工事を行い、最新のデジタル機器に対応すべくOAフロアに改修した。

伊勢学舎の教育施設は、記念講堂・図書館・2~5号館を中心とするゾーンと、1号館・総合体育館を中心とするゾーンの2つに分けられる。

記念講堂周辺のゾーンには、図書館を中心に、2号館、4号館、5号館の各教室棟と教員研究棟である3号館が配置され、学生の動線を考えた効率のよい配置となっている。各教室棟と図書館は、現状では、文学部・教育学部共通の施設である。

2号館は普通教室棟として昭和51年に完成し、昭和57年に増築された。400人教室(1室・353㎡)、200人教室(2室・各190㎡)、150人教室(4室・各156㎡)、50人教室(1室・102㎡)があり、同時に建設された3号館研究棟と接続されている。平成15年には耐震補強工事を施し、併せて内部の改修工事を行っている。

4号館は臨時定員増(昭和61年度より)に伴い、平成元年に完成した普通教室棟である。当初は200人教室(1室・229㎡)、80人教室(2室・各93㎡)、書道教室が設置されたが、平成13年度に書道教室が5号館に移転したのに伴い、情報処理センター事務室とPC教室(1室・165㎡)が設置された。

平成13年3月に完成した5号館は、鉄筋コンクリート造り3階建(延床面積約2,193㎡)、演習室6室(各30人・各52㎡)、小講義室4室(各60人・各72㎡)、中講義室2室(各120人・各144㎡)のほか、書道教室(80人・160㎡)や情報処理教室2室(全90人・全270㎡)の教室が設けられ、不足していた演習室・小講義室の充実が図られ、少人数教育の環境が整った。情報処理教室も増強され、情報処理教育はもちろんのこと語学教育の拠点となった。また、平成20年度には、教育開発センター室が設置された。

教員研究棟(3号館、54室)は、文学部の教員中心の研究室棟である。この研究室棟(3号館)には、神道学科(60㎡)・国文学科(66㎡)・国史学科(66㎡)コミュニケーション学科(40㎡)の学科研究室があり、各学科の専門に関わる基本図書、情報端末、複写機、視聴覚機器等を備えており、それぞれ研究助手または事務助手が常駐し、学科会議で

使用する場合を除いて学生の自由な利用が可能である。この学科研究室は学科単位で開催している各学会の研究会活動や卒業論文指導にも利用しており、授業時間以外での教員と学生の交流の場となっている。

1号館ゾーンには、小学校課程、幼稚園課程を履修する教育学部の施設を中心に、音楽教室（74人・242㎡）、音楽個人指導室4室（全4人・全64㎡）、器楽練習室12室（全12人・全112㎡）、化学演習室（48人・104㎡）、物理学実験室（32人・69㎡）、生物学演習室（36人・69㎡）等、別棟には家庭科関連の実習室、図画工作室などの教職課程（初等教育）に関わる講義室・演習室が設けられている。平成16年には、大学院文学研究科教育学専攻が設置されたのに伴い、1号館2階の図画講義室と心理学教室を改修し、教育学専攻の大学院演習室とした。

また1号館には教育学部研究室（14人・69㎡）があり、文学部と同様、教育学の専門に関わる基本図書、情報端末、複写機、視聴覚機器等を備えており、事務助手が常駐している。この学部研究室は学部学科単位で開催している各学会の研究会活動や卒業論文指導にも利用しており、学科会議で使用する場合を除いて学生の自由な利用が可能であるとともに、授業時間以外での教員と学生の交流の場ともなっている。

記念講堂ゾーンと1号館ゾーンとの中間地点辺りに祭式教室がある。この建物は、旧剣道場を増改築し耐震補強工事を施した延床面積約670㎡の木造一部鉄骨造りの教室棟で、平成18年9月に完成した。内部には唯一神明造りの神殿が設置されており、実技を含む演習科目「祭式及び同行事作法Ⅰ～Ⅳ」の授業や実習、神職の階位検定講習会などに使用されている。

大学院文学研究科の3専攻（国文学・国史学・神道学）の施設は、伊勢学舎図書館の3階の一角にあり、各専攻それぞれの演習室3室（収容人員全30人・全108㎡）と研究室3室（全30人・全78㎡）が設けられている。各研究室に電話（学内線）及び情報端末が設置されており、附属図書館の図書の検索をはじめ、研究情報の収集、発信に利用されている。平成15年3月に施設内の改修を行い、情報端末の充実を図った。3号館の文学部各学科研究室も大学院生の研究活動の場として、また教員や学部生との交流の場として利用している。教育学専攻の施設は、1号館2階にあり、平成15年4月に開設と同時に演習室等の改修を行った。教室は、演習室・研究室、パソコン室の3室（各34㎡）からなり、旧心理学教室（78㎡）を実習室として使用している。学部教室とは、扉で仕切られており、夜間の出入り口には電子鍵を設置し、入退室管理を行っている。

体育施設として、総合体育館、第1グラウンド（300メートルトラック）、硬式テニスコート（2面）・軟式テニスコート（1面）、武道場（209.5㎡）、弓道場（198.4㎡）等がある。総合体育館は、総面積約5400㎡で、メインアリーナ・サブアリーナ、柔道場、剣道場、トレーニングルームを備えている。これは、老朽化した旧体育館跡地に平成18年3月に完成したものである。教育学部のスポーツ健康科学コースの主施設として使用されるほか、伊勢・名張学舎の運動系クラブの合同練習場として利用され、また、平成20年度からは、高校・中学校のクラブ活動等にも利用されている。

皇學館大学記念館は、本学の前身である神宮皇學館の本館を保存した施設である。大正

時代の学校建築の様式を残した歴史的建造物で、平成18年9月文化庁の登録文化財に登録されたが、老朽化していたために耐震補強が必要となり、平成19年12月に建物を約20m東側に移築するとともに改修工事をおこなった。以後、我国の伝統文化や技芸を教育する場として、さらに建学の精神を正しく発揚する施設として利用されることとなった。内部には、復元された旧館長室や皇學館史料を展示する資料室、茶室、ホールなどが設けられ、授業に利用されているほか、外来者にも開放されている。この記念館を利用して、平成20年度から文学部・教育学部共通科目である「伝統の心と技」の授業が行われており、お茶会もしばしば行われている。その他、卒業生の応接、会議会合にも利用しており、一般市民にも開放している。

大学の附置研究施設として佐川記念神道博物館がある。この施設は、昭和63年7月に竣工し、平成4年に開館しており、鉄筋コンクリート造り2階建て、建築面積1,031㎡、延べ床面積1階970㎡、2階847㎡を有する。現在この施設は、神道博物館と神道研究所の2つの研究組織が共同利用している。1階には、博物館長室、学芸員室、事務室、80人収容の講義室、会議室、共同研究室、書庫、貴賓室等があり、ほかに神道研究所が併置されている。2階には、数々の特殊神饌（模型）を展示するロビー展示室、神社の祭りを中心に神道に関する展示を行う第1展示室、考古学関係資料や伊勢歌舞伎等の郷土資料を中心に、歴史・美術・民俗関係資料を展示する第2展示室がある。さらにこれら資料類を保管収蔵するための3つの収蔵庫、資料の調査研究・写真撮影等を行う工作室等を備えている。

図書館は、昭和48年、鉄筋2階建ての図書館が新築され、さらに昭和59年には五層の新書庫も増築、本学における研究と教育の中心として、その機能を果たしてきた。平成5年にはさらに閲覧棟を新築改築し、より一層充実したものとなっている。（詳細は、第11章を参照）

情報処理教育関係施設に関しては、教室等の設備として、情報処理教室2室（5号館2階522・180㎡、5号館2階523・90㎡）、情報処理準備室（5号館2階：25㎡）、マルチメディア教室（4号館2階421：165㎡）、情報処理センター（4号館2階：20㎡）、サーバ室（4号館2階：40㎡）等を備えている。サーバ等の設備として、サーバ：42台、情報端末：444台（上記3教室のほか、各学科研究室、個人研究室、文学部図書館、就職課、事務部門等に設置）を設置している。また、2号館1階ロビーにはインフォメーションシステムが設置され、休講・教室変更・学生呼び出しの各種情報を携帯電話のWebから参照として利用されているのも特長である。

文学部・教育学部には、さまざまな生活設備を整えた精華寮（男子寮）鉄筋コンクリート造り3階建（北寮：延床面積3,322㎡、南寮：延床面積2,111㎡）、貞明寮（女子寮）鉄筋コンクリート造り3階建（延床面積：2,944㎡）の2つの学生寮がある。これらの寮は、「教育寮」としてその教育効果をめざして設けられているものであるが、それと同時に、父母・学生の経済的負担を軽減することを目的としており、本学の学生への経済的支援の大きな柱の1つとなっている。

学内の厚生施設としては、倉陵会館・倉風ハウス・クラブハウス・倉友会館がある。

倉陵会館は、鉄筋コンクリート造り2階建（延床面積約1,847㎡）、1階に食堂（655

m²)、喫茶室(150 m²)、厨房(111 m²)、売店(63 m²)等、2階に学生ラウンジ(182 m²)、就職課(58 m²)、就職課資料室(70 m²)、学友会印刷室(36 m²)、演習室兼会議室(2室・各58 m²)等を設けている。

倉風ハウスは、鉄骨造り3階建(延床面積約387 m²)、1階(自転車置場・86台、障害者用便所・シャワー室)、2階(男子更衣室・438名、男子シャワー室、便所)、3階(女子更衣室・438名、女子シャワー室、便所)を設けている。

クラブハウスは、第1クラブハウス鉄骨造り2階建(延床面積約973 m²)、部室(各15 m²・39室、16 m²・1室、18 m²・1室、30 m²・1室)、学友会室(74 m²)、印刷室(15 m²)を設け、第2クラブハウス鉄骨造り2階建(延床面積約325 m²)、部室(各28 m²・3室、15 m²・1室、22 m²・1室、28 m²・1室)、多目的ホール(116 m²)、学友会倉庫(60 m²)を設けている。

倉友会館は、鉄骨造り平屋建て(220 m²)、和室(16 m²・3室、34 m²・1室、64 m²・1室)、風呂(11 m²)、倉庫(13 m²)が設けられており、課外活動に活用されている。

(平成20年5月1日現在の校地・校舎・講義室・演習室等の面積は、大学基礎データ表36から表38を参照)

【点検・評価】

伊勢学舎では、再興から45年が経過し、校舎や設備面での老朽化が進行している。特に、本学は、10年ごとの創立記念事業によって校舎の建設を行ってきた経緯があり、昭和58年度までに建設された築30年を超える校舎の耐震及び改修工事が必要となってきた。体育館・2号館・祭式教室等がそれにあたるが、これらについては、耐震補強等、急を要するものから順次計画的に建て替えや修繕がなされている。この点は評価できるところである。昭和37年に建設された1号館は、創立百三十周年記念事業の最終事業として建替え計画(基本設計)が進んでいる。これは、教育学部の定員の増加に対応するものでもある。残る校舎としては、昭和56年以降(創立百周年記念事業)に整備された記念講堂と旧耐震基準で設計され建設された3号館がある。これらの校舎は耐震診断を実施していないが、危険回避のために早急に耐震診断を行わなければならない。

記念館は、授業や大学主催の行事、また各種学会にも頻繁に使用されるようになり、改築の効果が顕れている。

平成13年の自己点検評価で老朽化が問題とされた教室・研究室・図書館・学生寮等の空調設備は、すべて更新された。一般教室のAV機器(映像装置)の設置も平成18年に完了した。平成19年には全教室の机・椅子類の更新がおこなわれた。これらによって、良好な教育・研究生活を送ることができるようになったと評価できる。

教育・研究の場については、以上のようにかなり整備が進んでいると思われるが、学生の居場所等のアメニティ施設が不足している。

大学院については、国文学・国史学・神道学の3専攻には各1室研究室が充てられており、定員、実員に照らし合わせても、必要かつ十分な広さと室数を確保している点は評価できる。しかしながら、図書館の建物の一画にあり、研究室は建物の南側に配されている

ものの、演習室は廊下を挟んで反対側の採光の不十分な配置にあり、教室としての環境が充分とは言い難い。また、図書館の一角にありながら、図書館へ入るには、非常階段を降りて図書館の1階入口まで廻らねばならない点も、研究活動上の不便さは否めないが、建物の構造上、改善できない状況にある。文学研究科教育学専攻の施設設備は、他の3専攻よりも面積・設備面で充実している。しかし建物の老朽化により現在、建て替え計画の策定中であるが、同専攻の大学院生の在籍数が減少しているため、新施設の規模の見直しも検討する必要がある。

【改善方策】

創立百三十周年記念事業の最終事業として新たに建設する新1号館（平成23年度中に完成予定）は、延べ床面積約10,000㎡、教室棟、実験実習棟、研究棟の3棟からなり、主に教育学部の校舎として使用される。この校舎の完成によって、教室不足が解消でき、さらに学生・教職員の地震等自然災害による安全性が確保されることとなる。学生のアメニティ施設の設置もこの新1号館の計画の中に一部組み込まれている。

耐震問題に関して、残る記念講堂及び3号館は来年度以降、耐震診断を実施し、基準に満たない場合は、計画的に耐震補強工事を実施できるよう財政措置を行うこととする。

記念館は、大正時代の学校様式を残す建物として、平成18年9月、登録有形文化財に登録された木造校舎である。神宮皇學館時代の大正期の様相を残す重要建造物として今後も大切に保存し、かつ、活用していきたい。なお、木造建築ということを考慮し、火災・防災には細心の注意を払う必要がある。

大学院については、現在、定員の確保が重要な課題であるが、そのためにも、研究施設の充実や立地条件、夜間における防犯対策、通学時の交通手段の確保を研究科委員会において検討する。

<社会福祉学部（名張学舎）>

【現状説明】

社会福祉学部の教室は、1号館（大講義室棟）・2号館（講義室棟）・3号館（実験実習棟）が渡り廊下で接続され機能的に配置されている。大講義室1（収容人員307人・324㎡）、中講義室2（150人・322㎡）、小講義室14（65～135人・53～154㎡）、演習室10（全300人・全413㎡）のほか、社会福祉学に関わる介護実習室（50人・138㎡）、入浴実習室（50人・102㎡）、調理実習室（54人・102㎡）、家政実習室（54人・102㎡）、心理学教室（50人・102㎡）、心理学実習室（16人・102㎡）、観察室（7人・37㎡）等が設置されている。

教室の視聴覚設備では、大講義室に200インチのハイビジョン対応液晶プロジェクター、書画カメラ、難聴用無線システム、弱視者用液晶テレビ4席などの設備がある。また、2つの中講義室には、それぞれ2台のプロジェクターが設置され、4つの小講義室にはプロジェクター1台とAV機器が設置されている。

学内LAN及び情報処理教育施設に関しては、情報処理実習室1（54人・136㎡）、情

報処理実習室 2 (40 人・70 m²)、情報処理準備室 (9 人・33 m²) のほか、語学教室 (60 人・170 m²) には情報端末 (合わせて 154 台) やマルチメディア機器、心理学教室・大講義室・中講義室には情報端末が設置されている。また、点字室 (26 人・51 m²) には点字システム (パソコンで点字に翻訳できるシステム)、大学会館にはインフォメーションシステムが設置され、学生向け連絡事項の掲示版として利用されているのも特長である。

図書館は、校内の中心に設置され、管理棟・教室棟・大学会館から雨よけの通路で結ばれ、全館冷暖房完備、2 階建てではあるが、音声案内付のエレベータを設置し車椅子や視聴覚障がい者に対応したバリアフリー化が行われている。(詳細は、第 11 章を参照)

社会福祉学部の運動施設は、全天候型グラウンド (300 メートルトラック 5 コース、面積 9,600 m²) と体育館 (1,388 m²)、テニスコート 1 面 (662 m²) があり、特に体育館、グラウンドは車椅子の利用にも配慮されている。

学生厚生施設としては、大学会館に食堂・喫茶室及び売店があり、前面には芝生広場がある。また、体育館に隣接してクラブハウス (309 m²) がある。

地方大学に欠かせない学生駐車場は、大学西側に 239 台収容の駐車場を確保し、学生の自動車通学に対応している。

神明社は学部開設と同時に研究棟屋上に建立されたが、平成 16 年に現地に神明宮として遷宮され、周囲の緑地が整備された。神明宮は、皇學館大学社会福祉学部において建学の精神を顕彰する施設のひとつである。

大学院については、学部教室棟 2 号館 3 階の 3 室 (演習室 (収容人員 60 人・全 123 m²) と特別演習室 (20 人・43 m²) 及び共同研究室 (20 人・41 m²)) を大学院設置時に整備した。特別演習室には研究に必要な専門図書雑誌を備え、また大学院生専用の共同研究室には個々に研究机、情報機器を配備しており、附属図書館の図書の検索をはじめ、研究情報の収集・発信に利用されている。また、水屋と内線電話が設置してあり、共同研究室の外には外線電話が設置されている。

【点検・評価】

平成 10 年に新たに開設された学部であり、効率的に配置された校舎群には情報処理教室・福祉実習教室をはじめ、少人数教育のための教室などの施設・設備が整えられている。しかし、大講義室棟の使用率が高く、特に大講義室 (400 人収容) が 1 教室のため学年単位のカリキュラムが複数組めない。また、大講義室は階段教室のため、上段席と下段席の室内温度の調整がとれず冷暖房設備に問題を残している。大講義室の視聴覚機器と黒板の併用の問題もあり、これらは今後改善すべき問題である。

学生会館前の芝生広場は、植栽に適さない酸性の土壌であって、水はけも悪く樹木が枯れるなどの現象が起こった。そのため、土壌を入れ替えて地下に配水管を通し噴水栓を設置、芝生広場として整備した。大木がない校内に将来、楠の大木が木陰を作り学生の憩いの場となることを期待したい。また、神明宮の境内の緑地帯も将来、緑の森として成長することが期待される。

大学院の演習室は、普通教室をそれに充てているため、必ずしも勉学に適した静寂な環

境が整えられているとは言えない。また、各室は建物の南側に配されているものの、冬場の暖房時の室温は不十分であり、快適な環境とは言いがたく、断熱効果のある仕様に改良するなどの方策が必要である。定員・実員からみた教室配分は、必要面積と室数を確保しており評価できる。パソコンは、近年ほぼ1名に1台を整備し、便宜が図られたが、プリンター一体型の高機能複写機の導入が急がれる。教育的観点から見れば、教員研究棟と2号館はかなり離れているため、院生と教員が日常的に交流を行う機会が薄くなっている。また、名張学舎全体が外部侵入者に対して無防備であり、さらに同研究室は警備員詰所から離れているため、夜間の緊急・不測の事態に対する警備体制が必要である。また、演習室・研究室のある2号館はエレベータがなく3号館から渡り廊下で入室するため、障害をもつ学生の研究活動に対しては十分に対応しているとは言いがたい。

名張市内にある「まちなか研究室」では、院生の講義を展開しており、平成19年4月には、室内LANを整備し、パソコン40台、プリンター2台を配備、インターネットを利用した授業を実施している。通学に便利な駅前での研究施設は、伊勢学舎の手本となりうる案件でもある。

【改善方策】

校舎建設から10年をむかえ、情報機器の更新を行った。今後、諸施設・設備の経年劣化への対応が必要となるが、既存施設の有効利用を模索しながらも、学生や時代のニーズに応じた更なる充実が求められる。

現在、社会福祉学部は学生減の危機にあり、その対策を検討しているが、その中で施設設備の改善が図られることになる。

大学院の研究充実を図るためには、大学院の施設が学部の付け足しのような状況ではなく、独立したひとつの教育研究施設としての位置づけが必要である。特に今後、社会人入学が増えていくなか、夜間講義に対する職員の勤務体制や警備体制の整備を検討する。

2) 情報処理機器などの配備状況

- | |
|-------------------------|
| ・ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況 |
|-------------------------|

【現状説明】

<大学全体>

情報処理機器については、平成15年度以降、3年ごとの整備計画を立案しており、平成20年度において第2次情報整備計画が概ね完了しようとしている。これによって本学の情報基盤はほぼ完成した。

学内LANは基幹を1Gbps、支線を100Mbpsとし、伊勢学舎と名張学舎の間は6bpsの光専用回線で接続し、両キャンパス間の相互接続のスピード化に対応するなどのネットワークの高速大容量化を図り、セキュリティの充実や急増する情報量への対応等を行った。

情報処理教室の設備については、平成19年7月に伊勢学舎情報処理教室2教室のパソコン144台を更新した。

また、平成 20 年度までに全教職員にパソコンの配備を終えた。

以下、これまでの本学情報ネットワーク整備の経緯と、現在の伊勢・名張両学舎の施設・整備の概要を示す。

ー本学の情報ネットワークの歩みー

平成 7 年 4 月…「学内情報ネットワーク準備委員会」設置

平成 8 年 4 月…「学術情報室」が発足

平成 8 年 10 月…文学部で学内 LAN の運用開始

平成 9 年 4 月…「学術情報室」を改組し「情報処理センター」を設置

平成 10 年 4 月…社会福祉学部（名張学舎）開設に伴い、ネットワーク接続が完了
光ファイバー専用線によるスピード化を図り機器の更新を実施

平成 13 年 4 月…5 号館が完成し情報処理教室の充実を図る。

平成 15 年 4 月…第 1 次情報整備計画（平成 17 年度まで）を策定し情報基盤整備
教職員パソコン整備、基幹システム整備、LAN 再整備

平成 18 年 4 月…第 2 次情報整備計画（平成 20 年度まで）を策定し情報基盤充実
情報関係教室整備、基幹システム充実、情報セキュリティ充実

<文学部・教育学部（伊勢学舎）>

伊勢学舎の施設・設備の概要は以下の通り。

① 教室等の設備

- ・センター長室（伊勢学舎 5 号館） : 15 m²
- ・情報処理教室 1（5 号館 2 階 522） : 180 m² パソコン 84 台
- ・情報処理教室 2（5 号館 2 階 523） : 90 m² パソコン 44 台
- ・情報処理準備室（5 号館 2 階） : 25 m²
- ・マルチメディア教室（4 号館 2 階 421） : 165 m² パソコン 60 台
- ・情報処理センター（4 号館 2 階） : 20 m²
- ・サーバ室（4 号館 2 階） : 40 m²

② サーバ等の設備

- ・サーバ数（教育研究目的） : 31 台
- ・サーバ数（管理目的） : 11 台
- ・情報端末数（教育研究目的） : 376 台（3 教室を含む）
（上記 3 教室のほか、各学科研究室、個人研究室、文学部図書館、就職課等に設置）
- ・情報端末数（管理目的） : 68 台（事務部門の各課）

伊勢学舎の平成 20 年度春学期の各情報処理教室の稼働率は、421 教室 50%、522 教室 40%、開放教室（44 台）の利用者数は、延べ 9,500 人（一日平均 130 人）となっている。

情報処理教室の他に学生が自由に情報端末を利用できる場所として、現在、各学科研究室・附属図書館ロビー・就職課がある。ただし、これらは、それぞれ用途を限定しているため、インターネットは利用できるが、ワープロや表計算を使った授業レポート作成のため

めの利用はできない状況にある。

<社会福祉学部（名張学舎）>

名張学舎の施設・設備の概要は以下の通り。

① 教室等の設備

- ・ 情報処理実習室 1（3号館 3階 3303） : 136 m² パソコン 54 台
- ・ 情報処理実習室 2（3号館 3階 3304） : 70 m² パソコン 40 台
- ・ 情報処理実習室準備室兼サーバ室（3号館 3階） : 33 m²
- ・ 語学教室（3号館 3階 3302） : 170 m² パソコン 60 台

② サーバ等の設備

- ・ サーバ数（教育研究目的） : 14 台
- ・ サーバ数（管理目的） : 1 台
- ・ 情報端末数（教育研究目的） : 338 台（3 教室を含む）
（上記 3 教室のほか、個人研究室、社会福祉学部図書館、就職課等に設置）
- ・ 情報端末数（管理目的） : 13 台

名張学舎では、学部開設当初より情報処理実習室の開放を前提として運営を行っているが、隣接された情報事務室からは直接管理・指導ができない構造になっており、学生とセンター職員との交流が若干困難な環境にあるが、情報関係教室は同じ棟の同じフロアに集約されていることは利点であるといえる。

利用者の増加にともない、同教室の開放している台数では不足してきたため、平成 19 年度からは従来 30 台であったパソコンを 10 台増やして 40 台とした。平成 20 年度春学期の各情報処理教室の稼働率は、3302 教室 31%、3303 教室 40%、開放教室の利用者数は、延べ 7,200 人（1 日平均 100 人）となっている。

情報処理センター以外に特にパソコンを設置している図書館においては、その利用の目的が図書検索及び関連サイトへの接続のみに限定している。また、就職課においても、就職活動のためのインターネット利用に限定している。

【点検・評価】

<大学全体>

情報処理教室は、伊勢学舎 3 教室・名張学舎 3 教室あり、学生が自由に利用できる教室を各 1 教室ずつ設定しているが、教室に設置されているパソコンが各 44 台に過ぎないことや、職員の勤務時間との関係から利用時間が限られていること等が課題となっている。

伊勢学舎では、平成 20 年度に新たに教育学部が設置されて、教室稼働率の増大への対応が大きな課題となっており、情報処理教室の新設や情報機器の台数増加が必要であると考えられる。

また、伊勢学舎では情報処理教室が 2 棟に分かれているため、学生サービス、管理運

営面において不便が生じており、集約が望まれる。

情報処理教室は、消費電力の増大に対応する設備投資やネットワーク回線、フリーアクセス床などの設備、サーバ等設置スペースなどが必要なため、既設教室を情報処理教室へ簡単に改修することができない状況にある。今後は、将来を見据えた総合的な計画が必要である。

ネットワークについては、安全性の確保と利便性確保のバランスが恒常的な課題となっている。平成 17 年度における伊勢学舎内の無線 LAN 設備の中止や、Web 履修登録システムが学内 LAN からの登録に限られていることなどは、そうした問題と関連する。この点については、学生の利便性という観点から、改めて考えてみる必要がある。

なお、情報処理センターの技術力の向上や人員増を含めた人材養成なども解決しなければならぬ問題である。

【改善方策】

<大学全体>

伊勢学舎では、教育学部が設置され学生数が増えるため、平成 23 年度末の完成を目指して新たに校舎建設計画（新 1 号館）が進んでいる。その中で、情報処理教室や遠隔授業対応の AV 教室の設置が計画されている。しかし、従来の 2 箇所の情報処理教室に加えて、さらに情報処理設備が設置されることになるため、サポートが困難になる恐れがある。この点については、情報処理センターのサポート体制を工夫していくことで対応する。

名張学舎では、情報処理センターのサポートのもとで、学生が情報端末を使った授業レポートを作成したり、さらに多目的に利用したりすることのできる場所の環境整備が急務である。

ネットワークにおいては、21 年度以降の情報整備計画で学生ポータルを整備や無線 LAN の整備を進め、Web 履修登録についても学外から登録できるようにする方向で検討が進められている。

学生に対する情報処理教育の充実、あるいは、ICT 活用教育の実現のためには、情報処理センターの技術力の向上が不可欠である。現在は、アルバイト学生の活用や職員の研修への参加による技術力向上、外部への業務委託など工夫しながら運営している状態であるが、今後は、教育開発センター等とも協議しながら、全学的な視野から方針の再検討をする。

10-B キャンパス・アメニティ等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況・ 「学生のための生活の場」の整備状況・ 大学周辺の「環境」への配慮の状況 |
|---|

<大学全体>

【現状説明】

キャンパス・アメニティの形成・支援に関しては、全学学生委員会において計画立案、具体化の検討等がなされ、法人本部に提案されて、実施に移されている。日常の管理・運営は、学務課と管財課が担当している。学生の要望は、学生委員会と学友会との懇談の中で汲み取られる体制となっている。また、入学当初のオリエンテーションにおいて、アメニティに対する学生の意識向上に関する指導をおこなっている。

具体的な「学生のための生活の場」の整備状況と大学周辺の「環境」への配慮の状況については、以下、学舎別に記述する。

<文学部・教育学部（伊勢学舎）>

【現状説明】

伊勢学舎の位置する地域は、伊勢志摩国立公園の北側にあって風致地区に指定されているため、建造物の規制もあり、住宅地や商業地域とはやや離れている。このような環境の中で、学生生活の場としては学内施設に限られている。

学生厚生施設としては、学生会館（倉陵会館）、ロッカー棟（倉風ハウス、ロッカー男女計 880 個設置、自転車置場を併設）がある。学生会館の 1 階に売店（63 m²）、食堂（350 人・655 m²）、喫茶ルーム（81 人・150 m²）があり、2 階には会議室や和室（59 m²）、就職課及び就職資料室がある。平成 20 年 4 月には教育学部増設により学生数が増えたため、2 階会議室の 1 つを 160 人収容の食堂兼ラウンジとして改修し食堂の混雑緩和を図った。

クラブ活動で利用できる施設は、総合体育館、倉友会館、武道場、クラブハウス 2 棟がある。また、クラブ・ゼミ関連のグループ宿泊研修施設として、伊勢学舎から徒歩 10 分のところに皇學館会館（132 名収容）があり、研修室や会議室を設けている。食事も可能である。夏・冬・春休みは利用者で満室となることが多い。

本学では自動車通学を原則的には許可しておらず、学生駐車場は設けていない。ただし、地理的条件のために自動車しか交通手段がない等のやむを得ない事情を有する学生のために、校内に約 150 台の駐車スペースを設けている。

バイク・自転車の駐輪場は、学内の 7 箇所に 472 台分が設置されている。

2 号館に学生相談室を設け、日々の学生生活に関する相談やカウンセリングを行っている。

伊勢学舎には、建学の精神を踏まえた教育寮としての学生寮が校内にある。男子寮（精華寮）は、昭和 62 年度に建設された北寮（部屋数 72、定員 144 名）と平成 16 年 3 月に完成した南寮（部屋数 44、定員 88 名）の 2 棟から成り、大学の補助活動事業として運営されている。女子寮（貞明寮）は、昭和 56 年に建造された、部屋数 77、定員 154 名の施設である。平成 15 年 3 月には、外壁塗装、屋上防水、ロビーや廊下、各寮屋の改修を行い、同時に全寮室に学内 LAN の配線工事も行った。平成 20 年 3 月には、寮制度改革により寮母室の改修及び寮室の 2 部屋を洋室に改修した。現在、男女合わせて 200 名が寮生活を送っている。

環境面において、大学周辺に対して配慮しなければならない問題の一つとして、騒音問題がある。男子寮（精華寮）は住宅地と隣接しており、生活騒音には十分な配慮が必要で

ある。また 3 号館（教員研究棟）、図書館、博物館も住宅地と接しているが、これについては、緑地帯を設けるなどの対応をしている。

学外の道路に面した場所及び学内に設置してある掲示板・看板等については、その位置や形状を工夫して、周囲の環境と違和感の無いように配慮している。

なお、環境保全のために、寮生・学友会を中心に、定期的に大学周辺の清掃奉仕をおこなっている。

【点検・評価】

食堂・喫茶の利用対象者数は、学生・教職員合わせて約 1600 名程度と、前回の自己点検評価（平成 13 年）以降ほとんど増減はないが、平成 18 年度に喫茶ルームを食堂形式のテーブルに変更し席数を増やしたことで多少混雑が解消された。また、照明器具を取替え、照度を明るくしたことで室内環境が改善された。しかし、平成 20 年度からの改組により教育学部ができ、学生増（年 50 人増）による混雑が見受けられたため、2 階会議室を 160 席のラウンジ形式に改修し、1 階食堂から直接行き来できる階段を設置した。その結果、食堂・喫茶・ラウンジを合わせた収容人数は 600 人を越え、昼食時の混雑がかなりの程度解消した。今後は精算時の混雑解消のためにキャッシュレスシステムの導入が急がれる。

総合体育館は、クラブ活動のほか、授業時間外に一般学生に開放しており、管理室には、バドミントン、バスケットボール、バレーボール等の用具を準備している。グループで利用する学生も多く、学生のニーズに答えている。

学生の自動車通学は禁止しているが、実際には学内に乗り入れたり、周辺に駐車したりする学生が少なくない。近隣道路への不法駐車などの対策を検討する必要がある。

バイク・自転車の駐輪場の不足は明らかであり、増設が必要である。

男子寮（精華寮）の生活騒音については、学生の注意を喚起しているが、時に周辺の住民から苦情が寄せられることがある。今後さらに学生に注意を呼びかけてゆく必要がある。

【改善方策】

創立百三十周年記念事業として計画されている新教育研究棟（新 1 号館）は、教室棟検討プロジェクトと学生厚生福利施設プロジェクトの 2 つの委員会が中心となって、平成 23 年度中の完成を目指して計画が進行中である。新校舎は教育学部中心の施設となるが、文学部・教育学部の両学部が利用できる学生ラウンジ（学習スペース）等の施設も検討している。また、校舎の前庭にはサンクンガーデンと呼ばれる緑地帯を設け、自然との調和を図る計画である。これによって食堂・喫茶等の混雑はかなり解消されると期待される。

学生の自動車通学に伴う周辺地域への迷惑駐車や騒音問題については、施設面からの根絶は非常に困難である。今後も、日々学生にルールとマナー遵守を訴えてゆく。

バイク・自転車の駐輪場の増設については、前記新 1 号館の建設に伴う敷地の整備の中で実現してゆく。

<社会福祉学部（名張学舎）>

【現状説明】

名張学舎は、奈良県との県境に近い三重県名張市の新興住宅地の中の丘陵地にある。5000人規模の大規模団地が造成されたが、現在、周囲に100戸程度の住宅がある程度で閑散とした地域である。また、最寄の駅までバスで10分程度かかり駅周辺、大学周辺とも食堂等の飲食店は少なく、食事場所は食堂の入った学生会館以外になく、学生が授業やクラブ活動以外に自由に利用できる施設としても重要な施設といえる。この施設には食堂のほか売店がある。会館は午後8時まで開館しているが、夜間の食堂・売店の営業は行っていない。

体育館、テニスコート、グラウンド等の体育施設は、事務所内で体育用品の貸し出しを行い、授業の合間に自由に使用できるようにして学生のニーズに応じている。

なお、名張学舎には学生寮はない。駐車場は239台収容可能な施設を備えている。

【点検・評価】

平成15年8月、学生数の増加により食堂が手狭になったため、売店、喫茶コーナーの建物内での移設を行い、食堂を増築し120席の席数増を図り学生の利便性の向上に努めた。この施設は、自然採光を考慮し全面ガラスを採用しており、食事以外にも常に学生の利用がある。また翌年には、同会館前の芝生広場の改修を行い、植栽・外灯・通路の整備等を行い、学園祭等の諸行事や学生広場としての機能性を持たせた。このように名張学舎では、自然環境の保全に力を入れている。

【改善方策】

学生会館には、学生の掲示板として授業状況のわかる情報システムのテレビがあり、必ず学生が訪れる場所としての認識は確立されている。そういう点では施設面での機能は十分果たしていると考えられる。今後、学生数が減少するなか、食堂・売店の経営状態を把握し、営業時間やメニューなどの面で委託業者と協議しながら、学生サービスの低下に繋がらないよう努めることが必要である。校内の緑化事業については、造成地であるため大木が無く植栽による緑化事業を進め、環境に配慮していく必要がある。

10-C 利用上の配慮

1) キャンパス間の移動について

・ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

<大学全体>

【現状説明】

伊勢学舎のある伊勢市と社会福祉学部のある名張市は、公共交通機関を使用した場合、学舎間の移動に約2時間を要するため、設立当初から授業は個々の学舎で完結する方式をとっている。小規模のテレビ会議システムはあるが、遠隔授業設備はない。クラブ活動や

学園祭での交流は、近年行われつつあり、スクールバスを使用することもある。

名張学舎では、最寄りの近鉄名張駅とキャンパス間は、スクールバスを運行し、通学の時間短縮を行っている。

伊勢学舎はバスを保有しているが、行事以外で大学と駅間の運行は行っていない。

【点検・評価】

授業期間中の学舎間の移動は時間的にできない状況にあり、入学式・卒業式を除いて両学部の学生が一同に集まる機会はない。遠隔授業装置などの設備面での充実を図る以外に方法はない。クラブ交流に関しては、夏・春の長期休暇中の相互交流ができる支援が必要である。

【改善方策】

伊勢学舎では、スクールバスの運行は行っていないため、伊勢・名張間の移動時間短縮の方法は、それぞれの最寄り駅とキャンパス間をスクールバスで結び、乗り継ぎの時間短縮を図る方法以外にない。ただし、土・日曜日のクラブ活動等の交流は運動系クラブで、実施に向かっている。設備面では、遠隔授業装置などの充実を図る以外に方法はない。

上記のような立地条件にあるので、以下の項目は学舎ごとに記述する。

2) 施設・設備面における障がい者への配慮

- | |
|-------------------------|
| ・ 施設・設備面における障がい者への配慮の状況 |
|-------------------------|

<文学部・教育学部（伊勢学舎）>

【現状説明】

伊勢学舎における障がい者に対応した施設設備は、下記のとおりである。

- ① エレベータの設置箇所
 - i) 4号館に設置…4号館3階、記念講堂2階併用
 - ii) 3号館に設置…3号館、2号館、5号館併用
 - iii) 図書館
 - iv) 佐川記念神道博物館
 - v) 総合体育館
- ② 多目的トイレ
 - i) 5号館1・2・3階
 - ii) 図書館1階
 - iii) 総合体育館
- ③ 自動扉
 - i) 図書館
 - ii) 佐川記念神道博物館

- iii) 事務棟
- ④ 駐車場
 - i) 本部記念講堂前
 - ii) 1号館西玄関前

文学部では、平成15～16年度に文部科学省施設設備整備補助金を申請し、図書館、事務棟、佐川記念神道博物館の3箇所に自動扉を設置した。また、3号館研究棟、4号館及び講堂に併用型のエレベータを設置している。

【点検・評価】

伊勢学舎の校地は風致地区にあり、建物の高さが15メートル以内に制限されており、建物はすべて3階建てに収めているため、従来からエレベータの設置は考慮していなかった。図書館にはエレベータはあるが、荷物用エレベータを改修したもので、書庫にあるためロビーから利用できない。佐川記念神道博物館も本来は荷物用であるため、係員の介助のもと裏口からの利用に制限されるなどの問題点が指摘されている。総合体育館は、バリアフリーの観点から建設時に設置した（「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」による）。

教育学部のある1号館は、昭和37年の開学当初の建物であり、多目的トイレやエレベータはない。現状では利用対象学生が在籍しないが、怪我等による利用要素もあることから検討が必要である。

【改善方策】

現在建設計画中の新1号館には多目的トイレやエレベータの設置を盛り込んでいる。既設校舎のうち、特に教室棟や図書館、佐川記念神道博物館については、設置場所や建物構造上の問題はあるが、補助金の積極的な活用によりバリアフリー化を図る。

<社会福祉学部（名張学舎）>

【現状説明】

平成10年4月に設置された社会福祉学部の諸施設は、名張市郊外の閑静な住宅地の一角に位置し、建設当初からバリアフリーの理念に基づき、全施設にスロープを設置しているほか、3階を最高として低層化し、大・中・小講義室には難聴者用システム、大講義室には弱視者用システムを設置している。校内には点字ブロックや主要な施設には点字による案内版を設置し、身障者用トイレも多様な形式を各棟に備えている。また、1号館・2号館出入口の開き戸を引き戸に改修するとともに、2号館と3号館の渡り廊下に自動扉を設置し、車椅子使用者・身体障がい者等への負担の軽減を図った。これらの施設設備は、福祉実習にも有効に活用されている。

名張学舎における障がい者に対応した施設設備は、下記のとおりである。

- ① エレベータの設置箇所
 - i) 3号館に設置…2号館・3号館へは各階外廊下で接続されている。
 - ii) 図書館
 - iii) 研究棟
- ② 多目的トイレ
 - i) 大教室棟（1階外）…脳性マヒ者用
 - ii) 3号館教室棟各階…脳血管障がい者用 3箇所
 - iii) 体育館…脊髄障がい者用
 - iv) 図書館…脳性マヒ者用
 - v) 本部研究棟…視聴覚障がい者用
 - vi) 学生会館…脊髄障がい者用
- ③ 自動扉
 - i) 図書館
 - ii) 管理棟
 - iii) 研究棟
 - iv) 2・3号館2階3階渡り廊下4箇所
- ④ 駐車場
 - i) 本部研究棟裏 2台分
- ⑤ 誘導ブロック
 - i) スクールバス停から本部棟まで
 - ii) 管理棟
 - iii) 図書館入口付近
- ⑥ スロープ
 - i) 学生会館裏通路から1、2、3号館渡り廊下を經由して各教室棟2階へ接続

名張学舎は、当初からバリアフリーの理念に基づいて建設されており、三重県の「まちづくり施設整備基準適合」の指定を受けていたが、さらに平成17～18年度に文部科学省施設設備整備計画補助金の交付を受け、2号館、3号館1階の入口扉の引き戸化、渡り廊下の自動ドアの設置、大教室等の入口引き戸化を実施した。なお、各施設のうち、多目的便所、エレベータ、校内サインの場所など随所に点字案内を設置している。

【点検・評価】

教室棟にはエレベータが1基あり周回廊下によって大教室・2号館、3号館を障がい者が介助者なしで移動できる環境を整えている。しかし、大教室棟の階段教室の上り下りは、障がい者にとって不可能であるため、最前列と室外の周回廊下でつながっている最上階に車椅子用の机を設置している。その他の教室には前列に車椅子用の机を配置してある。

平成16年にはスクールバスに低床バスを導入し、最寄の名張駅と本学部との間を運行しており、学生の介助による乗降が行われていることは評価できる。

【改善方策】

名張学舎の教室棟や図書館は、建物の高さを3階建て以下としており、教室棟3棟は渡り廊下で接続されているため、エレベータの設置は最小限の1基に抑えられている。今後、障がいをもつ学生が増えることを考慮し、新たな改修・改築案件には補助金の積極的な活用により、教室の引戸化やエレベータの増設を検討する必要がある。

3) 各施設の利用時間について

・ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

<文学部・教育学部（伊勢学舎）>

【現状説明】

伊勢学舎では、教室でのクラブ活動は夜間の清掃作業があり午後7時と決められている。武道場・グラウンド等の運動施設、祭式教室は午後7時まで使用を認めている。特に総合体育館は警備員が常駐しているため、平日・土曜日・日曜日ともクラブ活動に限り午後8時まで使用でき、安全性も保たれている。

食堂の営業は、昼食時のみ（午前11時～午後2時）であるが、午後1時までの混雑時には、ラウンジでの食事も許可している。食堂は、営業終了後クラブ活動に開放されており、戸締りは警備会社に依頼している。

売店は、午前9時から午後4時30分までが営業時間となっている。土曜日は午後1時までの営業となる。

図書館の開館は、授業期間中は午前9時から午後7時まで、長期休暇中は平日午後4時30分まで、土曜日は12時30分までである。

佐川記念神道博物館は午前9時から午後4時まで、土・日曜日は休館となっている。

事務室は午前8時30分から午後4時30分（土曜日は12時30分）までであるが、学生と関わりのある学務課は午後6時まで対応している。各施設の戸締まりと点検は警備会社に委託し派遣された警備員が対応している。

記念講堂は、土・日曜日に学生の定期演奏会や公演会、ミュージカル等、学生の催しものが多く、職員が交替で出勤し対応にあたっている。

大学職員の勤務時間は、午前8時30分から午後4時30分であるため、学生関連業務を担当する部署は、時間差出勤または交替勤務で対応している。特に学務課、管財課、図書館がその対象となる。

【点検・評価】

施設の警備上の点検と見回り、戸締まりは警備保障会社との契約によって行われているが、学生のクラブ活動での照明・エアコン等の消し忘れなどが多く、各校舎等の点検を警備員に依頼せざるを得ない状況にある。

総合体育館の完成によってクラブ活動が活発化し、使用時間も延長し学生間の融和が図られている。しかし、体育施設のうち硬式テニスコートは夜間照明の整備が行われたが、

グラウンド・軟式テニスコートには簡易照明しかなく日没後の活動はできない。今後はこれらの施設の整備が必要となる。

クラブハウスは、クラブとして承認されたもののみ部室が与えられているため、人数等の少ない同好会には部室がない。特に文化系のクラブは人数が少なく同好会が多いため、活動は教室を使用せざるを得ない。そのため時間制限があり、十分な活動ができない状況にあるのは問題である。

【改善方策】

グラウンド・軟式テニスコートについては、照明設備の整備を今後計画する。

教室で活動をしている文化系の同好会等については、学生会館の全館開放などの方策を学生委員会と管財課等との間で検討する。

< 社会福祉学部（名張学舎） >

【現状説明】

名張学舎では、図書館や体育館、グラウンド、学生会館等の学生が主に使用する施設は、午後 8 時まで使用できる体制にある。夜間は警備保障会社に委託している。学生食堂では、朝 8 時 30 分から 9 時 30 分まで、モーニングタイムと称し営業し学生の利便性を図っている。昼食は 11 時 30 分から午後 2 時 30 分までである。売店は 9 時から午後 4 時 30 分まで営業し、土曜日は午後 2 時 30 分までである。

図書館は近年、派遣社員による夜間サービスが行われている。各施設の開放に合わせて授業期間中のスクールバスは、午後 8 時、その他は午後 7 時まで運行している。夜間の安全対策として、スクールバスの最終便まで学生会館を待合の場所として提供していること。校内に外灯を増やし不審者対策を講じていることなど、学内でも安全対策に関する意識が高まっている。

施設の警備上の点検と見回り、戸締まりは警備保障会社との契約によって行われている。

【点検・評価】

大学職員の勤務時間は、午前 9 時から午後 5 時であるため、学生関連業務を担当する部署は、時間差出勤または交替勤務で対応している。特に学務課、管理課、図書館がその対象となる。現在、21 のクラブと 14 の同好会が活動しているが、学生数の減少も影響しクラブ活動の低迷が続いている。

公共交通機関である近鉄大阪線の利用者が多く、自宅通学生は通学時間が長いため、授業終了後は帰宅の途につく学生が少なくない。図書館では、開館時間の延長、図書の貸出冊数を増やすなどの方策を講じている。

立地上の問題点として、大学周辺には民家が少なく、夜間は学生の安全対策上の整備が必要である。

【改善方策】

今後、クラブ活動や図書館利用者の夜間利用者、大学院生の24時間施設開放に向けての防犯対策として、警備員の夜間常駐などの安全対策を講ずる必要がある。

10-D 組織・管理体制

- ・ 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- ・ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

【現状説明】

本学の施設は、本学の教育及び研究に資すると共に、課外活動の育成を図ることを目的としており、施設・設備の管理については、伊勢・名張両学舎とも「学校法人皇學館施設管理規程」により一本化され、それぞれの施設の管理者が下記の表10-1の通り明確にされている。

表 10-1 施設管理規程第3条に定める施設の管理者一覧

施設名	管理者名
創立百周年記念講堂・記念館及び総合体育館	学長
伊勢学舎に位置する施設 (創立百周年記念講堂・記念館、総合体育館、図書館及び博物館を除く)	文学部長
名張学舎に位置する施設(図書館を除く)	社会福祉学部長
附属図書館(伊勢学舎・名張学舎)	附属図書館長
佐川記念神道博物館	神道博物館長

本学の建物・構築物等の施設の使用については、「皇學館大学施設使用規則」「皇學館大学創立百周年記念講堂使用規則」「皇學館大学記念館使用規則」「皇學館大学創立百三十周年記念総合体育館使用規則」に基づき、また厚生施設である学生会館(倉陵会館)、宿泊研修施設(倉友会館・皇學館会館)、ロッカー棟(倉風ハウス)等の利用については、各々「皇學館大学倉陵会館使用規則」「皇學館大学倉友会館使用規則」「皇學館会館利用規則」「皇學館大学倉風ハウス利用規則」「皇學館大学記念館使用規則」及び「皇學館大学学生会館使用規則」に基づきその順位、許可基準、使用料金等が定められている。なお、皇學館会館は「皇學館寄宿舍管理規則」によって、管理運営を行っている。また、学内施設のうち記念講堂・一部の教室については、上記規則に従って公共団体・教育機関にも貸出を行っている。

各学舎の防火体制は、両学部の事務部長が防火管理者となり各棟に防火担当責任者と火元責任者を任命している。なお、伊勢学舎の学生寮は学務課長が防火管理者となっている。

上記記載の各建物及び付帯設備としての電気・空調設備(ボイラーを含む)、給排水設備、通信設備(学内LANを含む)、昇降設備等の維持・管理は、伊勢学舎(文学部・教育学部)においては管財課が、社会福祉学部においては管理課が行っている。

上記の建物・設備の保守点検、整備修理については、それぞれの専門業者と保守契約を結び、法律に基づく定期点検を行い、必要に応じて設備の修理を実施し、安全管理に努めている。それらの結果報告については、監督官庁へ義務づけている。また、社会福祉学部では、日常の保守管理をビルメンテナンス会社に常駐委託し、上記以外の照明設備・空調設備・空気環境測定及び各種測定も含めて、管理委託を行っている。

衛生管理に関しては、毎年1回の各校舎の水槽の清掃及び水質管理、浄化槽の清掃と放水に対する水質管理、毎月1回の食堂厨房の害虫駆除、校内植栽の消毒などを実施している。なお、伊勢学舎はビル管理法（『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』）の特定建築物に該当する8,000㎡以上の建物はないため、同法第4条第2項に定める項目の内、教室内の空気環境の調整（測定）は行っていない。

防火・防災面では、「消防法」第8条第1項の規程に基づき、「学校法人皇學館防火管理規程」を定め、防火管理の徹底を図ると共に、火災又は地震等の災害による物的・人的被害を軽減することを期している。この規定では、防火対策委員会を設置すること、年2回の定例会を開催すること、予防管理対策として防火管理者のもとに各検査・整備班長をおき、防火管理者の補佐を行うことを定めている。消防設備・建築物・火気使用設備器具及び危険物等の点検又は検査を年3回実施し、自衛消防活動対策として、自衛消防隊の編成と訓練、消防教育等を実施している。なお、伊勢学舎、名張学舎いずれも、機械警備による24時間防火・防災体制を整えるとともに、教職員間の緊急連絡網を組織して、緊急時に即応できる体制を確立している。火災保険は、「学校法人皇學館会計規程」第49条の規程により学舎ごとに損害保険会社と包括契約を結び、火災や地震など災害時の財政面での負担軽減に備えている。特に重要な附属図書館の図書資料・マルチメディア教室の什器備品類についても同様の保険契約がなされている。

保安面では、伊勢学舎においては、午後から夜間にかけて総合体育館に警備員（警備保障会社）を配置し、夜間（午後9時までの使用）の施設管理と学生生徒の安全を図っている。また、事務棟にも警備保障会社の警備員を配置し、全施設の巡回及び施錠と委託している。AED（自動体外式除細動器）は、現在、総合体育館、本部事務室ロビー、3号館に設置し、各建物の入口に設置場所の表示がある。19年8月に教職員・学生を交えて講習会を開き、いつでも誰でも使える体制を整えつつある。

名張学舎でも同様に警備会社による夜間の警備体制を整えており、教職員・学生の安全確保に努めている。AEDに関しては、20年8月までに設置の予定である。

【点検・評価】

施設・設備に関する規定・責任体制は整えられていると評価できよう。ただし、緊急時にどれほど対応できるかは未知数であり、効果的な訓練が必要であろう。

施設設備の点検・修理については保守業者に依頼せざるを得ず、今後、大学全体の財務状況の中で、費用の増大は問題となる可能性がある。

また、施設設備の老朽化によって、冷暖房装置や給排水・衛生設備など機能・性能面で低下しているものもあり、安全で清潔・快適な教育研究活動の環境維持の方策が今後の課

題といえる。

保安上の問題として、伊勢学舎・名張学舎いずれも周辺には人家が少ない環境にあり、夜間における学生の安全の確保ということがある。

【改善方策】

施設設備の整備拡充によってほぼ快適な教育環境が維持されているが、老朽化した施設設備の更新、点検保守・修理等の費用の増大、汚水処理等環境汚染の問題（公共下水道が未整備）、省資源対策・経費節減等について方策を検討する。

夜間の安全性の確保については、新たに街灯を設置する予定である。また、警備会社の夜間パトロールについても今後検討する。

第 11 章 図書・電子媒体等

第11章 図書・電子媒体等

【到達目標】

- ア 本学の建学の精神に基づく教育・研究に密着した図書館活動を実施する。
- イ 学生に対しては、学習と情報基盤の整備と、情報収集および提供のために適した環境を提供する。
- ウ 研究者に対しては、体系的な蔵書構成を図り、さらに情報ネットワークを積極的に活用して研究活動への支援を行う。
- エ 図書館の利用を通して地域に貢献し、地域との連携を深める。
- オ 利用者の立場に立ち、安全で利用しやすい図書館環境を整備する。

11-A 図書、図書館の整備

- ・ 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性
- ・ 図書館の規模、開館時間、学生閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

【現状説明】

本学の図書館は、建学の精神に基づき、教育・研究活動を支援する重要な機関である。学生・教育職員をはじめとする本学構成員に対して、全般的な基本資料から、設置大学院・学部での専門科目に関連する専門的分野に至るまでの資料、あるいは最先端の各種情報などを体系的に収集・整理し、学内外からの利用者の求めに応じて的確・迅速に提供できるよう情報の基盤を整備し、本学のみならず地域における学術情報の発信基地としての役割を果たせるよう図書館の運営に当たっている。

本学図書館は、伊勢学舎図書館と名張学舎図書館とからなる。本学図書館と文学部・教育学部の5学科及び3附置研究所における過去3年間の図書受入れ冊数と平成19年度末における総蔵書数は下記のとおりであり、本学が所蔵する全蔵書冊数は388,890冊となる。

表11-1 本学所蔵の蔵書冊数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成19年度末蔵書数
伊勢学舎	7,828冊	8,533冊	5,307冊	249,019冊 内国書229,592冊 外国書 19,427冊
名張学舎	4,014冊	5,358冊	3,769冊	67,618冊 内国書 58,975冊 外国書 8,643冊
5学科・3附置研究所	3,359冊	3,027冊	3,582冊	72,253冊

蔵書は、おおよそ人文科学78%、社会科学17%、自然科学5%で構成されており、人文・

社会科学系大学の特徴を反映している。各分野とも、教育・研究用図書、参考図書、基本学習用図書、教養書等から成る。

特別収集資料として、澤瀉久孝文庫と大庭脩文庫がある。澤瀉久孝文庫には、万葉集関係の古筆・古写本をはじめとする国文学関係資料を収めている。大庭脩文庫には、中国で出版された考古学発掘資料の研究書、中国との交流関係資料のほか、国内では数少ない発掘調査報告書も数多く収めている。その他に、本学の前身である神宮皇學館大学の蔵書が、終戦後いわゆる神道指令により廃学となった際に名古屋大学に移管されたが、それらのうち明治以前の和装本を中心に貴重な資料を、平成17年度文部科学省の補助金を得てマイクロフィルム版とその紙焼きを製本したものととして収蔵し、伊勢神宮関係のほか、郷土史関係・日本文学関係の充実した資料がある。

学術雑誌の過去3年間の受け入れタイトル数、および平成19年度末現在の所蔵タイトル数は下記のとおりである。

表11-2 学術雑誌所蔵タイトル数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成19年度末所蔵数
伊勢学舎	1,906タイトル	1,737タイトル	1,858タイトル	5,125タイトル 内国雑誌5,032タイトル 外国雑誌 93タイトル
名張学舎	570タイトル	443タイトル	495タイトル	791タイトル 内国雑誌 737タイトル 外国雑誌 54タイトル

視聴覚資料について、平成19年度末現在の所蔵タイトル数は下記のとおりである。

表11-3 視聴覚資料所蔵タイトル数

	伊勢学舎	名張学舎
マイクロフィルム	16タイトル	1タイトル
マイクロフィッシュ	1タイトル	0タイトル
ビデオフィルム	129タイトル	281タイトル
DVD・CD・LD	95タイトル	15タイトル
CD-ROM	110タイトル	44タイトル
カセットテープ	21タイトル	2タイトル
その他（電子ブック）	0タイトル	1タイトル
合計	372タイトル	344タイトル

本学の図書予算は、伊勢学舎では、平成15年度以降現在に至るまで19,000千円の予算額を維持してきた。名張学舎では、平成15年度から16,300千円の予算額を維持してきたが、平成19年度は10,030千円に減額された。平成17年度両学舎の図書館資料費は52,546千円で、

大学総経費（2,988,756千円）に占める比率は、1.8%である。平成18年度の学術情報基盤実態調査報告（旧大学図書館実態調査報告）によると、私立大学Cクラス（2～4学部を有する）の平均値は1.3%であり、それを上回っている。

資料の選定に当たっては、各学科の図書委員が中心となって、基本図書および教育研究に必要な図書を収集している。また、学生の購入希望に応えるため、リクエスト制度を設けている。この他、学生に対して読書に興味を持たせることを目的に、小説、随筆など軽易な内容の図書を集めたコーナーを閲覧室の一角に設けているが、これについては特に学生のリクエストを尊重している。

現在の伊勢学舎図書館は平成5年に竣工、3階建てで、5層の書庫等を併設している。延べ床面積は、2,493㎡、収容可能冊数は54.5万冊である。名張学舎図書館は、平成10年に竣工、2階建て、延べ床面積は、1,675㎡、収容可能冊数は9.6万冊である。

座席数は、伊勢学舎では、学生閲覧席313席（書庫内キャレル8席、書庫内閲覧席72席、パソコン用コンセント付き閲覧席13席、一般閲覧席216席、新聞閲覧席4席）、グループ閲覧室22席、総数335席である。名張学舎では、学生閲覧席154席、学習閲覧室30席（研究個室6席、グループ閲覧室24席）、総数184席である。これは、伊勢学舎では学生収容定員

1,990名の15.7%、在籍学生数2,250名の約13.9%に当たり、名張学舎では学生収容定員850名の18.1%、在籍学生数727名の約21.2%に当たる。

図書館内設備として、伊勢学舎には、グループ閲覧室、視聴覚資料コーナー、マイクロ資料閲覧コーナー、新聞コーナー、OPAC端末コーナー、コピーコーナー、身障者用トイレ、ブックポスト等を設けている。名張学舎には、グループ閲覧室、研究個室、対面朗読室、視聴覚資料コーナー・新聞コーナー・OPAC端末コーナー、コピーコーナー、身障者用トイレ、ブックポスト等を設けている。また、コンパチブルプレーヤー（DVD/VHS一体型再生機）も入れ、多様化する視聴覚資料に対応している。

平成20年度の利用者用情報機器は以下の通りである。

表11-4 平成20年度利用者用情報機器
平成20年4月現在

	伊勢学舎	名張学舎
OPAC用PC	12台	7台
マイクロリーダー	1台	1台
情報検索用PC	4台	2台
DVD/VHS一体型再生機	2台	1台
データベース用PC	2台	0台
ビデオプレーヤー	0台	9台
テープレコーダー	0台	5台
CDプレーヤー	0台	10台
その他（拡大機）	0台	1台

開館時間は、伊勢学舎では平日9時から19時まで開館（学期末試験期間中および卒業論文

執筆期間は20時まで)、土曜日は9時から17時まで開館。通常講義期間以外は9時から16時30分まで、土曜日は9時から12時30分まで開館している。名張学舎では、平日9時10分から19時50分まで、土曜日は9時10分から16時30分まで開館。通常講義期間以外は9時10分から16時50分まで、土曜日は9時10分から12時50分まで開館している。

本学図書館は、平成3年度に丸善の図書館システムであるCALISを導入し、蔵書データベースの構築を開始し、平成10年度に社会福祉学部開設を期に、名張学舎図書館との学部間専用回線を介して相互検索、貸借を可能とした。これによりインターネットのWWWサービスを提供できる環境が整い、Web- OPAC 検索が可能となったため、学内はもとより学外からでも検索可能となった。

また、国立情報学研究所の目録所在情報サービス (NACSIS-CAT) に参加しており、必要な図書、雑誌を登録している。利用者が本学に所蔵していない資料を請求してきた場合、NACSIS-ILLを通して文献複写や相互貸借のサービスを行っている。対外的には他大学・他機関からの所蔵調査依頼の受付、文献複写依頼などにも対応している。

データベースの利用に関しては、平成17年度より、国立情報学研究所が提供するNACSIS-IR、NACSIS-ELS (現在のGeNiiに統合) の機関別定額制契約を行っておりサービスの拡大に努めている。学外有料データベースとしては両学舎の図書館で朝日DNA(聞蔵)、官報情報検索サービスを導入、伊勢学舎図書館では、日外アソシエーツのMAGAZIN PLUS、大宅荘一文庫Web-OYA bunkoを導入している他、レファレンスコーナーにおいて朝日新聞戦前紙面データベース、読売新聞(明治・大正)のCD-ROMデータベースも利用者が随時自由に利用できる。また、名張学舎図書館では、Contemporary Women's Issues(女性問題に関するデータベース)を導入し、図書館以外でも学内LANに接続されたパソコンから利用可能である。

利用者教育の一環として、図書館を有効に活用してもらうため、これまで演習の授業担当者からの要望に添って図書館利用ガイドを作成してきた。平成19年度は、これまでの「図書館利用ガイド」の内容を全面的に見直し、カラー版(本文40ページ)で作成し、各学科の演習の授業担当者に配布し、その内容を受講生へ周知するよう依頼した。また、平成20年度は、新入生などにも分かりやすく図書館の利用を紹介した「図書館利用案内」を作成し、新入生ガイダンスを実施した。

学内利用者へのサービスとしては、資料の閲覧・貸出をはじめ、文献の所在調査、事項調査、OPACの検索や参考図書の使い方などの利用指導を適宜実施している。さらには、学内ホームページに図書館用リンクを設け、Web上での「外部データベース」、「有効なリンク集」を紹介し、学外データベースへのアクセスの便を図っている。

地域住民への開放については、伊勢学舎では、開学以来、簡単な手続きを経て資料の閲覧を許可してきた。平成3年度入館システムの導入後、希望者には「利用者カード」を発行して閲覧、複写等のサービスを提供してきた。名張学舎では、地域との連携を全面に掲げ開設した経緯から「利用者カード」を発行して地域住民への公開のみならず貸出も実施している。

【点検・評価】

本学図書館では、昭和37年再興以降伊勢学舎図書館において、神道、国文、国史、教育関連の資料を中心に、また、名張学舎図書館では、社会福祉を中心とした資料の収集に努

めており、ユニークな蔵書を誇れるにいたった。また障がい者トイレ、エレベーター、自動ドアの他、名張学舎においては、点字朗読室、点字案内板、拡大テレビなど、障がい者に配慮した設備を設けている。この他、研究個室、グループ学習室などのニーズも対応している。

図書館が、教育・研究の場として、その機能強化に努めてきたことは、安定した利用者数に反映されている。開館時間も学務スケジュールにリンクし、年間平均開館日数は、伊勢学舎図書館、名張学舎図書館とも260日である。伊勢学舎・名張学舎とも学生の最終授業終了は17時50分であり、最終授業終了後30分以上は開館している状態を確保し、授業終了後の学生の学習を保証している。これらのことは、長所として評価できる。しかし、大学院の最終授業終了が21時10分であり、授業終了後の大学院生の学習・時間の確保の点は、今後の検討課題である。

現在の閲覧座席数は、全学収容定員（両学舎の大学院生・学生等）2,840名の16.4%に達しており、充足はしている。しかしながら、毎年の図書増加に伴い書架・書庫等の狭隘化は問題である。

ネットワークについては、情報処理センターの協力を得て整備され、セキュリティについても同センターによって対策が施されている。しかし、キャンパスが、伊勢市と名張市に分かれており、それぞれにサーバを設置してOPACを運用しているが、通信回線が雷に弱く遮断されることがあるのは大きな問題である。

図書館を地域に開放し、地域への貢献を目指してきたことは長所である。一般市民が図書館の利用を希望する際には、登録手続きをすることにより利用者カードを発行しており、この利用者カードを利用して入館する事が可能となる。現在稼働中の入館システムは、入館者の実態を把握することができ、その情報は今後の受入体制への検討資料となる。また、利用者カードによる入館者の制限とその入館情報が記録されることは、学生の安全を確保する上で大いに役立っている。

防犯カメラの設置は、一定の抑止効果は期待できる。しかし、伊勢学舎図書館には2階および3階の閲覧室に各1台しかなく、固定式であるため防犯カメラの役割を十分に果たしているとはいえない状況である。名張学舎図書館には、防犯対策としては2階閲覧室に2台の可動式カメラが設置されているが、死角となる場所も多く、防犯対策としては不十分である。

また図書館における専門スタッフの配置が必要であるにもかかわらず、司書の資格の有無に関係なく、職員の異動が繰り返されることにより、研修会等で得た専門的な知識も十分に活かされなかったのが現状である。

【改善方策】

これまで本学図書館では、図書館としての収書基準や学部の教育方針に密着した学科研究室の収書方針のもとで収書してきた。今後更に、学科研究室や附置研究所等との連携を強化し、体系的な整備に努め、資料の一元管理を進める。このことは、予算の計画的・効率的運用、必要な資料の確実な収集にもつながる。受け入れの時の重複など無駄をなくすることは、その後の収蔵スペースの効率化とも連動する。

収蔵スペースの確保のためには、需要の低い複本資料については積極的に蔵書の整理を

し、除籍ができるよう廃棄基準の見直しを行わなければならない。しかしながら、それだけでは根本的な解決を図ることは困難であり、所蔵スペースそのものの改善から、書架・書庫の拡張を視野に検討する。

開館日数および開館時間については、今後実施するアンケート調査や利用実績等を踏まえ、検討する予定である。

ネットワークについては、情報処理センターと情報を交換しながら、協力体制を強固にしていく。キャンパスが、伊勢市と名張市とに分かれているが、伊勢学舎にサーバを統合して設置するなど対応していく。

防犯カメラは、すべての死角を網羅して設置することは不可能であるため、その不備を補うには、掲示等により利用者への防犯意識向上を喚起する一方、館内巡回の回数を増やすことで対処していく。

専門スタッフについては、書誌的な知識のみならず、情報処理の知識が必要であるが、そのような専門的な知識を持った職員を確保、育成するには、大学当局の理解が不可欠である。その実現を粘り強く要望し続ける。その一方で、現任スタッフが国立情報学研究所等が実施する研修会等へ参加することにより、現在大学図書館が抱えている問題点、課題等に対応するための知識取得できるような環境を整備していく。

今後とも本学図書館としては、地域住民を含む学外者からの要請があれば、所蔵資料の閲覧に最大限の努力をする基本方針を堅持し、このサービスを進めるためにも、危機管理として最低限の第一歩となる入館システムを完備する。

11-B 情報インフラ

1) 学術情報の整備状況や他大学との協力状況について

・ 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

【現状説明】

伊勢学舎図書館では、平成3年度に図書館コンピュータシステムとしてCALIS（丸善株式会社）を導入し、平成11年度にこれをバージョンアップした。現システムは、受入からサービスの提供までのトータルシステムである。そのほか、利用者用検索端末や、各種データベース利用のためレファレンスコーナーにて専用端末を設置している。

名張学舎図書館では、平成10年度の開設時より伊勢学舎図書館と同じ図書館システムCALISを導入し、学舎間の相互検索や相互貸借などにより学術情報資源の有効利用に努めている。レファレンスコーナーでは利用者用検索端末のほか、各種データベース利用のための端末を設置し、利用方法講習会の開催を行なっている。

伊勢学舎図書館では、国立情報学研究所のシステムNACSIS-CAT総合目録データベースに平成12年度より参加し、資料受入時点よりそのネットワークシステムを活用し、当館情報処理の基盤としている。ただし、NACSIS-CAT総合目録データベースへの当館の新規登録は、現図書館システムと新CAT-P形式ファイルとが連携していないため、事務処理に時間がかかり、ほとんど進んでいないのが現状である。

名張学舎図書館では、国立情報学研究所のNACSIS-CAT総合目録データベースに平成13年度より参加し、資料受入時から書誌データを活用し、所蔵データベース構築の基盤として

いる。NACSIS-CATへの所蔵登録も社会福祉の分野を中心に積極的に行っている。

平成14年度よりNACSIS-ILLに参加して、相互協力にも努めてきた。文献複写の受付依頼総数は、平成19年度分までで伊勢学舎図書館では579件、名張学舎図書館では346件である。平成16年度から開始された料金相殺サービスには、当初より加盟していない。

また、他大学図書館からの閲覧利用者については、通常の相互協力とともに、東海地区大学図書館協議会の共通閲覧証協定に加盟し、簡略な手続きで対応している。

【点検・評価】

NACSIS-CAT総合目録データベースおよびNACSIS-ILLへの参加により、他大学との協力を強めていることは長所である。しかし、NACSIS-ILL料金相殺システムへは未加盟のため、複写料金の送金および受領など事務処理がかなり煩雑である。

学内的には、平成20年度末に完成予定の図書データ一元化により、本学に所蔵する全蔵書が、OPAC上で確認できることになり、現在、他機関への利用紹介、他機関からの閲覧受付、文献複写、現物貸借サービスなどを実施する上での所蔵調査にも大いに役立っている。

【改善方策】

本学図書館システムは、平成11年度に更新されたが、多言語対応になっていない事、OPACとNIIとの横断検索に対応していない事に加え、システムそのものの処理スピードなどの問題を抱えてきた。そこで、平成20年度末には新図書館システムを導入する予定である。新図書館システムでは、前述の問題点の解決はもちろん、利用者がウェブ上でリクエストや、貸出図書の予約、ILL等の依頼が可能となり、利用者へのサービスの向上が期待できる。またこの導入にむけ、図書の受入、整理の効率化等、資料提供までの間の短縮化も図るとともに、情報処理センターとも協同してインフラの再構築・整備を継続していく。

他大学図書館との相互協力については、基盤となるNACSIS-CAT総合目録データベースを活用し、有効な資料利用に努める必要があるが、他館との共同利用の利便性を向上させ、図書館での事務処理の合理化・省力化のためには、NACSIS-ILL料金相殺システムへ早急に加盟することが不可欠となる。

また、相互協力をスムーズに行うためにも、各学科・研究所等における利用条件の統一や相互協力への共通理解等、学内での受入体制の整備をする必要がある。また図書館のみならず学科・研究所等、本学が所蔵する全蔵書資料のコンピュータによる目録の一元化を実現する必要もあろう。

資料の電子化はこれからの課題であり、本学独自の資料を学内・外のどこからでも検索・閲覧できる環境を整備していく。

2) 資料の記録・保管について

- | |
|------------------------|
| ・ 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性 |
|------------------------|

【現状説明】

皇學館大学は文学部・社会福祉学部・教育学部という文化系の3学部から構成されているため、記録・保管のための配慮の適切性が問われる学術資料といった場合、その多くは古

文書・古典籍を中心とした文化財ということになる。特に、神道・国文・国史の3学科を中心として、伝統的な研究・教育を実践してきた伊勢学舎では、図書館・佐川記念神道博物館を中心として、神道研究所・史料編纂所、そして国史学科研究室などが、多くの学術資料を収集・保管してきた。

伊勢学舎図書館では、「横井千秋宛本居宣長書状」をはじめとする書状類36点と、万葉集・文学関係の典籍を中心とした澤瀉文庫94点を閉架書庫に収蔵しており、そのうち澤瀉文庫については、閉架書庫内に桐箱と桐製ロッカーを作り、その中に収蔵するなどの配慮をしている。また「頭右中弁宛小槻時元進上書」をはじめとする古文書類4点を資料室ロッカーに収蔵している。

佐川記念神道博物館では、主として展示室に陳列されている神道・神社関係資料のほかに、宮廷祭祀資料554点と吉田家江戸役所関係の古文書約2,000点とからなる鈴鹿家資料（寄託）や、即位礼・大嘗祭関係の絵図・絵葉書・図書などからなる小原家文庫（寄託）1,441点、衣裳・台本・小道具などからなる伊勢歌舞伎（千束屋）資料24,254点、濱地文平氏蒐集の考古資料97点、その他、国学関係資料・大学史関係資料などを収蔵している。

資料を保管する収蔵庫は3箇所あり、延べ床面積は274.4㎡（第1：85.0㎡、第2：61.5㎡、第3：127.9㎡）である。その内第3収蔵庫を特別収蔵庫としている。木質系の内装仕上げで、データロガーにより温湿度を記録している。温湿度は、温度を20℃（上限25℃、下限15℃）、湿度を60%（上限65%、下限55%）に設定している。また、IPM思想に基づく虫害モニターを実施し、害虫が確認された場合に、ブンガノンガスによる燻蒸を実施している。また、定期的に建物外周の簡易燻蒸を行っているほか、ハロン1301によるガス消火設備を導入しており、本学の資料保管施設としては最も適切な配慮がなされている。

神道研究所では、神道に関する特色ある資料として、岡田米夫文庫1,098点をはじめ、阪本廣太郎文庫257点、柳家旧蔵図書・和本362冊、原田敏明每文社文庫約8,700冊といった図書・和本・資料類を収蔵しており、原田敏明每文社文庫の一部が図書館に架蔵されている以外は、すべて研究所の書庫と所長室の専用書棚に保管されている。

史料編纂所では、福富家文書・福嶋御塩焼大夫文書・祭主家関係口宣案・山本重大夫関係文書・竹村千幹氏寄贈文書・北岡四良氏寄贈史料・久保倉家文書といった古文書類を所蔵しているほか、柚井遺跡出土木簡（三重県指定文化財）をはじめとする鈴木敏雄氏旧蔵の考古資料も収蔵している。また寄託資料として香川敬三関係文書、借用資料として橋村孟郎氏所蔵文書がある。これらの資料は史料編纂所第一書庫や事務室のロッカーに保管し、編纂所所員が出納を担当している。また内外からの利用も多く、学術目的による閲覧希望に応じている。

国史学科研究室では、平安時代の「掃守某畠地売券」をはじめとする、主として軸装された古代・中世文書19点を中心として、丹波山国関係の近世文書12点、近世の口宣案14点、神宮御師文書41点、その他の近世文書3点のあわせて89点の古文書を収集してきた。これらの古文書については、最も古い「掃守某畠地売券」を神道博物館の特別収蔵庫に保管している他は、すべて国史学科研究室のロッカーに保管され、学科の担当教員が自由に出納して教材などに活用されている。

【点検・評価】

図書館と博物館・研究所・編纂所・学科では、それぞれ古文書・古典籍といった学術資料を収集・保管する意図・目的を異にする。例えば、神道博物館が主として展示を目的とした資料の収集・保管に力を入れてきたのに対し、神道研究所では神道に関する研究の推進、史料編纂所では史料集の編纂、学科研究室では講義の教材とすることを目的とした資料の収集・保管を心がけてきた。そのような意味で、図書館や博物館が一括して資料を収集・保管するのではなく、各部署がそれぞれに収集予算と保管場所を有し、それぞれの目的に応じた収集・保管を行ってきたことは、本学の幅広い学術研究・教育活動を支えてきたという意味で、ある程度評価することができよう。

しかし、個別の事例を見ていくと、中には収集時の予算の付き方や、受け入れ担当者の所属先などといった些細な事情に左右され、収集・保管先が決まってしまった場合も見受けられ、必ずしも上述した収集・保管方針が貫徹されているとは言い難い。また研究所・博物館とも、資料を閲覧するためのスペースが十分ではなく、やや大判の資料を広げる事ができないということも、貴重資料の活用という観点から課題となろう。

そして何より問題なのは、図書館と博物館以外の各部署が、貴重書や文化財を保管するにふさわしい書庫や収蔵庫を有しておらず、その多くが事務所のロッカーでこれらを保管しているという現状であろう。ロッカーによる保管は出納が容易で、研究や閲覧・教材にすぐ活用できるという利点がある一方、火災や盗難・虫菌害などの危険とも隣り合わせであり、温湿度環境としてもふさわしくない。上述してきたこれまでの利点を活かしながらも、よりふさわしい保管のための配慮に努めていかなければなるまい。

【改善方策】

本学が所蔵する主な学術資料は、紙媒体の文化財（古文書・古典籍）であり、その多くは温湿度の変化に弱い。また火災や盗難・虫菌害などの危険を回避するという意味でも、できる限りこれらの資料は、図書館の閉架書庫か、神道博物館の特別収蔵庫にまとめて保管するよう、徐々に改善していくべきであろう。

しかし、これらの保管スペースにも限りがあり、すべての学術資料を図書館と博物館で一元管理するということが現実的ではない。むしろ、それぞれの資料の脆弱性や貴重性・利用頻度などを勘案しながら、収集時の経緯にとらわれることなく、よりふさわしい保管場所を選択できるような全学的システムを策定していく必要がある。

そこで本学では現在、平成18年度から3ヶ年計画で「皇學館大学所蔵の古文書・古記録・古典籍の悉皆調査並に研究」と題する事業を実施し、各部署に別れて収集・保管されてきた学術資料について、その全体像を全教職員が容易に把握できるよう、詳細な目録を作成しつつある。今後の改善方策は、その目録作成を踏まえてということになる。

第 12 章 管 理 運 營

第12章 管理運営

【到達目標】

- ア 学部教授会は、教学に関する事項（教育課程、教員人事等）の審議・決定機関として責任ある役割を果たす。
- イ 学長のリーダーシップ強化と大学の意思決定の機能分担、連携協力を並立させる。
- ウ 教学組織と学校法人理事会との間で十分な意見の交換が行われ、連携協力関係を強化する。

12-A 教授会、研究科委員会

1) 学部教授会

- ・学部教授会の役割とその活動の適切性
- ・学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性
- ・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

【現状説明】

教授会は、平成20年度の教育学部設置に伴い、文学部・教育学部合同教授会規程、教育学部教授会規程が定められ、文学部、社会福祉学部教授会規程も現状に合わせて平成20年4月1日付で改定された。教授会は、本学建学の精神に則って、下記の事項を審議している。（「文学部・教育学部合同教授会規程」第6条、「社会福祉学部教授会規程」第6条）

- ① 教育課程、授業及び学科考査に関する事項
- ② 学生の入学、退学、休学、卒業その他学生の修学に関する事項
- ③ 学生の賞罰、指導及び厚生に関する事項
- ④ 学生定員に関する事項
- ⑤ 委託生、研究生及び科目等履修生に関する事項
- ⑥ 学則並びに教学一般に関する諸規程の制定、改廃に関する事項及び教育の改善に関する事項
- ⑦ 学部、大学院並びに専攻科等の新設、増設、廃止及び変更に関する事項
- ⑧ 教員の任免、進退に関する事項
- ⑨ 評議員の選出に関する事項
- ⑩ 自己点検・評価に関する事項
- ⑪ 学長の諮問した事項
- ⑫ その他学部運営に関する重要事項

教授会の構成は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織される。ただし、教

員の人事を審議する場合には、教授のみ又は教授・准教授のみをもって、これを組織することができるとなっている。

教授会は、学部長が招集し、議長となる。文学部・教育学部教授会においては、文学部長と教育学部長が交互に議長を務める。定例教授会は原則として月1回開催される。それ以外に入学試験の判定、卒業・進級判定などに関して開かれることがあり、緊急重要事項の審議の必要な際には、学部長が招集して、臨時教授会が開催される。平成19年度は文学部16回、社会福祉学部18回開催されている。

採用・昇任などの教員人事については、その都度、教員資格審査委員会が設けられ、教育・研究業績等、慎重に審議し教授会に審査結果を報告することになっている。その手続きは規程に明記され、厳格に運用されている。

学部長の職責について、「皇學館大学学則」第55条第3項では、学部長は学長を補佐し、学部に関する事項を掌るとされているが、実務上は学部の教学に関するあらゆる面において責任を負う立場にある。また、各学部長は、大学院研究科においても研究科長として学長を補佐する任にある。また、学部長は、その職責で数多くの委員会に委員長、或いは委員の職を務めなければならないので、「皇學館大学授業担当時間数の軽減に関する内規」により、担当授業時間数が軽減されている。

教授会・大学評議会の運営を一層円滑にし、事務量の削減を図るために、各種委員会の権限（決定権）を大きくし、責任をもって、ゆだねられた事項の審議に当たるとの観点から、社会福祉学部教授会では開設時から、各種委員会への権限委譲は比較的進んでおり、平成19年度秋学期からは、文学部教授会でも、各種委員会報告は各学科会で行うこととし、教授会報告事項の削減が行われ、報告事項とされた議題が、教授会で再審議されることはなくなった。

【点検・評価】

教授会は、教学に関する事項の決定機関として、有効に作用していて、特に問題点は見出されない。教授会の成立には構成員の3分の2以上の出席が必要とされるが、出張など止むを得ない事情を除いての欠席者は殆どなく、出席率は極めて高い。

昨今、学部長の責任と負担が過重になっていることは明らかであるので、教授会・各種委員会と調整・連携を密にとりながら、委員会に責任の一部を移譲することを積極的に進めることが必要となっている。

【改善方策】

本学の教授会・委員会制度は、学部の新增設に伴って見直しが行われて今に至っている。しかし、学部数が増え、これまでの教授会や委員会制度に問題が生じる恐れもあるので、事務体制の強化を含めて、学長補佐会議、大学評議会で適切な改善を行うための検討が進められている。

2) 大学院研究科委員会

- ・ 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性
- ・ 大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状説明】

大学院研究科の管理運営組織については、「皇學館大学大学院学則」に基づき、大学院委員会、文学研究科委員会及び社会福祉学研究科委員会が設置されている。

文学研究科、及び社会福祉学研究科委員会は大学院学則第 2 条に則り、下記の事項を審議する。（「文学研究科委員会規程」第 5 条、社会福祉学研究科規程第 5 条）

- ① 大学院学則及び当該研究科諸規程の制定・改廃に関する事項
- ② 研究科の廃止及び変更に関する事項
- ③ 学生の入学及び課程修了に関する事項
- ④ 教育課程及び研究指導に関する事項
- ⑤ 学生の休学、退学、除籍及び賞罰に関する事項
- ⑥ 学位の審査に関する事項
- ⑦ 特別研究生、委託生、研究生及び聴講生に関する事項
- ⑧ 大学院担当教員の人事に関する事項
- ⑨ その他研究科に関する重要事項

各研究科委員会は、研究科長（各学部長）が召集し、議長となる。成立には構成員の 3 分の 2 以上の出席が必要とされるが、出張など止むを得ない事情を除いての欠席者は殆どなく、出席率は極めて高い。定例会は原則として月 1 回開催される。それ以外に入学試験の判定、修了判定などに関して開かれることがある。

採用・昇任などの教員人事について「大学院担当教員選考規程」の一部変更が平成 19 年 11 月 21 日付で行われた。資格基準の変更と、教員資格審査委員会について明記され、審査委員会が設けられ、研究科委員会に審査結果を報告することになっている。この規程変更の過程で、大学院委員会と大学評議会との間で審議・評議事項の重複がないよう、大学院に関する規程変更は大学院委員会で行うこととされた。

学則に教育研究上の目的を定めること、FD に関する取り組み、大学院担当教員選考規程の変更等、大学院の教育改革に関する課題について、それぞれの研究科において少人数のワーキンググループを編成し、着実に取り組んできている。

【点検・評価】

研究科委員会は、大学院の教学に関する事項の決定機関として、有効に作用していて、特に問題点はない。ただし、文学研究科委員会は教授会に続いて開かれるため、教員に疲労の色が見えることがある。また、社会福祉学研究科委員会においても、教授会開催日に開催されるため、会議時間に制約があり、重要課題に関して十分な議論ができていないのはとの意見もある。

【改善方策】

研究科委員会の開催日時を学部教授会と切り離す等、会議時間の確保をして十分な論議ができるよう、また、本学大学院への進学者が減少傾向にあるので、全学的な大学院の将来構想についての検討をワーキンググループで行うことにしている。

12-B 学長、学部長、研究科長の権限と選任手続

1) 学長、学部長、研究科長の選任手続

- | |
|----------------------------|
| ・ 学長、学部長、研究科長の選任手続の適切性、妥当性 |
|----------------------------|

【現状説明】

学長の選任は「皇學館大学学長選考規程」に基づいて次のように行われる。

- ① 学長の任期が満了するとき。
- ② 学長が辞任を申し出たとき。
- ③ 学長が欠員となったとき。

学校法人皇學館理事会は、上記に該当する場合、学長候補者の選考を行う。

任期満了の場合は任期満了の1月以前に、辞任又は欠員となった場合においては速やかに開始する。（同規程第2条）

理事会は学長候補となるべき適任者を選定するため、学長候補者選定委員会を置くが、それは次に掲げる委員をもって組織される。（同規程第3条）

- ① 常任理事
 - ② 評議員のうちから理事長が指名する者9名（但し、寄附行為第23条第1項第1号の評議員を除く）
 - ③ 各学部長、学生部長、附属図書館長、情報処理センター長、教育開発センター長、神道研究所長、史料編纂所長、神道博物館長及び伊勢学舎教員4名、名張学舎教員1名
- この委員会は、大学の内外から学長候補となるべき適任者3名以内を選定し、理事会に推薦するが、委員が学長候補に選ばれたときは、委員を退き、退いた委員それぞれの選出母体である①、②又は③より欠員を補充する。ただし、常任理事に欠員が生じたときは、理事のうちから理事長が指名するものとされている。この事務の管理について理事会は、学長候補者選定管理委員会を置くことされている。

各学部長、学生部長、附属図書館長、情報処理センター長、教育開発センター長、神道研究所長、史料編纂所長、神道博物館長については、「皇學館大学役職選考規則」に基づいて次のように行われている。

学部長等役職は、本学専任教授をもって充てられ、役職選考委員会において候補者を選考するとされている。役職者の任期は2年、重任を妨げない。役職選考委員会において選考された役職候補者は、大学評議会の議を経て学長が理事長に推薦し、理事長がこれに基づき任命する。なお、役職選考委員会の議長は学長と定められている。

【点検・評価】

学長候補者選定委員会委員の選出方法について、学部教授会に属しない附置研究機関所属教員の処遇が、規程上明確でない点が問題点として挙げられる。すみやかに、規程上の不備を大学評議会等で検討し、解消すべきである。

なお、学長の任務の重大性を考えると、大学構成員の意向をさらに反映させるために選考制度の見直しも必要であろう。学長候補者自身が、自らの理念や方針について示す機会があった方がよいとの意見もある。

【改善方策】

平成 20 年度から 3 学部体制となり、学長や学部長の選任方法については、根本的な検討を進める必要があり、学長補佐会議、大学評議会等で議論されることになっている。

2) 学長、学部長、研究科長の権限

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 学長の権限の内容とその行使の適切性・ 学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性 |
|---|

【現状説明】

学長は、大学評議会をはじめ、大学教務委員会・大学入試委員会等の議長を務め、全学に関わる課題、学部間の調整が必要な課題について評議・議決を要する会議の責任者となっている。学長は、必要に応じて各学部長を集め重要案件の意見交換を行っている。

学部長は、教授会、総務委員会、人事委員会、入試委員会の議長を務め、学部の教学に関する重要案件の決定に責任を負っている。学部長は、円滑な教授会運営のために、教務委員長・学生委員長・事務部長等と議題の打ち合わせ会を行っている。

【点検・評価】

現在のところ、大学評議会と各学部教授会との間で重要案件の決定について大きな相違はおきていない。平成 19 年度から設けられた学長補佐が、学長や学部長の果たす役割を良く補完して、迅速な対応が必要とされる重要課題に取り組んでいると言える。

【改善方策】

当面、とり立てて改善を必要とする問題点はないと考えられるが、3 学部体制となって、学長、学部長の選任方法とともに、権限の内容についても検討する必要がある。

3) 学長補佐体制

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 学長補佐体制の構成と活動の適切性 |
|--|

【現状説明】

平成 19 年度から、学長補佐職として 3 名の教員（文学部から 2 名、社会福祉学部から 1 名）が学長の指名により、理事長の任命を受け活動を開始した。

平成 18 年度に常勤理事会において、学長のリーダーシップの強化と急激な社会状況の変化に全学的、組織的な対応ができるよう、学長の諮問に応じ、学長補佐会議がその施策の立案、課題の整理等の役割を担っている。学長補佐会議は、通常、学長補佐の 3 名と 4 名の事務系部長で、原則的に毎週金曜日に開催されることとなっており、必要に応じ、学生部長と 3 名の学部長と事務局長が出席する場合や、学長補佐 3 名だけで、開かれることもある。

これまでに既設委員会や事務局との連携によって、学長補佐会議が手がけて実現された施策が数多くある。まだ検討途中の課題も含めて例示すると、初任者研修等職員研修、初年次導入教育、教育開発センター設置、教職支援室設置、中期計画実施に向けての検討、高大連携、研究所問題の検討、大学院改革等があり、その検討課題は多岐に亘っている。

【点検・評価】

現在の学長補佐会議はその役割を最大限に果たし、大学の諸改革を推進するコアとして問題なく機能していると言える。

比較的少人数で、諸問題を集中的に議論するため、大学評議会、教授会への提案は、完成度が高く、諸課題の解決に向けて迅速に対応できるようになった。

しかしながら、学長補佐が課題解決に向けての提案をし、その実現に向けての役割を自らが負うということも多く、次第に多忙を極めるという事態が生じている。

【改善方策】

新しい取り組みについて具体的な組織が立ち上がり、機能し始めたら、既設の委員会等がその点検評価を行い、次のステップにつなげるよう指示をして、補佐会議が常に新しい課題の検討に取り組めるような体制を確立しなければならない。

12-C 意思決定

- | |
|-----------------------------|
| ・ 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性 |
|-----------------------------|

【現状説明】

本学の意思決定機関としては、大学評議会、学部教授会、大学委員会、大学院委員会、各研究科委員会がある。教授会と研究科委員会の審議・決定事項については 12-A で既に述べた。大学評議会・大学委員会・大学院委員会の審議・決定事項については 12-D で後述する。

【点検・評価】

それぞれの審議・決定事項は連携を配慮しつつ、整理できているといえる。しかしながら、大学の内外の事情の急変に対応する組織、とりわけ学長・学部長を補佐して緊急事態に対処でき、早急に政策の意思決定をする機関として、大学評議会の機能の充実が必要である。

【改善方策】

上記の意思決定機関が、通常はそれぞれの役割を果たして、特に大きな問題は生じていないが、教授会や、研究科委員会の決定に各学部間、研究科間で、相違があった場合に、大学評議会、大学院委員会が全学の意思決定機関としての役割を果たせるよう、学長補佐会議等で検討する。

12-D 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

・ 評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

<大学評議会>

【現状説明】

全学的見地から教学上の問題を審議するため、学長が招集し、議長となる大学評議会がある。その構成員は以下のとおりである。

- ① 学長
- ② 各学部長
- ③ 大学院委員会委員長
- ④ 各学部の教授 各2名
- ⑤ 学生部長
- ⑥ 附属図書館長
- ⑦ 情報処理センター長
- ⑧ 教育開発センター長
- ⑨ 各附置研究所長
- ⑩ 神道博物館長

上記、④の評議員（「皇學館大学評議会規程」第2条第4号に規定される評議員）は、各教授会において当該学部の教授のうちから選出する。原則として月に1度招集されている。平成19年度は11回招集された。その審議する事項は規程により、次のように定められている。（「同規程」第5条）

- ① 大学学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項
- ② 学部、大学院、専攻科並びに研究所等の新設、増設、廃止及び変更に関する事項
- ③ 学生定員に関する事項
- ④ 学部その他部局の連絡調整に関する事項
- ⑤ 職員並びに学生の福祉及び厚生に関する事項
- ⑥ その他本学の教育に関する重要事項

大学評議会が置かれたのは、社会福祉学部が発足して、2学部制となった平成10年度のことである。大学の教育に関する重要事項の審議のほか、両学部やその他部局への連絡調整のための性格が強い。

【点検・評価】

教授会・大学評議会を中心とした教員相互の意思の疎通は、現在のところほぼ充分におこなわれているといえる。

大学評議会は、両学舎で交互に開かれている。大学評議会はあらかじめ開催日が決められており、評議員の講義時間にも配慮があり、さしたる支障はないが、しばしば開催される全学委員会、あるいは3学部の共通問題を討議する臨時の会議については、出席者の講義時間と重なることもある。また、所属学舎から会議開催学舎へ出張する時間（約1時間半）と、交通費の問題が指摘されることもある。

【改善方策】

当面、とり立てて改善を必要とする問題点はないと考えられるが、今後は、テレビ会議システムなどを利用して、効率的な会議運営を図る。

<大学委員会>

【現状説明】

大学全体にわたる問題を審議し、決定し、教授会・大学評議会に報告するため、大学委員会が設けられている。現在、FD委員会・研究委員会・広報委員会・入学試験委員会・教務委員会・学生委員会・就職委員会の各委員会がある。それぞれの任務は規程に明記されている。

【点検・評価】

学部委員会と大学委員会との関係は、学部内のこと、全学に関することと、その責任分野を明確にしており、現在のところ問題は見当たらない。ただし、各大学委員会の規程では、それぞれの分担に従って事項を審議し、併せて両学部間の連絡・調整を行うこととなっており、大学委員会と教授会や大学評議会との関係において、決定権限が曖昧なところが問題点として指摘されている。

【改善方策】

これらの問題を解決するために、個別の委員会が課題整理を行うのではなく、会議の管轄権の明確化と適切な権限委譲について、学長補佐会議、大学評議会等で、今後検討される予定である。

12-E 教学組織と学校法人理事会との関係

・ 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

【現状説明】

学校法人皇學館には、理事会・評議員会がおかれ、学校法人の最高決定機関としての役割を果たしている。

理事は13人以上17人以内、評議員は45人以上64人以内、監事は2人又は3人と定め

られている。理事には教学の最高責任者として学長が、教授会から各学部長が加わり、その任にあっている。（「学校法人皇學館寄付行為」第6条、第19条）

評議員には、学長、学部長以外に教学から、学生部長、附属図書館長、史料編纂所長、神道研究所長、神道博物館長、情報処理センター長、教育開発センター長及び各学部教授会より選出された教員各2名が加わっている。

学内理事には、1号理事として学長が、2号理事として学部長が評議員会で選任され、大学を代表して参画している。また、1号評議員（学内）は、大学・高等学校・中学校教職員から選任され、教学・事務部門の代表として、法人側に意志を反映させる役割を担っている。

【点検・評価】

このように学園全体から理事・評議員が選出され、学外理事・評議員と一致協力して学園の発展に寄与することは十分評価できる。現在のところは、両者の間に大きな摩擦はないが、今後、大学の経営的な問題が発生した場合、経営を担当する理事者側と教学側との間に十分な意見の交換が求められる。

大学の経営面の困難さの増大が予想される中で、教学と理事会との意思の円滑な疎通は、今まで以上に求められる。その役割を担うのは常勤理事会で、理事長、常務理事、学長、学部長、高・中校長、事務局長、神職養成部長が構成メンバーで、事務系の部長、教学系の学長補佐が議題によって出席し、緊急の課題に対応している。従来は、この会議の役割が明確に教学に認識できていないとの批判があったが、この常勤理事会こそ、教学組織と理事会との連携協力関係を構築する役割を果たすもので、理事として出席する学部長が、教授会等で毎回の常勤理事会の報告をすることにより、協力関係を確立するものとなっている。

【改善方策】

学校法人の重要かつ緊急な課題に対する迅速な意思決定と説明責任をどう果たすか、現状は、特に問題点はないが、常に点検・評価を行う必要がある。

12-F 法令遵守等

1) 教員倫理綱領

・ 関連法令等および学内規程の遵守

【現状説明】

平成18年7月、中期計画で示された大学の教育目標の達成、及びキャンパスハラスメント防止対策等のために、学内外に対して説明責任が果たせるよう、本学教員の倫理綱領の作成が学長より教員倫理綱領策定委員会に諮問された。委員会は、各学部が策定した教員倫理綱領(案)を基に審議を重ね、学内ネットワークの掲示板で公開し、各教員からも意見を聴取し、「皇學館大学教員の心得」として成案をまとめ答申した。学長は、これを大学評

議会に提案し、各学部教授会へ制定の報告がなされた。

【点検・評価】

これにより、各教員にこの「教員の心得」に準拠するようにとの学長のメッセージとともに配布され、皇學館大学に勤める教員としての誇りと自覚を明確に意識し、単に教育や研究活動における法令遵守にとどまらず、ひろく社会への貢献や連携に努める姿勢が示された。平成 19、20 年度に採用された新任教員に学長メッセージとともに配布されている。しかし、その後の見直しや改正についての検討がされていないことが問題点として上げられる。

【改善方策】

今後は、この「教員の心得」が規程集に収められ、さらに具体的運用や見直し、改正についても検討、論議され、教員の評価制度に発展させる必要がある。

2) 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組み

・ 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

【現状説明】

皇學館大学情報セキュリティポリシー整備への経緯は、平成 15 年 7 月に情報処理センター運営委員会で、事務システムの情報化整備に合わせ、セキュリティポリシーを整備する必要があると問題提起があり、以後、協議することとなった。

平成 16 年 7 月、情報処理センター運営委員会で、学校法人皇學館情報セキュリティポリシー策定について検討がなされ、策定には全学的に検討する必要があるため、まず、ガイドライン（実施手順）を策定・運用することとして検討を進めることとなった。

平成 16 年 8 月、情報処理センター運営委員会で、ガイドラインを策定し、両学舎情報処理委員会に照会・意見収集の上、平成 16 年 9 月に大学評議会で「皇學館情報ネットワーク利用ガイドライン」が承認され、全学的に運用することとなった。

セキュリティポリシー整備については、情報処理センターの平成 20 年度事業として位置づけ、策定を進めているところである。

【点検・評価】

情報処理センターだけで、学校法人全体に及ぼす、「情報セキュリティポリシー」を策定するのは、困難を極めることであるが、教授会、理事会双方の理解を得て、全学的な協力体制のもとで、早急に策定することが求められる。

【改善方策】

情報セキュリティポリシーの策定にむけ、基本方針、遵守事項、ガイドライン等の整備を行い、常務理事、学長、各学部長、学生部長、情報処理センター長、中学校・高等

学校長、事務局長、大学事務部事務部長、社会福祉学部事務部長、総務部長、学校事務部長又は事務長が構成員となる、情報セキュリティー委員会で検討されることとなっている。

第 13 章 財 務

第13章 財 務

【到達目標】

- ア 中期計画に基づく財政の健全化。
- イ 安易に学費値上げに依存しない収入構造の確立(積極的な外部資金の獲得等)。
- ウ 人件費水準の適正化。
- エ 経常経費の支出削減策の具体化。
- オ 事業計画立案から予算の編成・執行・執行結果評価までのPDCAの仕組構築。

13-A 中・長期的な財務計画

- ・ 中・長期的な財務計画の策定およびその内容

【現状説明】

本学の経常収入である学生生徒等納付金・補助金・手数料は、全収入の9割強を占めている。この非弾力的な固定的収入構造では、自助努力による財源の拡大は容易ではないので、効果的な資金配分と継続的な収支の均衡が求められる。

そこで、法人の方針に基づいた財務見通しを、ローリング方式により、年に数回作成(修正)している。これは、学生数、教職員人員計画の確定値、大学を取り巻く環境の変化に対応した教学上の事業計画などを、その都度取り込むことによって、よりの確な見通しにするのを目的としたことである。そして、そのローリングした財務見通しを有効活用することにより、効率的に財務計画の基本を策定し、財務体質の改善と強化のための方針・目標・具体的な施策を決定している。

本学は、これまで、人件費・諸経費のアップは学生生徒等納付金の増収で対応するという、いわば量的な拡大による問題解決の手段を取ってきた。しかし、この手法では今後の学齢人口の激減期を乗り切ることが困難であり、経常収入減に対応できる財務体質を早急に確立することが課題となっている。

目標とするところは、「帰属収入の90%で年間の運営ができるようにし、帰属収入の10%を内部留保する(5%は将来の施設設備の維持更新のために留保し、5%は学部・学科の再編等の戦略的な新規・特別投資に向けるために留保する)」というものである。

この目標を達成するための具体的な施策内容は、下表に掲げたとおりである。

表 13-1 財務計画の基本(財務体質の改善と強化のための具体的な施策等)

理 念	目 標	具 体 的 な 施 策
安定性	学 生 の 確 保	学部学生の確保
		大学院修士課程学生の確保
		私費外国人留学生の確保

	外部資金の獲得	新規特別寄付金の獲得(除く、記念事業寄付金関係)
		研究資源有効活用による受託研究費等の獲得
		さらなる資金運用益の獲得
健全性	人件費の削減	教職員数の財政的制限枠の設定(ST比重視:基準教員数重視)
		雇用形態の多様化(特命制、任期制等による教職員採用)
		新停年退職金制度の制定(新規採用教職員からの適用)
	経費の削減	経常経費の削減(H19年度予算比10%削減)
	借入金の抑制	新規借入金の抑制、既借入金の返済資金の確保
社会性	財務公開の充実	説明責任の履行(創意工夫・改善)

項目ごとに、その内容を以下に記述する。

①安定性

i) 学生の確保

まず、学部学生の大学全体の入学定員の充足率推移は次のようになっている。

H15:134.1%→H16:121.9%→H17:120.9%→H18:114.4%→H19:106.5%→H20:111.0%

以上の通り、大学全体としては平成20年度まで定員を確保している。しかし、学部別に見ると、平成19年度に至って社会福祉学部の充足率が72.9%と定員を下回り、さらに平成20年度においても62.5%の充足率と、定員を大きく下回っている。

大学院修士課程学生数の入学者は、次のように推移している。

H15:16人→H16:28人→H17:20人→H18:28人→H19:14人

平成19年度は前年度に比べて半減しているが、これは、学部学生の就職環境が売手市場の様相を呈していることの影響が大きいと考えられる。

私費外国人留学生については、中国の河南大学との交流を積極的に推し進めた結果、平成20年10月から、河南大学より留学生を受け入れる運びとなった。今後、留学生の安定的な確保が期待できよう。

ii) 外部資金の獲得

まず、特別寄付金については、平成20年度までは、大学創立130周年・再興50周年記念事業の寄付金獲得が見込めるものの、平成21年度からは、その寄付金獲得は多く見込めない。

研究資源有効活用による受託研究費等の獲得については、微増にとどまっている。

資金運用益の獲得については、平成19年度に資金運用業務について改善案を作成し、それに沿って資金運用を行った結果、運用益を44百万円獲得し、平成18年度比16百万円(57%増)の増収を得ることができた。

②健全性

i) 人件費の削減

教職員数の財政的制限枠の設定(ST比重視:基準教員数重視)については、本学の経営

状態の健全性を表す最重要指標として位置づけ、ST 比が 30 人の水準を下回らないことを目処としている。教員数は、近年、入学定員増、学部・学科改組等を実施してきた関係で増加してきたが、ST 比の推移は、次に示すように、平成 18 年度までは、比較的良好な水準であった。

H15:33 人→H16:33 人→H17:33 人→H18:30→H19:28 人(文学部:32 人、社会福祉学部:22 人)

このため、教職員数の財政的制限枠については、特段の手を打ってこなかった。ところが、平成 19 年度に至って、目処とする 30 人を下回る 28 人となった。

雇用形態の多様化については、すでに各種規程等の事前準備を終了し、運用段階に入っている。

新停年退職金制度の制定については、平成 20 年 5 月の理事会において承認された。

ii) 経費の削減

平成 19 年度以降の収入減少に応じて、全学的に教育研究経費支出・管理経費支出・施設設備関係支出を抑制する必要性が生じている。

iii) 借入金の抑制

平成 12 年度に日本私立学校振興・共済事業団から借入したものの、その後の大規模事業の資金は、全て自己資金で賄ってきたので、それ以後、借入れをしていない。

③社会性

i) 財務公開の充実

公共性の高い学校法人としての説明責任を果たし、また、関係者の理解と協力を一層得られるようにするという観点から、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成し、これらの書類と監事が作成する監査報告書を各事務所に備え置き、閲覧に供している。

さらに、より積極的に情報を公開してゆくという観点から、学内広報誌やインターネット等を活用してタイムリーに情報を発信することに努めている。この点は、本学の優れた姿勢と考えている。

【点検・評価】

本学の財務計画の特徴は、常に環境変化・状況変化を取り込んだローリング方式により比較的タイムリーに財務計画を立案していることである。本計画は、法人本部で立案をし、常勤理事会・理事会で審議・承認しているので、経営幹部は十分に承知している。しかしながら、具体的な施策等の遂行者となる全構成員に、本計画が十分浸透しているかと言えば、必ずしもそうとは言えない。そこで、今後本学が生き残るためには財務体質を改善し強化する必要があることを全構成員に明確に示し、問題意識や危機感の共有化を図り、全ての構成員が同じベクトルに進む全員参加型のプロジェクト活動により財務計画を策定する必要がある。

特に大きな問題となるのは、以下の点である。

- i) 社会福祉学部の定員割れ問題。これは構造的問題と見なさざるを得ず、今後の財務体質改善の最重要課題となっている。
- ii) 外部資金の獲得。今後は、大学の教育・研究の一層の充実によって社会に貢献できる事業計画を策定し、それによって寄付金を獲得する方向に進まねばならず、その方策についての具体的検討が必要である。
- iii) 経費の削減。具体的には、平成 19 年度経常経費予算の 10%を 3 年間で削減する予定である。その削減分については、学部・学科の改組経費、既存学部・学科の魅力化、学生募集(PR・広報)等の戦略的な事業資金に充当することとしている。この経費削減による戦略的資金の充実の効果は平成 20 年度から本格的に発揮されるものと期待している。

【改善方策】

平成 20 年 4 月から「教学改革・経営革新プロジェクト」が発足した。これは、中・長期展望(5 年先・10 年先・15 年先)を見据えた教育・研究の発展のための「教学面の改革」と「財務の体質改善・体質強化」の課題を整理すると共に、その課題をクリアすることを目的として設置されたものである。理事長を本部長として、学長をはじめとする教学系委員、事務局長をはじめとする事務系委員から成る全学的プロジェクトである。このプロジェクトでは、次に述べる「大学運営の方針」と「教学面の改革」及び「財務体質の改善・強化」の課題の整理を行い、さらに、その課題をクリアするための施策を取りまとめることとなっている。

①大学運営の方針

- i) 社会福祉学部の定員割れ問題と財政問題への対応
- ii) 学齢人口の推移を見据えた適正入学定員の設定
- iii) 学部・学科の改組改編

②教学面の改革

- i) 学部・学科の改組改編の届出
- ii) 学生募集力の強化

③特色ある教育の実践

- i) 学士力の向上(教育の質維持、向上)
- ii) 就職率の向上

④財務体質の改善・強化

- i) 収入確保
- ii) 人件費削減
- iii) 経費削減

13-B 教育研究と財政

- ・ 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

【現状説明】

1) 学校法人の財政状態

学校法人皇學館の大学創立 130 周年・再興 50 周年記念事業、高等学校創立 50 周年記念事業及び中学校創立 35 周年記念事業は、平成 16 年度からスタートしている。また、大学中期計画(第一次答申・第二次答申)が平成 18 年度からスタートしている。そこで、それらが開始される直前の平成 15 年度と、平成 19 年度の財政状態の推移を示して、現状を説明する。主要科目の金額で比較して見ると表 13-2 のとおりである。

本表から分かるように、記念事業や大学中期計画等の大規模事業を実施したことにより、有形固定資産及び特定資産を除くその他の固定資産の基本財産は大幅に増加した。一方、その大規模投資の財源は、本法人をあげての財務体質の改善・強化(例えば、文学部の定員増及び各種周年記念事業の募金活動等の収入増加策の実施、教育・研究に支障のない範囲での経費削減運動の展開等)に取り組み、借入金に依存することなく、自己資金の蓄積(内部留保)により確保した。これにより、特定資産、長期有価証券及び流動資産の運用財産は減少させることなく、ほぼ、持続的に大規模投資前の水準を維持しており、財政状態は比較的安定している。

本法人では、私立学校法の改正による財務諸表の公開義務化以前より、財務状況を Web ページ、広報誌を通じて、広く社会に公開してきた。これは、大学の公共性を認識してのことである。また、予算執行においても、後述するように学内に透明性を確保するための手続きを定めている。さらに、設備投資等を極力自己資金で行うこととしており、借入金は極めて少ない。目標設定による内部留保を十分な説明責任の履行の下に行い、そのことが財政基盤の安定を目指すための方策であると強く認識し、法人運営を行ってきた結果、良好な財政基盤を確立することができたと判断している。

表 13-2 主要科目の金額比較表(貸借対照表) 単位：比率%、金額百万円

	平成 15 年度	平成 19 年度	増減額	増減率
有形固定資産	13,204	14,760	1,556	11.8
その他の固定資産	2,721	2,984	263	9.7
(うち、特定資産・長期有価証券)	(2,639)	(2,916)	(277)	10.5
流動資産	3,802	3,649	△ 153	△ 4.0
固定負債・流動負債	2,641	2,517	△ 124	△ 4.7
(うち、長短借入金)	(871)	(556)	(△ 315)	(△ 36.2)
基本金及び消費収支差額	17,086	18,876	1,790	10.5

2) 帰属収入(主要 3 科目)

本学の収入の主要 3 科目の水準は、表 13-3 のとおりである。まず、学生生徒等納付金については、大学の最大の収入源であり、本学に限らず私立大学のほとんどは、この学生生徒等納付金に依存している。本学の帰属収入における学生生徒等納付金の構成比率は、

概ね 83～84%で推移し、全国平均より高い比率となっている。このことは本学の収入が学生生徒等納付金に大きく依存していることを示している。この学生生徒等納付金は、平成 16 年度から平成 18 年度までは右肩上がり順調に推移してきた。しかしながら、平成 19 年度に至り、社会福祉学部が定員割れ(入学定員 218 名→入学者 158 名)となったことにより、前年度比減収となってしまった。

学生生徒等納付金に次いで大きいのが補助金であり、本学では、平成 16 年度から平成 19 年度までは右肩上がり順調に推移(構成比率 6.5→10.3%)している。補助金は、多くの私学にとって学生生徒等納付金に次ぐ収入源であり、私学経営にとっては欠くことのできない財源となっている。

補助金に次いで重要な収入源である寄付金については、大学創立 130 周年・再興 50 周年記念事業寄付金を中心として、法人部門と大学部門に区分して計上されているので、それらを合計した法人全体で見ると、平成 15 年度から平成 19 年度に至るまで順調に推移し、12 億円強を確保できた。これは帰属収入の 4.4%を占め、全国平均の構成比率 2.3%を大きく上回っている。この寄付金収入により、前述の「学校法人の財政状態」で述べた大規模事業の実施が可能となったといっても過言ではない。

表 13-3 帰属収入の推移(主要 3 科目) 単位：比率%，金額百万円

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
学生生徒等納付金	金額	3,105	3,099	3,178	3,224	3,133
	比率	88.0	84.3	84.1	83.2	83.7
寄 付 金	金額	20	17	19	17	13
	比率	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3
補 助 金	金額	228	283	308	378	385
	比率	6.5	7.7	8.1	9.8	10.3
そ の 他	金額	174	275	275	257	214
	比率	4.9	7.5	7.3	6.6	5.7
帰属収入合計	金額	3,527	3,674	3,780	3,876	3,745

(参考) 法人全体の寄付金：神社等からの大学への周年事業寄付金は法人部門に計上

法人全体の寄付金	金額	115	276	313	307	231
----------	----	-----	-----	-----	-----	-----

(参考) 日本私立学校振興・共済事業団発行の平成 19 年度版『今日の私学財政：大学部門』

- ・医歯系大学を除く、学生生徒納付金構成比率の平均値は、78.7%である。
- ・医歯系大学を除く、補助金構成比率の平均値は、9.1%である。

日本私立学校振興・共済事業団発行の平成 19 年度版『今日の私学財政：大学法人』

- ・医歯系法人を除く、寄付金構成比率の平均値は、2.3%である。(本法人は 4.4%である。)

3) 教育研究用の経費・機器備品・図書への支出

本学では、定員等の規模に見合った帰属収入を確保しつつ、その収入と調和した教育研究経費及び教育研究用機器備品並びに図書を持続的・安定的に支出している。また、図書を除いた各費目について、各学科の責任者の承認及び会計責任者(常務理事)の承認を経て、他費目に転用することを認めている。これは、予算の有効利用を意図しての措置である。

帰属収入全体に占めるこれらの比率は、表 13-4 のとおりである。本表から分かるように、概ね、30%台の安定した水準を維持している。

表 13-4 教育研究用の経費・機器備品・図書の支出推移 単位：比率%、金額百万円

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
教育研究経費支出	金額	958	1,060	1,057	1,079	1,139
	比率	27.2	28.9	28.0	27.8	30.4
教育研究用機器備品支出	金額	74	79	76	32	27
	比率	2.1	2.2	2.0	0.8	0.7
図 書 支 出	金額	67	67	73	61	54
	比率	1.9	1.8	1.9	1.6	1.4
合 計	金額	1,099	1,206	1,206	1,172	1,220
	比率	31.2	32.8	31.9	30.2	32.6
帰属収入の合計	金額	3,527	3,674	3,780	3,876	3,745

4) 人件費の支出

本学の人件費の平成 19 年度の水準は、表 13-5 のとおりである。本学の専任教員は、平成 15 年度においては 87 名であったものが、平成 19 年度には 101 名と、14 名増加(16.1%増)し、さらに 4 年間の定期昇給も加わり、本来なら財政面に悪い影響を与えても不思議ではない状況であるが、合計での比率は 48.9%と 4 年前の比率を下回る水準を維持しており、極端な財政負担とはなっていない。

これは、事務職員が削減されたこと(平成 15 年度=107 名→平成 19 年度=92 名)、選択停年制の導入や雇用形態の多様化等の活用により人件費の圧縮を積極的に行ったこと等に依るが、一方で、平成 18 年度まで順調に帰属収入が増加したことも与っている。

表 13-5 人件費の支出推移(除く、退職金及び退職給与引当金繰入額)単位：比率%，金額百万円

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
教員人件費	金額	1,103	1,149	1,128	1,192	1,203
	比率	31.3	31.3	29.8	30.8	32.1
職員人件費	金額	636	618	640	636	627
	比率	18.0	16.8	16.9	16.4	16.7
合 計	金額	1,739	1,767	1,768	1,828	1,830

	比 率	49.3	48.1	46.8	47.2	48.9
帰属収入の合計	金 額	3,527	3,674	3,780	3,876	3,745

(参考) 日本私立学校振興・共済事業団発行の平成 19 年度版『今日の私学財政：大学部門』

医歯系大学を除く、人件費(教員+職員+その他)の平均値は、45.6%である。

5) 帰属収支差額

本学の平成 19 年度における最重要指標である帰属収支差額の水準は、表 13-6 のとおりである。本表から分かるように、本学の平成 15 年から平成 18 年度までの 4 年間平均の水準は、11.8%と比較的安定した水準を維持してきた。しかしながら、平成 19 年度に至って、その水準は 5.9%と大幅に悪化した。これは、将来に向けて、看過できない問題であると認識している。

表 13-6 帰属収支差額の推移 単位：比率%、金額百万円

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
帰属収入の合計	金 額	3,527	3,674	3,780	3,876	3,745
	比 率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
消費支出の合計	金 額	3,168	3,274	3,271	3,398	3,524
	比 率	89.8	89.1	86.5	87.7	94.1
帰属収支差額 (帰属収入-消費支出)	金 額	359	400	509	478	221
	比 率	10.2	10.9	13.5	12.3	5.9

(参考) 日本私立学校振興・共済事業団発行の平成 19 年度版『今日の私学財政：大学部門』

- ・帰属収支差額比率がマイナスの大学は、全体の 31.9%である。
- ・医歯系大学を除く、帰属収支差額比率の平均値は、12.8%である。

【点検・評価】

1) 本法人の財政状態

財務体質の改善・強化に取り組み、外部資金の借入金に依存することなく、適正規模の自己資金の蓄積(内部留保)により、大規模投資の財源を確保した。これらにより、特定資産及び流動資産の運用財産は減少させることなく、ほぼ持続的・安定的に大規模投資前の適正水準を維持しており、財政状態は比較的安定している。

2) 教育研究用の経費・機器備品・図書への支出

本学の教育研究活動の維持・発展のために必要不可欠な教育研究用の経費及び機器備品並びに図書への支出は、教育研究活動の明確な計画に基づいて安定的な支出が行われている。

3) 人件費の支出

将来の大学財政は、学齢人口の減少の中、安易な学費値上げ等による学生生徒等納付

金への過度の依存を避けつつ、教育研究水準の高度化を図る必要がある。こうした厳しい状況下における本学の人件費は、制度上、毎年自動的に1ポイントアップする定期昇給制度によって、年々増加する傾向にある。ここ数年はベースアップについては凍結をしているため定期昇給のみであるが、そのアップは期末手当(賞与)にはねかえり、人件費アップの大きな要因となりつつある。また、本学の期末手当(賞与)を始めとする各種手当及び退職金等の中にも、本学と社会一般の水準と比較すると、一部に高額または適正さを欠くものがあると思われる。やがてその問題は顕在化してくるものと考えている。人件費は構成員のやる気、帰属意識にも関わる問題であるが、その財政面への影響や、世間水準との比較の中での人件費という観点から、自動的な昇給制度、高額な期末手当等の各種手当の支給、高額な退職金制度、これらのあり方について検討する必要がある。ちなみに、現在の本学の人件費(除く、退職金及び退職給与引当金繰入額)水準は全国大学部門(表 13-5)の水準 45.6%と比較すると、3.3ポイントも高い状況にある。

4) 帰属収支差額

本学における経営成績の結果を表す帰属収支差額は、財政を点検・評価するうえで、最重要の指標である。本学の経営成績の水準は、平成 18 年度までは、4 年間平均 11.8%(表 13-6)の水準を維持している。この水準は全国大学部門(表 13-6 参考値)の平均的水準の 12.8%と比較しても、遜色はない水準であった。ところが平成 19 年度に至って、一転して 5.9%と悪化し、看過できない水準となってしまった。今後も、社会的使命を達成するためには、この水準を 10%台に引き上げ、なおかつ、継続的に維持する必要があると強く認識している。

5) まとめ

現時点では、教育・研究のハード・ソフト両面について安定的な支出対応がなされており問題はない。しかしながら、ハード面について、ここ 5 年間で大型投資を行ったこともあり、単年度では比較的安定した財政状況とはなっているものの、長期的にみれば内部留保が少ない状況であり、少子化への対応を考慮すると、「戦略的な学生募集のための支出」、「教育・研究の質的向上のための支出」、「他校との競合化における教育改革活動(高度化・魅力化・特色化)」を展開するには、これまで以上の財務体質の改善・強化を図り、磐石な財政基盤を確立する必要がある。

【改善方策】

前述のまとめで取り上げられている改善・改革に当たってのキーワードごとに具体的な方策について、以下に述べることとする。

①「単年度では比較的安定した財政状況となっているものの、長期的にみれば内部留保が少ない状況」

これを改善するために、「帰属収入に対する帰属収支差額比率：目標値 10%(帰属収入の 90%で大学運営)」をクリアし、借入金に依存することなく、自己資金を蓄積(内部留保)していく。また、以前に調達した借入金の返済が滞らないよう、今から予め、その返済資金を優先的に手当てしておく。

そのための具体的な方策として、次の点をめざす。

- i) 安定的な学生の確保（学部学生の確保、大学院修士課程学生の確保、私費外国人留学生の確保）
- ii) 安定的な外部資金の獲得（新規特別寄付金の獲得、研究資源有効活用による受託研究費の獲得、資金運用益の獲得）
- iii) 人件費の削減（教職員数の財政的制限枠の設定による削減〈ST比重視：基準教員数重視〉、雇用形態の多様化、非常勤講師の削減、事務職員の削減、各種手当支給の適正化、新退職金制度の運用、自動的な昇給制度の見直し）

②「少子化への対応を考慮すると、『戦略的な学生募集のための支出』、『教育・研究の質的向上のための支出』、『他校との競合化における教育改革活動(高度化・魅力化・特色化)』を展開する」

これらを可能にするために、平成19年度の経常的経費支出の予算を基準値として、当面、3年間で、その10%を削減していく。そして、その削減効果を戦略的な事業の支出及び展開に充当していく。特に、教育研究経費総額は減少させないように留意する。

13-C 外部資金等

- ・ 文部科学省科学研究費、外部資金(寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ状況

【現状説明】

1) 文部科学省科学研究費

本学の科学研究費補助金の最近の採択状況を見てみると、表13-7にあるとおり、平成18年度は申請1件であり、採択は1件（他に平成16年度からの継続1件あり）であった。平成19年度については申請7件であり、採択は1件（他に1件は前任校で採択）である（大学基礎データ・表33 科学研究費の採択状況参照）。

表13-7 文部科学省科学研究費の申請及び採択状況 単位：%、件、千円

年 度	申請件数	採択件数	採択率	補助金額
2003年度（平成15年度）	7	1	14.3	500
2004年度（平成16年度）	3	1	33.3	800
2005年度（平成17年度）	5	0	0.0	0
2006年度（平成18年度）	1	1	100.0	800
2007年度（平成19年度）	7	1	14.3	1,430

2) 特別寄付金(奨学寄付・その他特別寄付)

特別寄付金のうち、奨学寄付以外の特別寄付金については、財務体質の改善・強化策の中で重要課題に位置づけ、平成15年度から平成23年度までの9年間に法人全体として総額8億円の受入目標額を掲げて、学生の父母を主たる対象として募金活動をおこな

った。その結果、本法人全体の寄付金は、受入目標額の8億円を大きく上回ることができた。一方、奨学寄付金は、以前の厳しい経済状況を反映して企業からの受け入れはない。なお、平成16年度の奨学寄付金は、本学の顧問からの寄付金である。特別寄付金の最近の受入状況は、表13-8のとおりである。

表13-8 特別寄付金(奨学寄付・その他特別寄付)の受入状況 単位：千円

年 度	奨学寄付 (大 学)	その他特別寄付 (大 学)	〈補足〉本法人全体のその他特別寄付	
			(本 法 人 全 体)	(うち、大学130周年)
2003年度 (平成15年度)	0	21,310	104,432	88,585
2004年度 (平成16年度)	20,000	20,805	269,269	226,607
2005年度 (平成17年度)	0	15,910	305,945	283,561
2006年度 (平成18年度)	0	9,950	289,332	178,607
2007年度 (平成19年度)	0	13,058	219,863	128,228

(注)・その他特別寄付(大学)は、大学創立130周年記念事業の寄付金として保護者等からの受入分である。
 ・〈補足〉法人全体のその他特別寄付(うち、大学130周年)は、保護者、神社、企業、卒業生、教職員等からの寄付金の受入分である。

(参考)日本私立学校振興・共済事業団発行の平成19年度版『今日の私学財政：大学法人』

医歯系法人を除く、寄付金比率の平均値は、2.3%である。(本法人の寄付金比率は4.4%である。)

3) 受託研究費など

地方自治体からの受託研究は、平成19年度の場合、文学部においては伊勢市との間で交わされた受託研究が1件、社会福祉学部では名張市と交わされた受託研究が2件である。また民間の研究助成財団からの研究助成費として、熱田神宮から「篠田学術研究助成」、神宮から「神道研究所研究助成」の交付を受けている。

表13-9 受託研究費などの受入状況 単位：千円

年 度	受 託 研 究	その他学外助成	受託研究など合計
2003年度 (平成15年度)	3,545	6,500	10,045
2004年度 (平成16年度)	0	6,500	6,500
2005年度 (平成17年度)	463	7,500	7,963
2006年度 (平成18年度)	2,337	6,500	8,837
2007年度 (平成19年度)	1,840	6,300	8,140

(注) 受託研究は、三重県・伊勢市・名張市からの受託研究である。

その他学外助成は、神宮・熱田神宮からの助成金である。

4) 資産運用益等

資産運用益等のうち、受取利息・配当金の増収は、財務体質の改善・強化策の中で、

寄付金の受け入れ増に次ぐ重要課題として位置づけ、まずは安全性(元本償還の確実性)及び運用期間、ついで収益性を考慮し、寄附行為上のルールを念頭に置いて、資金運用のポートフォリオを構築し、運用益を獲得している。

その結果、表 13-10 から分かるように、平成 17 年度において前年比倍増の運用益を獲得し、その後も前年比増収が続いている。

なお、施設設備利用料についても、安定的に収入を確保している。

表 13-10 資産運用益等の受入状況 単位：千円

年 度	受取利息・配当金 (大 学)	施設設備利用料 (大 学)	〈補足〉本法人全体の資産運用益等	
			受取利息・配当金	施設設備利用料
2003年度 (平成15年度)	4,850	1,617	6,727	10,953
2004年度 (平成16年度)	8,352	3,212	12,964	15,557
2005年度 (平成17年度)	18,888	4,725	27,591	19,009
2006年度 (平成18年度)	20,114	5,842	27,900	19,459
2007年度 (平成19年度)	31,736	6,284	44,115	18,514

(参考) 日本私立学校振興・共済事業団発行の平成 19 年度版『今日の私学財政：大学法人』

医歯系法人を除く、資産運用収入比率の平均値は、2.8%である。一方、本法人の資産運用収入比率は1.2%である。

【点検・評価】

文部科学省科学研究費は、全教員の7%に満たない教員しか申請していない。そこで、各教員への啓発活動の一環として、平成 20 年度の申請を控え、平成 19 年 8 月に「独立行政法人日本学術振興会」から講師を招聘し、教職員に対して科学研究費補助金の申請に当たってのポイントと採択率を上げるための的確なアドバイスをお願いした。これにより、今後の申請件数及び採択件数の増加が期待される。

大学創立 130 周年記念事業寄付金を中心とする特別寄付金(奨学寄付・その他特別寄付)の平成 19 年度の受入状況は、医歯系法人を除く、全国の大学法人の平均値 2.3%と比較して見ると、本法人は 4.4%であり、遜色のない水準であるといえる。しかし、記念事業寄付金の受け入れは平成 20 年度までにほぼ終了し、平成 21 年度以降は、大幅に減少することが予想される。寄付金に関しては、本学設立の基盤である神社界からのそれが中心で、一般からの寄付が少なく、その点が問題である。

平成 19 年度の受託研究の受入は、以前に比し、わずかではあるが増加傾向にある。今後、さらに研究活動を活性化させ、有意義な受託研究の受け入れを図りたい。

平成 19 年度の資産運用益等の受入状況を、全国の大学法人(医歯系法人を除く)の平均値 2.8%と比較して見ると、本法人は 1.2%であり、やや低い水準にある。資産運用益等は、増加しつつあるが、他校と比較すると見劣りする。従って、今後も、定期的に資金運用のポートフォリオを見直し、資産運用益を増加させていく必要がある。

【改善方策】

文部科学省科学研究費の申請・採択の低調さを改善する必要がある。そのために、各教員への啓発活動をさらに継続していく。特に若手の教員については強く働きかけたい。また、研究に割くことができる時間を確保することが重要であると考えており、そのために担当授業数の見直しや、研究休暇制度の整備を進めている。申請事務の支援をおこなう部署の設置も、研究支援体制の整備全体の中で検討する。

特別寄付金(奨学寄付・その他特別寄付)については、教育・研究を一層充実させ、その内容が社会に認知されるようにすることが、迂遠なようではあるが、もっとも確実な方策と考えられるので、教育・研究のさらなる充実を図る。

地方自治体等からの受託研究等については、本学の特性を活かすことができるものを積極的に提案していく。

今後、外部資金の導入を拡充していくためには、本学の有するハード・ソフト両面の教育研究資源を社会に対して積極的に発信していくとともに、社会のニーズを的確に把握することが必要である。そのために、種々の情報の収集、各種外部資金獲得に必要な事務的支援の機能を有する研究支援のための組織の設置について検討を開始している。

13-D 予算編成と執行

- | |
|----------------------|
| ・ 予算編成の適切性と執行ルールの明確性 |
|----------------------|

【現状説明】

1) 予算の編成

本学では、学科等における教育研究のために費消する予算及び事務・管理部門等において費消する予算等の経常費については、事業計画及び経費削減計画に基づく積上申請方式を採用している。

また、教育研究の環境整備及び魅力化並びに充実化等のために費消する戦略的な大型投資計画の関係については、提案申請方式を採用している。そのうち100万円以上の案件については、常勤理事会で審議・決定し予算化される。特別研究費についても、提案申請方式を採用している。このように、積上・提案等が行なわれ、それぞれの計画内容等を十分審議した上で承認し、適切な予算として編成している。

2) 予算の執行

配分された予算の執行に当たっては、原則として予算を超えて支出してはならないことにしている。そのため予算責任者等は予算単位ごとの進捗状況を把握するとともに、予算管理を実施しなければならない仕組みを敷いている。予算外支出は、してはならないこととしているが、やむを得ない事由により、予算外支出するときは、会計単位責任者及び会計責任者を経て理事長の承認を受けることとしている。

また、予算の流用(予算科目の間)は、特に流用が必要となったときには、会計責任者の承認を得て、小科目間においてのみ、これを行うことができるようにしている。

現行制度下においては、予算執行は、単年度会計で行われているため、当該年度配分

された予算は全額費消される。そのため、時には不要不急の物品が購入されることも散見される。予算の年度繰越については、原則として認めないこととしているが、年度内に支出する契約に対し、やむを得ない事由により年度内に支出を終わらせることができなかった場合については、例外として翌年度への1年間のみ繰越しを認めることにしている。

なお、固定資産・物品は予算部署で調達できない体制をとっており、調達担当部署（管財課・情報課）が合い見積もり・入札等を実施し、適正価格で調達を行っている。従って取引の透明性は確保され、不正防止機能も有効に機能している。

3) 予算の管理

予算管理システムは、各部署において、予算額・予算の執行額・予算残高の把握が容易であり、数値の管理は優れている。また、形態分類での管理と事業内容ごとの目的管理を行い、会計基準の勘定科目を主体とした集計システムと、業務目的別に区分集計が出来るシステムから成り立っている。予算単位の各部署には業務目的別予算が細部まで明示され、その予算額、執行額、予算残高が把握可能である。

【点検・評価】

予算の配分と執行に当たって重要なことは、予算審議機関側が、“不要・不急な経費は抑制する、必要な経費は迅速に執行する”、“効果を生まない経費は徹底して節約する”、“効果の大きいところには大胆に予算措置をする”等の経費支出についての基本的なスタンスを明確に示し、それを受けて予算執行機関側が、常にそれを念頭において予算執行することにある。現行は、上記の考え方に沿って予算配分が行われており、執行においても意識されているので、予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性は確保・維持されている。

しかし、各部署の設備関係の購入が、年度末近くに集中する傾向があり、年度当初からの購入に変更し、教育研究効果を最大限に引き出すことができるよう改善する必要がある。

予算管理の数値の把握は十分出来ていると評価しているが、予算執行の結果がどのような教育研究上の効果をもたらしているか、費用対効果の検証が必要である。この検証結果の反省点を、次の予算編成に結び付けていくことが重要であると認識している。

学科等の教育研究に費消する予算については、平成15年度から今日に至るまで、帰属収入に対する教育研究費比率25%以上を確保し、教育研究活動に支障をきたさないよう配慮している。しかしながら、今後の確実な少子化に伴う就学人口の逡減下においては、現状の配分方式の見直しが必要であると認識している。

【改善方策】

設備関係の購入が年度末近くに集中する問題については、年度途中において予算執行状況を確認して、その結果を当該部署に通知することによって、適切な時期の購入を促す。

費用対効果の検証については、客観的な判断が困難な場合もあるが、各事業が目標に対して的確に実施されているか、また、事業実施の方法や投入する予算額は適切かといった

観点から可能な限り客観的に判断し、次年度以降の予算編成に反映させていく。

また、少子化に伴う、就学人口の逡減が始まっている厳しい状況をのりきるための方策として、平成 21 年度から、一部、学生数に対応した(スライド方式)、予算編成・予算配分の導入を図っていくこととしている。

13-E 財務監査

・ 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

【現状説明】

監査は、まず、公認会計士により、一般的な監査基準に準拠して、計算書類等の監査を受けており、月次及び期末監査の結果、指摘事項がある場合は、その都度、指摘内容を関係部署等へ報告・改善依頼し、速やかに対処することとしている。そして最終的に「監査報告書」を受領し、財務諸表の最初に添付している。その監査は通常、年間述べ 14 日、38 名程度の期間及び規模で行う契約となっている。ついで、外部監事は、通常の財産状況のほか、理事会に出席、理事の業務執行状況、その場における決議案・報告事項について、意見を述べる体制となっている。

なお、公認会計士及び監事による監査の他、平成 19 年 4 月から理事長の下に監査室を設置し、本室主導による業務監査と財務監査を実施している。

1 年間の教育研究活動等の結果を財務面からとらえた決算結果は、まず、学校法人会計基準に準拠して計算書類等としてまとめ、さらに、より一層理解を深められるようにするため、業績、他校比較、各種補足説明グラフ等による財務分析資料を作成し、会計責任者補佐(事務局長)のヒアリング、常勤理事会の審議、評議員会の意見聴取を経て、最終的に理事会・監事の承認を受ける体制をとっている。

【点検・評価】

私立学校法の観点から点検・評価すると、財務監査は十分機能していると考えられる。具体的には、公認会計士による外部監査と監査室による内部監査との連携を強化することにより、多面的な監査が可能となっている。また、単なる財務監査に留まらず、会計上の問題を、その業務執行方法にまで遡って監査しており包括的なものとなっている。

また、監事監査の面から、監事と公認会計士監査との連携、監事と学内の理事・監査室・会計課との連携が重要であるとの観点から、平成 19 年度から「三様監査調整会議」を発足させた。これにより、監事監査と会計監査と内部監査機能の連携体制を構築することができた。外部の非常勤監事による監査については、監事の監査の一層の簡素化と効率化を図りつつ、役割の強化を図っていく必要がある。

【改善方策】

監事の監査の一層の簡素化と効率化を図りつつ、役割の強化を図っていくためには、監事と学内の監査室・会計課との連携強化、及び学内の監査室・会計課によるサポートの充

実が必要である。そのために、平成19年度において試行した「三様監査調整会議」を、平成20年度以降、本格的に定期的な運用段階に格上げし、連携の強化を図る。また、学内監査室の内部監査計画に基づく内部監査結果を、監事監査へ反映させることとする。

13-F 私立大学財政の財務比率

・消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

【現状説明】

本学の平成19年度決算における財務比率と、全国平均の平成18年度決算における大学部門と大学法人の財務比率の比較は、表13-11、表13-12のとおりである。

(大学基礎データ：表46-2消費収支計算書関係比率(大学単独のもの)、表47貸借対照表関係比率を参照)

表13-11 消費収支計算書関係比率 単位：%

	比率名	全国平均(A)	本学(B)	比較(B-A)	自己点検・評価
▼	人件費比率	47.9	55.6	7.7	改善が望ましい
	(人件費比率※)	45.6	48.9	3.3	改善が望ましい
▼	人件費依存率	60.8	66.5	5.7	改善が望ましい
△	教育研究経費比率	31.2	30.4	△0.8	適切
▼	管理経費比率	6.9	7.0	0.1	適切
▼	借入金等利息比率	0.4	0.1	△0.3	優良
△	帰属収支差額比率	12.8	5.9	△6.9	改善が望ましい
▼	消費収支比率	99.9	97.9	△2.0	適切
～	学生生徒等納付金比率	78.7	83.7	5.0	～
△	寄付金比率	1.6	0.3	△1.3	法人全体4.4%優良
△	補助金比率	9.1	10.3	1.2	適切
△	基本金組入率	12.7	3.9	△8.8	適切
～	減価償却費比率	12.4	11.5	△0.9	～

※ 退職金及び退職給与引当金繰入額を除く。

表13-12 貸借対照表関係比率 単位：%

評価(私学財政)	比率名	全国平均(A)	本学(B)	比較(B-A)	自己点検・評価
▼	固定資産構成比率	85.5	82.9	△2.6	優良
△	流動資産構成比率	14.5	17.1	2.6	優良
▼	固定負債構成比率	7.5	6.3	△1.2	適切
▼	流動負債構成比率	5.8	5.5	△0.3	適切
△	自己資金構成比率	86.6	88.2	1.6	適切
△	消費収支差額構成比率	△3.6	△11.6	△8.0	～
▼	固定比率	98.7	94.0	△4.7	優良
▼	固定長期適合率	90.8	87.7	△3.1	優良
△	流動比率	247.6	312.1	64.5	優良
▼	総負債比率	13.4	11.8	△1.6	適切
▼	負債比率	15.5	13.3	△2.2	適切
△	前受金保有率	312.1	312.3	0.2	適切
△	退職給与引当預金率	67.7	87.7	20.0	優良
△	基本金比率	96.6	98.7	2.1	適切
～	減価償却比率	40.8	32.6	△8.2	～

【点検・評価】

表 13-11、12 の自己点検・評価の欄に示したように、消費収支計算書関係比率における特記点は、人件費比率が 55.6%と全国平均に比し 7.7ポイントも高いことである。

これには、次のような事情が影響している。

- i) 社会福祉学部の入学者が定員割れ(入学定員:218名、入学者:158名)となったことによる学生生徒等納付金収入の減少
- ii) 選択停年制度適用者が2名発生したこと
- iii) 退職給与引当金の計上基準を変更したことによる退職金関係費用の増加(従来、教職員は期末要支給額を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額の60%を計上していたが、教職員の年齢構成、退職者数の実態等を勘案し、消費収支計算を適正に行うため、当年度から100%計上する方法に変更)

この人件費の上昇を反映して、帰属収支差額比率が 5.9%と 10%台を割込んで、「帰属収入の 90%で年間の運営ができるようにし、帰属収入の 10%を内部留保する」という財務計画の基本方針を達成できなくなった。これは看過できない事態であり、教育条件を維持しつつ、人件費を抑制する方策を検討する必要がある。

ついで、貸借対照表の特記点は、流動比率が 312.1%と全国平均に比し 64.5ポイントも高く、流動負債の 3 倍強の資産を確保しており、資金の流動性すなわち短期的な支払能力を有していることである。また、退職給与引当預金率が 87.7%と全国平均に比し、20ポイントも高く、退職給与引当金に見合う資産を引当特定預金として保有している点も特徴である。これについては、前述の退職給与引当金の計上基準の変更という施策もかかわっている。

【改善方策】

今後ますます進む少子化の中で、志願者及び入学者の確保は極めて厳しい状況となる。そういう中で教育の質(ハード・ソフト両面)を維持し、高い帰属収支差額比率を維持するためには、人件費のあり方について抜本的に見直し、適正水準にする必要がある。そのために、以下のような施策を検討する。

- i) 教職員数の財政的制限枠の設定(ST比重視:基準教員数重視)
- ii) 雇用形態の多様化(特命制、任期制等による教職員採用)
- iii) 非常勤講師の削減(カリキュラムの適正化)
- iv) 事務職員の削減(効率の良い組織運営と業務効率化)
- v) 各種手当支給の適正化(超過授業手当、時間外手当等)
- vi) 自動的な昇給制度の見直し(他校の動向注視)

一方、本学の財政状態を示す指標は、他校と比べても遜色のないレベルであり、この特徴を将来も維持していくことが重要であると認識している。今後も適切な財務水準を維持するため、全国平均の指標との比較を常に行い、適正な水準の維持と向上を図るよう努力していく。

第 14 章 自己点検・評価

第14章 自己点検・評価

【到達目標】

- ア 点検・評価活動への全構成員の参加を推進し、改善・改革に活用する。
- イ 自己点検・評価結果をステークホルダーに公表する。
- ウ 第三者評価機関による評価に基づく改善・改革を推進する。
- エ 学外者による外部評価のシステムを検討する。

14-A 自己点検・評価

1) 恒常的な自己点検・評価システムについて

- ・ 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

【現状説明】

本学の自己点検・評価体制は、「学校法人皇學館自己点検・評価規程」で次のような組織で構成されることが定められている。

- i) 法人の理事長が委員長となり、法人並びに大学、高等学校及び中学校の役職者を構成員として、建学の精神の確認や点検・評価の基本構想の策定、自己点検・評価の実施体制・実施方法・評価結果の活用の定期的見直し等を主な任務とした「全学自己点検・評価委員会」
- ii) 学長が委員長で、全学自己点検・評価委員会が策定した基本構想に基づき教育研究及びそれに関わる管理運営に関する自己点検・評価を実施する「教育研究自己点検・評価委員会」
- iii) 全学自己点検・評価委員会が策定した基本構想に基づき管理運営及びそれに関わる教育研究に関する自己点検・評価を実施する「管理運営自己点検・評価委員会」
- iv) 必要に応じて設置する「個別委員会・作業部会」

平成16年の学校教育法・大学設置基準の改正に伴い、大学における自己点検・評価の実施と結果の公表が明示されたことにより、文部科学省の認める認証評価機関による大学評価を7年以内毎に1度受けることが義務付けられた。その結果、本学は経過措置として平成23年度までに認証評価機関による大学評価を受ければ良いとされたが、平成20年度に大学評価を受ける計画に向けての検討を行ってきた。しかし、平成20年度に文学部教育学科を改組し教育学部を増設し3学部体制となったため、平成21年度に大学評価を受けることを決定した。本学は財団法人大学基準協会の正会員でもあることから、学内的に財団法人大学基準協会で大学評価を受けることが合意されているため、その点検評価項目に従い、平成19年度から自己点検・評価報告書の草稿作成に入った。

このように日程が決定したことによって、外部認証評価機関による点検・評価の重要性が広く認識される機会を得たと言える。

平成21年度に大学基準協会の大学評価を受けるべく、平成19年度から自己点検・評価

委員会を実質的に稼働させて、点検評価に入っている。

自己点検・評価活動を実質的に機能させるために恒常的に行うための制度システムとして、以下の3つを実施している。

i) 授業評価アンケートの実施

学期毎にアンケート調査を実施している。アンケート調査は、専任・非常勤も含めて殆どの講義・演習科目が対象である。なお、アンケート調査の実施結果は、学内ホームページに掲載している。

ii) 学生生活実態調査（寮生実態調査も含む）の実施

平成17年度実施した学生生活実態調査をベースに平成19年度も実施し、過去のデータとの比較分析を進め、学部学科の改善・改革に活用する。

iii) 研究教育業績データベースの稼働

教員の教育研究活動等について、従前は「皇學館大学研究要覧」を3年に一度刊行していたが、平成18年度より「教育研究業績データベース」を稼働させて、学内の全教職員はアクセス可能とし、編纂・刊行を行わないこととした。公式ホームページでの公開を、全学研究委員会で承認しており、平成19年10月から研究業績を順次公式ホームページで公開を開始している。

【点検・評価】

これまでの点検・評価活動は、報告書作成が中心となり、改善・改革を制度的に進める仕組みは確立されていなかった。また、大学の自己点検・評価に対する社会的評価が厳格化されるなかで大学構成員の認識は必ずしも高まっていない。

授業評価アンケート結果については、集計結果に基づきFD推進委員会で数値分析を行い、総合評価で60%未満の担当科目がある教員に対して、FD推進委員会委員長から改善に向けての指導をし、その後の経過を見て改善が見られない場合は、担当者の変更を検討する等、授業改善を推進している。

学生生活実態調査結果については、アンケート内容に関わる各種委員会（教務委員会・学生委員会等）に情報を提供して改善に対する検討を行っており、主要10項目については、経年比較を通してPDCAサイクルを廻すように努めている。

教育研究業績データベースの稼働と公式ホームページでの公開により、教育研究の活性化を図っており、効果が現れている。

【改善方策】

学校教育法等の改正により大学評価を受けることが義務化され、それ故に点検・評価がどのような目的を持ち、その意義が何であるかの認識を一層深める努力は、今後とも恒常的に行われる必要がある。

現在、自己点検・評価活動への参画は、一部の教職員に限られており、今後は全ての教職員が自己点検・評価に参画する体制を確立するとともに、自己点検・評価活動についての認識・自覚を深めるための研修の実施を、教育開発センター・全学FD協議会・総務部

人事課で検討する。

さらに、授業評価アンケート、学生生活実態調査での分析を通して学生が自己点検・評価に間接的参画している自己点検評価に、直接的な参画を可能とする仕組みを、学生部関係委員会と教育開発センター・全学FD協議会が連携して検討する。

また、恒常的な自己点検・評価のための客観的なデータの十分な蓄積、客観的で公正な点検・評価が可能となる組織体制について、教育開発センター・学長補佐・総合企画室で検討する。

そのためには、次回実施に向けての点検・評価項目の検討・実施・結果の分析・改善等、自己点検評価全般にわたる長期計画及び中・短期計画を立案・策定する。

2) 自己点検・評価の結果などにより改善・改革を行うための制度システムについて

- ・ 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状説明】

本学の自己点検・評価の結果は、「学校法人皇學館自己点検・評価規程」の第6条に「本学の自己点検・評価の結果は、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化とに生かされなければならない」と定められている。

また、「学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会規程」では、全学委員会・教育研究自己点検・評価委員会及び管理運営自己点検・評価委員会の役割分担が示され、全学委員長（理事長）の指揮のもと、自己点検・評価を実施するに際し、基本理念である建学の精神の確認を行い、その実施体制、実施方法、評価結果の活用等について、定期的に見直しを行い、それらの改善に努めるよう定めている。このように規定の整備によって、新たな自己点検・評価の基本構想の策定と総合的な自己点検・評価を実施する組織として機能し成果を上げてきた。

「改善方策」は、教育研究自己点検・評価委員会委員長である学長、管理運営自己点検・評価委員会委員長の判断により、問題点等を抽出し関係する各種委員会等によって討議・立案され、教授会へ報告する形態となっている。

このような体制のもとで改善・改革が行われているが、大学運営の根幹に関わるような重大かつ広範囲にわたる問題については、常勤理事会（構成員は、理事長・常務理事・学長・各学部長・高校長（中学校長）・事務局長等）で協議され、自己点検・評価の結果全体を大所高所から捉えて、改革・改善に取り組む組織体制が確立されている。

教学部門では、大学評議会によって検討がなされ、各種委員会や学部教授会などに提起し、それらを検討・協議し承認を得た上で、各執行機関に改善や指導を発する体制が基本的には存在する。

自己点検・評価結果を全学的な改善・改革に結びつけるために、平成19年度から教学の中期計画策定を意識した学長補佐制度を発足させ、事務局として学長室を設置した。更に、文学部の改善・改革に向けた点検・評価活動を確実に実行するために、文学部将来構

想委員会及び全学FD協議会を組織し、研究活動を実施している。

なお、自己点検・評価報告書の公表は、印刷物として刊行し、教職員には配布しているが、ホームページでの公表は行っていない。

【点検・評価】

それぞれの自己点検・評価項目に対する結果は、各種委員会などの関係機関によって、それぞれ改善・改革が行われてきたことは評価できるが、組織外にある一般教職員の自己点検・評価に対する意識改革が必要である。

自己点検・評価の結果が大学・学部・大学院研究科や事務部門の改善・改革に結び付けられる組織は規定上では制度化されているが、それぞれ末端の部署での自己点検・評価活動と、改善・改革の取り組みが連動するような仕組みが確立しているとは言い難い。このため、自己点検・評価結果を、具体的に分析し将来の発展に向けた計画策定に反映させるなどの方策が必要である。

【改善方策】

将来の発展に向けた改善・改革を恒常的に行っていくためには、全学自己点検・評価委員会が中心となり、教育開発センター・全学FD協議会と協力し、さらに、各学舎のFD推進委員会、教務委員会、学生委員会等の関係委員会とも連携を取り、全学的な改善計画等を策定して毎年度の改善・改革結果を理事長・学長等に報告するようなシステムを構築することが必要である。

自己点検・評価報告書のホームページでの公開については、ステークホルダーに対する説明責任を果たすために、情報公開規程に基づきホームページ上で公開し、全教職員の意識改革を促すとともに、保護者や学外者の大学への社会的評価が高まることを期待したい。

14-B 自己点検・評価に対する学外者による検証

・ 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状説明】

自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するためには、学外者による検証が必要である。本学では、平成13年に大学基準協会の相互評価を受け、幾つかの助言・勧告及び提言を受けたが、大学基準協会の基準に適合し、且つ改善報告書の提出により改善の努力が認められるものとして、相互評価認定を受けた。

本学では「授業評価アンケート」「学生生活実態調査」を実施し、「研究教育業績データベース」を稼働させているが、学外者による検証は現在までのところ、平成13年8月に財団法人大学基準協会の維持会員校としての相互評価を受けるに留まり、その後は学外者による検証は行われておらず、そのシステムが整備されていないのが実情である。

【点検・評価及び長所と問題点】

学外者による自己点検・評価に対する検証システムを持っていないことは、自己点検・評価についての社会的評価、並びに、公平性を確保する措置がとられているとは言い難い。

大学基準協会の相互評価の際の助言及び勧告に対する取り組みは誠実に行われ、改善・改革を行ってきたが、自己点検・評価の結果を日常的に問題や課題の改善・改革に結びつける体制にはなっていない。毎年自己点検・評価の活動を継続し、課題や問題点を確実に改善や改革に連動させるためには、保護者・卒業生・企業等の学外者を含む検証システムが必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学外者による自己点検・評価に対する検証システムが整備されていないことは、自己点検・評価それ自体の客観性かつ公正性を担保する組織がないことである。今後、大学・学部・大学院研究科の社会的評価を高めるために、外部機関への依頼を前提に、学外者構成・検証の範囲・システム等について、教育開発センター・全学FD協議会・学長補佐等で検討する。さらにその評価結果を活用し、本学の特色を見出し「活力」の検証を行うことに繋げていく。

14-C 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

- ・ 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

【現状説明】

〈 文部科学省からの指摘事項に対する対応 〉

本学は平成10年4月に社会福祉学部社会福祉学科を増設、平成12年4月に文学部コミュニケーション学科を増設、平成14年4月に大学院社会福祉学研究科修士課程を設置。平成16年4月に文学研究科教育学専攻修士課程の増設に対する設置時等の留意事項およびその対応は以下の通りである。

大学・大学院	留意事項	留意事項への対応（履行状況）
社会福祉学部社会福祉学科	認可時(平成9年12月19日)編入学生の受入れについては、定員の遵守、学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定及び履修上の配慮に努めること。	3年次編入のため、平成12年4月から受け入れ。 (平成10年5月1日現在) 1、定員の遵守 入学定員40名のところ入学者28名となった。 2、既修得単位の認定 平成10年5月1日付報告実施計画 ①短期大学における学習を最大限に配慮するとともに、社会福祉学部の卒業生として必要な水準を確保する。 ②既修得単位のうち40単位を限度として本学の卒業要件とする

教養科目の単位に読み替えて、22 単位までを限度として専門科目の単位として読み替える。

③本学卒業要件である 124 単位の半分までが最大限読み替えられることから卒業に必要な修得単位数は 62 単位となり、2 年の在学期間で卒業が可能と考えている。

④本学部の目的とする社会福祉士などの受験資格に必要な授業科目の履修及び実習等の時期についても計画的に実施できるよう、教育上の配慮を行う。
のとおり認定した。

3、履修上の配慮

平成 10 年 5 月 1 日付報告実施計画

①本学の建学の理念の理解のため、入学時に「日本文化と神道」についてセミナーを開催する。

②本学部における履修の基本の理解のため「社会福祉入門」(基礎科目、必修)を集中セミナーとして開講し、専門科目への導入とする。またこの 2 単位を認定する。

③「医学概論」(基幹科目、必修)については、社会福祉実践と深い結びつきを有する医療・保健の領域に関する包括的な科目であり、社会福祉専門科目への基礎的な理解の一助とするため、5 セメスターに編入学生クラスを開設する。
これにより、他の授業科目との関連と、社会福祉士国家試験の受験に配慮した。
のとおり配慮した。

④「社会福祉援助技術現場実習 (I・II・III)」については、講義・演習からの段階学習により効果を上げる。

⑤「社会福祉援助技術現場実習 II・III」の配属実習については、他の授業科目への影響と負担を考慮し、7 セメスターの夏季休業中に大学近辺所在の施設・機関において実施する。
については、平成 13 年 4 月から実施。

(平成 12 年 5 月 1 日現在)

1、定員の遵守

協定校を追加し、定員確保に努めたが入学定員 40 名のところ入学者 13 名となった。

2、既修得単位の認定

平成 10 年 5 月 1 日付報告、実施計画のとおり認定した。

3、履修上の配慮

平成 10 年 5 月 1 日付報告、実施計画①～③のとおり配慮した。

④、⑤については、平成 13 年 4 月から実施。

		(平成 13 年 5 月 1 日現在)
年次計画履行状況調査時 (平成 10 年 9 月 8 日)	「社会福祉学部の定員超過の是正に努めること。」というご指摘をふまえて、	
社会福祉学部の定員超過の是正に努めること。	1. 平成 11 年度入試において定員超過とならないように、歩留まり率を十分に再検討し、入試を実施した。 2. 入試の結果は、予想以上に歩留まり率が高く、入学者数 230 人(定員超過率 1.15)となってしまった。 3. 今後は定員超過とならないようにさらに是正に努めたい。	(平成 11 年 5 月 1 日現在)
	1. 平成 12 年度入試においては、定員超過とならないよう平成 11 年 5 月 1 日付報告実施計画のとおり実施した。 2. 同系学部の増加等により、志願者、歩留まり等の変化が激しく、過去 2 年間の入試状況が参考とならなかった。 3. 入試の結果は、歩留まり率を読み切れず、予想をはるかに上回り、入学者数 250 人(定員超過率 1.25)となってしまった。 4. 今後は定員超過とならないようさらに是正に努めたい。	(平成 12 年 5 月 1 日現在)、
	1. 平成 13 年度入試においては、定員超過とならないよう平成 12 年 5 月 1 日付報告実施計画のとおり実施した。 2. 入試方法を変更した為、志願者、歩留まり等について、過去 3 年間の入試状況が参考とならなかった。 3. 入試の結果は、歩留まり率を読み切れず、予想を上回り、入学者数 234 人(定員超過率 1.17)となってしまった。 4. 今後は定員超過とならないようさらに是正に努めたい。	(平成 13 年 5 月 1 日現在)
文学部コミュニケーション 学科	認可時 「特になし」	
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻修士課程	設置時(平成 14 年 4 月 1 日) 1 設置の趣旨が活かされるよう、履修指導や研究指導の充実を図ること。	①入学時の履修指導において、大学院担当教員が、設置の趣旨、目的及び特色について説明を行い、その上でカリキュラムが編成されていることを説明している。また履修モデルを示し、研究目的に合わせた履修を示すことにより、計画的な履修を指導している。 ②研究指導は、1 年次に研究指導教員を決定し、2 年間に亘って演習科目の中で指導する。また、研究内容により、関連分野を担当する副研究指導教員が研究指導教員と併せて指導を行っている。
	2 教員組織について、中	①年齢構成が片寄っている現状を改善するため退職教員の補充と
		(平成 14・15 年 5 月 1 日現在)

<p>長期的視点に立ち計画的な整備充実に努めること。</p>	<p>して有為な中堅教授・助教授を配置するよう努めるべく、平成 14 年度に 40 歳の中堅助教授を採用した。</p> <p>②また、業績を積み上げた有為な若手・中堅教員数名が平成 14 年度昇格した。</p> <p style="text-align: right;">(平成 14 年 5 月 1 日現在)</p>
	<p>①平成 16 年度に退職教員の補充として有意な中堅教授・助教授また若手講師を合わせて 4 名採用した。</p> <p>②大学院担当教員として、学部教員より教授 2 名、助教授 1 名を配置した。</p> <p style="text-align: right;">(平成 16 年 5 月 1 日現在)</p>
<p>3 文学部国史学科、教育学科の定員超過の是正に努めること。</p>	<p>①平成 14 年度入試において、定員超過とならないように、歩留まり率を十分に再検討し、入試を実施した。</p> <p>②入試の結果は、教育学科については入学者数 96 人（定員超過率 1.2）に押さえることができたが、国史学科については予想以上に歩留まり率が高く、入学者数 126 人（定員超過率 1.57）となってしまった。</p> <p>③今後は定員超過とならないようにさらに是正に努めたい。</p> <p style="text-align: right;">(平成 14 年 5 月 1 日現在)</p>
	<p>①平成 15 年度入試において、定員超過とならないように、歩留まり率を厳密に再検討し、入試を実施した。</p> <p>②入試の結果は、今年度より入学辞退者への授業料等返還方式に変えたにもかかわらず、予想以上の歩留まり率となり、国史学科については入学者数 108 人（定員超過率 1.35）となり、また、教育学科については 114 人（定員超過率 1.43）となってしまった。</p> <p>③今後は、定員超過とならないようにさらに一層是正に努めたい。</p> <p style="text-align: right;">(平成 15 年 5 月 1 日現在)</p>
	<p>①平成 16 年度入試において、定員超過とならないように、歩留まり率を再検討し、入試を実施した。</p> <p>②入試の結果は、昨年度より入学辞退者への学費返還方式を採用し周知されたこと、また今年度から一般入試についても推薦入試と同様に、入学金と学費を二段階から一括納入方式に変更したことに伴い、入学辞退者は増加すると予想したが、辞退者はそれ程増加しなかったため、国史学科は入学者数 111 人（定員超過率 1.38）教育学科は 111 人（定員超過率 1.38）となってしまった。なお、文学部全体では入学者数 485 人（定員超過率 1.28）となり、昨年度より改善した。</p> <p>③今後は、定員超過とならないように更なる是正に努めたい。</p>

		(平成 16 年 5 月 1 日現在)
4 社会福祉学部の編入学生の確保に努めること。		①協定校を追加し確保に努めたが、入学定員 40 名のところ入学者 9 名となった。 (平成 14 年 5 月 1 日現在)
		①協定校を追加し確保に努めたが、入学定員 40 名のところ入学者 4 名となった。 ②募集体制を強化し本学志望者を確保するため、学生募集担当課を増員した。 (平成 15 年 5 月 1 日現在)
履行状況調査時 (平成 16 年 3 月 9 日) 文学部国文学科、国史学科、教育学科の定員超過の是正に努めること。		①平成 16 年度入試において、定員超過とにならないように、歩留り率を再検討し、入試を実施した。 ②入試の結果は、昨年度より入学辞退者への学費返還方式を採用し周知されたこと、また今年度から一般入試についても推薦入試と同様に、入学金と学費を二段階から一括納入方式に変更したことに伴い、入学辞退者は増加すると予想したが、辞退者はそれ程増加しなかったことと歩留まり率も昨年度と比較しそれ程低下しなかったため、国文学科は入学者数 98 人（定員超過率 1.40）、国史学科は入学者数 111 人（定員超過率 1.38）教育学科は 111 人（定員超過率 1.38）となってしまった。なお、文学部全体では入学者数 485 人（定員超過率 1.28）となり、昨年度より改善した。 ③今後は、定員超過とにならないように更なる是正に努めたい。 (平成 16 年 5 月 1 日現在)
文学研究科教育学専攻修士課程	認可時（15 年 11 月 27 日） 文学部国文学科、国史学科、教育学科の定員超過の是正に努めること。	①平成 16 年度入試において、定員超過とにならないように、歩留まり率を再検討し、入試を実施した。 ②入試の結果は、昨年度より入学辞退者への学費返還方式を採用し周知されたこと、また今年度から一般入試についても推薦入試と同様に、入学金と学費を二段階から一括納入方式に変更したことに伴い、入学辞退者は増加すると予想したが、辞退者はそれ程増加しなかったことと歩留まり率も昨年度と比較しそれ程低下しなかったため、国文学科は入学者数 98 人（定員超過率 1.40）、国史学科は入学者数 111 人（定員超過率 1.38）、教育学科 111 人（定員超過率 1.38）となってしまった。なお、文学部全体では入学者数 485 人（定員超過率 1.28）となり、昨年度より改善した。 ③今後は、定員超過とにならないように更なる是正に努めたい。 (平成 16 年 5 月 1 日現在)

<p>年次計画履行状況調査時 (17年3月30日)</p> <p>文学部国文学科、国史学科、教育学科の定員超過の是正に努めること。</p>	<p>①平成17年度入試において、定員超過とならないように、歩留り率を詳細に検討し、入試を実施した。</p> <p>②入試の結果は、入学金と学費を二段階から一括納入方式に変更が周知されたことに伴い、入学辞退者は昨年度より増加すると予想したが、辞退者はそれ程増加しなかったことと歩留まり率も昨年度と比較しそれ程低下しなかったため、国文学科は入学者数99人(定員超過率1.41)、国史学科は入学者数90人(定員超過率1.12)、教育学科103人(定員超過率1.28)となってしまった。なお、文学部全体では入学者数475人(定員超過率1.25)となり、国文学科以外の2学科については、昨年度より改善した。</p> <p>③今後は、定員超過とならないように更なる是正に努めたい。</p> <p>(平成17年5月1日現在)</p>
<p>年次計画履行状況調査時 (18年3月17日)</p> <p>文学部国文学科、国史学科、教育学科の定員超過の是正に努めること。</p>	<p>①平成18年度入試において、新たに是正対策の一つとしての国文学科と教育学科の定員増認可を受け、他学科を含めて定員超過とならないように、歩留まり率を詳細に検討し、入試を実施した。</p> <p>②入試の結果は、国文学科と教育学科については、定員増を認可されたことに伴い、国文学科は入学者数101人(定員超過率1.26)、教育学科は139人(定員超過率1.15)となり改善されたが、国史学科は入学者数108人(定員超過率1.35)となってしまった。なお、文学部全体では入学者数519人(定員超過率1.21)となり、国史学科以外の2学科については、昨年度より改善した。</p> <p>③今後は、定員超過とならないように更なる是正に努めたい。</p> <p>(平成18年5月1日現在)</p>

〈 大学基準協会による相互評価の助言・勧告への対応 〉

平成14年3月8日付けで大学基準協会による相互評価認定が承認されたが、同時に下表の助言・勧告を受けた。その後、鋭意問題の改善に努め、大学基準協会へ平成17年7月19日付けで下記の内容で改善報告書を提出し完結をしている。

問題点に関する助言	改善状況
①社会福祉学部においては編入学定員の確保に努められたい。	平成15年度までは、編入学定員を40名として学生募集を行い、入学者数はご指摘のように、平成13年度13名、14年度9名、15年度4名であった。 平成16年度入試より編入学定員を40名から4名に変更し、表1のように入学定員を満たしている。
②文学部国文学科、国史学科、教育学科、並びに社会福祉学部	表2のように推薦入学者の割合は、平成14年度の入学者から、改善されている。

<p>において推薦入学者の割合が 50% を超えているので改善が望まれる。</p>	
<p>③社会人や外国人留学生、帰国生徒の受け入れなど、新しい入試制度の導入が望まれる。</p>	<p>文学部、社会福祉学部の入試委員会及び入試制度検討委員会等において検討を進めている。また、国際交流という観点から、中国河南大学及びケンブリッジ大学の学生の受け入れ、また、中国河南大学及び中国社会科学院日本研究所との教員及び学術交流を平成 17 年度より開始した。</p>
<p>④両学部において、研究活動の不活発な教員が若干見受けられるので活性化が望まれる。</p>	<p>教員の研究支援制度として学位取得、研究の集大成としての出版等を支援するため派遣研究員・在外研究員制度、出版助成金制度等を整備充実させる。</p> <p>また、自己点検・評価の一環として行ってきた、研究業績の公表を従来は 3 年に一度、『研究要覧』として公刊してきたが、17 年度中には教員の教育・研究業績をデータベース化し、それをホームページに公開することにより、教育研究活動の公表に代えることとした。</p>
<p>⑤社会福祉学部において、教員の授業時間の負担にばらつきがある。</p>	<p>平成 13 年度と平成 16 年度の教員負担を比較すると、平成 13 年度は持ちコマ数平均と最大受持ち者との差が 6.16 コマであったのに対し、平成 16 年度は同差が 3.83 コマとなった。同様に最小と平均との差は平成 13 年度が 2.73 コマ、平成 16 年度が 2.67 コマとなり、ばらつきは改善されていると言える。なお、現在も引き続き、開講科目等の検討を行っているところである。</p>
<p>⑥社会福祉学部においては、60 歳以上の教員が 40% を占めており、新設学部であることを考慮しても、できるだけ速やかに教員の年齢構成の適正化に努力されたい。</p>	<p>平成 12 年度は 60 歳以上が 44% であるが、平成 16 年度は 29% となっており、改善されている。</p>
<p>⑦伊勢キャンパスにおいては、老朽化した建築に対する整備計画が予定通り実行されることが望まれる。</p>	<p>伊勢キャンパスの施設整備計画は、創立 130 周年・再興 50 周年（平成 24 年度）記念事業の中核として、平成 23 年度末までに完了する予定である。併せて教育・研究の環境整備にも努める。</p> <p>伊勢キャンパスにおける施設整備状況と整備計画</p> <p>1) 整備状況</p> <p>14 年度 女子学生寮（貞明寮）改修 剣道場・柔道場改修</p> <p>15 年度 2 号館耐震補強・内部教室等改修、空調設備更新 記念講堂空調設備更新 第一グラウンド整備 男子学生寮（精華寮南寮）増築（記念事業・併設の北寮改修）</p> <p>16 年度 図書館・神道博物館自動扉設置（バリアフリー化） 2 号館机・椅子取替え</p>

	<p>4号館教室等内部改修、机・椅子取替え</p> <p>大学院演習室・研究室内部改修（図書館棟内）</p> <p>17年度 総合体育館新築 平成18年3月竣工予定（記念事業）</p> <p>2) 整備計画</p> <p>18年度 教育研究棟新築（記念事業）</p>
⑧図書館の開館時間の延長が望まれる。	<p>文学部は、平成3年7月から通常講義期間中は19時（土曜：17時）まで開館しており、社会福祉学部は通常講義期間中は16時50分であったのが、平成14年10月から19時50分（土曜：16時30分）までに延長され、改善されている。</p>
⑨規定上、教授会と大学評議会の審議事項に重複がみとめられるので適正化が望まれる。	<p>教授会と大学評議会の審議事項の重複については、平成16年度に管理運営自己点検・評価委員会の審議を経て、別添のとおり、学則、大学評議会規程等を改訂した。</p>

勸 告	改善状況と将来計画
①文学部国史学科、教育学科において収容定員に対する在籍学生比率が高いので、改善に努力されたい。	<p>別紙のとおり、入学者数については募集定員を大幅に上回らない歩留まり等留意しているところであるが、飛躍的に改善されたとは言いがたい。今後も入学者数を募集定員に近づけるよう、なお、努力したい。</p> <p>また、文学部国文学科と教育学科においては、それぞれ10名、40名の入学定員の増を文部科学省に認可申請中であり、認可されると、平成18年度には国文学科80名、教育学科120名の入学定員となり、定員超過率の改善に寄与するものである。</p>

表1

社会福祉学部 3年次編入学生の入学者数

入学定員	平成13年度				平成14年度				平成15年度			
	入学者数	入学者数 / 入学定員	在籍者数	在籍者数 / 収容定員	入学者数	入学者数 / 入学定員	在籍者数	在籍者数 / 収容定員	入学者数	入学者数 / 入学定員	在籍者数	在籍者数 / 収容定員
40	13	0.33	41	0.51	9	0.23	23	0.29	4	0.10	13	0.16

入学定員	平成16年度				平成17年度			
	入学者数	入学者数 / 入学定員	在籍者数	在籍者数 / 収容定員	入学者数	入学者数 / 入学定員	在籍者数	在籍者数 / 収容定員
4	4	1.00	8	0.18	4	1.00	8	1.00

※在籍者数は、5月1日現在。

※平成16年度より、入学定員に変更あり。(40→4)

表 2

推薦入学者数

学科	平成 13 年度				平成 14 年度				平成 15 年度			
	推薦入 学者数	一般入 学者数	入学 者数	推薦入 学者数/入学 者数	推薦入 学者数	一般入 学者数	入学 者数	推薦入 学者数/入 学者数	推薦入 学者数	一般入 学者数	入学 者数	推薦入 学者数/入学 者数
神道	33	50	83	0.40	23	59	82	0.28	26	68	94	0.28
国文	49	35	84	0.58	34	65	99	0.34	32	73	105	0.30
国史	56	44	100	0.56	44	82	126	0.35	35	73	108	0.32
教育	65	51	116	0.56	37	59	96	0.39	43	71	114	0.38
コミ	33	28	61	0.54	21	28	78	0.27	22	72	94	0.23
社福	141	93	234	0.60	105	131	236	0.44	118	145	263	0.45
計	377	301	678	0.56	264	424	717	0.37	276	502	778	0.35

学科	平成 16 年度				平成 17 年度			
	推薦入 学者数	一般入 学者数	入学 者数	推薦入 学者数/入学 者数	推薦入 学者数	一般入 学者数	入学 者数	推薦入 学者数/入 学者数
神道	33	45	78	0.42	24	66	90	0.27
国文	31	67	98	0.32	35	64	99	0.35
国史	33	78	111	0.30	31	59	90	0.34
教育	53	58	111	0.48	51	52	103	0.50
コミ	21	66	87	0.24	31	62	93	0.33
社福	93	151	244	0.38	107	141	248	0.43
計	264	465	729	0.36	279	444	723	0.39

※ 推薦入学者数とは、推薦入試（一般・指定校・附属校・自己・英検）のすべての入学者の合計数。

※ 一般入学者数とは、一般入試A-I, A-II, B, C, センター利用（前期、後期）、前期マーク2、前期マーク3、前期記述1、前期記述2、中期マーク2、後期記述1、後期記述2、後期マーク2及び神特選、AOを含む入学者の合計数

表 3

入学者数及び在籍者数

学科	入学 定員	平成 13 年度					平成 14 年度					平成 15 年度				
		収容 定員	入学 者数	A 率	在籍 者数	B 率	収容 定員	入学 者数	A 率	在籍 者数	B 率	収容 定員	入学 者数	A 率	在籍 者数	B 率
神道	70	240	83	1.19	307	1.28	260	82	1.17	323	1.24	280	94	1.34	349	1.25
国文	70	340	84	1.20	413	1.21	310	99	1.41	379	1.22	280	105	1.50	392	1.40
国史	80	360	100	1.25	511	1.42	340	126	1.58	476	1.40	320	108	1.35	464	1.45
教育	80	380	116	1.45	525	1.38	350	96	1.20	494	1.41	320	114	1.43	452	1.41
コミ	80	160	61	0.76	103	0.64	240	78	0.98	178	0.74	320	94	1.18	263	0.82
社福	200	880	234	1.17	1009	1.15	880	236	1.18	963	1.09	880	263	1.32	982	1.12
計	580	2,360	678	1.17	2,868	1.22	2,380	717	1.24	2,813	1.18	2,400	778	1.34	2,902	1.21

学科	入学 定員	平成 16 年度					平成 17 年度				
		収容 定員	入学 者数	A 率	在籍 者数	B 率	収容 定員	入学 者数	A 率	在籍 者数	B 率
神道	70	280	78	1.11	352	1.26	280	90	1.29	360	1.29
国文	70	280	98	1.40	411	1.47	280	99	1.41	421	1.50
国史	80	320	111	1.39	462	1.44	320	90	1.13	435	1.36
教育	80	320	111	1.39	433	1.35	320	103	1.29	430	1.34
コミ	80	320	87	1.09	303	0.95	320	93	1.16	329	1.03
社福	218	880	244	1.12	985	1.12	880	248	1.14	983	1.12
計	598	2,400	729	1.22	2,946	1.23	2,400	723	1.21	2,958	1.23

※在籍者数は、5月1日現在。

※在籍者数に編入学生数も含める。

※社会福祉学科は、平成16年度より入学定員に異動あり。〔200→218〕

※A率とは〔入学者数/入学定員〕、B率とは〔在籍者数/収容定員〕

<変更した関係規程>（新旧対照表省略）

問題点に関する助言の中の「教授会と大学評議会の審議事項の重複」を解消するため、①皇學館大学評議会規程、②皇學館大学学則、③皇學館大学大学院学則、④皇學館大学大学院委員会規程、⑤学校法人皇學館奨学規程、⑥皇學館大学奨学賞規程、の一部改訂をした。（規程集参照）

〈 大学基準協会による「改善報告書」に対する再度報告を求める事項への対応 〉

平成 18 年 3 月 27 日付けで大学基準協会による「改善報告書」の検討結果について（通知）でいただいた「改善報告書検討結果」の中にある、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」に対する改善経過を報告する。

今後の改善経過について再度報告を求める事項	改善状況と将来計画
<p>1 文学部国史学科、教育学科では、収容定員に対する在籍学生比率が依然として高いので、是正に向けいっそう努力された。</p>	<p>下表（入学生数及び在籍学生数）のとおり、収容定員に対する在籍学生比率については、募集定員を大幅に上回らない歩留まり等留意しているところである。飛躍的に改善されたとは言いがたいが、平成 20 年 5 月 1 日現在の国史学科の定員超過率は 1.28、教育学科の定員超過率は 1.25 と改善している。今後も入学生数を募集定員に近づけるよう一層努力し、定員超過率の改善に努力したい。</p> <p>文学部国文学科と教育学科においては、平成 18 年度にそれぞれ 10 名、40 名の入学定員の増をし、国文学科 80 名、教育学科 120 名の入学定員とした。また、平成 20 年度 4 月に文学部教育学科を改組し、社会福祉学部から入学定員 50 名を振り替えて教育学部教育学科を設置し入学定員を 170 名とした。更に、教育学部教育学科では平成 21 年度入試では再度、社会福祉学部の入学定員 28 名を振り替えて入学定員を 198 名に増加し、定員超過率改善に努力する。</p>

入学生数及び在籍学生数（大学基礎データ：表 14 参照）

学部	学科	入学定員	平成18年度					平成19年度				
			収容定員	入学者数	A率	在籍者数	B率	収容定員	入学者数	A率	在籍者数	B率
文	神道	70	280	84	1.20	363	1.30	280	83	1.19	340	1.21
	国文	80	290	101	1.26	408	1.41	300	116	1.45	420	1.40
	国史	80	320	108	1.35	417	1.30	320	106	1.33	427	1.33
	教育	120	360	139	1.16	469	1.30	400	155	1.29	512	1.28
	コミ	80	320	88	1.10	333	1.04	320	71	0.89	324	1.01
社会福祉	社福	218	880	222	1.02	964	1.10	880	160	0.73	851	0.97
計		648	2,450	742	1.15	2,954	1.21	2,500	691	1.07	2,874	1.15

学部	学科	入学定員	平成20年度				
			収容定員	入学者数	A率	在籍者数	B率
文	神道	70	280	79	1.13	337	1.20
	国文	80	310	119	1.49	449	1.45
	国史	80	320	90	1.13	408	1.28
	教育	-	320	-	-	401	1.25
	コミ	80	320	80	1.00	324	1.01
社会福祉	社福	168	830	106	0.63	716	0.86
教育	教育	170	170	245	1.44	245	1.44
計		648	2,550	719	1.11	2,880	1.13

※在籍者数は、5月1日現在。

※在籍者数に編入学生数も含める。

※平成18年度より文学部の国文学科入学定員〔70→80〕、教育学科入学定員〔80→120〕に定員増加。

※平成20年度より文学部教育学科を改組し、教育学部教育学科を設置入学定員〔170〕

※平成20年度より社会福祉学部社会福祉学科は、入学定員〔218→169〕を削減。（教育学部に50人振り替え）

※平成21年度より社会福祉学部社会福祉学科は、入学定員〔168→140〕を削減。（教育学部に28人振り替え）

※平成21年度より教育学部教育学科は、入学定員〔170→198〕を増加。（社会福祉学部から28人振り替え）

※A率とは〔入学者数/入学定員〕、B率とは〔在籍者数/収容定員〕

【点検・評価】

（定員超過の是正）文部科学省留意事項・大学基準協会勧告

文学部国文学科、国史学科、教育学科の定員超過率の改善について、平成18年度から国文学科の入学定員を70人から80人に10人定員増し、教育学科の入学定員を80人から120人に40人定員増を実施して改善に努めた。平成20年4月には文学部教育学科を改組し教育学部教育学科を増設し教育学科の定員超過率の改善を目指したが、18歳人口が減少する中で初年度入試において志願者数の増加と歩留まりが予想以上に良かったことにより、入学定員超過率が1.44倍となり定員超過をした結果、定員増（社会福祉学部との振替）改善の方策を検討している。

社会福祉学部については、福祉分野での環境変化等により平成19年度から入学定員割れとなった。その解決策として平成20年度には入学定員を218人から168人に50人削減して改組した教育学部教育学科に振替え、定員割れ解消を目指したが、2年連続で定員割れとなった。そのため教育学部との定員振替による改善の方策を検討している。

（推薦入試の割合）大学基準協会助言

推薦入学者の割合は、平成20年度で国文学科0.36、国史学科0.39、教育学科0.40、社会福祉学部0.29、大学全体0.35となっており減少している。

（編入学定員の確保）大学基準協会助言

社会福祉学部社会福祉学科の編入学定員の確保については、入学定員への振替えにより40人から4人に減じ定員確保に努めており、平成20年度は入学者が5名あり入学定員を満たしている。

(伊勢キャンパスの整備) 大学基準協会助言

老朽化した建築に対する整備計画について、改善報告書で報告した創立130周年・再興50周年記念事業の一環として平成18年度の教育研究棟(新1号館)新築は、平成20年度に増設した教育学部等の諸条件を充分検討し、完成時期を平成22年度に延期することとした。

【改善方策】

(定員超過の是正)

平成21年度から社会福祉学部社会福祉学科社会福祉学専攻の入学定員118人を28人減じ90人とし、教育学部教育学科の入学定員へ振替えて170人を198人とし定員超過の是正に努めることにしている。

(伊勢キャンパスの整備)

教育研究棟(新1号館)新築については、平成19年から基本構想の検討に入り、平成22年10月竣工に向けて、基本設計・詳細設計等を進めているところである。

第 15 章 情報公開・説明責任

第15章 情報公開・説明責任

【到達目標】

- ア 財政について、ステークホルダーに対して、分かりやすく説明責任を果たせる情報公開を実現する。
- イ 情報公開規程に基づき、広報誌・ホームページ上で情報公開する。
- ウ 外部評価の自己点検・評価結果について、積極的に情報公開する。

15-A 財政公開

- ・ 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状説明】

私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等についての『16 文科高第 304 号及び第 305 号（通知）』の趣旨、概要及び留意すべき事項に鑑みて実施している本学園の財務の公開状況は、表 15-1 のとおりである。

表 15-1 本学園の財務公開状況

閲覧に供している書類	事業報告書・収支決算書・決算関係書類、 事業計画書・収支予算書	
閲覧場所	法人本部会計課、社会福祉学部管理課、高校事務室	
媒体名	公開内容	
ホームページ	事業報告書	I 法人の概要、II 事業概要、 III 財務の概要 (資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表 の3表の過去5年間推移をグラフで表示)
	決算書類	資金収支計算書、資金収支内訳表 消費収支計算書、消費収支内訳表 人件費内訳表、貸借対照表、固定資産明細表 借入金明細表、基本金明細表及び組入れに係る計画表 監事の監査報告書、財産目録
学園広報誌	K-らいふ (学生、父母、神社、 教育関係、福祉施設他)	資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表について グラフを交えて解説している。
学園機関紙	皇學館学園報 (学生、父母、神社、 教育関係、福祉施設他)	
卒業会誌	館友 (卒業生)	

財務情報の公開については、まずは、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に、「事業報告書」「決算書」「財産目録」の書類を作成するとともに、監事の作成する監査報告書を添付し、事務所に備え置き、在学者・教職員、その他の利害関係人から請求があった場合には、それら閲覧に供している。

ついで、ホームページにおいて、平成 16 年度より事業報告書(I 法人の概要、II 事業の概要、III 財務の概要及び決算書・財産目録並びに監事監査報告書)を公開している。

また、学園広報誌等上には、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表について、グラフを交えて解説している。

さらに、教職員に対しては財務書類の背景となる、事業の方針やその内容、財政に影響を及ぼす各種トレンド情報及び財政指標並びに志願者・学生数等をグラフ化し、これらを用いて説明を行い、大学の財政状況をより理解できるようにしている。また、閲覧に供している資料、それらを補足する資料等については、常時、学内LANを介して情報検索できるようにしている。

【点検・評価】

私立学校法改正により義務付けられている閲覧書類については、完備しており、問題ないと判断している。

教職員に対しては、財政の状況を承知しうるよう前述のように補足説明資料を提供するなど十分配慮している。これにより予算の執行等を反映した財政全体の長所と問題点を認識することができるので、教職員の意識向上に寄与している。

一方、在学生、保護者に対しても前述のようにホームページ及び学園広報誌等で詳細に公開し、教育研究面だけではなく財政面をも知らせることは、教育研究と財政が両輪であることを理解していただくうえで重要である。しかし、学校法人会計は複雑で、理解し難いところがあるので、今後も財務書類の理解を得るために、説明方法の充実化を図る必要がある。

【改善方策】

前述のように、学内的には、財政の公開と説明責任は十分果たしているが、公開情報に対して、社会的説明責任を果たす姿勢を学内関係者一人一人が持つことが重要である。学校法人会計基準には、とくに企業会計と比べた場合、固有の計算方法があり、一般に理解しにくいとの批判がある。そこで、今後は、学生・生徒や保護者の立場にたった、あるいは企業関係者等の判断に資するよう、わかりやすい表現(わかりやすい言葉、グラフや図による表示、文言の解説等)を多く用いて、より一層理解を深めていただけるよう、工夫・改善を行う。

このように、社会的に情報を公開することにより、本学の新たな側面を知ってもらう一つのきっかけとなると考える。それによって本学と社会との相互理解がより深まり、ひいては本学の改善・改革へと繋がっていくものと確信している。

15-B 情報公開請求への対応

・ 情報公開請求への対応状況とその適切性

【現状説明】

平成19年4月1日に学校法人皇學館情報公開規程（以下「規程」という。）を制定し、情報公開の範囲、公開手続き、公開請求があった場合の対応等を明確にして、これに基づ

き対応することとした。

規程第2条では、次の情報について広報誌及びホームページにおいて公開する旨定めている。

- (1) 収支予算及び事業計画
- (2) 決算及び事業報告書
- (3) 学生・生徒数
- (4) 教職員数
- (5) 入学試験実施状況
- (6) 卒業生就職状況
- (7) 自己点検・評価及び認証評価機関による評価結果
- (8) その他理事長が必要と認めた情報

上記(8) その他理事長が必要と認めた情報として、①寄附行為・学則、②教員研究業績、③シラバスを学内外に公開しており、学内教職員及び学生には、学生による授業評価アンケート結果を公開している。

また、規程により情報公開請求の窓口は、事務局総務課が行うこととされ、①個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる場合又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利若しくは利益を害する恐れのある場合、②本法人と関わりのある本法人に関する情報であって、公にすることにより本法人の事業の適正な遂行に支障をきたす恐れのある場合、③その他、情報を公開することで本法人の教育・研究及び業務の遂行に重大な支障をきたす恐れのある場合を除き、公開することを規定している。

【点検・評価】

規程の制定により、情報公開請求がなされるまでもなく自ら公開する情報の範囲が明確にされ、さらに理事長の判断により、より多くの情報を公開していることは、評価できる。

ただし、情報公開請求に関する対応について明確にされているものの、規程の制定前後を通じて、情報公開の請求がなされたことがないため、規程の内容どおりに機能するかの検証がなされていない。

【改善方策】

今後もステークホルダーや社会への説明責任を明確にするため、自ら公開する情報の範囲及び公開対象を拡大するとともに、情報公開請求があれば迅速、適切に対応する。

一方、情報公開への対応が規程どおり機能するかの検証を進める。

15-C 点検・評価結果の発信

- ・ 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性
- ・ 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状説明】

自己点検・評価結果の学内外への発信については、平成 16 年 12 月 22 日付けで学長より「中期計画策定」について諮問がされ、中期計画策定委員会を組織し審議を進め、具体的な中期計画策定を進めるための指針を大学教職員全員に配布し共通理解の基に自己点検・評価を進めることが合意された。

本学は、外部評価としては平成 13 年 8 月に（財）大学基準協会の相互評価を受けて自己点検・評価報告書を刊行している。刊行した自己点検・評価報告書を理事・評議員・他大学等に配布し、学外関係者に対して積極的に情報発信をしている。

学生による授業評価アンケート（毎年）・学生実態調査（隔年）を実施しており、授業評価アンケート結果は学内ホームページで公表するとともに、冊子にして学科研究室並びに図書館に設置して、公開している。また、教員の研究業績データベースを立ち上げ、学内ネットワーク及び公式ホームページで公開している。

【点検・評価】

本学では自己点検・評価結果報告書を刊行し学内及び特定の学外者に配布しているが、ステークホルダーに対して公式ホームページでの公開はしていない。また、外部評価については、大学基準協会の相互評価以外には学外の第三者による独自の評価システムとしては完備していないという問題もある。

【改善方策】

平成 21 年度に大学基準協会の大学評価を受けるべく、平成 19 年度中に第 1 次の自己点検評価を進める中で、平成 20 年度に第 2 次の自己点検評価を進めて自己点検評価報告書草稿を纏めて、平成 21 年 1 月に大学評価申請を行うことを決定している。

自己点検・評価結果報告書については、公式ホームページでの公開を大学広報委員会・各学部広報委員会で進めることにしている。

外部評価については、ステークホルダーに対する説明責任を果たすために、大学関係者以外の第三者を評価担当者とした、大学基準協会の相互評価以外のシステムを構築していく必要もあり、学長補佐・教育開発センター・全学 F D 協議会が連携して構成員・システム等の検討を進めることにしている。

III 終章

終 章

1. 自己点検・評価の概要

本学は、神道の共生と正直の精神をバックボーンとし、わが国の歴史と伝統に根ざす日本文化を探究するという建学の精神に基づいて教育理念を置き、健全な道義観の育成と、現実の社会においてこれらの精神を活かし得る能力をもった国家有用の人材を育てる努力を続けてきた。その結果は、社会において高い評価を勝ち得ていると自負している。

昭和 37 年に文学部を創設して以後、教育研究組織の拡充を進め、現在、文学部、教育学部、社会福祉学部の 3 学部、そして文学研究科と社会福祉学研究科の 2 大学院研究科と神道学専攻科を設置している。さらには、大学の附置機関として神道研究所と史料編纂所という 2 つの研究所と神道博物館を設置し、また社会福祉学部の附置機関として地域福祉文化研究所を設置している。本学のこのような発展は、上記の建学の精神に基づく教育理念、とりわけ神道の共生の精神を現代という時代の要請へ適合させるという形で具現化してきた点に最大の特徴がある。

学士課程の教育内容・方法等については、本学では大学を取り巻く社会環境の変化に対応して定期的に教育課程の見直しや教育方法の改善を行ってきた。近年では、平成 16 年度に、学士課程の教育全体に広い意味での教養教育的性格を持たせるとともに、教養科目と専門科目との関連させる方針から改訂を行った。しかし、その実施過程を点検・評価する中で問題点が見出されたことから、これを改善する必要性が起こったので、これを機に教育課程の改善とあわせて、進行の激しい入学生の基礎学力の低下に対処してきめ細かい指導を行い、多様な人材養成などの大学に対する社会的要請に応えるとともに、本学の建学の精神をより一層具現化するという方針から教育課程の改訂を行い、これを平成 20 年度から実施している。

この教育内容・方法の改訂は、①入学前教育および入学後の導入教育の重視、②初年次における履修単位の実質化を図るための履修登録単位の制限、③キャリア教育の重視、④日本の伝統文化に関する教育の重視、⑤学生の進路への動機付けや学習目標の明確化、学習意欲の喚起をねらいとした履修モデルの提示などの内容をもつものであった。今後、この新教育課程を適切に進行、管理し、教育課程改訂の所期の目的を果たすように努力するとともに、恒常的に教育内容や方法の検証を行っていく。こうした教育課程や指導法における管理や質的向上については、平成 20 年 6 月に開設した教育開発センターを中心に組織的に行っていく。

本学の教育は学士課程の教養教育、専門教育を行うとともに、併せて教育職員免許状や保育士資格が取得できることが特色である。教員養成や保育士の養成に当たっては即戦力になる人材が求められていることから、関係の専門的知識の学修とともに実習科目の学修が強く要請される。この点において、本学は平成 20 年度 4 月から教職支援室を設置し、義務教育や高等学校教育に関して実務経験の豊富なスタッフを配置し、支援体制を強化して

おり、今後この成果が期待される場所である。

大学院研究科の教育は文学部および社会福祉学部を基礎に構成され、専攻によって重点の置き方には違いがあるが、研究者養成と高度専門職業人養成の2つの目標を掲げて教育・研究指導を行っている。いずれの専攻においても少人数の大学院生に対して丁寧な研究指導を行っている。しかし、2つの目標の達成という点からみると必ずしも成功しているとは言えない。研究者養成については、文学研究科の3専攻における課程博士の学位取得者を増やすための指導体制の整備を進める必要がある。高度職業人養成については教育課程の見直しを行うとともに、より一層のきめ細かい教育・研究指導を行っていく必要がある。教育学専攻については、これを改組して、教育学部を基礎に置く教育学研究科教育学専攻の設置を計画しており、その計画の中で教育課程の整備、学士課程教育との連携を強化していく。

学生の受け入れについては、適正で公正な入学試験を行うとともに、多様な入学試験の実施や学部、学科の目標などに応じたきめ細かな学生募集を行い、さらには社会環境の変化や地域社会の本学に寄せる要請の多様化に対応して教育課程の改革を行うなど、多様な学生を受け入れる体制を実施してきた。しかし、18歳人口の減少の影響を受けて文学部や社会福祉学部においては志願者数の減少を来している。とりわけ社会福祉学部においては、上記の努力にもかかわらず、この数年、大幅な志願者数の減少を起している。本学はこの原因の主たるものが社会福祉分野をめぐる社会環境の変化に求めることができると考え、このような状況に対応して、社会福祉学部を改組して、社会的要請に応えられる新学部を設置を計画中である。

一方、社会環境の変化や本学への社会的要請の変化に対応して、平成20年4月に文学部教育学科を改組して創設した教育学部教育学科の学生募集においては、カリキュラムの充実やこれまでの文学部教育学科の実績に対する地域社会の高い評価によって、学生募集において大きな成功を収めた。

学部ごとの理念や教育目標に合致した学力や資質などをもつ学生を受け入れる方法としては、学生募集において学部の理念や目標について丁寧な広報を行うほかに、AO入試や推薦入試において面談や面接をきめ細かく行うとともに、一般入試において学部ごとに科目の選択を可能にする方法をとっている。ただし、AO入試については、入学生が学士課程教育を受けるのに必要な基礎学力をどのように担保するかが今後の検討課題である。

学生の定員管理については、学生に対する教育の質の確保の観点から適切な運営が欠かせない。収容定員と在籍学生数の比率に関する本学の現状は、文学部が1.24倍で、これは留年者の増加によるものであることから、留年者対策によって定員管理を進めていかなければならない。また教育学部については1.44倍で、これは平成20年度入試における入学定員超過によるもので、今後21年度入試以降入学定員を厳しく管理していく。一方、社会福祉学部については収容定員に対する超過率が0.86倍で、これは入学者数のこの数年、定員割れが続いたことによるものである。社会福祉学部におけるこの問題は前述のごとく同学部の改組の中で検討していく。

大学院における学生の受け入れについては、各専攻の教育目標にそった入学者選抜を行

っている。しかし、学生募集の広報活動は学部のそれに比べて活発とは言えない。また、文学研究科の神道学、国文学、国史学の3専攻については研究者養成中心の学生募集や入学試験を改めて、高度専門職業人の養成や生涯学習の機会の提供という観点からの学生募集や入学試験をも行うことが必要である。

学生生活については、学生が安心して学修ができ、心身ともに健康な大学生活をおくれるように、本学では様々な環境整備を行っている。

学生の経済的支援については、各種の奨学金制度や貸付金制度を設けている。本学独自の奨学金制度は育英奨学金の性格が強く、貸付金制度は経済的困窮の救済を目的とするものである。また、学外各種団体等の奨学金は5団体、5種類のものであり、いずれも対象が神社神道・神道学を学ぶ学生に限られるが、本学独自の奨学制度として評価できる。しかし、在学生の実態には経済的困窮の問題を抱えていて、それを理由に退学を余儀なくする学生が増えている状況の中で、全学的に経済的困窮の学生に対する奨学金の制度を整備する必要がある。

その他、本学独自の経済的支援策としては、伊勢学舎には学生寮（男子寮と女子寮）があり、文学部と教育学部の1・2年次生を対象にして、「教育寮」の性格に加えて保護者・学生の生活面での経済的支援を行っていて、これは評価できるところである。

学生が健康な大学生活を送れるように支援する制度として、指導教員制とクラス担任制を設置し、学生個々の生活全般に関する助言や支援を行っている。指導教員制についてはオフィス・アワーを設定し、指導教員の研究室で面談を受けることができるようにしている。また、悩みの相談機関として学生相談室を設置し、専門のカウンセラーを配置しており、多くの学生がこれを利用している。そのほか、伊勢学舎では学生によるピアサポートを始めている。学生の人権を守るためにハラスメントのない環境を維持するために「キャンパス・ハラスメント防止に関する規程」を定めて、体制の整備・強化を行っており、これは効果的に運営されている。

就職支援については、これまで学部の専任教員と就職課職員で構成される就職委員会と就職課が担ってきた。伊勢学舎では、学生とりわけ教育学部の学生に教職志望者が多いことから、平成20年4月から教職支援室を設置し、義務教育および高等学校の教職経験者を専任の職員として配置し、教育実習および保育実習の実務運営に加えて教職への就職指導を行う体制をとっており、これが有効に機能している。なお、就職委員会や就職課が就職支援一般をこれまで通り行っていることは言うまでもない。このほか、雇用環境の変化に対応して、学生に進路選択に関する意識を育てるために1年次からキャリア教育を充実している。社会福祉学部では平成17年度から、YESプログラムの導入など就職支援体制の整備を図り、学生の意識を高める上で一定の成果を上げてきた。

学生の課外活動に対する指導・支援については、体育関係施設、クラブハウスなどの施設面や課外活動援助金制度などの環境整備、学長を会長とする教員と学生で構成する学友会組織や学生指導のための教員組織である学生委員会などによる連絡調整によって対応している。こうしたきめ細かい指導と支援によって課外活動は活発に行われている。

研究活動については、各学部・研究科および附置研究所の専任教員の研究活動は、一部

を除き、個人研究及び共同研究においておおむね活発に行われている。今後の課題としては、科学研究費等の外部資金の導入を促進することである。これについては平成19年秋に日本学術振興会の担当者を招いて説明会を開いたが、これを第一歩として向上改善を進めていく。

研究環境については、個人研究室の整備、個人研究費・共同研究費等の研究助成などの確保という点では概ね良好な環境を整備している。しかし、研究時間の確保という点では、校務の肥大化のために年々研究時間が圧迫されており、その意味での研究環境は悪化している。諸校務の見直しなどによって研究時間を確保することが重要課題となっている。

社会貢献については、本学は昭和37年の再興時から地域の市民を対象とする公開講座を行っており、半世紀近くの歴史を誇っている。また、この公開講座による市民への生涯学習の機会の提供の方針は社会福祉学部開設に際しても継承され、名張市民を中心として地域の市民対象の公開講座を行ってきた。その他、附置研究所も多様な公開講座を開き、生涯学習の機会を提供している。

こうした組織的な社会貢献に加えて、専任教員の個人レベルで行政の審議会委員や各種委員会委員、講演や研修会の講師等において社会貢献活動が行われている。また、本学は地元地方公共団体と協定を結んで、文化・教育・学術の分野等で相互の機能向上を図り、地域の活性化と人材の育成に貢献する努力を行っている。今後はこうした活動を統括する部署を設置して一層推進していく。

教員組織については、本学の教育目標の達成に必要な規模と質を基本的に充足しており、専門科目やゼミ等の少人数授業においては専任教員を優先的に配置している。一方、一般教養教育的授業科目では兼任教員の比率が高いことが目につくが、これは学外から多様な人材を得ようとする方針から作られた教育課程編成によるものである。教員の年齢構成は概ね均衡がとれていると評価できる。教員の募集・任免・昇格に関しては適切な基準と手続きによって行われている。

教育研究活動の高度化や教育の質的向上、参加型の教育の重視などの要請が高まる中で、T Aを含めた教育研究支援職員の整備の重要性が増している。本学はこの点でT Aについては制度的には整備されているが、有効な活用がなされていない。今後、新設の教育開発センターを中心に、教員の認識を深めて活発な活用を行っていく。また、その他の教育研究支援職員の配置については私立大学としての本学の財政状況を踏まえながら整備していく。

大学院の教員組織については、原則として学部専任教員が兼担している。学部専任が大学院の授業担当者として任用される際の基準や審査は適切に行われており、大学院の教育目標の達成に必要な規模と質を基本的に充足している。しかし、T Aを含めて研究支援職員は配置しておらず、今後大学院での教育研究を発展させていくためには研究支援のための体制の整備が必要である。これについても私立大学としての本学の財政状況を踏まえながら進めていく。

本学の事務組織と教学組織との関係については、教学組織の意思決定機関である大学評議会、教授会、大学院委員会、研究科委員会等に事務組織側から職員が参加し、意思決定

が適切に機能するように支援業務を行っており、両者間の連携協力関係は確立され、大学運営における有機的一体性は確保されている。また、教授会で事務組織側の職員が審議事項等についての説明責任の一端を担うとともに、各種委員会では事務組織側の職員が委員として参加し教学に関わる企画・立案・補佐機能を果たしている。

しかし、大学を取り巻く環境変化に対応して教学組織の改革、カリキュラムの改革等が進められ、それに伴って新たな分野の業務が増加し、業務の質も複雑化・高度化してきた。このような状況に対応して、今後、職員研修を充実させて能力開発を進めて専門性の向上を図るとともに、アウトソーシングの活用など業務の合理化、効率化を進める。

本学の施設・設備等については、キャンパスが伊勢市と名張市に分かれており、伊勢学舎では文学部と教育学部および大学院文学研究科等が置かれ、名張学舎には社会福祉学部と大学院社会福祉学研究科等が置かれている。これらの施設・設備は学部・研究科ごとの専用ではなく、共用となっているが、それぞれは大学設置基準および大学院設置基準を充足している。しかし、伊勢学舎の場合は、必ずしも教育研究の展開にとって量的にも質的にも満足のできる状態ではない。加えて、1号館は老朽化し、耐震性が問題とされている。これらのことから、現在、教育棟と研究棟を含む新1号館の建設計画を進めており、教育棟は平成22年9月完成予定である。これによって教育研究のための環境整備が実現できる見通しである。

施設・設備面における障害者への配慮に関しては、名張学舎については社会福祉学部開設当時からバリアフリーの理念から整備を行ってきた。一方、伊勢学舎の方は必ずしも十分とは言えない状況にある。現在計画中的の新1号館ではバリアフリーの理念を盛り込んで計画を進めている。また、学生用のエレベータ未設置の伊勢学舎の図書館等については補助金の活用などによってバリアフリー化を図る。

本学はキャンパスが伊勢市と名張市に分かれていることから両学舎に図書館が設置され、それぞれに置かれている学部・大学院研究科の教育・研究活動を支援するために適切に運営されている。また、伊勢学舎では各学部の各学科に図書室が置かれるとともに、附置研究所にも資料室がある。平成19年度末における蔵書量は、伊勢学舎の図書館の蔵書数は約25万冊、名張学舎の図書館の蔵書数は約6万7千冊で、これに学科と附置研究所の蔵書数を加えた全蔵書数は約8万8千冊である。なお、両学舎の図書は相互に利用できる体制をとっていることは言うまでもない。

伊勢学舎の図書館は平成5年に竣工したもので、収容可能冊数は54万5千冊、学生閲覧室の座席数は313席である。名張学舎の図書館は平成10年に竣工したもので、収容可能冊数は9万6千冊、学生閲覧室の座席数は154席である。座席数と収容学生数との対比は、伊勢学舎で15.7%、名張学舎では18.1%で、ゆとりある閲覧スペースとは言えないものの、充足はしている。また、開館時間については、授業終了後の利用を保証する方針から、授業終了後30分以上は確保するようにしている。しかし、大学院研究科の教育学専攻が昼夜開講制をとっていて、夜間の授業終了時刻の21時10分に対応できないことが問題である。

一方、毎年の図書の増加で書架や書庫等の狭隘化が問題となっている。これに対処するために、学部・大学院の教育に対応した体系的収書を進め、また資料の一元管理を進める。

なお、資料の一元管理については平成 21 年度から実施することが決定している。

学術情報の処理・提供システム等については、平成 3 年度から図書館コンピュータシステムを導入し、以後これを改善し、現在では NACSIS-CAT や NACSIS-ILL への参加により他大学との協力を強めている。また、平成 20 年度末には新図書館システムを導入する予定で、これによって利用環境の一層の整備が進む。

管理運営に関しては、学部については原則的に各学部の教授会が学部ごとの教学の意思決定機関として責任ある役割を果たしている。教授会の運営は各学部教授会規程に基づいて運営され、学部長が招集し、議長を務める。教授会の運営については、学部長を中心とする教学側委員とそれを支援する事務組織側の職員で構成する「総務委員会」（「入試委員会」「人事委員会」をも兼ねる学部運営会議である。）によって運営されており、教学の最高決定機関として機能している。なお、文学部教授会と教育学部教授会は相互の連携協力のもとに教育・研究を進めることを可能にするために、両者の教授会規程のほかに「文学部・教育学部合同教授会規程」を定めて、原則的に合同の教授会を運営しており、現時点では問題もなく効率的な運営を行うことができている。

大学院研究科の管理運営については、各研究科委員会が研究科ごとの教学の意思決定機関として責任ある役割を果たしている。研究科委員会の運営は各研究科長が招集し、議長となる。研究科長は文学研究科にあつては文学部長が、また社会福祉学研究科にあつては社会福祉学部長が兼任している。大学院研究科の教員組織は学部の専任教員との兼担であることから、運営は学部教授会と有機的に連携協力を取りやすい組織となっている。

また、本学の教学面での管理運営においては、各学部の各種委員会のほかに全学的な各種委員会が設置され、教学事項の全学的な運営と学部間あるいは研究科間の調整機能を果たしている。そのほか、重要事項を審議し、大学内の各審議機関の調整を図るために大学評議会が設けられている。また、平成 19 年度から、学長のリーダーシップの下で急激な社会状況の変化に組織的に、かつ迅速に対応できるようにするための組織として学長補佐体制が実施されている。学長の諮問に応じて立案、課題の整理等の役割を担って、諸課題の解決において効果的な組織となっている。

学校法人皇學館には理事会と評議員会がおかれ、学校法人の最高決定機関としての役割を果たしている。理事会と教学組織との関係は、理事に教学組織の最高責任者である学長と各教授会から学長が加わり、教学側の意思を反映し学外理事と協力して管理運営に当たる組織を設けている。また、評議員会と教学組織との関係は、学長、学部長のほかに学生部長、附属図書館長、3 人の附置研究所長、情報処理センター長、教育開発センター長、各学部教授会から選出された教員各 2 名が加わり、法人側に教学側の意思を反映させる組織を設けている。このほか、理事長、常務理事、学長、学部長、事務局長等で構成する常勤理事会が設けられていて、これが教学組織と法人理事会との連携協力関係の強化、意思疎通の円滑化を図る上で重要な役割を果たしている。

教育研究の目的や目標を達成するために必要な財政基盤について、本学はこれまで人件費や諸経費のアップを学生納付金の増収で対応するという手段を取ってきたが、学齢人口の激減期において、この方法ではそれを乗り切ることができない。今後は、帰属収入の 90%

で年間の運営ができるようにし、帰属収入の 10%を留保するという考え方に基づいて中・長期的な財務計画決定している。その目標は、安全性（学生数の確保、外部資金の獲得）、健全性（人件費の削減、経費の削減、借入金の削減）、社会性（財務公開）である。今後この計画を具体的に遂行していく全構成員の共通理解にするような努力が急務である。

本学は自己点検・評価活動の重要性を早くから認識し、取り組んできた。平成 3 年 3 月には、教学体制検討特別委員会を設置し、教育課程の大幅な見直しを行うとともに、自己点検・評価の準備を開始した。そして、平成 6 年 4 月には「皇學館大学将来構想・自己点検評価に関する教授会の委員会」を設置し、同委員会が中心になって、自己点検・評価に関する諸規程を整備するとともに、本学における第一次の『自己点検報告書』を作成した。その後、本学は平成 7 年 4 月に自己点検・評価に関する諸規程に基づき、全学自己点検・評価委員会、教育研究自己点検・評価委員会、管理運営自己点検・評価委員会が中心となって、自己点検・評価活動を本格化させ、その成果を平成 8 年から平成 9 年にかけて刊行した。

こうした経緯を経て平成 11 年からは大学基準協会の維持会員の認定を得るべく、自己点検・評価活動の体制を一層整備し、作業を実施し、平成 13 年 6 月に『皇學館大学自己点検・評価報告書—大学基準協会相互評価報告書—』を作成し、平成 14 年 3 月に維持会員加盟が認定された。そして、その評価結果についての改善報告書を平成 17 年 7 月に提出している。

平成 16 年に学校教育法と大学設置基準が改正され、大学における自己点検・評価の実施と結果の公表が義務付けられ、また文部科学省の認める認証評価機関による大学評価を 7 年以内ごとに受けることが義務付けられた。本学はこれを受けて平成 19 年から学長をトップに前述の自己点検・評価の 3 委員会を中心に全学的な自己点検・作業を行った。本報告書はこうした 3 年間に及ぶ自己点検・評価活動の成果をまとめたものである。

本学の自己点検・評価の結果は、「学校法人皇學館自己点検・評価規程」で、「本学の自己点検・評価の結果は、教育研究及び管理運営の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化とに生かされなければならない」と定められている。また、自己点検・評価に関する他の規程でも自己点検・評価の結果を活用し、改善に努めるように定めている。このように自己点検・評価の結果を基礎にして改善・改革が行われる体制は整備されている。しかし、それが改善・改革として計画化され、実施に結びつく仕組みについては確立しているとは言い難い。今後、将来に向けた改善・改革を恒常的に行っていくためには、全学的に改善計画を策定し、毎年度の改善・改革結果を学長や理事長に報告するような体制の構築を行うことが必要である。

大学の現状に関する情報を広く社会に公開し、説明責任を果たすことは公教育を担う大学の役割からして当然である。本学では財務状況について書類の閲覧の他に、平成 16 年度から大学の公式ホームページで事業報告書を公開している。また、学園広報誌には資金収支計算書や消費収支計算書などを載せている。しかし、財務に関する情報は一般に理解しにくいとの批判があるので、今後は、わかりやすい表現を多く用いて、より一層理解を得られやすくなるよう工夫・改善を行う。

自己点検・評価結果の学内外への発信については前述のように刊行して公開してきたが、

今後は大学の公式ホームページで公開する方向で関係の委員会で検討を進める。

2. 達成状況の評価

今回の自己点検・評価によって、本学の理念・目的および学部・研究科等の目的・目標は、基本的には達成されていると評価できる。また、教育研究組織が本学の理念や目的にふさわしく設置されているか、またそれらが十分に機能しているか、さらには大学に対する社会的要請の変化に対応しているかについては、恒常的に検証して改善・改革を進めきたことにより、基本的には達成されていると評価される。今後も恒常的に自己点検・評価を行い、改善・改革を行っていく。

学部や大学院の教育内容・方法、学生の受け入れ、教員組織などの自己点検・評価項目に関しても、恒常的な自己点検・評価活動の結果を踏まえて目標の達成に向けて努力をしてきたことにより、概ね目標を達成していると評価できる。しかし、いくつかの点で早急に改善・改革しなければならない課題がある。

その一つは、志願者の大幅な減少と定員割れを起こしている社会福祉学部をどのように改革するかという大きく、かつ早急に対策を講ずる必要のある問題である。これについては現在大学に設けられている教学体制・経営改革プロジェクトの中で改組計画の検討を進めている。

第二の問題は、大学院教育の見直しで、博士後期課程における課程博士の学位取得者を増やすことができるように学生の受け入れや指導体制の強化をはかること、博士前期課程を高度専門職業人養成の観点から見直すこと、さらに文学研究科教育学専攻のカリキュラムを度専門職業人養成の観点から整備することである。第三点については現在、教育学部を基礎に置く研究科を計画中で、この中で具体化していく。

第三の問題は、研究活動のための外部資金獲得の弱さである。研究経費の確保による財務の安定化への貢献という観点からばかりでなく、社会との連携を強化するという観点からも、外部資金による研究活動の活性化が必要である。

第四の問題は、教員の教育と研究時間の確保ということである。近年急速に増加している校務の合理化、効率化、あるいはカリキュラムの見直し等によってそれを図ることが急がれる。

最後に、これらの自己点検・評価活動によって明らかになった長所と問題点、改善・改革のための方策は、本学の発展の基本的な方向性を見定め、それに向けて今何をなすべきかを見出す上での貴重な判断材料を提示している。大学の使命である教育と研究、大学の存続と発展を支える健全で安定性のある財政と組織体制、これらの改革を積極的に実施していくことが我々に課せられた課題であることを深く心に刻んで、本報告書の結びとしたい。